

戦後日華・日台関係-安全保障をめぐる政策論の視点から

林 彦宏

Lin, Yen Hung

目 次

はじめに	5
第1節 研究背景と研究目的	5
第2節 先行研究	9
第3節 論文構成	12
第1章 台湾の特異性	18
第1節 東アジアにおける台湾の存在	18
第2節 日・米・中・台：四つのアクター	19
第3節 小 結	21
第2章 日・米・中の観点から見る台湾の戦略的価値	24
第1節 日本の観点	24
第2節 米国の観点	25
第3節 中国の観点	29
第4節 小 結	30
第3章 日華関係の史的展開とその終焉	35
第1節 日華関係の発展と日華平和条約の締結	35
第1項 日華平和条約への経緯	35
1. 顧維鈞(V. K. Wellington Koo)駐米大使とジョン・F・ダレス(John Foster Dulles) 国務省顧問の会談	38
2. 葉一ランキン会談	48
3. 対日平和条約調印後の状況	49
4. 米国の圧力と吉田書簡の作成	51
第2項 日華平和条約の内容と特質	53
第3項 日華平和条約の意義と限界	55
第2節 日華の国交断絶と日中平和友好条約の締結	56
第1項 日中平和友好条約の締結経緯	56
1. 国際情勢の変動とニクソン(Richard Milhous Nixon)訪中	56
2. 中華民国の国連脱退	57
3. 中華人民共和国とカナダの国交樹立	58
4. 日本国内の動向と中華人民共和国への接近	59
5. 中華民国の抗議と外務省内での日中国交正常化への準備	60
6. 台湾への秘使派遣	62
7. 田中首相と大平外相の訪中	64
8. 田中首相と周総理の会談	66

9. 日華断交と関係の継続.....	69
第2項 日中共同声明及び日中平和友好条約の内容と特質.....	70
第3項 日中平和友好条約の課題.....	72
第3節 小 結.....	74
第4章 台湾海峡危機の対応.....	86
第1節 第1次台湾海峡危機の経緯と結果.....	86
第2節 第2次台湾海峡危機の経緯と結果.....	90
第3節 第3次台湾海峡危機の経緯と結果.....	94
第4節 小 結.....	97
第5章 台湾の民主化と新たな日台・米台・中台関係の模索.....	104
第1節 台湾民主化後の日台関係の模索.....	104
第1項 政経分離の日台関係.....	104
第2項 小泉首相の対台湾政策.....	105
第3項 民主党政権時の対台湾政策.....	106
第4項 安倍政権の対台湾政策.....	106
第2節 米台関係の模索.....	108
第1項 米国の台湾戦略.....	108
第2項 米国の対中・対台「二本立て」政策.....	108
第3項 オバマ政権の対台湾政策.....	109
第3節 中台関係の模索.....	110
第1項 台湾初の大統領選挙.....	110
第2項 李・陳両総統の主張と中国の対応.....	111
第3項 馬英九の再選と中台関係への影響.....	112
第4項 電撃の「馬習会」と2016年1月の総統選挙.....	113
第4節 小 結.....	114
第6章 中国の台頭とその影響.....	118
第1節 近年の中国の台頭.....	118
第1項 中国の覇権主義による周辺諸国との摩擦.....	118
第2項 領海法の制定.....	118
第3項 2012年度米国国防省の年次報告書.....	119
第2節 中国の「核心的利益」としての台湾問題.....	130
第1項 中国の「核心的利益」.....	130
第2項 反国家分裂法の制定と台湾の抗議.....	130
第3項 反国家分裂法に対する各国の反論.....	132
第4項 国防動員法の制定.....	133

第3節 小 結.....	134
第7章 日・米・台の安全保障論議.....	138
第1節 日米安全保障体制の再確認.....	138
第1項 ナイ・レポート	138
第2項 アーミテージ・レポート	139
第2節 台湾の国防問題と日・米・台安全保障協力の可能性	141
第1項 台湾の国防	141
第2項 日米台の安全保障協力.....	143
第3項 日米同盟と「周辺事態法」	145
第3節 日本国の特殊事情「憲法」と「集団的自衛権」—危機対応.....	149
第1項 憲法第9条と集団的自衛権.....	149
第2項 集団的自衛権と「台湾有事」	153
第4節 小 結.....	155
おわりに	160
引用・参考文献.....	165
付録(1): 投資の自由化、促進及び保護に関する相互協力のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取極め(仮訳)	181
付録(2): 公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取極め.....	193

はじめに

第1節 研究背景と研究目的

日本と台湾は、地理的に接近している。また、「経済貿易関係」¹や「人的関係」²において、両国は極めて緊密である。台湾は、日本にとって生命線であり、日本は、台湾にとって運命共同体であるとよく言われている。

2009年4月中旬に、台湾の台北駐日経済文化代表処が、ギャラップ社に依頼した世論調査では、日本人の56%が台湾に親近感を持ち、65%が台湾を信頼しているという結果が得られた。さらに、台湾へ1回以上行ったことがある人は、18.5%に達している。全日本人の5人に1人近くが、一度は台湾に行ったことがあるのである。つまり「日本と台湾は、国民感情のレベルでは、非常に友好的かつ信頼」³をもっているのである。

2009年4月3日に公益財団法人交流協会と台北駐日経済文化代表処との間で「ワーキング・ホリデー制度導入に関する書簡が発表され、同年6月1日から同制度が実施されることとなった」⁴が、これをきっかけとして「日台双方の青少年の交流や相互理解が促進されることが期待された。この制度は、18歳から30歳以下、1年間を限度に主として休暇を過ごすことを目的とし、年間2000人を対象」⁵としたものである。

2013年1月11日から1月27日にかけて、公益財団法人交流協会が台湾人に実施した世論調査では興味深い結果が見られる。この調査では「台湾人の『最も好きな国』は、日本であった。その比率は43%で、2位のシンガポール(7%)、3位の米国(7%)を大きく引き離している。同じ調査で『海外旅行するとした場合』についても、38%の日本が第1位で、ヨーロッパ諸国を一つにまとめたとしても34%で2位、中国は3位ではあるがわずか9%、アメリカ4位は6%である」⁶といった結果となった。公益財団法人交流協会の2013年度の報告書を見ると、「台湾を訪問した日本人は、約234万人にのぼった。一方、日本を訪問した台湾人は、約142万人」⁷とあった(表1を参照する)。さらに、公益財団法人交流協会が2016年1月15日から2月2日にかけて、台湾における対日意識の世論調査を行った。『海外旅行するとした場合』についても、42%の日本が第1位で、ヨーロッパ諸国を一つにまとめたとしても23%で2位、中国は3位ではあるがわずか7%、オーストラリア4位は6%である」⁸といった変化が見られた(図1を参照する)。

このような関係にある理由の一つは、2005年に名古屋で開催された愛・地球博覧会で3月11日から9月25日までの間、日本政府は「短期滞在目的の台湾からの訪日者に対して査証免除を実施した」⁹ことにある。その後「2005年8月に『入国管理及び難民認定法』の特例法が成立し、台湾に対する査証免除措置が継続される」¹⁰こととなった。それ以来、日台間の人的交流は、盛んになっていった。さらに、「2007年9月19日に

日本政府が、台湾の運転免許証を日本でも使えるようにする、改正道路交通法を施行することを決めた」¹¹ことにもある。台湾は「国際運転免許証」を取得できる国際協定に加盟しておらず、日本で運転するには、日本で技能検定を受ける必要があった。この施行により、読売新聞では「免許証の記載内容を日本語に翻訳した文を所持すれば、台湾の免許証で日本国内を運転できる」¹²と報じられた。このような政策を実行するに当たって、台湾の旅行者に対する日本での観光利便性が高まっている（図2を参照する）。

台湾は、過去数十年にわたり中国当局の圧力を受け、国際社会において排斥されてきたと言える。重要な経済・貿易パートナーとの自由貿易協定（FTA）についても、政治的な要因で交渉が出来なかった等々がある。これに対して、台湾の馬英九総統は、2008年5月に就任して以来、対中関係を積極的に変えるように努めてきた。中国大陸住民の台湾観光解禁、海空の直航便開設、そして、最も重要な金融、食品安全メカニズム等の協力協定を中国当局と調印した。いわゆる「两岸経済協力枠組み協議（Economic Cooperation Framework Agreement:ECFA）」である。

日本側の台湾への投資は、これをきっかけとしてますます増えている。台湾企業の実力向上や两岸経済関係の緩和を背景に、日本企業は台湾企業へのさまざまな新しいアプローチをはじめた。財団法人交流協会では、日台経済関係についてセミナーの開催も頻繁に行われている。

2010年の日本企業の台湾への投資件数は338件、総額約4億ドルで件数では、前年と比べて27%増加し、金額は、前年と比べ67%と急伸したのである。日本企業にとっては「台湾は中国市場参入の拠点として重要度が高くなり、台湾企業にとっても日本企業との技術協力や戦略提携」¹³等の面での魅力が強調された。日本の財務省が発表した2010年貿易統計をジェトロがドル換算したところ、台湾向け輸出は「前年に比べ43.3%増加と好調であった。輸出品目の構成比1位である電気機器は、38.2%増、2位の化学製品が35.2%、3位の一般機械に至っては、72.0%増と伸びが大きかった。電気機器に含まれる半導体電子部品（IC）、電気回路等の機器、化学製品に含まれるプラスチック、有機化合物、一般機械に含まれるポンプ・遠心分離機等の好調が増加に寄与した」¹⁴ことから、日本企業の台湾への関心がいかなるものかが分かる。

一方、台湾企業にとっても日本への関心が以下の数字からも読み取れる。ジェトロによる「台湾からの『輸入も24.5%増と増加に転じた。構成比1位の電気機器はICを含む半導体電子部品等の増加の影響を受け28.8%増となった他、一般機械28.6%増、化学製品38.5%増等軒並み増加』」¹⁵となった。

以前の日本の製造業は「中国に数多くの拠点を設立したが、2010年から諸々の理由から中国に対する製造業の投資は減少している。中国以外の国々での新しい拠点の検討がなされた結果、2010年から日本の対台湾投資を業種別で見ると、製造業が増加している。2009年度の58件から2010年度の131件、金額では72.2%増と大幅増になった」¹⁶と、日台の2010年の貿易相手の順位を見て見ると、台湾の輸出の順位は「1

位が中国、2位は香港、3位は米国、4位は日本である。台湾の輸入の順位が1位は日本、2位は中国、3位は米国である。日本にとっての対外貿易相手国の順番は、1位は中国、2位は米国、3位は韓国、4位は台湾である」¹⁷ことから前述と同様のことが言える（表2を参照する）。

日台間の経済的な交流活動を円滑に進めるために「2011年8月日本と台湾が実質的な2国間投資協定である『日台民間投資取り決め』交渉に合意、2011年9月22日、正式に署名した」¹⁸ことも良好な日台関係の証であり、1972年の日台国交断絶以来、画期的な出来事と言える。日台提携で中国市場へ進出することが最善の措置でもある。日台間で強い「相互依存関係」が発展していると言っても過言ではない。今後、自由経済協定（FTA）、や経済連携協定（EPA）の締結へと進展を見せることが期待される。

2012年3月27日、シャープは「電子機器の受託製造サービスの世界最大手企業である鴻海グループと戦略的グローバル・パートナーシップを構築し、主要事業分野において業務提携すること」¹⁹に合意した。2016年3月30日、鴻海グループがシャープを買収したことが、発表された。このような提携は、日台間でグローバル競争力の強化を図るための好例である。これは、まさに国際政治学界でエドワード・モース（Edward Morse）、ロバート・O・コヘイン（Robert O. Keohane）とジョセフ・S・ナイ（Joseph Samuel Nye）が主張した「複合的相互依存」²⁰（complex interdependence）のモデルであると言えるだろう。

日台間では、人的・経済的な交流が活発に展開されているが、安全保障分野に目を向けるとそれは著しく欠如していると言わざるを得ない。これは、日台間に横たわる大きな政治的課題である。今後、日台関係がどのような役割を果たすべきかを考察することが日本の安全保障秩序を模索するためにも重要な作業となる。

現在の日台関係は「兩岸関係」²¹に大きな影響を受けている。2012年10月10日、辛亥革命100周年を記念する盛大な祝賀式典が北京人民大会堂と台北の総統府前広場で行なわれた。胡錦濤国家主席と馬英九総統の演説内容²²から分かるように、兩岸がそれぞれ孫文の建国理念を達成しつつある「継承者」であると主張している。両者の間には、孫文の建国理念をどう達成してきたかという点では、大きな隔たりがあるが、力点の置き方に大きな違いが見られる。したがって、そういうことがあるからこそ、兩岸が、結果的に平和な関係を維持できて、両方政府の正統性は、孫文によって示されていると言える。しかし、それは非常に不安定な関係であり、そのことと、日本と台湾の関係は、独立した問題ではあるが、実はそのことの影響は無視できないのである。

清朝末期に政府の重臣で張之洞らは、中国が奮起して強国となるには、日本を見習うべきだと考え、大量の知識青年を日本に留学させた。救国のために全身の血を沸かす青年は、日本へ来て、その独立富強の現状を目のあたりにした。また、孫文の革命思想の洗礼を受け、1905年孫文が東京で結成した中国革命同盟会には多くの清朝政府から派遣されてきていた中国人留学生が参加した。蒋介石や張群も、その一員である。100年前の辛亥

革命に、宮崎滔天、梅屋庄吉など当時多くの日本人も関わっていたことが、その後の日本と台湾と中国を結ぶ絆になった大きな要因となったことには間違いない。辛亥革命の起点の一つである日本と台湾の過去から現在に至るまでの関係、そこに内在する問題点を明らかにすることは、将来にわたる日台関係、日中関係、さらに两岸関係の展望に重要な示唆を与えることになるであろう。

两岸関係が維持されていることにより、次の問題が生じる。国際法上、「中華人民共和国」が中国の唯一の「合法政府」とであると承認されたのに対して、「中華民国」²³は「非合法的政府」とされている。しかし、「中華民国」政府は、未だに22カ国²⁴の政府承認によって、その存立が確保されている。その存在を簡単に抹消することはできないのである。さらに、このような状況下、「中華民国」が国際的分野で活動するために、台湾（現政府の支配が及んでいる『台湾、澎湖諸島、金門、馬祖』地域を指す）に存在する現政府は、ほとんどの国と「特殊な関係」を維持し、発展させてきたのである。

なぜ、このような「特殊な関係」が生じたのか。それは1971年、中華人民共和国人民政府に国連での代表権を奪われ、主権国家としての正統性の争いで敗北し、ほとんどの国が、中華人民共和国人民政府が中国の唯一の合法政府であることを承認したからである。1971年10月25日、蒋介石政権は「漢賊不両立」の理念によって、国連総会の席を立ち去ったのである。それは、とりもなおさず主要な関係諸国との国交断絶を意味することになった。

台湾は法的（de jure）地位からではなく、事実上（de facto）の地位からあたかも国家間関係を維持するかのようになり、日本や米国との間で緊密な関係を結び、発展させてきた。日中国交回復や米中国交回復後、日台間では、1972年、台湾側に亜東関係協会（現在、台北駐日経済文化代表処）、日本側に財団法人交流協会（現、公益財団法人交流協会）がそれぞれ設置され、民間関係が維持されている。米台間では、米国で1979年4月10日に可決された「台湾関係法」に基づき、「米国国民と台湾国民の間で商務、文化とその他の関係」を継続するため、台湾側に駐米台北経済文化代表処、米国側に米国在台協会がそれぞれ設置された。また、この「台湾関係法」により米台の間には事実上の軍事同盟関係が結ばれていると言える。なぜなら、米国は中国を牽制するため、この「台湾関係法」に基づき、台湾に防衛力維持のための武器を継続的に提供しているからである。

台湾とほとんどの国との「特殊な関係」を理解するにあたり、次の点に留意する必要がある。「中華民国」と「台湾」の関係を考える際、現状台湾にとって中華民国は欠かせない存在であり、台湾であることは中華民国であると言える。しかし、中華民国憲法の中で、統治範囲は中国大陸も含まれており、台湾は中華民国の一部でしかない。中華民国は台湾であると限定できないからである。このことにより、諸外国が台湾という地域と密接な経済、人的交流があるにもかかわらず、中華民国という「非合法的政府」との国交は存在しないという「特殊な関係」が存在していると言えるのである。

本論文は、上記の「特殊な関係」が日台間に存在していることを踏まえて、とりわけ、

戦後東アジア地域の安全保障構造の中でどのような構造上の変動があったのか、また、安全保障をめぐる政策論において各アクターがどのような関連性を有していたのかを考察することを通じて、現在の東アジアにおける日台間安全保障分野の特徴を明らかにすることを主たる目的としている。

第2節 先行研究

戦後日華・日台関係に係るテーマに触れた研究がこれまで多く発表されていることは、周知の通りである。ここでは、三つの研究領域を大まかに分け、代表的著書と論点について俯瞰しておきたい。

史的展開に関して、細谷千博『サンフランシスコ講話への道』²⁵は、吉田茂が蒋介石の国民政府との関係正常化を決断した経緯については、米国国務省顧問（特使）であるダレス（John F. Dulles）の圧力によるとみている。しかし、袁克勤『アメリカと日華講和』²⁶は、これに反論している。袁の研究は、日華平和条約の締結という日本政府の決定が、西側陣営に属することを決断した日本政府の主体的決定であったことを強調している。吉田は国民政府との講和を行う意思をかねてから表明しているのである。また、英米両国政府の公開された外交記録に基づいて分析した研究としては、陳肇斌『戦後日本の中国政策』²⁷がある。陳は「当時日本政府は、英米と異なり『二つの中国』政策の立場にたっており、『一つの中国、一つの台湾』としたのである。彼は、国民政府を『台湾の政府』として承認したままで、『中国の政府』としての人民政府との外交関係を最終的にもつこと」²⁸にあったと論じた。田中明彦『日中関係1945-1990』²⁹、緒方貞子『戦後日中・米中関係』³⁰、添谷芳秀『日本外交と中国1945-1972』³¹などの諸研究は、国際政治学に基づく国際構造と日本の接点に着目し、日本外交の構造的制約から、戦後日中関係の変化の要因を明らかにした。池田直隆『日米関係と「二つの中国」-池田・佐藤・田中内閣期-』³²は、戦後日本外交の基軸たる日米関係を縦軸に、また、日中関係を横軸に置きながら、池田・佐藤・田中の各時代における日本の対中国政策について、分析したものである。川島真、清水麗、松田康博、楊永明の共著による『日台関係史1945-2008』³³は、戦後の日華・日台関係を総合的・通時的に概観した研究であり、それは歴史の変遷の内容を明らかにしている。井上正也「角福戦争と日中国交正常化」³⁴では、「田中政権は日中国交正常化をあまり短期間で妥協させたために、台湾問題、安保、歴史問題などの多くの点が曖昧なまま残された。また、田中金権政治と、それに対する福田派の憎悪は、70年代の日本の保守政府を不安定にした」³⁵と論じられている。賈超為『日台関係の歴史と現状』³⁶では、植民地時代、即ち日本の台湾における植民地政策及び植民地統治の実情の記述がなされ、台湾人の反日本闘争の内容が論及されている。ここでは、日台間の政治関係の変遷について、冷戦期から冷戦後の時期について概観されるとともに、陳水扁前総統から馬英九総統までの対日政策の内容分析が行われている。また、中・米・日・台それぞれ四つの

アクター間の関係が論じられている。

台湾問題に関して、家近亮子『日中関係の基本構造-2つの問題点・9つの決定事項-』³⁷は、日本における台湾問題を四つの段階に分ける。第3段階では、「1952年の日華平和条約の締結から1972年の日中国交正常化まで、日本は「二つの中国」、「台湾帰属未定論」などを展開して、台湾と断交せずに中華人民共和国とも国交を樹立する方法を模索していた」³⁸とされ、また、第4段階では、「日本は1972年9月29日中華民国と断交した後、日本政府および日本の要人の中に台湾派が根強く存在し、『二つの中国』『一つの中国』『一つの台湾』と思われる言動を繰り返し、新たに起こった台湾における政治的民主化、経済発展と相まって新たな台湾問題を形成した」³⁹と論じる。井上正也『日中国交正常化の政治史』⁴⁰は、「日本の対中国外交の核心であった台湾問題に分析の焦点」をあて、「米中関係が日中関係の構造を規定したとすれば、台湾問題は、戦後日中関係と通底する政治問題であり、日中国交正常化に至る両国の最大の争点」⁴¹であった、とする。また、井上は、「日本政府が台湾問題にいかに対処しようとしたかを、日米安全保障体制や国連外交を含めた広い文脈から検証する必要がある」⁴²と論じている。服部龍二『日中国交正常化-田中角栄、大平正芳、官僚たちの挑戦』⁴³では、日中国交正常化の課題について、以下の三つを挙げている。「第1は、日中国交正常化の外交交渉である。とりわけ、台湾の扱いが重要となる。第2は、田中と大平の政治指導である。第3は、日本の外務省の内部過程」⁴⁴である。さらに、日中国交正常化の意義についても、三つが挙げられている。「第1に、日中講和は、現代東アジア国際政治の原型となっている。第2に、政治的リーダーシップのあり方である。第3に、外務省の役割」である⁴⁵。田中と大平を表の主演とするならば、陰の主演である外務省員たちは、知恵を絞り日中国交正常化を実現したと評価している。内田勝久『大丈夫か、日台関係』⁴⁶では、著者が「台湾大使」として、2002年から2005年3月まで、交流協会台北事務所に勤務した経験から、台湾の現状を政治、経済、文化、人的交流等にわたって紹介しながら、大使の目を通して分析した内容が記されている。馮昭奎・林昶『中日關係報告』⁴⁷、鈕漢章「從日台關係的歷史演變看日台關係走勢」⁴⁸は、戦後の「台湾問題」を概観し、90年代以来、日台の「実質的關係」強化に伴う政治關係が密接化していると論じた。日台經濟關係には相互依存關係があると指摘している。李建民『冷戰後の中日關係史』(1989-2006)』⁴⁹、孫雲『台湾研究25年的精粹 政治篇』⁵⁰は、冷戰後の「台湾問題」を重点的に論じ、日台の交流が民間から政府間の交流へとレベルアップしている傾向があると分析した。朱成虎「戰略的相互信賴の構築に向けて」⁵¹では、「日米同盟が台湾問題を共通目標として設定し、『台湾獨立』勢力を鼓舞している」⁵²と指摘している。さらに、台湾の獨立に反対しないという日本の立場も、中日間の重大な安全保障利益の衝突となっている」⁵³と批判している。また、高木誠一郎「日中安全保障・防衛交流の評価」⁵⁴では、「日本政府は、1987年に光華寮問題に関して大阪高裁が台湾の所有権を認めたこと、1994年の広島におけるアジア大会に招待された徐立德行政院副院長にビザ発給したこと、2001年に總統退任後、李登輝による心臟治療目的の

訪日にビザを発給したことするなど、公式行動で台湾と接近したことによって、日中間で相互不信を招いた」⁵⁵と論じられている。

安全保障に関して、田中明彦『日中関係1945-1990』⁵⁶では、日中関係の大枠は、常に両国の米国との関係に規定されてきたが、ここでの三者関係は基本的には「日米対中国（二対一関係）」の構図であると指摘している。楊永明「安全保障の二重の三角関係：日台関係1995-2000」⁵⁷は、90年代後半になってから、国際政治及び地域環境の構造的要因によって、「日米対中国（二対一関係）」の構図は、微妙に変化が見られ、「米中台」と「米日台」という安全保障の二重の三角関係の形で形成されていると指摘している。松田康博「日米中安全保障における台湾」⁵⁸は、「日米中関係における台湾との関係は、東アジアの政治と安全保障の側面から考察すると、基本的に構造的な変化はこの10年、発生していない」⁵⁹と考へ、「主要なアクターは現状維持を志向し、経済発展に邁進している。それぞれのヘッジ戦略は依然残るが、武力行使の蓋然性は大幅に低下するであろう」⁶⁰と指摘している。

これら上記の先行研究に関して、いくつかの論点を整理する。

戦後日本の対中国政策は、国民政府を『台湾の政府』として承認したままで、『中国の政府』としての人民政府との外交関係をもつことになった。特に台湾問題は、日中国交正常化に至るまでの最大の争点であった。日本は、台湾問題に対処するため、日米安全保障体制や国連外交を含めた政策として、その対策を模索してきた。80年代末期天安門事件により、中国は国際社会から批判を浴びた。同時に、台湾において戒厳令の廃止により、民主化が推進され、90年代になってから政治的に、日本と急接近したことは、日中間で相互不信を招いた。96年の台湾海峡危機で、台湾問題が再浮上し、日米安全保障体制にも影響を与えて、それは97年に新ガイドラインの改定に至った。さらに、中国の軍事拡張の脅威論が、東アジアの安全保障の不安を招く最大の要因の一つとなって、米、中、日、台四つのアクターの関係は、さらに複雑なものになっていった。

以上の先行研究を踏まえた上で、本論文では、台湾の特異性、日・米・中の観点から見る台湾の戦略的価値、日華関係の史的展開とその終焉、台湾海峡危機の対応、台湾の民主化と新たな日台関係・米台関係・中台関係、中国の台頭とその影響、米・日・台安全保障議論の問題に分けて、検討することとする。

資料的には、中華民国外交部『顧維鈞大使與杜勒斯談話記録』、日本の外務省外交史料館『外務省記録』、日本の国会会議録、『中華民国重要資料初編』、『ダレス・ペーパー (John Foster Dulles Papers)』、米国国務省資料“FRUS”、関係者の回想録などを活用する。史料の分析及び執筆に当っては、その内容が単なる日華・日台関係の変遷といったレベルに留まることのないように、東アジア全体の情勢にも言及し、日、米、中、台四つのアクター関係の複雑さに迫ろうと試みた。これによって、戦後日華・日台関係が日米関係、米中関係、日中関係、東アジア情勢、及びその他の国際政治上の要素が織り成す、複雑な政治的関数の産物であることが理解し得るであろう。

第3節 論文構成

本論文は、全7章で構成されている。

第1章「台湾の特異性」では、台湾には、どのような「特異性」が、なぜ存在しているのか、また「台湾の特異性」により、日、米、中三つのアクターとの間で、どのような関係が維持されているのか、を検討する。

第2章「日・米・中の観点から見る台湾の戦略的価値」では、日本・米国・中国の観点から見た台湾は、どのような戦略的価値を有するのか、を考察する。

第3章「日華関係の史的展開とその終焉」では、日華関係の歴史的な展開と変遷について、日華国交断然後の日中平和友好条約の締結、その後の日台関係の展開を踏まえながら考察する。

第4章「台湾海峡危機の対応」では、これまで3度起きた台湾海峡危機の原因について検証し、当時の日、米、中、台四つのアクターは、いかなる対応をしてきたのか、検討する。

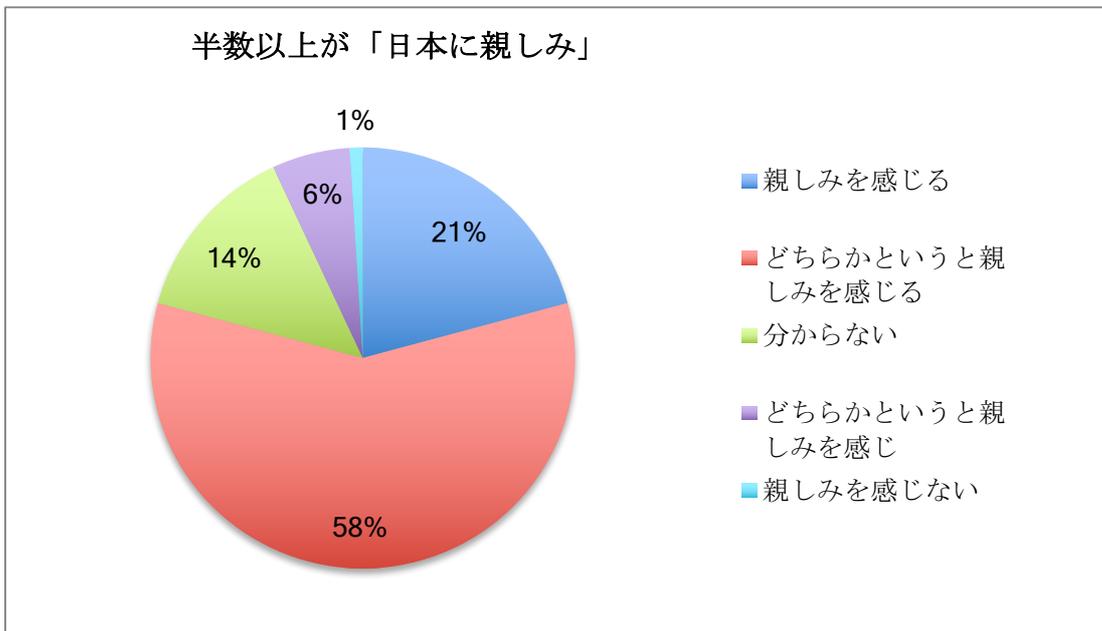
第5章「台湾の民主化と新たな日台・米台・中台関係の模索」では、台湾の1990年代後半以降の民主化が日、米、中の三つの主要アクターに対してどのような影響を与えてきたか、検討をする。

第6章「中国の台頭とその影響」では、中国の「核心的利益」特に台湾問題について、中国はいかなる政策を制定しているのか、またその政策は、台湾だけではなく、周辺地域にいかに影響を与えているのか、検討する。

第7章「日・米・台の安全保障論議」では、「ナイ・レポート」と「アーミテージ・レポート」に基づき、日米同盟関係の中で、安全保障上どのような問題が存在しているのか、検討する。さらに、中国の軍事的台頭の脅威に対する台湾の防衛上の政策を考察し、また、「日・米・台」の安全保障協力の可能性、特に台湾が「周辺事態」に含まれるのかどうか、日米はどのような解釈をしているのか、検討する。

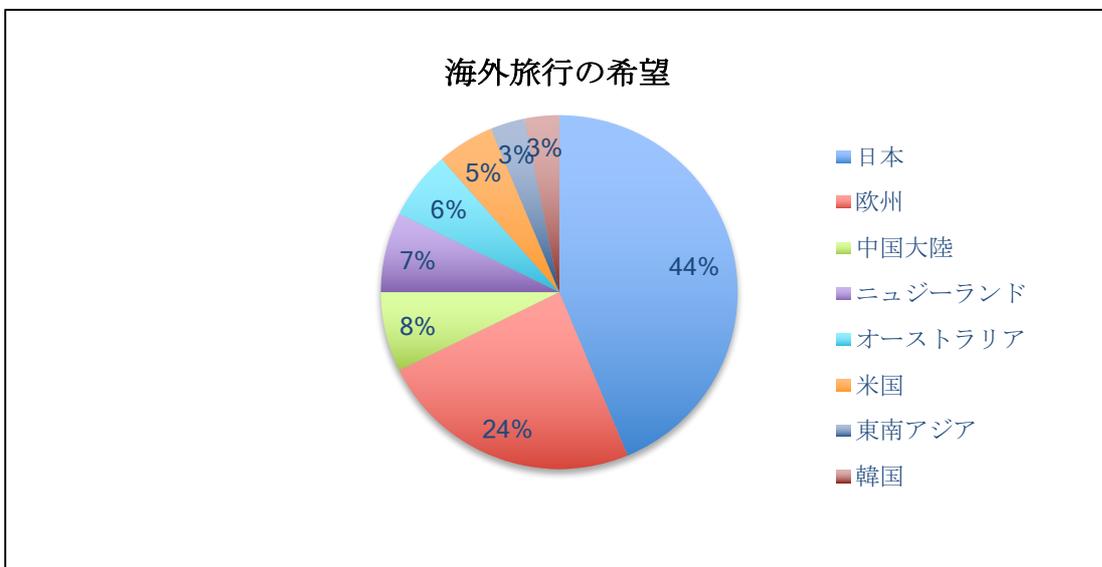
最後に、おわりでは、本論文の結論をまとめ、さらに、「日台間の『戦略的』相互依存関係」⁶¹がどのような条件がそろえば構築されるか、という観点から政策提言を試みる。

図 1 日本に対する感覚



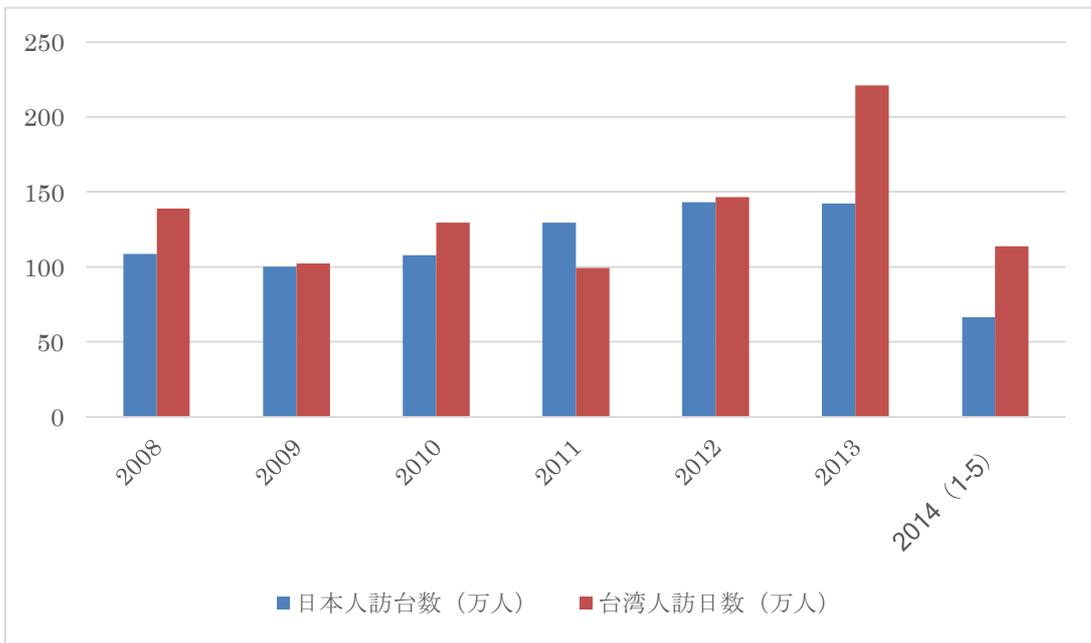
出典：公益財団法人交流協会「台湾における対日世論調査」2016年1月、資料に基づき筆者作成。

図 2 海外旅行の希望



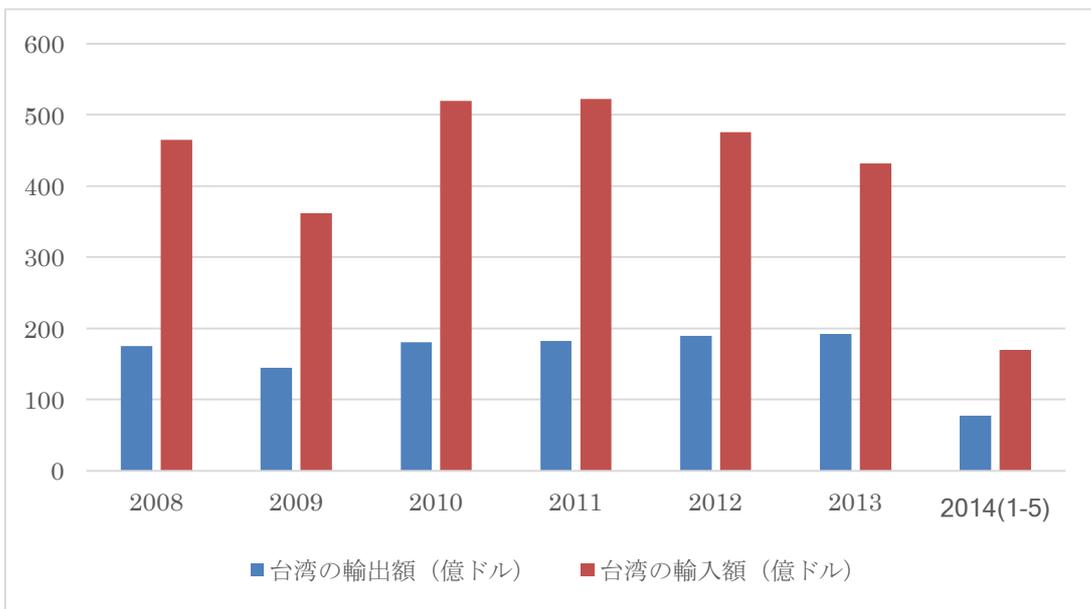
出典：公益財団法人交流協会「台湾における対日世論調査」2016年1月、資料に基づき筆者作成。

表 1 日台往来旅客統計表 (2008年から2014年1-5月まで)



出典：「台湾情報 日台関係」『公益財団法人交流協会』、
http://www.koryu.or.jp/ez3_contents.nsf/12/F3CE8A140E14BA4649257737002B2217?OpenDocument (閲覧日 2016年2月26日)、資料に基づき筆者作成。

表 2 日台貿易 (台湾側「財政部統計処」統計) (2008年から2014年1-5月まで)



出典：「台湾情報 日台関係」『公益財団法人交流協会』、
[http://www.koryu.or.jp/ez3_contents.nsf/15aef977a6d6761f49256de4002084ae/147d413a66547dff49257b160022d9c3/\\$FILE/2014datatbook.pdf](http://www.koryu.or.jp/ez3_contents.nsf/15aef977a6d6761f49256de4002084ae/147d413a66547dff49257b160022d9c3/$FILE/2014datatbook.pdf) (閲覧日 2016年2月26日)、資料に基づき筆者作成。

-
- 1 2011年1月～7月の外資による大型の台湾への投資件数は日本がトップ『台湾駐日経済文化代表処』、
<http://www.taiwanembassy.org/JP/OSA/ct.asp?xItem=217632&ctNode=5548&mp=247> (閲覧日 2011年9月9日)。奥村皓一 (2014) 「日・台・中産業連携と経済成長戦略-脱冷戦のビジネス・ネットワークによる平和と繁栄の秩序」郭洋春・角田収編『中国市場と日中台ビジネスアライアンス』文真堂、110-147頁。
 - 2 「台湾、今年は双方向で旅客400万人超に、日本人旅客数がカギ」『Travel Vision』、
<http://www.travelvision.jp/news/detail.php?id=63825> (閲覧日 2014年10月8日)、
「2015年1月～3月の台日間の旅行者は約120万人、3月は約45万人」『台湾駐日経済文化代表処』、
<http://www.roc-taiwan.org/JP/ct.asp?xItem=607534&ctNode=1453&mp=202&nowPage=10&pagesize=15> (閲覧日 2015年7月21日)
 - 3 浅野和生 (2010) 『台湾の歴史と日台関係-古代から馬英九政権まで』早稲田出版、220頁。
 - 4 「日台双方でのワーキング・ホリデー制度導入について」『財団法人交流協会 東京本部』、
http://www.koryu.or.jp/ez3_contents.nsf/04/8562D28161D33D4D4925774A002D5B87?OpenDocument (閲覧日 2011年8月30日)
 - 5 同上。
 - 6 「第四回台湾における対日世論調査 (2012年度)」『公益財団法人交流協会 東京本部』、
[http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3_contents.nsf/04/7B227FA5F660874649257B9700271600/\\$FILE/H24yoron.ri.pdf](http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3_contents.nsf/04/7B227FA5F660874649257B9700271600/$FILE/H24yoron.ri.pdf) (閲覧日 2015年6月4日)
 - 7 「台湾情報 日台関係」『公益財団法人交流協会』、
http://www.koryu.or.jp/ez3_contents.nsf/12/F3CE8A140E14BA4649257737002B2217?OpenDocument (閲覧日 2016年2月26日)
 - 8 「第五回台湾における対日世論調査 (2015年度)」『公益財団法人交流協会 東京本部』、
[https://www.koryu.or.jp/taipei/ez3_contents.nsf/04/27D0DCA6127C0D6349257FF4002D3D07/\\$FILE/2015seron_shosai_JP.pdf](https://www.koryu.or.jp/taipei/ez3_contents.nsf/04/27D0DCA6127C0D6349257FF4002D3D07/$FILE/2015seron_shosai_JP.pdf) (閲覧日 2016年7月21日)
 - 9 国土交通省 (2005) 『平成18年版 観光白書』独立行政法人国立印刷局、5頁。
 - 10 同上、5頁。
 - 11 「台湾の運転免許保有者が日本で運転するための制度について」『公益財団法人交流協会 台北事務所』、
http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3_contents.nsf/04/01AD8E3C0EE5D564492577E60023FB6B?OpenDocument (閲覧日 2011年8月30日)
 - 12 「日台で運転免許証を相互承認」『読売新聞』、2007年8月16日付け朝刊。
 - 13 「日台の企業提携説明会を開催 台湾経済部」『産経新聞』、2011年8月3日付け朝刊。
 - 14 「台湾概況」『ジェトロホームページ』、
<http://www.jetro.go.jp/world/gtir/2011/pdf/2011-tw.pdf> (閲覧日 2011年9月1日)
 - 15 同上。
 - 16 同上。
 - 17 「台湾情報：日台関係」『公益財団法人交流協会 東京本部』、
http://www.koryu.or.jp/ez3_contents.nsf/12/F3CE8A140E14BA4649257737002B2217?OpenDocument (閲覧日 2011年10月5日)
 - 18 「日台投資協定来月締結 交流促進へ『内国民待遇』」『産経新聞』、2011年8月13日付け朝刊。

-
- 19 「鴻海グループとの戦略的グローバル・パートナーシップの構築について」『シャープ株式会社』、<http://www.sharp.co.jp/corporate/news/120327-a.html> (閲覧日 2012 年 11 月 6 日)、「シャープ、ようやく鴻海と提携交渉へ」『東洋経済』、<http://toyokeizai.net/articles/-/81471> (閲覧日 2015 年 10 月 20 日)
- 20 Robert O. Keohane and Joseph S. Nye (1977) *Power and Interdependence: World Politics in Transition*, Little, Brown and Company, Boston, Toronto. pp.23–25.同ロバート・O.コヘイン、ジョセフ・S.ナイ (著) 滝田賢治 (翻訳) (2012) 『パワーと相互依存』ミネルヴァ書房、32–33 頁。相互依存状況を国家間相互の利益とコストが混在した状況としてとらえ、これを「複合的相互依存」(complex interdependence) の状況と呼び、その特徴を理論化した。その特徴は次のようである。1、正式な外交組織ばかりでなく、政府のエリートの間での非公式な結びつき、政府外組織のエリート間の非公式な結びつき——直接顔を合わせた話し合いや、テレコミュニケーション手段を通じての交渉——、あるいは多国籍銀行や多国籍企業のようなトランスナショナルな組織を含む、多数のチャンネルが社会を結びつけている。2、国家間のアジェンダは、明確な、あるいは首尾一貫した階層性の中に位置づけることができない多数のイシューから構成されている。とりわけ、このイシューの間の階層性の欠如は、軍事安全保障がこのアジェンダを一貫して占めているわけではないことを意味している。3、複合的相互依存関係が広く行き渡っている場合、ある国家は同じ地域内の他の国家に対して、またはある国家が軍事安全保障問題に関して軍事力を行使することはない。しかし、軍事力は、地域外の政府との関係においては、あるいは(軍事安全保障以外の)他のイシューに関しては重要であるかもしれない。
- 21 中華民国と中華人民共和国の間に台湾海峡が挟み、兩岸関係は、中華民国と中華人民共和国の意味である。
- 22 「胡錦濤在記念 100 周年大会上的講話」『中華人民共和国中央人民政府』、http://www.gov.cn/ldhd/2011-10/09/content_1964851.htm (閲覧日 2013 年 11 月 10 日)「總統國慶談話」『中華民國總統府』、<http://www.president.gov.tw/Default.aspx?tabid=1355>(閲覧日 2013 年 11 月 20 日)
- 23 許慶雄 (2004) 『中華民國如何成為國家』前衛出版社 (台湾)、32 頁。
- 24 台湾の外交部により、現在台湾との正式な外交関係を持つ国は、22 カ国しかない。しかしながら、この 22 カ国はあくまでも台湾に対する政府承認にとどまり、国家承認は一切行なわれていない。また、国連では、一つの中国政策 (北京政府) で台湾は完全に排除され、畸型な形態の国家として存在し、国連に新加盟国としての申請もなされていない。したがって、この 22 カ国は中国との外交角力で、場合によって数が増えたり、減ったりすることもしばしばである。22 カ国のリストは、1. The Holy See, 2. Burkina Faso, 3. Democratic Republic of Sao Tome and Principe, 4. Kingdom of Swaziland, 5. Republic of Kiribati, 6. Republic of Nauru, 7. Republic of Palau, 8. Republic of the Marshall Islands, 9. Solomon Islands, 10. Tuvalu, 11. Belize, 12. Dominican Republic, 13. Republic of El Salvador, 14. Republic of Guatemala, 15. Republic of Haiti, 16. Republic of Honduras, 17. Republic of Nicaragua, 18. Republic of Panama, 19. Republic of Paraguay, 20. Saint Christopher and Nevis, 21. Saint Lucia, 22. Saint Vincent and the Grenadines, 等がある。「外交資訊」『中華民国外交部』、<http://www.mofa.gov.tw/Official/Regions/AlliesIndex/?opno=777f1778-f578-4148-b22a-b62f81be5f57> (閲覧日 2013 年 5 月 15 日)。承認については、筒井若水 (1998) 『国際法辞典』有斐閣、183–186 頁を参照した。
- 25 細谷千博 (1984) 『サンフランシスコ講和への道』中央公論社。
- 26 袁克勤 (2001) 『アメリカと日華講和 米・日・台の構図』柏書房。

-
- 27 陳肇斌 (2007) 『戦後日本の中国政策-1950年代東アジア国際政治の文脈』 東京大学出版会。
- 28 同上、2頁。
- 29 田中明彦 (1991) 『日中関係 1945-1990』 東京大学出版会。
- 30 緒方貞子 (添谷芳秀訳) (1992) 『戦後日中・米中関係』 東京大学出版会。
- 31 添谷芳秀 (1995) 『日本外交と中国 1945-1972』 慶応通信。
- 32 池田直隆 (2004) 『日米関係と「2つの中国」-池田・佐藤・田中内閣期-』 木鐸社。
- 33 川島真・松田康博 (2009) 「戦後日華・日台関係を概観する」 川島真、清水麗、松田康博、楊永明著『日台関係史 1945-2008』 東京大学出版会。
- 34 井上正也「角福戦争と日中国交正常化」 高原明生、菱田雅治、村田雄二郎、毛里和子 (2014) 『共同討議日中関係になが問題か-1972年体制の再検証』 岩波書店。
- 35 井上正也、前掲「角福戦争と日中国交正常化」 高原明生、菱田雅治、村田雄二郎、毛里和子、37頁。
- 36 賈超為 (2011) 『日台関係の歴史と現状』 北京：華芸出版社。
- 37 家近亮子 (2003) 『日中関係の基本構造-2つの問題点・9つの決定事項-』 晃洋書房。
- 38 同上、6頁。
- 39 同上、7-8頁。
- 40 井上正也 (2010) 『日中国交正常化の政治史』 名古屋大学出版会。
- 41 同上、5頁。
- 42 同上、6頁。
- 43 服部龍二 (2011) 『日中国交正常化-田中角栄、大平正芳、官僚たちの挑戦』 中公新書。
- 44 同上、5-6頁。
- 45 同上、9-10頁。
- 46 内田勝久 (2006) 『大丈夫か、日台関係』 産経新聞社。
- 47 馮昭奎・林昶 (2007) 『中日關係報告』 時事出版社。
- 48 鈕漢章 (2006) 「從日台關係的歷史演變看日台關係走勢」 陳鋒、劉宗和、杜農一、劉強『21世紀的中国與日本』 世界知識出版社 (中国)。
- 49 李建民 (2007) 『冷戦後の中日關係史』 (1989-2006)』 中国經濟出版社 (中国)。
- 50 孫雲 (2005) 『台湾研究 25年の精粹 政治篇』 九州出版社 (中国)。
- 51 朱成虎「戦略的相互信頼の構築に向けて」 秋山昌廣、朱鋒 (2011) 『日中安全保障・防衛交流の歴史・現状・展望』 亜紀書房、363頁。
- 52 同上、364頁。
- 53 同上、364頁。
- 54 高木誠一郎「日中安全保障・防衛交流の評価」 秋山昌廣、朱鋒 (2011) 『日中安全保障・防衛交流の歴史・現状・展望』 亜紀書房、239頁。
- 55 同上、239-240頁。
- 56 田中明彦、前掲書。
- 57 楊永明「安全保障の二重の三角関係：日台関係 1955-99年」 川島真、清水麗、松田康博、楊永明著『日台関係史 1945-2008』 東京大学出版会、183頁。
- 58 松田康博 (2010) 「日米中安全保障における台湾」 王緝思・ジェラルド・カーティス。国分良成『日米中トライアングル3カ国協調への道』 岩波書店。
- 59 同上、123頁。
- 60 同上、123頁。
- 61 戦略的相互依存の概念構成の詳細は、山本武彦 (1988) 「東西ヨーロッパの安全保障-デタントと『戦略的』相合依存」 鴨武彦・山本吉宣編『相互依存の理論と現実』 有信堂高文社、151-191頁。

第1章 台湾の特異性

本章では、台湾には、どのような「特異性」が、なぜ存在しているのか、また「台湾の特異性」により、日、米、中三つのアクターとの間で、どのような関係が維持されているのか、を検討する。

第1節 東アジアにおける台湾の存在

現代国際関係の枠組みの中で、台湾の位置付けほど困難かつ微妙なものはない。1949年蒋介石が率いた国民党の残軍は台湾に渡り、日本が放棄した領域で39年以上戒厳令を敷き、専制政治を行なった。日本は、GHQによる6年8カ月におよぶ占領の後、ようやく1952年4月28日にサンフランシスコ講和会議の決定により、独立を回復した。戦後東アジア国際政治の秩序を再構築する意義を持つサンフランシスコ講和会議では、米国と英国の妥協で、当時支配の正統性を持っていたはずの国民党の蒋介石政権は招請されなかった。やむを得ず、サンフランシスコ平和条約第26条の規定に基づき、中華民国国民政府（以下、国民政府）は、単独講和で日本と2国間平和条約を結んだ。当時の国民政府は、国連安保理の常任理事国の一員であり、全中国の代表として世界各国と外交関係があったにもかかわらず、1971年、中華人民共和国人民政府（以下、人民政府）に国連での代表権を奪われ、正統性の争いで敗北したのである。1971年10月25日、蒋介石政権は「漢賊不兩立」に理念によって、国連から撤退することを宣言した。同時に主要な関係諸国との国交も断絶することとなる。

国連を撤退してから40年以上経った現在の台湾は、依然として東アジアで言うところの二つの古い分断国家¹の一つにとどまっている。しかし、台湾は朝鮮半島と異なり、主権国家としての認知度は国際社会で極めて低いものの、国家としての要素が整った異質²な政治的存在であり、同時に地政学上、東アジアにおいて決して無視することのできない戦略的価値を有する重要な存在である。

主権国家として法的正統性を持たない特異な存在である台湾は、国連の加盟国ではなく、また本来なら当然他の政府間国際組織のメンバーにもなれないはずである。しかし、地域的「安全保障複合圏」³を構成する一つの政治的単位として振る舞い、台湾の利益を実現するために、人民政府の反対にもかかわらず、1991年に「中華台北」(Chinese Taipei)としてアジア太平洋経済協力会議(Asia-Pacific Economic Cooperation、略称:APEC)に加盟、2002年には「台湾、澎湖、金門、馬祖個別的関税領域」として世界貿易機関(World Trade Organization、略称:WTO)に加盟、さらに2009年から世界保健機関(World Health Organization、略称:WHO)の年次総会(World Health Assembly、略称:WHA)のオブザーバーとして招請され、現在に至っている⁴。主権を有する国家主体

として加盟することはなく、敢えて自ら主権国家としての地位を格下げし、あくまでも「台、澎、金、馬」という経済団体として加盟しているのである。これは、いわば「名を捨て実を取る」功利主義的外交の実践と言えるものである。

現在、台湾がおかれている国際的な状況は厳しいが、経済力は飛躍的に成長してきており、その成果は誰の目にも明らかとなっている。なぜなら、米国をはじめとする主要な諸国が台湾に対して積極的な関与を実践する中、台湾は90年代中期以降、政治的な民主化を進め、経済の自由化とグローバル化を果敢に進めてきたからである。と同時に、主要な関係諸国との間で事実上⁵の協商関係⁶が、過去40年以上にわたって、構築されてきたことも台湾の特異な存在を際立たせてきた。むしろ日本もその一つである。

このような特異性を持った台湾は、21世紀のはじめに急速に進んだ世界政治経済システムの地殻変動の渦中でもはや無視できない政治的・経済的単位となっている。その変動とはいわゆる政治・経済の地軸が大西洋から太平洋へと移り、いわば「ウエスト・ファリア (Westphalia) からイースト・ファリア (Eastphalia)」⁷体系へと秩序変動が起りつつあることを意味している。このような地殻変動が起こりつつある過程で台湾は中国と並ぶ重要なアクターとして、ますます重い存在となっていることは、誰の目にも明らかである。

第2節 日・米・中・台：四つのアクター

冷戦中、米国を中心とする資本主義陣営に属した国々の中で、日本は中国の巨大な市場を狙い、当時の国際状況を見極め、1972年9月25日、田中角栄総理大臣が初めて北京を訪問し、9月29日に発表した日中共同声明に基づいて、人民政府と国交を回復した。台湾にとって最も重要なパートナーである米国も、カーター (James Earl Carter, Jr.) 大統領が就任して間もなくの1978年12月26日、台湾と一線を引いた。その後、1979年1月1日に中国と国交を樹立、このことにより、台湾の国際的地位は孤立化していった。

日米両国は、台湾との関係を維持するために、日本は財団法人交流協会 (現在、公益財団法人交流協会)、台湾側は亜東関係協会 (現在、台北駐日経済文化代表処) をそれぞれ設置し、台湾と新たな協商関係の構築に踏み切った。一方、超大国である米国の世界戦略は、自ら西側陣営のリーダーとしての正統性を示すため、安全保障上、台湾に対する戦略的関与の政策を進めた。国交断絶後、米国においては、自由主義陣営の一員としての台湾を防衛する必要があるとの戦略的配慮から、政府と議会の間で活発な議論が行なわれた。結局、1979年4月、米国の国内法である「台湾関係法」(後述する) が制定された。現在に至るも米国政府は、台湾関係法に基づいて、中国との軍事バランスを維持するとの名目で防禦性の強い武器を売却しつつ、中国を牽制しようとしている。もちろん、上述した台湾と外交関係 (22カ国) がある国々は、正式な大使館を設けている。それ以外の国々は、ほぼ民間団体⁸を通じて、台湾と協商関係を継続している。

台湾と敵対関係を持つ中国も、国民党の馬英九総統が政権奪回（2008年）してからは、政策を一変させた。2008年末に三通（通商、通航、通郵）からはじめ、2010年6月29日、兩岸の民間団体による協議を経て「兩岸經濟協力枠組み協議（Economic Cooperation Framework Agreement、略称：ECFA）」を締結した。

これらの国々は、特異性を持つ台湾との関係を、国際法上で例を見ない折衷策で対処し、それぞれの国と特異性のある関係を持ち、事実上の協商関係まで築き上げてきたのである。さらに、各国と経済的な相互依存関係で台湾は高い評価を受けており、重要なパートナーとして重視されて現在に至っている。

変動が激しい国際情勢の中、安全保障分野での日台関係は、いかに地域の安全保障に貢献しているかを考えなければならない時期に直面している。2010年に国連で発表された報告書⁹の中で、国連安全保障理事会北朝鮮制裁専門家パネルが、一年以上の調査で、次のことを明らかにした。それは、北朝鮮が保有している弾道ミサイルのパーツは、さまざまなルートを通じて、日本から台湾へ、台湾から第三国へ転売されたという内容がそれである。日台間で、上記の件について有効な対処手段¹⁰はなかった。また、米国において台湾人夫婦がミサイル技術拡散規制の国内法違反により、米国財務省から夫婦が経営する企業の資産が凍結されたことも分かった¹¹。何故日台間で世界平和の不安を招いたのか。先に触れたように、日台間において安全保障分野で正式な「戦略的相互」関係が著しく欠如していたからにはほかならない。また、国連安全保障理事会北朝鮮制裁専門家パネルが現地調査を実施しようにも、中国の反対で実現が難しい。このように世界のどの国とも特異な関係を持つ台湾は、その一方で米国の世界安全保障戦略を支えるために協力を惜しまず、貢献しているものの、米国の言う「ならず者国家」の大量破壊兵器関連物資の移転ルートとして非公式ルートの中で利用されている。だからこそ、台湾は国際関係のなかでも例を見ない実に奇妙で特異な政治単位であると言わざるを得ないのである。

今後の台湾はいかに自らの未来を描いていくのか、台湾にいる2300万人の世論を確認しなければならない。分離独立の選択肢を選ぶとなれば母体である中国は、武力攻撃をしてくるに違いない。また、中国に飲みこまれれば、東アジア安全保障の構図は大きく変わっていくことであろう。その結果、中国の軍事活動は大西洋まで及び、米国に大きな脅威を与えることは必定である。2013年4月24日、米国のシンクタンク戦略国際問題研究所（Center for Strategic & International Studies、略称：CSIS）で「中国-台湾-米国の三カ国関係」についてシンポジウムが行なわれた。その中で、デューク大学の牛銘実教授（Emerson Niou）が興味深い内容のペーパーを発表した¹²。2012年10月の台湾国立政治大学の選挙研究センターのアンケート¹³によって、台湾独立の支持率は、中国の武力攻撃を考慮に入れない場合、2008年の65.5%から2012年の70.3%まで上昇しているとされる。仮に中国が武力攻撃を考慮に入れた場合でも、独立の支持率は下がるものの、まだ28.7%が独立を支持している。さらに、統一の支持率は、2008年の11.5%から2012年の9.1%へと年々減少している。牛銘実教授の報告によると

驚くべきことに、52.7%の国民が将来台湾と中国は統一すると思っている。31.6%の国民は台湾が独立すると主張している。その反面、馬英九政権の親中国政策が実施されればされるほど、独立を支持する台湾人が増加していこうと牛銘実教授は結論づけている。また「現状維持」で満足していない人々が大勢いる。もはやこの現状を変えなければならない時期が来ていると思われる。それは「一つの中国」の枠組みのままだと、近隣諸国との関係を解決できないからである。例えば、漁業問題については、台湾と日本の関係、台湾とフィリピンとの関係等が挙げられる。しかし、この現状を打破することは台湾人にとって容易ではない。暫くこの特異性を持ったまま続いていくのではないだろうか。再言すれば、このような歴史的に国際法上で例を見ない特異な存在である台湾は、今後の東アジアにおける安全保障環境の変化に独立変数として大きな影響力を発揮する政治的単位となり続けることは間違いあるまい。

第3節 小 結

2016年1月16日、台湾の総統選挙が行われ、民進党の蔡英文が当選した。蔡英文のマニフェストには、台湾を「現状維持」と書かれているが、対米、対日の関係では、これら両国との関係さらに発展させていくとされている。しかしながら、対中国政策は、はっきりしていない。台中関係は、おそらく陳水扁時代のような、関係が悪化になる可能性が高い。そのことによって、蔡英文が2016年5月20日に就任以降、習近平政権は台湾の外交を弾圧するため、現在台湾との正式な外交関係を持つ22カ国に対して、台湾を政府承認しない方向への外交を圧力を行使するであろう。いずれにせよ、現状を打破することは台湾人にとって容易ではない。暫くこの特異性を持ったまま続いていくことになるであろうと考えられる。

-
- 1 筒井若水(1998)『国際法辞典』有斐閣、300頁。分裂国家は、相互に一つの国家であると主張してはいるが、実際には、その領域全体を支配している統治機構はなく、イデオロギーの対立により複数の地域に分かれてそれぞれ統治機構が存在する国家。中国と台湾、南北朝鮮がこの例である。
 - 2 異質とは、次のようである。台湾の外交部により、現在台湾との正式な外交関係を持つ国は、22カ国しかない。したがって、この22カ国はあくまでも台湾に対する政府承認にとどまり、国家承認は一切行なわれていない。また、国連では、一つの中国政策(北京政府)で台湾は完全に排除され、畸型な形態の国家として存在し、国連に新加盟国としての申請もなされていない。したがって、この22カ国は中国との外交角力で、場合によって数が増えたり、減ったりすることもしばしばである。22カ国のリストは、1. The Holy See, 2. Burkina Faso, 3. Democratic Republic of Sao Tome and Principe, 4. Kingdom of Swaziland, 5. Republic of Kiribati, 6. Republic of Nauru, 7. Republic of Palau, 8. Republic of the Marshall Islands, 9. Solomon Islands, 10. Tuvalu, 11. Belize, 12. Dominican Republic, 13. Republic of El Salvador, 14. Republic of Guatemala, 15. Republic of Haiti, 16. Republic of Honduras, 17. Republic of Nicaragua, 18. Republic of Panama, 19. Republic of Paraguay, 20. Saint

- Christopher and Nevis, 21. Saint Lucia, 22. Saint Vincent and the Grenadines, 等がある。「外交資訊」『中華民國外交部』、
<http://www.mofa.gov.tw/Official/Regions/AlliesIndex/?opno=777f1778-f578-4148-b22a-b62f81be5f57> (閲覧日 2013 年 5 月 15 日)。承認については、筒井若水 (1998) 『国際法辞典』有斐閣、183-186 頁を参照した。
- 3 Barry Buzan and Ole Waever (2003) *Regions and Powers: The Structure of International Security*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 51-64. 同山本武彦 (2009) 『安全保障政策-経世済民・新地政学・安全保障共同体』日本経済評論社、39 頁。コペンハーゲン学派の RSCT は「四つの分析レベルの観察とこれらのレベルの相互作用のマトリックスとして描き出される。すなわち、①ある地域の国家内部における脆弱性のレベル (The domestic level)、②地域を形成する国家間関係レベル (The regional level)、③ある地域と隣接する地域との相互の作用レベル (The interregional level)、④地域における世界的大国の役割レベル (グローバルな安全保障構造と地域的安全保障構造の相互作用のレベル) (The global level)、の四つの分析レベルがそれぞれあり、これら四つの分析レベルをマトリックス化すると、安全保障の全体的な配置図 (security constellation) が描き出されることになる」。RSC を『地域大規模の安全保障複合圏 (super-complexes)』として位置づける。
 - 4 台湾が国際組織に加入することについては、以下のサイトを参照した。「参与国際組織」『中華民國外交部』、
<http://www.mofa.gov.tw/Organizations/Organizations/Organizations/?opno=ff2ca35f-37a3-47c2-b753-860b5ef8de0c> (閲覧日 2013 年 5 月 18 日)
 - 5 事実上 (de facto)。それに対して、法的 (de jure) という用語が対置される。
 - 6 1904 年 4 月 8 日、英国とフランスとの間に和親協商 (Entente Cordiale) が締結された。英仏協商の正式名称は、Entente Cordiale Association for the development of more cordial relations between the United Kingdom and France である。協商関係は、いわゆる、国家間の非公式な同盟とも言える。協商関係については、以下の論文を参照する。鹿島守之助 (1932) 「三国協商 (二)」『国際法外交雑誌』第 31 卷第 8 号、東京帝国大学法学部研究室国際法学会、37-55 頁。アンドレ・モロア著/岡田眞吉訳 (1941) 『エドワード七世とその時代』白水社、239-249 頁。黒羽茂 (1959) 「英仏協商論-とくに第一次日英同盟の補足協約としての意義について」『文科紀要』第 4 集、東北大学教養部、126-136 頁。義井博 (1964) 『20 世紀外交史の一研究』峰書房、9-11 頁。
 - 7 Tom Ginsburg (2010) *Eastphalia and Asian Regionalism*, University of California, Davis, Vol. 44: pp.107-111. 同山本武彦 (2013) 「科学技術神話の崩壊と東アジア『安全保障共同体』-東日本大震災後の“新しい国際共同体”構築の思想」金沢工業大学国際学研究所編『科学技術と国際関係』内外出版、366 頁。「イースト・ファーリア」体系という表現が使われる場合、戦後の西欧世界で展開されてきた数々の条約に基づく統合過程とは異なり、多くの場合、国家間の条約や協定に基づかない話し合いの積み重ねによって経済分野や社会分野における機能的な政策協力の枠組みを重層化させてきたところに大きな特徴がある。「ウエスト・ファーリア」体系における統合過程が条約や協定に基づく法的 (de jure) アプローチをとってきたのに対して、東アジアの「イースト・ファーリア」体系で進む機能主義的な統合過程は、事実の積み重ね (de facto) によるアプローチをとっている点で大きく異なる。
 - 8 米国からはじめとする、台湾と協商するため設置した民間団体は、米国は (American Institute in Taiwan: AIT) 「米國在台協会」である。日本は「公益財団法人交流協会台北事務所」である。カナダは「加拿大駐台北貿易辦事處」である。
 - 9 *Report to the Security Council from the Panel of Experts established Pursuant to Resolution 1874 (2009)* , United Nations Security Council,

http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/2010/571 (閲覧日 2012 年 10 月 1 日)

- ¹⁰ 日本は、外国為替及び外国貿易法に関する法律により、外国との貿易を規制している。
- ¹¹ *US sanctions Taiwan Company for N. Korea dealings*, Yahoo! NEWS, <http://sg.news.yahoo.com/us-sanctions-taiwan-company-n-korea-dealings-151702300.html>(閲覧日 2013 年 5 月 19 日), *US freezes assets of Taiwanese couple and their companies*, Google News, <http://www.google.com/hostednews/afp/article/ALeqM5gi7LCbcl1rDL3ecBWmmxAtdRzm5A> (閲覧日 2013 年 5 月 19 日)
- ¹² *Video: China-Taiwan-United States Relations: Part 1 of 2*, Center for Strategic and International Studies, <http://csis.org/multimedia/video-china-taiwan-united-states-relations-part-1-2> (閲覧日 2013 年 5 月 20 日)
- ¹³ 「台湾民衆統独立場趨勢分佈」『國立政治大學選舉研究中心』、<http://esc.nccu.edu.tw/course/news.php?Sn=167> (閲覧日 2013 年 5 月 20 日)

第2章 日・米・中の観点から見る台湾の戦略的価値

本章では、日本・米国・中国の観点から見た台湾は、どのような戦略的価値を有するのか、を考察する。

第1節 日本の観点

日本は、台湾の戦略的価値をどう考えているのか。1972年の国交断絶以来、安全保障に関する公式な条約も結んでおらず、米国のように議会で「台湾関係法」も制定されず、地理的に見ると一番近い隣国であるにもかかわらず、政治的な交流は、公式に行われていない。日台関係は、非政府間の実務関係としては40年間維持されており、その中で歴史的な感情や経済的・人的な交流があり、台湾は、日本にとって欠かせない存在となっている。近年、その枠の中で、経済的・人的な交流は拡大し、日本と台湾の関係は順調に発展している。公益財団法人交流協会の資料によれば「2011年の日台貿易総額は約699.5億ドル（日本から台湾への輸出：約519.3億ドル、日本の台湾からの輸入：約180.2億ドル）となり、JETROによると、日本の貿易相手国としての台湾は、米国、中国、韓国に次いで第4位である」¹と発表した。特に2012年の尖閣諸島の問題で、日本企業が、今後中国での商業活動を再検討しなければならないという課題に直面している。日本国内では「中国から撤退」「中国危機」「東南アジアへ進出すべきだ」という呼びかけの声も少なくない。今後、台湾に対する日本企業の投資も以前より大幅に増加することが予想されるだろう。

また、同資料によると2007年の日台間の人的往来について、日本からの訪台者数は約117万人、台湾からの訪日者数は約139万人となった。「2015年のデータによれば、日台間の人的往来数は500万人に」²達している。なお、「2005年、台湾住民への査証免除を可能とする議員立法が成立し、査証免除」³となっている。日本と台湾の間の民間交流が更に促進されることを期待するものである。日本政府は「観光政策に力を入れるようになっており、観光を通じ、日台民間交流における可能性を広げている。台湾の公共建設、台北-高雄間（334キロメートル）を結ぶ台湾高速鉄道について、事業主体の『台湾高鉄』と日本企業からなる『日本連合』は2000年12月、新幹線システム導入のための契約を締結し、2007年3月に全線開通した」⁴のである。

2008年に台湾では、再び政権交代があり、同年5月に国民党馬英九総統が就任した。これに関して、日本政府は、公益財団法人交流協会を通じ「台湾に関する立場は日中共同声明にある通りである。日台関係は、非政府間の実務関係として維持し、今後とも引き続き公益財団法人交流協会を通じてできる限りの支持と協力をする方針である」⁵とメッセージを台湾政府に伝達した。

中台間にある安全保障上の問題に対する日本政府の立場は「台湾を巡る問題が、兩岸当事者間の直接の対話により平和的に解決される。日本政府は、台湾、中国いずれかの側によるいかなる現状の変更の試みも支持できないとの一貫した立場である」⁶としている。当時の高村正彦外務大臣のコメントによりこのことが確認された。

台湾海峡の安全が脅かされ、紛争のリスクが高まるような事態になれば、日本の安全保障にも影響が及んでくる。1996年の台湾海峡危機の際には「日本の与那国町住民の生命・身体・財産が脅かされ、与那国町住民が政府に不満を訴えている」⁷。当時の橋本龍太郎総理大臣は、中国の演習に関して「わが国の領海に極めて近い場所でもあり、万一の不測の事態も懸念している」⁸と憂慮の念を明らかにした。中国のミサイル演習直後には、防衛庁も一時緊張したと報じられている。中国のミサイル発射が行われた海域は、沖縄の与那国島の目と鼻の先であった（図3、図4を参照する）。台湾近海からバシー海峡へと繋がる海域は、シーレーンの動脈でもある。浅川公紀は「中台間にもし実際に紛争が起きたら、日本にとっては有事そのものになる可能性があった」⁹と指摘している。

日本にとっても、台湾海峡危機の再現は悪夢である。日本政府も日本国民も、台湾海峡の平和と安定を望んでいる。つまり、台湾は日本にとって重要な戦略的価値と相互依存関係を持つと言えるのである。

第2節 米国の観点

1979年1月1日、米中関係正常化とともに、米国は台湾と国交を断絶し「米華相互防衛条約」¹⁰は、無効になってしまった。その4カ月後、1979年4月10日、当時のカーター（James Earl Carter, Jr.）大統領が署名して、台湾との関係について正式に法律が発効した。いわゆる「台湾関係法」¹¹である。1978年12月31日に米国と台湾との国交関係が断たれたが、この法律により1979年1月1日までに遡って効力を持つこととなった。この法律に記された通り、1979年1月1日から、「台湾関係法」による米国と台湾との関係が再度スタートした。その間に一日の途切れ目もなく、条約関係から国内法体制へと移行したのである。

本法は、アメリカ合衆国第96議会法律によって、発表されたものである。その目的¹²は、以下のようにになっている。

第3301節（議会の判断及び政策の宣言）

1. 大統領が1979年1月1日前に中華民国として合衆国により承認されていた台湾の統治当局と合衆国との間の政府関係を終了させたことに伴い、議会は、この法律の制定が次の目的のために必要であると判断する。
2. 西太平洋における平和、安全及び安定の維持に寄与するため。
3. 合衆国人民と台湾人民との間の通商、文化その他の関係の継続を承認することにより、合衆国の外交政策を促進するため。

「台湾関係法」の内容は、以下に示す通りである。

表 3 台湾関係法の概要

<p>持続性に関する条項</p>	<p>第2条 A 項 (1) : 米国国民と台湾人民間の通商、文化その他諸関係の継続を承認することにより米国の外交政策を促進する。</p> <p>第2条 B 項 (1) : 米国人民と台湾人民との間及び中国人民や西太平洋地区の他のあらゆる人民との間の広範かつ緊密で友好的な通商、文化及びその他の諸関係を維持し、促進する。</p>
<p>法の適用に関する事項</p>	<p>第4条 A 項 : 外交関係と承認がなくても米国の法律の台湾への適用には影響を及ぼさず、また米国の法律は1979年1月1日以前と同様に台湾に適用される。</p> <p>第4条 B 項 : 米国の法律が外国の国 (Foreign)、国 (nations)、国家 (states)、政府及び類似の存在に言及し、関係する場合は、必ずその条文は台湾を含み、法律は台湾に適用される。</p>
<p>安全性に関する事項</p>	<p>第2条 B 項 (3) : 米国の中華人民共和国との外交関係樹立の決定は、台湾の将来が平和的手段によって決定されるとの期待に基づくものであることを明確に表明する。</p> <p>第2条 B 項 (4) : 平和手段以外によって台湾の将来を決定しようとする試みは、ボイコット、封鎖を含むいかなるものであれ、西太平洋地域の平和と安全に対する脅威であり、米国の重大関心事と考える。</p> <p>第2条 B 項 (5) : 防御的な性格の兵器を台湾に供給する。</p> <p>第2条 B 項 (6) : 台湾人民の安全または社会、経済の制度に危害を与えるいかなる武力行使または他の強制的な方式にも対抗しうる米国の能力を維持する。</p>

出典：「台湾関係法」『美國在台協會』、<http://www.ait.org.tw/zh/taiwan-relations-act.html> (閲覧日 2011 年 8 月 3 日)

この中で特に注目すべきは「台湾の安全は西太平洋の安定と安全と繋がっている」及び「台湾が危機にさらされた場合、米国はそれを排除する」という2点である。それは、台湾にとって命綱とも言えるものであった。1996年3月の第3次台湾海峡危機の際、米国が救援の手を差し伸べたことは、それを立証している。同法の内容中、米国の台湾政策上、最も重要な条文は、第2条B項(5)の「台湾に対して防衛的性格を有する武器を提供すること」¹³である。それは、米国にとって「台湾の将来をボイコットまたは禁輸を含む平和的手段により決定しようとするいかなる試みも、西太平洋地域の平和と安全に対する脅威であり、かつ米国にとって重大な関心事である」¹⁴とみなしているからである。それ故、近年、台湾の国防力を強化するため「2010年1月末にバラク・H・オバマ (Barack Hussein Obama) 米国大統領が、台湾向けに総額64億ドルに上る武器売却を決め、発表した」¹⁵。2008年に続き、オバマ政権は、中国の急速な軍備増強を踏まえ、中台間軍事バランスを維持するには、台湾への武器売却が不可欠と判断したのである。米

国のフィリップ・J・クローリー (Philip J. Crowley) 当時の国務次官補は「今回の武器売却は、台湾海峡の安全と安定の維持に寄与するものだ」¹⁶と説明している。これに関して台湾の国防部は「米国が防衛上の物資提供を続けることは、我々に一層の自信をつけさせ、台湾海峡の平和と安定にも大きく寄与する」¹⁷との歓迎の声明を出した。

米国の政策は、台湾の安全に関する基本的な目標、つまり台湾海峡の平和と安定を維持しようとする目標である。また兵器売却に関する米国の政策の目的は、台湾の自衛能力の強化にあるが、同時に米国政策は、この地域の安定のための目的をも有している。

以下はオバマ政権が台湾への売却を決めた武器のリストである。

表 4 2010年米国から台湾へ売却を決めた武器のリスト

名目	数量	金額
地对空誘導弾パトリオット3 (PAC3)	114基	28億1千万ドル
多目的ヘリUH60M ブラックホーク	69機	31億ドル
多機能情報伝達システム	60基	3億4千万ドル
オスプレー級機雷掃海艇	2艇	1億5000万ドル
対艦ミサイル・ハーブーン	12機	3700万ドル

出典：「(時々刻々) 米中協調路線に亀裂 オバマ政権、台湾に武器供与」『朝日新聞』、2010年1月31日付け朝刊。

しかしながら、台湾政府が強く求め、中国政府が最も強く警戒してきた新型 F16C/D 戦闘機の売却は、今回見送られた。

2011年7月7日、台湾の行政院大陸委員会頼幸媛前主任委員らはワシントンでの講演¹⁸で新型戦闘機売却への切迫感を米国に訴えた。台湾の立法院委員4人も7月10日にワシントン入りし、陳情を展開した。米国議会では5月末、上院の半数近い47名の超党派議員が売却を求める書簡をオバマ大統領に送った。理由としては「中国は高性能の戦闘機配備を進め、2011年1月にはステルス機の試験飛行を実施した。新型 F16C/D 戦闘機等を主力とする台湾空軍は、更新が進まず、5年ほど前から空軍力で逆転した。10年以内に70%の戦闘機を更新しないと台湾は危険になる」¹⁹と表明した。米国議会が新型 F16C/D 戦闘機の売却を支持する最大の理由としては「台湾関係法」とレーガン政権の「6項目保障」²⁰により、台湾への防衛的性格の武器売却が許されていることである。しかし、米国議会の圧力があつたにもかかわらず、オバマ政権は台湾に対して新型 F16C/D 戦闘機の売却を見送った。今回の売却の見送りは、中国に対する相当の配慮を示したものと言えるだろう。

従って、キャンベル国務次官補と他の国務省高官も「今後台湾への新型 F16C/D 戦闘機の売却については、曖昧な言葉を残した」²¹のである。相変わらず、米国の台湾に対する戦略的曖昧さが示されたものであった。

米国の元外交官アラン・D・ロンバーグ (Alan D. Romberg) は、最近の論文²²において、台湾の安全保障は、米国にとって少なくとも次の4点が重要であると指摘している。

1. 米国は、台湾の安全保障を支えてきた歴史から簡単に目を背けられない。民主主義と経済発展の結果、台湾を見捨てるのではなく、大陸への降伏から台湾を守ることが望まれる。
2. 中国の武力行使は（地域を）不安定にさせる。米国の政治、経済、安全保障上の利益を損なう。中国に対する抑止政策は、米国の戦略的利益に合致する。
3. 武力に立ち向かうことを拒めば、アジア全体の動揺を誘い、米国の核抑止力への疑念を生じさせ、日本、韓国、台湾の核兵器開発の要因となりかねない。
4. 平和的に交渉された中台間の合意を、米国は尊重する一方、台湾における米国の経済的利益は大きい。対中貿易は急激に膨張しているが、台湾も2300万の人口規模としては、かなりの貿易相手である。

そして、米国の政治家たちも「台湾関係法」について、特筆しておかなければならないとしている。2000年ワシントンの保守派たちは、ブルーチーム (Blue Team) という団体を立ち上げ、積極的に台湾のために動き出した。その中のメンバーは、政治家、学者、ジャーナリスト等である。主な目的は「米国政府に中国のミサイルの情報や中台の軍事バランス、台湾の軍事力現状等の極秘資料を国会で公開して欲しいと呼び掛けることにあった」²³。ブルーチームの人たちは「台湾関係法」には弱い部分があり、中国のハイスピードの軍事現代化に伴い、台湾にとって大きな脅威であることを懸念している。その結果、台湾に対する新しい法案を作成する必要があるという声が上がってきた。彼らの考え方としては「台湾安全強化法」(Taiwan Security Enhancement Act、HR 1838) という法案を国会で成立させることである。クリントン政権には「台湾安全強化法」に対する批判があり、法案を成立させると中国の反感を買うのではないか、という懸念があり、さらに、当時米国の太平洋軍総司令官ブレア海軍大将 (Admiral Dennis Blair) も「この法案には強く反対していた」²⁴のである。にもかかわらず、米国の下院では2000年2月1日に「台湾安全強化法」は341票対70票で可決された²⁵。下院の国際関係委員会主席ギルマン議員 (Benjamin A. Gilman)、下院のテキサス州共和党の議員たち、下院多数派のトマス・ディレー幹事 (Thomas DeLay) は法案の成立を支持した。しかし、2000年3月に台湾で政権交代し、民進党の陳水扁が当選してから状況が一変した。当時の陳水扁政権の米国に対する武器購入政策が前政権と同じ考え方であるか否か、という新しい問題が生じた。最終的には米国の上院で票が集まらず、結局「台湾安全強化法」は否決された。米国が、西太平洋の平和と安定を維持するため、米国の学者と議員たちにとって、台湾の戦略的地位は欠かせない存在となった。

第3節 中国の観点

台湾は、防衛面から見ると、日米同盟の日本と米比軍事協定のフィリピンの間に挟まれている格好である。近隣諸国は、国際法上、米国と日米安全保障条約、米韓相互防衛条約及び米比軍事協定（1991年まで）を結んでおり、米国の国内法「台湾関係法」により、台湾の防衛に協力している。地政学から見ると、千島列島から日本列島、台湾、フィリピン群島、セレベス島の東側に至る島伝いの列島線、第一列島線の中にも入っている。台湾の「戦略的価値」は言うまでもなく重要であり、それ故、米国、日本、中国は強く関心をもっている。

現在「中華人民共和国の神聖で不可分の領土の一部である」として「将来、必ず台湾を解放する」をスローガンとしている中国は、台湾に対する積極的政策を打ち出している。1995年1月30日に、当時の中国李鵬首相の演説の中で江沢民国家主席が祖国平和統一のための8項目を提案した。いわゆる「江8点」²⁶である。

これに対して、1995年4月8日に台湾の当時の李登輝総統は「6項目」²⁷の提案で応じた。中国側の武力行使の可能性に対し、当時の李登輝総統の提案の第5項目に「大陸当局が台湾、澎湖、金門、馬祖に対する武力行使の放棄を正式に宣言したら、台湾は最も適当な時期に双方が互いに敵対状況の交渉を行うかの予備会談をする準備を実施する」²⁸と記されている。中国と台湾が互いに統一に向けた提案を出し合ったのは、画期的なことであったと言える。だが一見融合的な提案の交換も、1995年6月、当時の李登輝総統の米国訪問を転機として、中国の政策を強硬なものへと変えることになってしまった。当時中国の遲浩田国防部長が米国防大学で演説した内容²⁹からも分かるように、基本的に台湾問題は平和的解決を望むが、しかし、台湾当局は祖国分裂を狙った活動を黙認したり、兩岸関係に緊張をもたらしたのである。だからこそ、台湾に対して未だに武力行使の放棄を拒否し続けているのである。

「江8点」を発表してから10年目になる2005年3月4日に、当時の胡錦濤国家主席が「胡4点」³⁰を発表した。

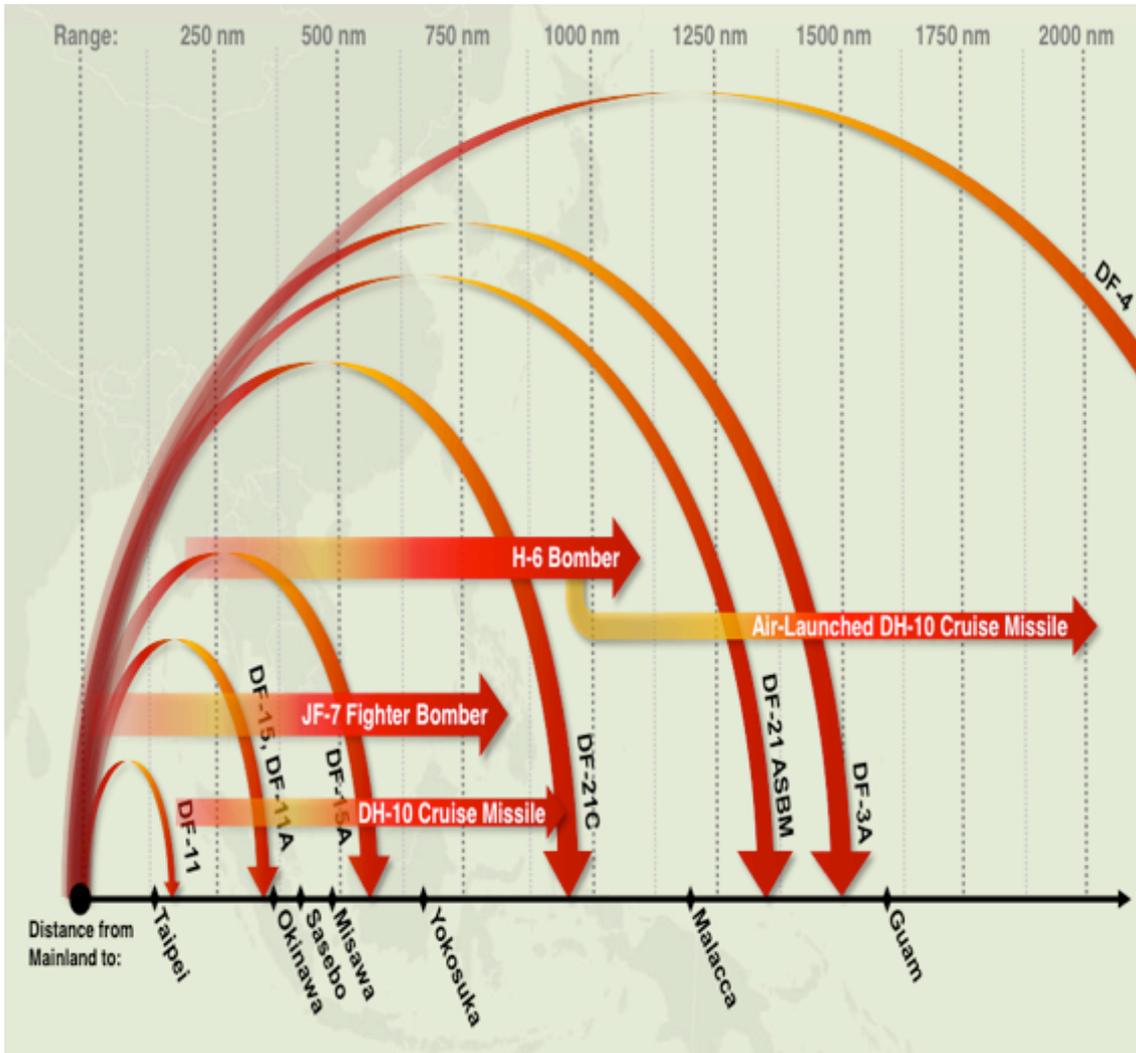
内容的には、ほぼ「江8点」と変更がなく、台湾は中国の一部領土として「中台統一」に強い関心を示している。2008年12月31日「手を携え、兩岸の和平発展を推し進め、中華民族の偉大な復興を実現しよう」と題する重要な談話を発表した。いわゆる「胡6点」³¹である。

上述した『米国議会への年次報告書 中華人民共和国に関わる軍事・安全保障上の展開 2012』では「中国側が台湾に宥和政策をとっていると同時に、2011年10月までに人民解放軍は1000基～1200基の短距離弾道ミサイル（SRBM）を台湾海峡の対岸に配備した（図3、図4を参照）」³²と発表した。このように中国は、国家政策として、台湾を統一するまで軍事力で圧力を加える「文攻武嚇」という政策を、続けていくことになるだろう。

第4節 小 結

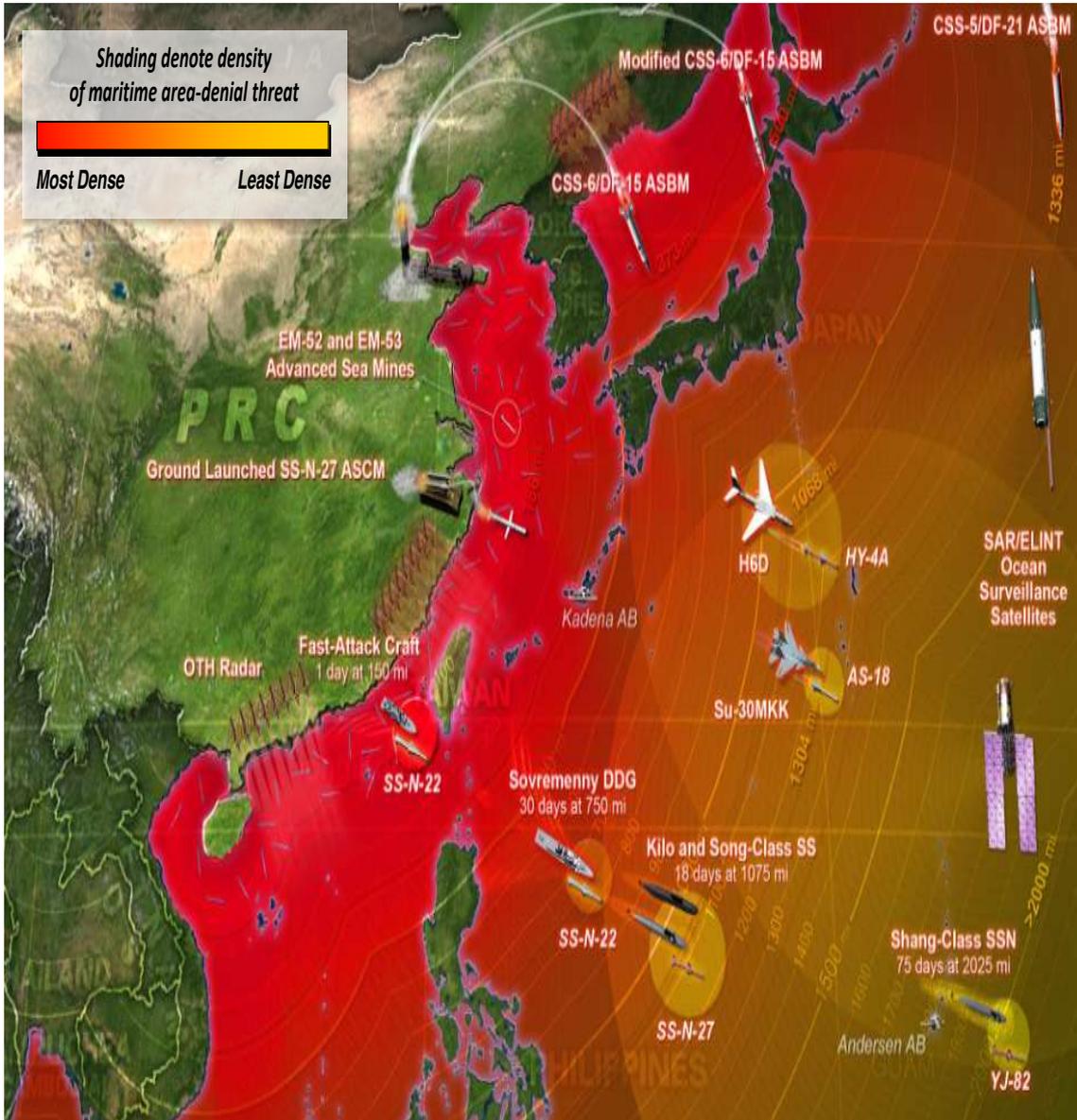
本章では、台湾の戦略的価値を検討した。中国の最高指導者が発表した「江8点」、「胡4点」、「胡6点」から分かるように、「中台統一」は、共産党の最終の目的であり、その目的を達するため、武力行使を含めあらゆる手段を行使するとしている。米国の対台湾コミットメントは、国内法である「台湾関係法」は、台湾が存在する限り、破棄されることはないだろう、ということを示している。日本にとって、台湾は一衣帯水で等閑視することのできない重要なバイラテラル関係である。今後日台の相互依存関係においては、さらなる発展的な展開がなされていくことが期待されている。

☒ 3 THE GROWING RANGE OF PLA SYSTEMS



出典 : *Air Sea Battle A Point of Departure Concept*, CSBA,
<http://www.csbaonline.org/wp-content/uploads/2010/05/2010.05.18-AirSea-Battle-Slides.pdf> (閲覧日 2011年11月22日)

図 4 PROJECTING POWER TO THE SECOND ISLAND CHAIN



出典：Air Sea Battle A Point of Departure Concept, CSBA,

<http://www.csbaonline.org/wp-content/uploads/2010/05/2010.05.18-AirSea-Battle-Slides.pdf> (閲覧日 2011 年 11 月 22 日)

- 1 「台湾情報 日台関係」公益『財団法人交流協会 東京本部』、
http://www.koryu.or.jp/ez3_contents.nsf/12/F3CE8A140E14BA4649257737002B2217?OpenDocument (閲覧日 2011 年 10 月 21 日)
- 2 「東京で『台湾美食の饗宴』、台日相互往来者数 500 万人突破を祝賀」『台北駐日経済文化代表処』、
<http://www.taiwanembassy.org/JP/ct.asp?xItem=680723&ctNode=3522&mp=202>
(閲覧日 2016 年 3 月 21 日)
- 3 「台湾の居住者に対する査証免除の実施について」『外務省ホームページ』、
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0916f.html (閲覧日 2011 年 8 月 3 日)

-
- 4 「最近の台湾情勢」『外務省ホームページ』、
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taiwan/kankei.html> (閲覧日 2011 年 8 月 3 日)
 - 5 同上。
 - 6 同上。
 - 7 船橋洋一 (1997)『同盟漂流』岩波書店、387-388 頁。当時、与那国の住民は政府に送った要請書の内容である。「1996 年 3 月 8 日から 3 月 15 日までの間、中国軍が与那国島の北西 60 キロメートルの海域において、地対地ミサイル演習を行うとの情報を得て、当与那国町民、特に漁業関係者に対し、操業中に誤射による不測の事態がないとは限らないため、操業時の安全を喚起していたところでありますが、事実 3 月 8 日中国軍のミサイル演習が実施されたことはまことに遺憾であり怒りを禁じ得ません。与那国町(島)は、日本国領土の最西端に位置する国境の境の島で、中国及び台湾とは最も近い距離にあります。新たに台湾海峡で大規模合同軍事演習が予定されているとの報道もあり、これに対抗して台湾軍も与那国島西方 30 キロメートル海域で射撃訓練を強化実施しています。与那国町は漁業の安全操業の確保と日本国民としての与那国島民の生命・身体・財産を守る立場から与那国島近海における軍事演習を一切行わないよう中国政府や台湾当局に対し、政府は依然として外交姿勢で臨み適切な措置を講じて下さるよう強く要請致します。」
 - 8 浅川公紀 (2006)「日米同盟と台湾海峡」『問題と研究』第 35 卷 3 号、国立政治大学国際関係研究センター、78 頁。
 - 9 同上、78 頁。
 - 10 米華相互防衛条約は、米国と台湾に移った中華民国の間で結ばれた軍事同盟に関する条約。1954 年 12 月に調印した。条文の内容は 10 カ条からなる。
 - 11 「台湾関係法」『美國在台協會』、<http://www.ait.org.tw/zh/taiwan-relations-act.html> (閲覧日 2011 年 8 月 3 日)
 - 12 同上。
 - 13 同上。
 - 14 同上。
 - 15 「米國對台湾軍售概要說明-在 2010 年與 2008 年分別宣佈了大型軍售案、金額皆為 64 億美元」『美國在台協會』、<http://ait.org.tw/zh/pressrelease-pr1012.html> (閲覧日 2010 年 5 月 10 日)
 - 16 「米、台湾へ 5800 億円分の武器供与を決定 議会に通告」『朝日新聞』、2010 年 1 月 30 日付け朝刊。
 - 17 同上。
 - 18 「カ内基國際和平基金會國際研討會主委講稿-中華民國的大陸政策：引航兩岸關係，為兩岸打造良善互動的和平環境」『行政院大陸委員會全球網』、
<http://www.mac.gov.tw/ct.asp?xItem=96262&ctNode=6409&mp=1> (閲覧日 2011 年 8 月 3 日)
 - 19 「美 181 眾議員連署 促速售台 F16C/D」『台湾：自由時報』、2011 年 8 月 3 日付け朝刊。
 - 20 1982 年 8 月 17 日、米中両国により「台湾向け武器売却についての共同コミュニケ(817 コミュニケ)」が発表された。この共同コミュニケが発表する前、米国のレーガン政権は台湾に対する「6 項目保障」を伝えた。内容は次のようである。①対台湾武器売却の終了期限を設ける意思はない、②対台湾武器売却について中国と事前相談しない、③台湾と中国の仲介者の役割を果たす意思はない、④「台湾関係法」修正には同意しない、⑤台湾の主権に関する立場を変更しない、⑥中華人民共和国との交渉に入るよう台湾に圧力をかける意思はない。
 - 21 *U.S. Foreign Policy in the Asia-Pacific Region*, U.S Department of State,

- <http://fpc.state.gov/172931.htm> (閲覧日 2011 年 11 月 1 日) , *Background Briefing: Notification to Congress on the Sale of Arms to Taiwan*, U.S Department of State, <http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2011/09/172936.htm> (閲覧日 2011 年 11 月 1 日)
- 22 「兩岸和解対台不利? 容安瀾反駁」『中央社即時新聞』、
<http://www2.cna.com.tw/SearchNews/doDetail.aspx?id=201105290086&q=兩岸和解對台不利? 容安瀾反駁>(閲覧日 2011 年 10 月 19 日)
- 23 '*Blue Team' Draws a Hard Line on Beijing Action on Hill Reflects Informal Group's Clout*, Project for the New American Century,
http://www.newamericancentury.org/china_025.htm (閲覧日 2012 年 6 月 8 日)
- 24 *Admiral Takes Stand Against Pro-Taiwan Legislation*, Centurychina,
<http://www.centurychina.com/plboard/archive/210012.shtml> (閲覧日 2012 年 6 月 8 日)
- 25 *HR 1838-Taiwan Security Enhancement Act-Voting Record*, Project Vote Smart,
<http://votesmart.org/bill/votes/8255> (閲覧日 2012 年 6 月 8 日)
- 26 ①「一つの中国」の原則を堅持する。台湾が外国と民間レベルの経済・文化関係を発展させることに異議をはさまないが、台湾の独立を目指した国際活動の拡大には反対する、②海峡兩岸の平和統一を進める。特に兩岸の敵対関係を正式に終結させ、平和統一を徐々に実現することを改めて提案する。③平和的統一に努力する。我々が武力行使の放棄を約束しないのは、台湾同胞に対するためではなく、外国勢力による「台湾独立」の陰謀に対するためである。④台湾企業の正当な権益を保護する。三通(通商・通航・通信)の実現を加速すべきである。⑤共に中華文化の優れた系統を継承し、発展させなければならない、⑥台湾の各政党、各界人士が我々と意見交換することや、大陸を参観、訪問することを歓迎する。⑦われわれは台湾当局の指導者が適当な身分で(中国を)訪問することを歓迎する。⑧われわれも台湾側の招請を受け入れて、台湾を訪問する用意がある。
- 27 『李六條』的中英文内容『行政院大陸委員會』、
http://www.mac.gov.tw/ct.asp?xItem=47407&ctNode=5841&mp=4&xq_xCat=01
(閲覧日 2011 年 8 月 3 日) 内容は次のようである。①兩岸分治の現実に立脚した中国統一の追求、②中華文化の基盤に立つ兩岸交流の強化、③経済、貿易交流の増進と相互補完の構築、④平等な立場で国際組織に参加し、兩岸指導者の会談実現、⑤平和方式による一切の紛争の解決、⑥兩岸協力による香港、マカオの繁栄と民主の促進である。
- 28 同上。
- 29 1996 年 12 月 10 日中国の国防部長は、米国ワシントンの国防大学で中米関係等について演説した。
- 30 「“胡四点” 积出善意《反分裂国家法》遏止“台独” 气焰」『南方網』、
<http://www.southcn.com/news/hktwma/zhuant/hsd/> (閲覧日 2011 年 8 月 3 日) 内容は次のようである。①「一つの中国」の原則を堅持、②平和的に中台統一に努力、③台湾の人々に希望を託す、④台湾独立運動に絶対反対。
- 31 内容は次のようである。①一つの中国に堅持、政治的信頼を増進、②経済的に協力、共同発展を促進、③中華文化を宣揚、精神的に強化、④人的な往来強化、各界の交流を拡大、⑤国家主権を擁護、対外事務関係を協調、⑥敵対関係を終結し、平和協議を達成。
- 32 神谷万丈翻訳・監修、前掲「米国議会への年次報告書 中華人民共和国に関わる軍事・安全保障上の展開 2012」、19-20 頁。

第3章 日華関係の史的展開とその終焉

本章では、日華関係の歴史的な展開と変遷について、日華国交断然後の日中平和友好条約の締結、その後の日台関係の展開を踏まえながら考察する。

第1節 日華関係の発展と日華平和条約の締結

第1項 日華平和条約への経緯

1949年10月1日北京の天安門で毛沢東は、中華人民共和国人民政府（以下、人民政府）の成立を宣言した。一方、蒋介石によって率いられた中華民国国民政府（以下、国民政府）は、1949年12月7日、成都から台北への移転を決定し、国民党の20余年にわたる大陸支配は終焉を迎えた。こうして、大陸中国には共産党が支配する人民政府、そして台湾には国民党が支配する国民政府が併存するという異常な状態が固定化されていくことになった。いわゆる「二つの中国」の存在と対抗の構図が東アジアにおける不安定の構造を規定していくことになる。

国共内戦の敗北で大陸の支援基盤を失った国民党政権を取り巻く状況には、実は厳しいものがあつた。西側の自由主義諸国の中でも、英国のアトリー（Clement Richard Attlee）首相（労働党党首）は「香港問題を抱えていたこともあり、1950年1月6日、いち早く人民政府の承認を決定した」¹。国民党政権を軍事面において支援してきた米国政府も、対中国政策を転換しつつあつた。1949年8月、トルーマン政権は「中国白書」²を公刊し、国共内戦の戦況悪化の要因を国民党政権の腐敗によるものとした。そして1950年1月5日、ハリー・S・トルーマン（Harry S. Truman）大統領は「公式に米国が軍事的手段によって中国の内戦に介入する意図がない」³ことを明らかにしたのである。さらに、ディーン・G・アチソン（Dean Gooderham Acheson）国務長官は1950年1月12日にナショナル・プレス・クラブで米国の極東政策について演説を行う。演説の内容は「アリューシャン列島から日本列島、琉球列島を経てフィリピンに至る」⁴ラインが極東での米国の防衛線であるというものであつた。これは、朝鮮半島と台湾が米国の防衛線から外されることを意味した。その後、13日にアチソン国務長官は「国民政府の顧維鈞駐米大使宛の手紙で対国民政府軍事援助の要求」⁵を拒否する。

しかしながら、台湾を放棄するという米国国務省及びアチソン米国務長官自身の政策も首尾一貫したものではなかつた。1948年11月24日、国家安全保障会議（以下、NSC）に提出された台湾の戦略的地位に関する統合参謀本部（以下、JCS）文書（NSC 37）⁶は「『台湾の戦略的地位は重要である』というテーマで、米国の安全保障にとって台湾の地位は極めて重要であると主張した。米国に友好的な政府としての台湾を維持することで、

共産党の台湾支配を排除する必要を訴えたのである。この文書によって「軍事的手段の使用を避け、外交及び経済的手段を使って目的を達成することを求めた」⁷。さらに「日本の食料及びその他の原料の供給地としての台湾の重要性をも強調し、日本の安定のためには台湾の保持に大きな意味がある」⁸と述べた。1950年1月19日、NSCに提出された国務省の報告（NSC 37/1）でも「台湾における共産党の支配を排除する必要がある点」⁹でJCSと一致していた。

ダレス文書によると、トルーマン大統領とアチソン国務長官との考え方には行き違いが見られる。1950年1月6日、ジョン・F・ダレス（John Foster Dulles）はダグラス・マッカーサー（Douglas MacArthur）元帥宛の手紙でこう述べている。「私にとっては、台湾の悲劇は台湾人にある。台湾の人口は約600万人から700万人ぐらいである。この人口はオーストラリアに匹敵する。国連加盟国の中で、台湾より人口の少ない国は20カ国ある。台湾は、独自の経済、社会、文化、生活を有し、2世代（55才）の人は、中国との政治関係がない。経済と教育の観点から分かるように、台湾は中国大陸よりさらなる発展をしている。～（中略）～。我々は、台湾にいる600～700万人に対して敬意を表すべきである。我々は大国の戦略と威信の観点を捨て、彼らの幸福と希望を守らなければならない」¹⁰。さらに、ダレスの日記によると、台湾についてこうも述べている。「私は、1月5日にトルーマン大統領が発表した声明に同意する。米国は台湾を略奪する計画を持っていない、中国の内戦への関与を避けるべきである。しかしながら、ここでは、一つ重要な事項に大統領は触れていない、それは、台湾に住んでいる約600万人の幸福についてである。最終的に、彼らの運命は対日平和条約によって決定される。それまでは、我々の義務としては国連憲章に基づいて、彼らを非自治地域の居民とし、彼らの利益を最優先の課題として考えなければならないのである。」¹¹と書いた。ダレスは台湾の居民に対する関心を強く持っていて、台湾はもっと重視されるべきであると考えた。

1950年6月20日、訪韓中のダレスは国務省顧問として北緯38度線を視察した。その5日後の25日、北朝鮮軍が北緯38度線を越えて朝鮮南部に侵攻を開始し、朝鮮戦争が勃発するところとした状況は一変する。2日後の6月27日、トルーマン大統領は「中国人民解放軍による台湾攻撃を抑止するために、米海軍第7艦隊を台湾海峡に急派させる命令を下した」¹²。NSCにおいて、正式に国民党政権への軍事援助と台湾への軍事顧問団の派遣を承認したのである。

台湾海峡に第7艦隊を派遣した背景には、国民党政権を保護すると同時に、中国との全面戦争に発展する恐れのある、蒋介石の「大陸反攻」を阻止する狙いがあった。トルーマン大統領は、米中武力衝突を望んでいなかったのである。だが、1950年10月「中国人民志願軍」が鴨緑江を越え、中国は本格的に朝鮮戦争に参戦する。これに対して、米国政府は、朝鮮戦争の期間中に国家予算における軍事費の割合を倍増させ、台湾のみならずインドシナにも軍事顧問団を派遣し、中国と本格的な敵対関係に突入していくことを決断したのである。

朝鮮戦争の勃発によるアジア冷戦の本格化は、瀬戸際に追い込まれた蒋介石を救う形となった。米国からの大規模な軍事援助によって、台湾にある国民党政権は息を吹き返す。そのアジア冷戦を背景に、人民政府と米国の支援を受けた国民政府という互いに正統性を主張する「二つの中国」が、台湾海峡を隔てて対峙するに至ったのである。

この「二つの中国」の問題は、米中関係の最大の懸案となったのみならず、講和・独立を控えた日本にも影を落とすこととなる。対日講和問題について「1947年3月ダグラス・マッカーサー元帥は、講和の成立と共に占領を終止すべきことを声明した」¹³。しかし戦後、次第に激化しつつあった米ソ両陣営の対立は、対日講和の問題について必然的に意見の対立を激化させていく。結局、講和の時期は延期された。早期講和論が挫折した後、1949年9月、「米英両国が講和実現の方針を確認した」¹⁴ことによって本格的に動きはじめたのである。だが、米国政府内部では、日本の再軍備を懸念する軍部の慎重論が依然として根強く残っていた。

1950年7月6日、ダレス国務省顧問は「朝鮮戦争の勃発は、日本人々に刺激を与えた。日本の防衛に米国の力が必要であることをようやく理解してもらった。現在は以前と違い、日本人々の米国に対する怒りは無くなりつつあるし、現状に満足している。日本の防衛には米国の力が必要であることを以前より受け入れている。このように日本人々の心境が速やかに変わったのは賢明なことかもしれない」¹⁵と述べ、さらに、「共産党が韓国を攻撃した目的は一つであり、それは米国が日本に対する講和条約を締結することを妨害しようとしていることである。この状況の下で我々はもっと自信と決意を持って、妨害しようとする意図を阻止しなければならないのである」¹⁶と述べた。このように朝鮮戦争の勃発と共産党の東進を阻止するために、ダレス国務省顧問は講和条約の締結を加速させたのである。

こうした中で、朝鮮戦争の勃発と中国の参戦は、日本の軍事的価値を急上昇させる結果となった。米国国防省や軍部は、戦争継続中の講和推進に反対する姿勢を明らかにしたが、ダレス国務省顧問と国務省は「日本を西側に引き留めるために早期講和が必要である」¹⁷と判断した。朝鮮半島での武力攻撃によって中国との敵対関係が明白になったことで、東アジアにおいて日本との連携を強化する政策の重要性が増したのである。

日本の講和独立が現実性を帯びる中で浮上してきたのは、対日講和会議に招請する中国代表として「二つの中国政府」のいずれを選択するかという問題であった。中国代表問題をめぐって米英両国は真っ向から対立した。人民政府との敵対関係が明確となった米国は、国民政府が中華民国として、対日講和会議に参加する資格を持つと主張した。これに対して英国はいち早く中華人民共和国を承認していたことから、米国の方針に反対し、人民政府が対日講和会議に参加すべきであると主張した。

1951年4月末の英米専門家間のワシントンにおける会談においては「両者が合意できない数々の主要な政策があったとはいえ、ダレス国務省顧問と英国ハーバート・モリソン（Herbert Morrison）外務大臣との間で解決されるべきだという気運が高まった」¹⁸。

「三つの未解決問題」¹⁹の中で、少なくとも二つの点で合意することである。台湾の帰属問題と中国代表権問題は「英米両国政府が賛同しない講和条約に英連邦諸国も署名しない可能性が高い」²⁰と考える。英米両国政府間で二つの未解決問題について合意に達することなしには、日本がいかなる一般的多国間条約に参加できることもまず考えられないのであった。

台湾に関する合意は比較的簡単に成立した。英国政府は「どちらの中国が日本と講和条約を締結するかという問題が決定するまでではあるが、台湾が中国に譲渡されるべきという議論を収めた」²¹のである。英国政府は「日本が単に講和条約によって台湾への主権を放棄し、台湾の地位が望ましくかつ実行可能な方法でその後に決定されるべきという、米国案に合意した」²²。さらに「南樺太及び千島列島に関しても同様に取り扱われ、ソ連に必ずしも移譲されるべきものではないという米国案にはいくつかの他の政府も賛成しており、英国政府が台湾の帰属問題に関して譲歩するのに役立ったのである」²³。

どちらの中国政府が講和条約に署名すべきかという問題に関しては、なかなか英米両国間で合意に達しなかった。もともと米国案では、二つの中国政府が共に署名するよう招待されるというのである。とはいえ、両中国政府は各々が事実上支配している領土内においてのみ、各々の講和条約下の権利を行使できるというものであった。この案がモリソン英国外務大臣に受け入れられなかったのは、国民政府が署名しても、人民政府が署名すると思われなかったからである。仮に国民政府が署名すれば、自動的に全てとは言わないまでもほとんどのアジア、そして他の国々が署名しないだろうとの見解を抱いた。従って、モリソン英国外務大臣の提案は二つの中国ともまずは署名せず、14の主要署名国のうち3分の2が正統と認めた中国政府のみが署名すべきであると提案したのである。

その後、米英両政府の議論は数カ月に及んだが、結局、1951年6月19日、ダレス国務省顧問とモリソン英国外務大臣との間で交わされた「ダレス・モリソン合意」²⁴によって妥協が図られることとなった。この合意によって、両中国政府を講和会議には招請しないことが決定された。

1964年9月23日、ダレスに関するオーラル・ヒストリーのインタビューが台北で行なわれた。取材を受けたのは当時国民政府の葉公超（George K. C. Yeh）外交部長であった。その中で「ダレス・モリソン合意」に関する質問について「今、我々は、そして私も『ダレス・モリソン合意』について米国政府が英国政府から何らかの形で圧力をかけられたものであり、完全には我々の立場を考えていない」²⁵と米国政府に対する失望の気持ちを語った。

1. 顧維鈞 (V. K. Wellington Koo) 駐米大使とジョン・F・ダレス (John Foster Dulles) 国務省顧問の会談

「ダレス・モリソン合意」の成立前後に、国民政府の顧維鈞（V. K. Wellington Koo）駐米大使とダレス国務省顧問との会談があり、さらに、国民政府の葉公超外交部長とランキン（Karl L. Rankin）米国駐台公使の間で、対日平和条約について頻りに意見交換があり、重要な会談が行なわれた。以下は、米台間の交渉についての概観である。

①. 顧維鈞・ダレス会談 期日：1950年10月20日

対日平和条約について初の会談における主要な議題は「講和、領土問題」と「日本安全問題」である。両者の会談は、以下の通りである。

まず「日本の領土」について、日本の国土は、カイロ宣言と日本の降伏条項に基づき、本国の四つの島と付属小島を含む。それ以外に琉球と小笠原諸島は、国連に信託統治され、米国が管理する。「台湾の帰属問題」について、ダレス国務省顧問は「台湾、澎湖諸島、南樺太、千島列島の地位について、日本は中、英、米、ソが将来決定するものを受け入れるべきである。対日平和条約発効後1年以内に解決できない場合には、国連総会で決定する」という案²⁶を提示した。「日本の安全問題」について、国連が確実に責任をとる前に、同時に地域の国際平和と安全を維持するため、日本は米国と他国の軍事的な「利便性」を継続的に提供すべきである。これに対して、顧維鈞駐米大使は「『利便性』とは、どのような意味であるのか」と質問し、ダレス国務省顧問は「国連憲章第43条により、利便性とは海港と空軍基地を提供すること」²⁷と答えた。

顧維鈞駐米大使は、台湾問題について、現在国連総会で議論されているが、米国の意図はどのようなものであるかを、ダレス国務省顧問に質した。ダレス国務省顧問は、アチソン国務長官と相談しないと返事できないとしながらも「米国政府の意図は、台湾の地位をしばらく凍結しておきたい」²⁸と答えた。その理由は2点ある。第1点は「米国としては台湾が米国の敵対国の手に落ちること、特にソ連に利用されることは、望ましくないし、台湾を太平洋にある米国側の防衛線の中にとどめておく」²⁹必要があるということ。第2点は「国民政府の地位を維持し、台湾海峡への米国海軍第7艦隊の派遣を正当化すること」³⁰である。

これに対し、顧維鈞駐米大使は、台湾が千島列島と同一の地位におかれていることについて、ソ連の反応は如何なるものかを質問し、ダレス国務省顧問は「ソ連の反対は必至であり、もし、ソ連が講和条約の内容を受け入れなかったら、米国は必ず講和条約の内容に台湾を中国固有の領土に加え、国民政府の地位を擁護する」³¹と答えた。

なお、日本の経済問題についてダレス国務省顧問は「米国の立場としては、寛大な処置を主張し、各種の制限を廃除し、日本が食料も自給できるように」³²と述べた。これに対して、顧維鈞駐米大使は「わが国は日本に対して報復の考え方を持っていない。現在、国際情勢が大きく変わり、日本が二度と軍事大国になり、わが国に脅威を与えるようなことは望ましくない。～（中略）～。賠償問題については、米国と協力するため、賠償金を減額するつもりである。従って、すでにわが国の人民は大きな損害を受けているので、賠償を完全に放棄することはできない。それ故、日本に負担がかからないよう、多少の賠償を

要求する」³³と述べた。しかし、ダレス国務省顧問は第1次世界大戦後の例を挙げ、フランス、ベルギー等の国がドイツに要求した賠償金はすべて泡になったことを説明し、間接的に国民政府に賠償請求をしないことを要求した。その理由は「日本は降伏の後、日本に対する援助金はすでに20億ドルに達したからである。今後、日本に援助するのではなく、対日戦争の被害国に直接に経済援助する」³⁴と述べた。

対日平和条約調印の手続きの問題について、ダレス国務省顧問は関係諸国と相談の後に決まるとし、集団の協議方法をやめ、個別の非公式協議の方法をとることにした。それは「ソ連が自分の立場を変更しないことと、英国、インド、パキスタン、ビルマ、オランダ等が国民政府の代表権に反対しているので、個別の非公式協議は国民政府にとって最善の方法である」³⁵と説明した。会談終了後、ダレス国務省顧問は顧維鈞駐米大使に重要な「対日講和7原則」を手渡した。

②. 顧維鈞・ダレス会談 期日：1950年12月19日

この会談では、10月に国民政府から示された質問の回答を提示し、いくつかの議題について意見交換が行われた。主な内容は以下の通りである。

「台湾の領土問題」については、顧維鈞駐米大使は、日本はポツダム宣言に従い、該当主権を一切放棄すること、その後、締約国が自主処理すべきであると主張し、ダレス国務省顧問は「米国も賛成するが、やはり台湾の帰属問題は国連で議論すべきである。そうでなければ、台湾海峡への米国海軍第7艦隊の派遣の正当性がなくなる。同時に、台湾の帰属問題は人民政府に返還すべきであるという意見に対して、国連で議論すべきではないか」とダレス国務省顧問は答えた。

「賠償問題」については、顧維鈞駐米大使は、米国が主張していることには賛成するが「関係諸国が賠償を主張し、賠償金を取得したとすれば、当然わが国は完全放棄しかねる」と答えた。

さらに、顧維鈞駐米大使は、朝鮮戦争情勢は国連でどんな議論がなされたかを質問した。

ダレス国務省顧問は、中共が提示した三つの条件を明らかにした。「1、国連軍を完全に韓国から撤退すべき。2、米国海軍第7艦隊を台湾海峡から撤退すべき。3、中共代表権を国連で承認すべき」³⁶である。もちろん、以上三つの条件について、米国は同意できないとし、中共代表権承認の問題についても、依然として反対である。それは米国が国民政府を擁護するのではなく、あくまでも中共には米国に対する敵視があり、米国は人民政府を承認するわけにはいかないという米国政府の立場を強く示した。その理由としては、当時米国内では反共十字軍の風潮があり、米国と中共との対立が必至だったからである。

③. 顧維鈞・ダレス会談 期日：1951年4月24日

まず「台湾の帰属問題」に関して、顧維鈞駐米大使は「米国の草案では台湾、澎湖諸島、南樺太、千島列島の処置について言葉遣い」³⁷に微妙な差があり、それはなぜこのような差別があるのかに強く抗議し、修正を求めるものであった。ダレス国務省顧問は「南樺太及び千島列島について同草案の言葉遣いはヤルタ協定の字句と変わりはない。言葉遣いは、

必ずしも適当ではないが、ソ連には対日平和条約参加を拒否する名目を与えるような協定原文の変更は望ましくない、修正することは難しい」³⁸と答えた。

さらに、顧維鈞駐米大使の「新聞には英国が米国に、1、対日平和条約に関する協議に中共を参加させること。2、台湾を中国に返還すべきことを尋ねたとあるが、米国はどのように回答するつもりか」との問いに、ダレス国務省顧問は「米国は国民政府のみを承認し、中共を協議に要請する意思はない。台湾問題については、カイロ宣言に基づき、国民政府に返還すべきを英国大使にも伝えている。国民政府と人民政府は、台湾が中国領土の一部であることを堅持しており、台湾問題は中国の内政問題であると見なしている。もし、台湾をどちらかに返還すると明文化すれば、米国が第7艦隊を派遣し、台湾を防衛する根拠がなくなるからである。さらに中共とソ連は、米国が干渉したと抗議するだろう。この場合、あらゆる方面に対応できるよう、台湾問題を懸案に置きたい」³⁹と述べた。この点について、ダレス国務省顧問は、極秘であるとして、絶対に漏洩しないように顧維鈞駐米大使に要求した。当時の米国の台湾問題と台湾海峡防衛についての対応は、米国の対共産主義の封じ込めという一種の戦略であると考えられる。

④. 顧維鈞・ダレス会談 期日：1951年5月29日

この日、ダレス国務省顧問は5月23日に国民政府から受け取った草案の修正案について、意見交換をした。

まず、顧維鈞駐米大使は「修正案の第14条の中で対日戦争の開戦日について、1937年7月7日より1931年9月18日のほうが、わが国の人民に対しては、印象を受け入れやすく、かつ心理的な影響も大きい」⁴⁰と提案した。ダレス国務省顧問は「7月7日以降、事実上は戦争に入り、この点が極めて重要であり、検討すべきである」と述べた。

その後、顧維鈞駐米大使は「台湾、澎湖諸島の問題について、平和条約を締結してからさらなる議論をすべきである。ただ、日本は台湾、澎湖諸島に対する一切の権利を放棄するよう宣言すればよい。～（中略）～。南樺太、千島列島に対する方法にならい『台湾、澎湖諸島は日本より国民政府に返還される』」⁴¹と改めて要求した。ダレス国務省顧問は「別個に処理するのは、貴国にとって有利である。しかし、南樺太、千島列島について、もしソ連が対日平和条約に参加しなければ、その主権は引き続き日本に属する。もし、台湾、澎湖諸島を同じように規定すれば、万が一、貴国が調印に参加できない場合、両島の主権もまた、日本に戻ることになる。これは決して貴国が望んでいることではない」⁴²と説明した。しかし、後から分かるように、国民政府はサンフランシスコ会議に招請されず、台湾、澎湖諸島の主権は日本に戻らなかった。その後、対日講和条約第26条により、日華間で日華平和条約が締結し、台湾、澎湖諸島は国民政府の管轄下に置かれた。

その後の会談の内容は、主として国民政府側は条約を調印する権利を持ち、他国が反対する理由がないと主張している。従って、ダレス国務省顧問は「このような状況下では、極めて複雑である。極東委員会において、貴国以外に、ただ2カ国だけは、貴国が調印す

ることに賛成する。特に、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドは貴国が調印しても、実際に中国大陆に対する効力は発生しないだろう」⁴³と反論した。

しかし、米国の外交文書により1951年5月28日米国政府はすでに「国民政府と人民政府のいずれも条約の調印国として受け入れるべきではない」⁴⁴という方針をすでに決定していた。その後、国民政府が反対しても、米国の意見をのまざるをえなかった、厳しい現状があったと言える。

⑤. 顧維鈞・ダレス会談 期日：1951年5月31日

この日午後4時半からダレス・顧維鈞会談が行なわれた。80分間の会談は二人のみのものであった。両者は「対日平和条約への国民政府の調印の権利」について議論した。この密談は、両者が知恵を絞り、対日平和条約について最善の方法を考えたのである。まず、ダレス国務省顧問は、米国の立場を分析して関係諸国からの意見をまとめた。

ダレス国務省顧問は「特に以下の2点では問題がない」⁴⁵と述べた。

- a. 「合法性」—国民政府は当然調印の権利をもっていること。
- b. 「権威性」—人民政府よりも国民政府のほうが台湾及び中国本土の民衆の思想と心情を代表していること。

国民政府の調印に反対している国々の主張は「以下の1点である」⁴⁶。

- c. 「効力問題」—国民政府が対日平和条約に調印し、それを批准しても、中国本土でその効力を発生させることはできないこと。

顧維鈞駐米大使は「もし、国民政府が調印できなかつたら、わが国の威信や台湾と中国人民の士気が大きな打撃を受け、わが国と日本の将来、東アジアの安定にも影響する。～(中略)～。なぜ英国、インド、オーストラリア、カナダ等の国は、わが国が調印することに反対しているのか、理解できない」⁴⁷と反論した。その後、顧維鈞駐米大使は、条件付きで、中共も対日平和条約に調印することを可能にするよう提案したが、ダレス国務省顧問は、反対した。ダレス国務省顧問は「国民政府が対日平和条約の調印に実際参加しなくても、対日平和条約で定められた諸権利を享受できる方策を模索し、日本の主権を回復してから、貴国と条約を結ぶことは、他国も反対できない」⁴⁸と顧維鈞駐米大使に説明している。

これに対して、顧維鈞駐米大使は「このような方法は、わが国としては到底賛成できない、わが国の威信にも影響する」⁴⁹と答え「方法として、会議の午前中に米国が調印し、午後か後日に他の関係諸国がそれぞれ調印する。いわゆる、講和会議を開催せず、個別に調印する」⁵⁰ということを提案した。

ダレス国務省顧問は「日本の吉田首相は、国民政府が対日平和条約に調印することに賛成すると表明した。日本国民も同様の考えである。日本には問題がない」と説明し「今回の会談はあくまで個人の意見であるが、米国政府がすべてのことに同意するわけにはいかないので、できるだけ最善の解決策を考えるつもりである」と述べた。最後に「6月2日

午後1時英国に出発するまでの間『最善の方法があれば、即刻に会談をしてほしい』⁵¹とも述べた。

⑥. 顧維鈞・ダレス会談 期日：1951年6月2日

この日顧維鈞駐米大使は「米国政府と閣下がわが国を支持することを心から感謝申し上げる。従って、特に英国らが国民政府の調印に反対することに憤慨の意を表す。わが国は、日本と戦争をしてから、戦場で3百万人の死傷があり、人民の財産と生命も数え切れないぐらいすべてを失った。彼らが反対することに、公理はどこにあるか」と語り「貴国の対応が困難であることも承知しており、貴国に協力する準備は十分にある」とも語った。そこで再度「対日講和会議を開催せずに個別に調印する」⁵²という方法を提案した。

これに対してダレス國務省顧問は「米国は対日講和会議の成立を強く望んでおり、国民政府の反対によって対日平和条約が失敗することを望まない」⁵³と強調した。しかし「調印の問題を解決するとすれば、他の難題もある。対日講和会議の成立に対しては、自信がない」⁵⁴と述べた。

顧維鈞駐米大使の「前回の提案に関しては、他の方法があるのか」という質問には、ダレス國務省顧問は「一応会議を召集し、国民政府代表も出席する。調印の際に各国別に調印する。先に極東の多くの国が条約に調印してから、貴国は調印することができる。それも一つの方法と考えられる」⁵⁵と提案した。顧維鈞駐米大使は「この提案は、草案の第22条に基づき、絶対に賛成できない。わが国が裏門から入るということは、わが国への軽視であり、わが国の威信を損なわせるものであると言える」⁵⁶と反発し、もし「そのようになる」とすれば、調印しないつもりで、世界世論に訴え公平な裁きをうけるしかない⁵⁷と述べた。これに対して、ダレス國務省顧問は「国民政府側が提起した案、つまり対日講和会議を開催せずに個別に調印する」⁵⁸と提議した。顧維鈞駐米大使は「今度の英国との交渉の際に、国民政府が対日平和条約に調印すべきであることを堅持し、それを英国に認めさせる。英国に折衷案を提出するように圧力をかけ、国民政府側が提起した案に帰結させる」⁵⁹ことを要望した。つまり、国民政府の態度は、ダレス國務省顧問による対英説得と英国の譲歩を求めたものである。

⑦. 顧維鈞・ダレス会談 期日：1951年6月15日

ダレス國務省顧問はロンドンから帰国後、早速顧維鈞駐米大使と会談した。米英会談の結果、いわゆる「ダレス・モリソン合意」を顧維鈞駐米大使に知らせた。そこで、ダレス國務省顧問は「今回の会談は、国民政府の調印について、わが国と英国の意見はなかなか合意に至らず、最終的には私が、折衷案を考えて出した。まず、日本は多国間で平和条約を締結してから、日本が自らどちらの中国と締結するかを決め、いわゆる、2国間平和条約を締結するという方法である。～(中略)～。これは100%貴国の希望していることに達していないけれど、90%は貴国の意にかなっている。これは、私の交渉の勝利であり、即ち国民政府の勝利でもある。なぜなら、日中関係は特殊な関係にあり、例えば、戦

争開始の時間、台湾人の国籍、中国における日本の産業等についてそう言える。このような特殊な関係は、2国間平和条約を別途で締結したほうがよいのではないか」⁶⁰と語った。

米英との交渉結果の説明を受けた顧維鈞駐米大使は「失望の意を表明した。英米両国は国民政府を排除し、別途で日本と2国間平和条約を締結させることは、わが国に対する軽視であり、不平等である。このような結果は、いくら説明しても公理に反する」と語り「米国民政府は自らの政策と主義を振返らず、英国政府の主張に屈している。これでは米国に対する信頼に必ず影響を及ぼすであろう」⁶¹と指摘した。

これに対し、ダレス国務省顧問は「貴国はこの案が勝利であると自認して、米英交渉の結果に賛成すると公表すべきである」⁶²と述べた。しかし、顧維鈞駐米大使は「以前、米国がヤルタ協定を締結した時、わが国と一切交渉せずに、それ故わが国の東北主権を犠牲にしたことがある。その後、私が反対したにも関わらず、米国と協力するため、追認の方法でソ連と協定を結んだ。またわが国人民の不満があったにも関わらず、この条約はわが国にとって有利なことであるよう公表させた。今回の件も、同じようになるのではないかと批判した。ダレス国務省顧問は「ヤルタ協定について、私も米国政策が失敗したことを公開で批判した。しかし、今回の件は至難の業でこのような方法は、貴国に対して最も有利な解決策である」と説明した。また「米国は対日平和条約を成立させて日本の主権を回復し、自由世界に参加させ、共同で共産主義の侵入を防ぐことを強く求めている。これは大変重要なことであり、国民政府が条約への調印に固執し、対日平和条約が成立しないようなことになれば、世間からの叱責が国民政府に帰し、米国と各民主主義国の態度にも影響を及ぼすことになるであろう」⁶³と述べた。国民政府は、米国に対する不安を示しながら、米国に対する批判を続けた。

ダレス国務省顧問は「英国の反対は、貴国政府が調印すれば、大陸に対して効力を発生させることができない、ということにある。この点で私は反駁しようがない。閣下が米国の立場に身を置いたならば、どのように対処されるか伺いたい」⁶⁴と反論した。要するに「効力の問題」について解決しない限り、日台間の講和には英国とほかの中共を承認している国々も反対しているということである。

顧維鈞駐米大使は「米国の主張の通り、わが国と日本が別途で平和条約を締結することは、米日間で了解があったのか、日本はそのつもりで遂行してくれるのか」と質問した。ダレス国務省顧問は「ある。日本政府は、貴国に対する態度がかなり良好である。日台間の商務関係も発達し、貴国と条約を必ず締結することを願っている。中共との関係が成立することに反対している」⁶⁵と答えた。ここで同席していたデイヴィッド・D・ラスク (David Dean Rusk) 国務次官補 (極東担当) が「この了解は漏洩しないでください」⁶⁶と語った。さらに、顧維鈞駐米大使は「もちろん秘密は厳守するとし、草案にはどんな規定があるのか。日本が、他国と締結をすることには、他国の干渉はないのか」⁶⁷と質問した。ダレス国務省顧問は「英国と交渉中で、草案には明確な条文が書かれており、それは1942年

1月1日連合声明に調印した国々、かつ日本と平和条約を締結していない国々が、改めて日本と平和条約を結ぶことである」と答えた。

一方、顧維鈞駐米大使は「米国が主張している2国間平和条約は、交渉の時期はいつ開始されるのか」⁶⁸と質問し、ダレス国務省顧問は「多国間平和条約の批准・発効後を待たなければならない」「草案の規定により3年以内」⁶⁹と答えた。

今回の会談から分かるように、米国は国民政府が調印できるよう、折衷案を考えた。日米間においても事前の了解があったことを、国民政府に同意を求めた。

⑧. 顧維鈞・ダレス会談 期日：1951年6月19日

この会談で顧維鈞駐米大使は、国際法、平等と正義等の理由を挙げ「ダレス・モリソン合意」という折衷案は、到底わが国は受け入れないという主張を繰り返した。ダレス国務省顧問は「私は英国と交渉した時に、英国の主張に屈したのではなく、貴国と会談する際と、同じ扱いである。ただ、米国については、早期対日平和条約を調印することである。そうでなければ、米国の対日本の軍事面、財政面の負担はあまりにも重すぎる。もし、米国が単独で日本と平和条約を締結するならば、英国等は締結しないことになる。かつ、極東委員会の大部分の国々は、引き続き極東委員会を通じて対日政策を左右する権限をもつことになる」⁷⁰と答え、米英の折衷案は最善の解決策であると説明し続けた。

会談中に、退席したダレス国務省顧問に代わりラスク国務次官補と顧維鈞駐米大使が、引き続き会談を行なった。

顧維鈞駐米大使は「米英折衷案には同意できないが、私は以下の2点の提案の中で1点を受け入れることは可能である」⁷¹と述べた。

- a. わが国は、各国と同時に多国間平和条約を調印すること
- b. わが国は、各国と同時に2国間平和条約を調印すること

ラスク国務次官補は「これは同意できない。ダレス国務省顧問は苦勞をいとわず、英国と交渉してきた。現在、国民政府の国際機関での地位は米国が支えている。また若干の国々が中共を承認していない理由は、米国の努力と斡旋の結果である」⁷²と答え、米国の立場を強く繰り返したのである。

⑨. 顧維鈞・ダレス会談 期日：1951年6月21日

この会談で、顧維鈞駐米大使は「19日に反対された提案に対して、改めて新しい案」⁷³を提示した。

- a. 多国間平和条約の締結という方式を採用する。調印期間は1週間から10日間とする。この期間中、各国及び国民政府はそれぞれ都合の良い日を決めて対日平和条約に調印する。国民政府は各国より早く調印することは望んでいない。
- b. 2国間平和条約の締結という方式を採用する。対日平和条約の調印より先に行うこと。また、国民政府と日本との交渉がただちに開始できるように、日米協議を先に行なってほしいこと。

顧維鈞駐米大使は「以上二つの方式に関しては、国民政府を承認していない国々も納得できるし、わが国を差別することも避けられるだろう」⁷⁴と主張した。

ダレス國務省顧問は「国民政府の提案に対して以下の2点を」⁷⁵答えた。

- a. 国際慣例によれば、各国代表は相互に全権委任状を交換することになるが、国民政府に反対している国々はそれを受け入れない。
- b. 連合軍最高司令官総司令部より日本政府に命令を下さなければならないので、適切ではない。さらに、中国人民に心理上悪影響を与えないよう対日平和条約の締結後に、国民政府と日本政府は、2国間平和条約に関する交渉を行い調印する。対日平和条約の発効に伴い、日台間の2国間平和条約も発効される。国民政府への差別も避けられるだろう。

⑩. 顧維鈞・ダレス会談 期日：1951年6月28日

顧維鈞駐米大使は「朝鮮戦争の停戦について、情報を流している。その結果は対日平和条約の進展に影響するのかわ」⁷⁶との質問にダレス國務省顧問は「影響があると思う。貴国に対する利か害か、判断できかねる」⁷⁷と答えた。その後、顧維鈞駐米大使は「先週の提案について米国の意見を伺い、先週の3案で、もしわが国が英米の後に調印すると、英国等はわが国の全権代表調印証書の承認に関して、問題提起すべきではない。ただ米国が国民政府の地位を堅持すれば、問題はないだろう。さらに対日平和条約の規定には、各加盟国と日本との関係だけで、他の加盟国の間の関係は記されていない。これに対しては、過去における国際公約の成立案の中で、両国間に正式な外交関係を持っていなくても調印成立した例も少なくない」⁷⁸と説明した。

ダレス國務省顧問は「私も2国間平和条約の案に同意し、その調印時期に関しては、多国間平和条約を調印してから、また条約発効後と同時に2国間平和条約を調印すべきである」⁷⁹とし「調印時期は約1年後」⁸⁰と説明した。さらに「日台間の交渉の早期開始について賛成する。イギリスはこのことに明確に同意してはいないが、反対はしないだろう」⁸¹という認識を示した。また「2国間平和条約は対日平和条約より先に締結したい」という顧維鈞駐米大使の主張に対して、即答を避けた。ダレス國務省顧問は「さらに、2国間平和条約という解決策は、英国も了解し、英国の方針と抵触しないだろう。今後、インド、フランス、ニュージーランドと南米諸国は、日本と2国間平和条約を締結する意思を示すだろう。しかし、彼らの条約内容には、多国間平和条約と比べて多少の違いがある。従って、貴国と日本の2国間平和条約の内容に関しては、『日中間』の特別な問題以外はほぼ多国間平和条約の内容と一致するだろう。それは、貴国の威信を守るためである。また、私は貴国に好感を持ち、対日平和条約の成立を条件として、貴国に有利になるよう最善を尽くす」と述べた。さらに「国民政府の2国間平和条約と多国間平和条約の調印の順は、先になるか後になるか、1年後には誰も気にしないだろう。最も重要なことは、国民政府と日本が平和条約を締結し、日中関係がより良い発展を遂げ、共同の利益を享受する」ことである。

これに対して、顧維鈞駐米大使は「閣下の友情と米国に感謝し、もちろん協力する。中米とも受け入れられる案を模索しながら、困難を乗り越え、急がばまわれである」⁸²と述べた。ダレス国務省顧問は顧維鈞駐米大使を説得しながら、国民政府の要求に対してあまり積極的ではなかった。

以上の会談から分かるように、当時の状況では、米国は東アジアの安全保障の防衛ラインを構築するため国民政府の協力が必要であった。米国は、国民政府が多国間平和条約を締結できなくても、2国間平和条約という解決策を準備していた。かつ、重要なことは米国が提案した解決策を、国民政府が受け入れる意志が確認されたことである。引き続き条約の適用範囲について、米台間でさらに激しい攻防戦が始まった。

⑪. 顧維鈞・ダレス会談 期日：1951年7月3日

この会談でダレス国務省顧問は「今までの会談では、日本と国民政府との2国間平和条約における「原則」について専ら検討してきた。実際に国民政府がいかなる権限によって条約に調印するかについては、日本に説明がなされていない。米国の立場としては、国民政府が依然として中国大陸における平和条約を執行する権限をもつことを、日本に強要するつもりはない」⁸³と述べた。日台両国とも受け入れられる方式を、国民政府と共同で検討したいという意向を示した。

顧維鈞駐米大使は「2国間平和条約について、二つに分けて検討すべきである。まず、協議・調印については、問題ない。わが国は、抗日同盟国の一つであり、各国際機関の会員国である。世界の中では、国民政府を承認している国々は数多くあり、中華民国の名称で、日本と「戦争状態終止」の平和条約を締結する権利を、国民政府は当然もっている。将来条約批准後に、効力の有無に関しては、ただ事実上の問題である。中共は、国民政府の反乱政府として中国を占領し、そのためわが国は、一時期条約を執行できない現状である。

ダレス国務省顧問は「私は、日本に国民政府と条約を締結するように説得し、他の同盟国も同じ手続きをするように勧めた。～（中略）～。もちろん、日本と条約を締結する権利があるけれども、中国大陸と華北地方の代表として、条約を執行する権利があるということは、現実とかけ離れるだろう」⁸⁴と述べた。日台間の2国間平和条約の適用範囲に中国大陸を含まないことを要求し、国民政府の譲歩を迫った。

顧維鈞駐米大使は「この問題は、日台間の2国間平和条約の調印・発効後に、日本が適切な声明を発表する形でこの問題を解決すればよい。どちらかがいかなる宣言もする必要はない」⁸⁵と提案した。結局、両者の意見は合致せず、会談は終了した。

⑫. 顧維鈞・ダレス会談 期日：1951年8月2日

顧維鈞駐米大使はダレス国務省顧問に適用範囲に関する具体的な提案を示さなかった。国民政府は、国連等の国際組織における国民政府の地位を損なわないことを条件に、適用範囲を制限する文案の作成に同意したことを初めて伝えた。それと同時に、顧維鈞駐米大使は、日本との交渉の即時開始を再度ダレス国務省顧問に要求した⁸⁶。

2. 葉-ランキン会談

①. 葉公超・ランキン会談 期日：1951年7月30日

ランキン駐台公使は、対日平和条約の問題について、現在国民政府が置かれている状態について、国務省に電報を打った。重要なポイントは「国務省は国民政府が日本と条約締結交渉を行う際、平和条約の適用範囲問題が必ず生ずるということである。国連における国民政府の地位に影響しない国民政府のいかなる提案にも、国務省は国民政府と協議する意思が」⁸⁷示されたことである。これに対して、葉公超外交部長は、国務省の意向を示す文書の概要を見て確認したいと要求した。電報の一部内容は以下の通りである⁸⁸。

日本と国民政府との2国間平和条約を交渉するについて、米国の所見は日本に対していかなる影響を与え得るかは、確認できかねる。無論いかなることがあっても、米国は日本と協議する前に、米国は国民政府から事前に以下の保障を得たいのである。即ち、該当条約は、国民政府が現在実際有効支配下の領土にあるか、または今後その有効支配下に入る領土に限って効力がある。さらに、国民政府は上記の提案に関して、適切に案を作成する。また、国連における国民政府の地位に不利な影響を及ぼさないようにする。

②. 葉公超・ランキン会談 期日1951年8月8日

今回の会談は、主な内容として、葉公超外交部長は米国に2国間平和条約の態度について、意見を求めた。最初は、日本の商務代表を台湾に派遣することで意見を交わした。その後、ランキン駐台公使が適用範囲の解決策について意見を求めたところ、葉公超外交部長は「現段階では協議する意思がない」⁸⁹と述べ「会談を継続するための条件としては、まず米国から、日本にわが国と2国間平和条約を締結する義務を負わせる必要がある」⁹⁰ととして、ランキン駐台公使は対日平和条約第26条の内容を提示し、この条件であれば保障できるだろうとした。しかし、葉公超外交部長は、対日平和条約はまだ発効していない故、第26条の内容は保障できないとし、日本側の保証の提示が先であるという立場を最後まで堅持した。

③. 葉公超・ランキン会談 期日：1951年8月23日

米国は対日平和条約調印の前に、国務省は国民政府に覚書を送付した。主な要点に関しては以下の通りである⁹¹。

- a. 米国は、最大限努力し、日本が多国間平和条約を締結後、至急に国民政府と2国間平和条約を締結するよう催促する。ただし、以下のことを条件とする。まず、国民政府は対日平和条約の内容について大幅な修正を要求しないことである。第2は、条約の適用範囲問題に関して、速やかに米国と協議し、最善な条項を作成すべきである。

④. 葉公超・ランキン会談 期日：1951年8月30日

この日、葉公超外交部長がランキン駐台公使を招請し、会談が行なわれた。会談の中で「適用範囲」について、ランキン駐台公使は、葉公超外交部長の意見を求めた。しかし、葉公超外交部長は「日本がわが国と2国間平和条約を締結する意思があるかないか、確認しない限りこの問題は検討しない」⁹²という強い態度を示した。ランキン駐台公使は「現在、日本は国民政府と2国間平和条約を締結することは拒否しないだろう。～(中略)～。実際、日本と国民政府が交渉する前に、米国として国民政府に『適用範囲』について、検討案を作ることを要求し、できなければ交渉の日程も延期し、そうなれば国民政府に不利になるであろう」⁹³と述べた。しかし、この日の会談内容では、米台間の記録に違いがあった。国民党の記録文書によれば、葉公超外交部長は、国民政府の諸権利を主張しながら、適用範囲の件に関しては、米英間で合意ができていたのではないかと疑いを抱いた⁹⁴。

従って、米国の外交文書によって、葉公超外交部長は、国民政府は米日両国とも、受け入れられる複数の案を検討していると述べ、以下の二つの案を考えた。

- a. 条約は現在または将来、締約「国民政府」の実際有効支配下にある領域に適用すること。
- b. 条約は現在または将来、締約「双方」の実際有効支配下にある領域に適用すること。

b案の目的は「締約双方の立場を平等にすることによって、国民政府に対する打撃を和らげるところにあるが、将来日本側の適用範囲を琉球に拡大できるという意味も含まれている」⁹⁵とした。

以上の米台交渉を経て、一応区切りがついた。1951年9月4日～8日まで、サンフランシスコで吉田茂を首席全権とする日本代表団は、48カ国との講和条約、1国との軍事協定に調印した。軍事協定即ち米国との2国間安全保障条約は、対日講和条約の代償であった。対日講和条約は寛大で制限を伴わないものであったが、安全保障条約は対等ではなかったのである。これによって日本は再軍備と米軍の無期限駐留を義務付けられ、のちに1960年に条約改訂が問題になった時、国務長官クリスチャン・A・ハーター

(Christian Aechibald Herter)が「1951～52年の安全保障条約には、二つの主権国間の協定として見るとかなり極端な条項が数多くあった」⁹⁶と述べた。

対日講和条約は2国間軍事協定と連結していたから、ソ連やその同盟国の賛成を得られず、また中国の正統政府をめぐって(特に米国と英国の間に)見解の対立があったため、国民政府と人民政府はサンフランシスコ会議に招かれず、インドは会議への参加を棄権した。こうしてサンフランシスコ講和条約からは、中国とインドが除外され、当時の言葉では「単独講和」であった。

3. 対日平和条約調印後の状況

対日平和条約調印後、米台間で「条約適用範囲」と「条約の締約日程」について、さら

に重要な会談が行なわれた。以下、会談の内容を概観する。

①. 葉公超・ランキン会談 期日：1951年9月17日

この日、葉公超外交部長は、ランキン駐台公使に対日平和条約を締結するにあたって、まず条文の内容と手続きを議論すべきであり、後日日本代表が訪台の折、草稿にサインをすればよいとし、対日平和条約の全ての問題に、日本と無駄な議論をする必要はないと強調した。これに対し、ランキン駐台公使は「国務省からの指示としては、多国間平和条約が発効する前に、もし国民政府が日本と2国間平和条約を締結しようとするれば、適用範囲の問題について必ず検討案を考え出さなければならない。換言すれば、米国としては、対日平和条約の発効前に日本に、適用範囲に言及しない2国間平和条約の締結を要求することはできないし、また適用範囲に言及しない2国間平和条約ならば、多国間平和条約の発効後でも締結可能であり、日本もそう望んでいる」⁹⁷と述べた。その後、適用範囲について、葉公超外交部長は「必ずこの問題については、全般的に検討する」⁹⁸と応じた。

9月26日、ランキン駐台公使は、葉公超外交部長からもらった日本との2国間平和条約「適用範囲」の内容説明を本国に連絡した。内容の概要は以下の通りである⁹⁹。

- a. 国民政府全権としては、日本との2国間平和条約に調印する際に、以下の声明を発表する。

「本条約の主旨としては、国民政府のすべての領土に適用する。ただ国際共産主義の侵略により、一部分の領土について、共産党に軍事的に占領されることは国民政府も承知している。今後、国民政府が当該地域を有効支配下になった場合、同地域にもただちに同条約を適用させる」。

- b. 国民政府と日本政府は2国間平和条約の批准書を交換する際、以下の声明を双方同意のもとで記録する。

「中華民国に関しては、本条約は現国民政府の有効支配下の領土にあり、および今後有効支配下のすべての領土に適用されるものである」。

国民政府としては、これまで米国との会談内容を十分理解した上で、以上の2点を作成した。即ち、今回の検討案に関しては、国民政府の国連での地位と対中国大陸の合法権利の主張には影響しない。もし、米国政府が「上記に類似したような方策を提示すれば、国民政府としては、迅速に検討する必要がある」¹⁰⁰と強調した。

国務省は、上記の「範囲適用」の草案に対して、1952年10月19日に国民政府に回答した。内容については以下の通りである¹⁰¹。

- a. 国務省としては、国民政府が提示した a 案より b 案のほうを受け入れる。
- b. 国務省が提示した「締約双方は以下のことについて了解に達した。当該条約はいかなる時も、双方が有効支配下にあるすべての地域 (areas) に適用すること」という草案は、もし国民政府の外交部がほかの草案を選択するとすれば、その理由を説明するよう駐台米国大使館に求めたものである。

c. 条約の調印後、適用範囲に関する合意は、ただちに発効する。

国民政府は、国務省が提示した「範囲適用」の草案に対して、1951年10月24日ランキン駐台公使に国民政府の草案を提出した。原則として、米国の草案に同意するが、但し多少の修正がある。内容は以下の通りである¹⁰²。

a. 締約双方は以下のことについて了承に達した。即ち、本条約は双方のいずれかが現在の有効支配下、及び将来その有効支配下に入るべき全ての領域に適用させること。

国民政府の外交部は、米台両政府の条約の「範囲適用」について、協議を早期達成するよう望み、できる限り多国間平和条約が発効する前に、日本政府と2国間平和条約を締結するよう強く期待したものである。

米台間の交渉は、ほぼ米国側が主導権を握っていると言わざるを得なかった。国共内戦に負け台湾に逃げてきた蒋介石政権は、米国から提示された様々な条件をのまざるを得なかった。「ダレス・モリソン」の合意により、二つの中国は招請されず、その後、日本と国民政府の特別な関係で、米国は国民政府に日本と2国間平和条約を締結するよう働きかけた。特に「範囲適用」については、当時の国民政府の国際的地位を維持するためにも、米国の支持が必要であり、譲歩せざるを得なかったのである。さらに、米台間の交渉は、いわゆる日華平和条約交渉の「前哨戦」ともなったと言えよう。なぜなら、当時の日本は国際社会にまだ復帰しておらず、安全保障のことは米国に頼らざるを得なかったからである。それにもかかわらず、米国の戦略としてアジア太平洋の同盟網を作るためには台湾と日本の協力は、必要不可欠であったと言わなければならない。その時代背景として、NATOをモデルとしていくつかの相互援助型の条約が、米国をハブとして形成されていた事情がある。例えば「オーストラリア、ニュージーランドとの間の太平洋安全保障条約（ANZUS条約、1951年9月調印）、フィリピンとの間の米比相互防衛条約（1951年8月調印）、米韓相互防衛条約（1953年10月調印）、台湾との間の米華相互防衛条約（1954年12月調印）、東南アジア集団防衛条約（SEATO条約、1954年9月調印）等」¹⁰³がそれである。このような「防衛ライン」は、まさにアチソン国務長官が1950年1月12日のワシントンのナショナル・プレス・クラブで行なった歴史的演説の内容を実践で示したものにほかならない。

4. 米国の圧力と吉田書簡の作成

1951年12月10日に来日したダレス国務省顧問の主な任務は「国民政府との講和問題に関して、日本政府が国民政府と交渉する意思があるかどうかを確認する」¹⁰⁴ことにあった。なぜなら、吉田首相が1951年10月29日の国会の発言¹⁰⁵で、国民政府が日本に対して大きな不信感が抱き、米国に憤慨の意を表明しながら、米国を通じて日本からのいっそう明確な保障を求めたことにある。「この米国側の打診に対し、吉田首相は原則

として異存はないと回答し、吉田首相からダレス国務省顧問宛ての書簡、いわゆる「吉田書簡」が協議・作成され、12月24日付けで発せられた¹⁰⁶。この「『吉田書簡』の内容は、米上院外交委員会における平和条約の審議開始にあわせて、1952年1月15日（日本時間では16日正午）に公表された」¹⁰⁷。

この吉田書簡の内容は、以下の3点にまとめられる。

1. 日本政府は、中国との政治的平和と経済的関係を十分に維持することを切望するが、現在のところ台湾の国民政府との友好関係を増進することが国連の趣旨に沿うものと思われること。
2. この趣旨に鑑み、1951年11月17日に日本政府は台湾に在外事務所を開設したこと。
3. 中国の共産政権は、武力をもって政府を転覆せんとする日本共産党を支援しつつあり、日本政府は中華人民共和国政権とは絶対に講和を結ばないこととすること。

吉田書簡が公表されてから2日後の1952年1月18日、国民政府の葉公超外交部長は「日本との条約締結のための交渉に入る用意があることを明らかにした」¹⁰⁸。日本側でも「1月19日、台北在外事務所長の木村四郎七が一時帰国し、西村熊雄条約局長と倭島英二アジア局長、後宮虎郎アジア局第二課長の両名を交えて、日華条約交渉をめぐる協議が開始された」¹⁰⁹。1月31日付けで、吉田首相は「国民政府駐日代表団長の何世禮に書簡を送り、大蔵官僚出身の第2次近衛内閣で大蔵大臣を務めた河田烈を政府全権として派遣し、『戦争状態を終結し正常関係を回復する条約』を締結する交渉を行いたい旨を正式」¹¹⁰に申し入れた。

しかし、日本政府が「吉田書簡」を公表して、国民政府と双務条約を締結する意向は表明したものの、双務条約についての日本側の解釈は、国民政府の期待とは程遠く、国民政府を中国正統政府として承認するものではなかった。1952年2月1日衆議院予算委員会¹¹¹の答弁で、吉田首相は「台湾国民政府」という表現を使って、国民政府に対する承認は、限定承認であることを明確にした。「吉田書簡」の公表と同日に表明された外務省の見解も「次のように国民政府を中国全体の代表政府とは認めない」¹¹²とするものであった。

1. 書簡にいう2国間条約とは対日平和条約第26条（加入条項）の適用に基づいて行われる「2国間平和条約」を意味しない。
2. 国民政府を、中国全体を代表する政府として認めているのではない。

日華条約交渉に関し、日華の間で条約の名称、条約の適用範囲、及び賠償問題をめぐり激しい攻防が繰り広げられた。しかし、交渉が長期化の様相を呈するなか、状況の打開に動いたのは米国である。

当初米国政府は、国民政府からの協力要請にもかかわらず、交渉への直接介入に慎重であった。交渉の最後の段階に入って、適用範囲および日本における財産の処理等の問題をめぐって双方は譲らず交渉が難航していた時、米国は国民政府の要請を受けて動き出した。

1952年4月24日、国務省のジョン・M・アリソン（John M. Allison）米国務次官補は、日本のワシントン駐在事務所武内龍二所長に日華交渉について会談したい旨を伝えた。日本政府は「武内龍二所長の報告を受けた後、直ちに交渉の進行状況及び日本と国民政府の基本的立場を米国側に説明するよう武内龍二所長に指示し、また米国の介入に反対する態度を示した」¹¹³。

当時の外交文書により「アリソン米国務次官補は台湾との条約交渉の早期完了を日本側に促した」¹¹⁴。アリソン米国務次官補は「米国として交渉に介入する意図は全くなく、ただ憂慮している状況を東京に伝えたい」¹¹⁵と述べていたという。25日には、外務省にも米国から同じ要求が来たが、吉田首相は河田全権に大至急電報を打ち「わが方としても出来るならば28日までに調印したい」¹¹⁶と訓令した。

ダレス国務省顧問が「1951年12月に吉田書簡案を提示した際に、国民政府は国連諸機関に加入しており、日本の国連参加に拒否権を有する中華民国の国際社会における正統性を日本側に強調した」¹¹⁷ことがある。さらに、1952年10月18日に日本国会の答弁で「定員98名の上院議員の中の56名は、日本と人民政府の間に正式な外交関係を結ぶようなことには反対の意を表明する書簡に署名している」¹¹⁸と米国議会も反対したことからも分かる。日本は国際社会に復帰するとともに主権を回復するため、米国の意思を受け入れなければならなかった。その意味で実際には日華双方の背後に控える米国が、条約締結の促進について陰に陽に交渉をリードしていたと言えるだろう。

1952年4月28日、ソ連等一部の国を除く連合国多数との間で結ばれた対日平和条約が発効するとともに、日本は台湾の国民政府との間で日華平和条約を締結し、台北で署名した。対日講和を主導したのは米国であり、日華平和条約においても米国は重要な役割を果たした。対日平和条約も、日華平和条約も、米国の東アジアにおける共産主義封じ込め戦略の一環に位置付けられる。米国が求めていた日華平和条約は、人民政府と日本との政治関係樹立を排除し、日本の政策を米国のアジア戦略に一致させたことを意味する。

第2項 日華平和条約の内容と特質

日華平和条約は14条からなる¹¹⁹。その他、議定書、交換公文、議事録がある。その中で最も注目すべき点は「地域限定」である。条文では第3条、第7条、第8条、第9条、第10条はいずれも条約が適用される地域を「台湾及び澎湖諸島における中華民国の当局」に限定した。議事録では「この条約が国民政府の支配下にあるすべての領域に適用することを確信する」と記し、条約の範囲設定は「台湾にある国民政府であることを明らかにした」¹²⁰。その理由は国共内戦で国民政府が次第に敗退し、蒋介石政権が率いる国民政府は台湾に退却せざるをなかったからである。即ち、国民政府が全中国を代表するという正統性は日米ともに認めなかったのである。日華平和条約における各条項はどのような法的性質を有するのか、以下に示す通りである。

表 5 日華平和条約における各条項の法的性質

地域的限定なし	地域的限定あり	地域的限定の有無に影響なし
第1条 戦争終了 第2条 領土権の放棄 第4条 戦前の条約の効力 第5条 中国における権益の放棄 第6条 国連憲章の原則の尊重	第3条 台湾,澎湖諸島関係の財産請求権 第7条 通商航海条約 第8条 民間航空 第9条 漁業協定 第10条 台湾,澎湖諸島の住民の国籍	第11条 サンフランシスコ条約の原則の適用 第12条 本条約に関する紛争の解決 第13条 本条約の批准 第14条 本条約の正文
議定書 1b 役務賠償の放棄	議定書 2 通商航海	議定書 1b 機関 議定書 1c 適用排除

出典：中華民国外交部（2007）『中日和平條約稿』檔案號：012.6/002、影像號：11-EAP-01095、中央研究院近代史研究所檔案館、51-59 頁。

日華平和条約の適用範囲問題について「条約適用範囲の設定」は日華平和条約の前提条件である。これがなければ日米ともに日華平和条約の成立を認めなかつたであろう。条約適用範囲の設定により、日華平和条約は微妙な地位に置かれた。日本政府は大陸との戦争処理については、条約に入れるべきではないと主張した。日本と「全中国の代表」と主張する台湾の国民政府との間で激しい攻防が繰り広げられた。その結果、日華平和条約は、台湾の国民政府が支配している地域にしか適用されず、日中間の戦後処理諸問題は未解決なままとなってしまった。ここに日華平和条約の一つの特徴がある。

日本政府の1952年5月から日華平和条約批准に向けた国会審議が本格化すると、条約の法的性質が質疑の焦点となった。即ち、日本政府が、国民政府を「地方政権」として条約を締結する「限定承認」を主張していたにもかかわらず、結果的に日華平和条約は「国民政府を中国の正統政府とみなして締結された条約ではないか」という非難が野党の労働者農民党の黒田寿男議員と日本共産党の林百郎議員からなされた¹²¹⁾のである。

日本政府は当初、国民政府が中国の正統政府か否かについて回答を避けようとした。1952年6月10日の参議院外務委員会で、岡崎勝男外務大臣は「戦前、段祺瑞政府を事実上の政府として承認すべく政府内で研究した例を挙げ、国際法上、正統政府あるいは事実上の政府として承認する方法は存在しないという結論に達した」¹²²⁾と述べた。そして、「先方の建前」では「中国の代表政府」として日本と条約を結んだが、日本政府は「そのところは深く問わずして、適用範囲において明らかにいたしておく」¹²³⁾と答弁をはぐらかしていたのである。

そもそも、国際法上の国家や政府の承認行為は、本来地域的に「限定」できるものではない。国内で内戦が継続中である場合は「その勝敗が明確になるまで外国は政府承認を与

えないというのが承認行為の前提である」¹²⁴。その意味で、適用範囲を定めた「限定承認」は前例のない事例であった。当時、外務省の西村熊雄条約局長は「国際法上、また国際政治上こういう事例はない。日本がつくった先例である」¹²⁵と記したが、それは「限定承認」の法的根拠の弱さを自覚していたためであろう。日本政府の「限定承認」論は、国民政府との「2国間条約」を求める米国政府の要求と、国際法における事実主義¹²⁶を折衷させた妥協策の色彩が強かったのである。

第3項 日華平和条約の意義と限界

1951年9月8日米国をリーダーとする連合国側は、日本との平和条約を締結した。しかし、日本と真に交戦した国家すべてが締約国とはならなかった。そのため「対日平和条約」第26条¹²⁷のもとで、日本と交戦したが「対日平和条約」の締結国とならなかった国とは、別に2国間条約を締結することが言及された。そのことによって、サンフランシスコ講和会議に招請されなかった国民政府が1952年4月28日、日本と平和条約を締結したのである。

日華平和条約を締結するに当たって、第1の重要な意義は対日平和条約の延長線上にあることであった。米国の世界戦略との密接的な関係があったと言えよう。日華平和条約以降、20年間日本と国民政府は正式な外交関係を維持し、東アジアで共産主義を封じ込めるための役割を果たしてきた。

第2の意義は「日本と国民政府の戦争状態を法的に終結させることであった。両国の署名は一つの確認行為であり、戦争状態の終結を確認するものであった。同時に、それは国民政府と日本の友好関係を開く」¹²⁸ものとなった。当時国民政府はサンフランシスコ会議に招かれず、日本に対する不信感が強まったが、米国の斡旋と吉田書簡により国民政府は、日本政府に対する信頼を取り戻した。それにより1972年国交断絶まで国民政府と日本政府は、良好な関係を築き上げてきた。

しかしながら、日華平和条約には問題点と限界があった。まず問題点の第1は「前述したように、その適用範囲は国民政府が支配する地域に限定された」¹²⁹ということである。

第2に、日本と中国の戦争状態が、完全に終わったか否かについても疑問が残されたことである。日華平和条約の適用範囲に含まれない中国大陸地域との戦争状態の終結の宣言ができないことも指摘された。日華平和条約の適用範囲規定を設けることで、日華平和条約に対する法的解釈が制限されてしまったのである。

限界として第1に、日本が「外交的には全中国の代表として台湾にある国民政府を選んだものの『大陸反攻』が成功しない限り、その適用範囲に定められたように日華平和条約の関係条項を最大限に解釈せざるを得なかった」¹³⁰ことである。

第2に、その法的拘束力において「中華民国」に関しては、台湾、澎湖諸島に限られ、中国本土には全く効力が及ばないのは明らかなことである。日中間の戦争や賠償放棄の諸

条項の効力も、台湾、澎湖諸島及びその付属諸島の一部分に限られ、全中国との戦争状態の終結、賠償問題等の諸問題は、未解決のままになってしまったと言わざるを得ない。

第2節 日華の国交断絶と日中平和友好条約の締結

第1項 日中平和友好条約の締結経緯

1. 国際情勢の変動とニクソン (Richard Milhous Nixon) 訪中

1952年4月に日華平和条約を締結してから1972年9月までの20年間、日台は良好な関係を築いてきた。最も重要な架け橋になったのは1956年8月に成立した日華協力委員会であった。同委員会は、当時、自民党総務会長であった石井光次郎を団長とする日本各界訪華親善団の台湾訪問をきっかけに誕生した。政界からは自民党だけでなく社会党の元衆議院議長松岡駒吉、財界から元蔵相渋沢敬三、経団連理事堀越禎三等々有力会社の社長、重役、学界からは拓殖大学総長矢部貞治等々が台湾を訪問した。その理由は台湾の実情を見ると同時に、台湾から中国大陸を支配している中国共産党を知る上に必要と判断されたからである。日華協力委員会は「1956年に成立してから1971年まで、日本と台北で計16回にわたって総会を開催した。日台間の政治・経済・文化の連携に少なからぬ役割を果たしてきた」¹³¹ということである。しかし、日中国交回復によって事実上活動は中止のやむなきに至ったのである。

国際的な情勢では、1968年の米国大統領選挙に勝利した、共和党のリチャード・M・ニクソン (Richard Milhous Nixon) は、ベトナム戦争からの「名誉ある撤退」を目標に、新外交を展開するための施策を矢継ぎ早に打ち出した。ニクソン政権の対外政策は1969年7月25日にグアムで出された声明と、同年11月3日の一般教書演説で体系化されたニクソン・ドクトリンに集約される。内容は以下の通りである¹³²。

1. 合衆国は、あらゆる条約上のコミットメントを維持する。
2. 同盟国、または米国と地域全体の安全保障にとって存続が重要であると米国が判断した国家に核の傘を提供する。
3. その他の種類の侵略に際しては、要請があれば、適切な軍事経済的支援を行うが、防衛のための兵力供給等は、脅威のもとにある当事国が主要責任を負うことを期待する。

これらの3点を軸とするニクソン・ドクトリンは、ベトナム戦争後のアジアを念頭においたものであった。

1969年3月、中国の黒竜江の珍宝島において、中ソ双方の国境警備隊による2度(3月2日第1次衝突、3月15日第2次衝突)に及ぶ武力衝突が発生した。ソ連からの軍事的脅威を深刻に受け止めた毛沢東をはじめとする中共指導者は「ソ連を、米国以上の『主

要敵』¹³³と見るようになったのである。

中ソ国境武力衝突は、米中関係の進展の好機となった。政権発足時、米中関係の進展に積極的な動きを見せていなかったニクソン政権は、米中関係の改善によって、対ソ連交渉における戦略的優位を確保すべく「三角外交」を推進する決意を固めた。ニクソン政権は、対ソ連緊張緩和に集中すべきとする国務省内のソ連専門家の反対を押し切り、まず1970年7月21日に対中国貿易と渡航制限の緩和を発表した。そして、翌8月には「ルーマニア、パキスタン両政府に中国側との接触の仲介を依頼する等」¹³⁴と積極的な措置を打ち出した。ニクソン大統領とヘンリー・A・キッシンジャー（Henry Alfred Kissinger）大統領補佐官は、一方的な対中国規制緩和と仲介者への態度表明を通じて、対中国接近に本格的に乗り出したのである。米中接近は、戦後アジア国際政治の最大の転換点とも言える。

キッシンジャーは『回想録』の中で「米中和解における戦略的側面を描く反面、台湾問題が副次的イシューであったことを強調した」¹³⁵と述べている。解禁されたニクソン大統領文書によれば「米中接近の過程において、中国側は、一貫して台湾問題をめぐる議論を求めており、台湾問題をめぐる複雑な折衝が、米中交渉の核心であった」¹³⁶ことが明らかにされている。

同時期の日本外交については、従来、米中和解を戦略的に進めた米国外交と対比される傾向が強かった。即ち、国際政治秩序の変動を企図する米国と比較して、米中接近を予測し得なかった佐藤栄作政権は「中国政策において有効な政策を取り得ぬまま、キッシンジャーの極秘訪中を迎えた」¹³⁷。1971年7月15日、世界中にニクソン訪中の衝撃的ニュースが発表された。いわゆる「ニクソン・ショック」¹³⁸である。翌1972年2月21日にニクソン大統領が中華人民共和国を電撃訪問した。

佐藤政権は、沖縄返還交渉が妥結した1970年以降、米中大使級協議の再開に合わせて、中国政府との政治接触を模索していた。また、国連での中国代表権問題についても、佐藤政権は、国民政府の国連議席の確保と、中国の国連加盟の余地を与える新戦術の導入を主張し、米国との密接な協議を実施していた。これらの事実は、佐藤政権が、米中緊張緩和と並行して、日華関係の現状維持を前提とした対中国接近に動いていたことを示している。

2. 中華民国の国連脱退

1970年の第25回国連総会で「中華人民共和国招請、中華民国追放を骨子とするアルバニア案が初めて過半数を獲得した」¹³⁹。しかし、米国や日本が提案してきた「重要事項指定案」¹⁴⁰があらかじめ可決されていたので、中華人民共和国の国連加盟は認められることにはならなかった。「重要事項指定案」とは、米国等が1961年の第16回国連総会以来提案してきた案で、中国代表権問題は「国連憲章第18条¹⁴¹の『重要事項』とする」という案」¹⁴²である。この案が決議されれば、3分の2以上の支持がない限り中国の代表権

は変更されないことになる。1970年の国連総会では中国問題が「重要事項」であると決議されたため、アルバルニア案に過半数の賛成が集まっても中華人民共和国の国連加盟はなかったのである。そうは言っても、アルバニア案に半数以上の賛成が初めて寄せられたことは、それまで米国に同調して中華人民共和国の加盟阻止のため動いてきた日本にとっては、大きな衝撃であった。

その後、中華人民共和国を支持する国の数は増加し、特にニクソン・ショックの後は、その勢いが増していた。米国は、ニクソン訪中を決めていたが、国連からの中華民国追放を認めるわけにはいかないとして、次のような方式をとることを発表した。米国は「中華人民共和国が国連に加盟し安全保障理事会の常任理事国となることに賛成するが、中華民国の追放は総会の3分の2以上の賛成を要する『重要事項』である」¹⁴³という方式である。この方式の前段は「複合2重代表制」と呼ばれ、後段は「逆重要事項指定方式」と呼ばれた。これに関して、日本は共同提案国になるか否かが、政府内はもとより政界、財界その他で大きな議論となった。外務省内でも、アルバニア案には棄権し「逆重要事項指定案」は提出すべきでないという意見もあった。

結局、9月21日、佐藤首相は米国とともに「逆重要事項指定案」「複合2重代表制」の共同提案国となることを決定した。しかし、1971年9月に開かれた第26回国連総会での各国の中華人民共和国支持を抑えがたく「逆重要事項指定案」は否決され、同年10月25日に「アルバニア案」¹⁴⁴が可決された。こうして中華民国は、国連から脱退することになったのである。

3. 中華人民共和国とカナダの国交樹立

1970年10月13日、中華人民共和国政府がカナダとの国交を樹立した。これを契機に日本国内での中国問題をめぐる関心は急速に高まりを見せることになる。カナダでは小麦輸出事業が、中華人民共和国と民間貿易関係を持っていたからである。カナダの国内世論は親中国的であって、日本と共通する点が多かった。そして、中華人民共和国との国交を樹立するにあたって、最も注目されたのは、カナダの台湾問題への対応であった。両国の共同声明は「以下の通りである」¹⁴⁵。

1. 中華人民共和国とカナダは①領土・主権の相互尊重、②相互不可侵、③内政不干渉、④平等互惠、⑤平和共存の原則（いわゆる平和5原則）に基づいて相互に承認し、外交関係を樹立する。
2. 中華人民共和国は、台湾が中華人民共和国の不可分、一体の領土であると主張し、カナダ政府はこれに留意（外交用語ではテーク・ノート）した。
3. 双方は6カ月以内に大使を交換する。

カナダ、中国両国間の交渉を長引かせ、最後までもめたのは、台湾の扱いであった。中国側は、カナダに対して台湾が中国の一部であることを共同声明で認めるよう強く迫った。

カナダ側は、外交関係の樹立にあたって相手側の範囲領土までうたうことは例がない、として難色を示した。結局、共同声明では、中国側の主張をカナダが「テーク・ノート」するという形で合意したのであった。

カナダが中華人民共和国の主張をそのまま受け入れて、台湾を中華人民共和国の一部であると明確に認めず、留意にとどめたことは、中国側の譲歩の表れとも言える。中華人民共和国とフランスの場合は、外交の樹立だけをうたい、台湾の問題にはいっさいふれていないのと比較すれば、その点に変化が見られる。

このような、中国側が台湾を中国の一部であるという主張に「留意」という方式は、「カナダ方式」と呼ばれ、以後西側諸国との関係樹立の際のモデルとなったのである。

4. 日本国内の動向と中華人民共和国への接近

中華人民共和国の外交の活発化に合わせて、日本国内でも「対中国接近を求める気運は高まった。当時ですでに53カ国が中国を承認していたが、主な未承認国は米国、日本、西ドイツ等であった。イタリア、ベルギーは近く承認する予定」¹⁴⁶であった。当時の社会党は、1970年10月、成田知己委員長を団長とする第5次訪中団を派遣し、翌年1月には「日中国交回復国民会議」¹⁴⁷を結成した。さらに公明党も、竹入義勝委員長の指導の下で、1970年12月、外郭団体の「日中国交正常化国民会議」を発足させていた。そして、同月、与野党の衆参両院合わせて総勢379人の議員が参加して、超党派による「日中国交回復促進議員連盟」¹⁴⁸が結成されたのである。

日中両国には正式な外交ルートはなかったため、日中両国の国交正常化の事前協議は、ほとんどすべてが与野党議員や「民間人」の訪中を通して中国政府関係者との間でなされた。佐藤政権の時期に対中接触工作は「さまざまな接触経路を模索したが、いずれも失敗」¹⁴⁹に終わった。

1972年7月7日、田中角栄内閣が発足し、大平正芳が外相に就任、即日「橋本恕中国課長を呼び、極秘裡に日中国交正常化に向けて準備するよう」¹⁵⁰指示した。田中政権の発足と同時に中国政府側の動きはさらに加速しはじめた。同日、田中角栄首相が「中華人民共和国との国交正常化を急ぎ、平和外交を強力に推進していく」¹⁵¹と述べたことに対して、翌日、周恩来首相は、外交実務・宣伝部門の責任者を集めて会議を開き、田中談話を検討させた上で、報道部門に対して「報道は全面的にかつ正しく中日友好の精神を示すものでなければならない」と指示した。さらに、7月9日に周恩来首相は田中政権を歓迎すると発言し「田中政権の対中関係改善の声明に明確な回答」¹⁵²を示したのである。

7月10日に「孫平化団長に率いられた上海バレエ団は、日本に到着すると外務省の橋本恕中国課長の仲介によって大平正芳外務大臣との会見をセッティング」¹⁵³した。名目はバレエ団という文化交流であったが、明らかに政治的な意図を持ったものであった。

その結果、7月22日大平正芳外務大臣と孫平化団長、蕭向前連絡処首席代表¹⁵⁴との非

公式会見が行なわれた。それは、公明党の竹入義勝委員長が、田中内閣の委託を受け「7月27日から29日まで3夜連続で周恩来首相」¹⁵⁵との会談をもったことに繋がった。この時の周恩来首相・竹入義勝委員長会談は、日中国交正常化への道を開くために重要な意味があり、相手の基本的考え方を探る正常化交渉の予備会談として位置づけられる。

5. 中華民国の抗議と外務省内での日中国交正常化への準備

一連の日本政府と中国との急接近によって、大平正芳外務大臣は中華民国国民政府駐日大使に「重大なる決意を表明」¹⁵⁶せざるを得なかった。大平正芳外務大臣は「重大なる決意」とは「日中国交正常化と日華断絶にほかならない」¹⁵⁷と述べたのである。

これに対して、中華民国国民政府には強い批判があり、ついに8月8日、蔣経国行政院長は日本と中華人民共和国のいわゆる国交正常化について、重要な談話を発表した。蔣経国行政院長の談話は次のようである。最近、日本政府首脳は、たびたび、中共といわゆる国交正常化を進めること、並びに日本が中共と国交正常化をした場合は、中華民国との外交関係を断絶することを表明した。日本の首相と外相は、また9月中に中共を訪問することを計画している。これは中華民国と国民に対する最も非友好的な態度である。中華民国国民政府は、これに対して、きびしく非難するものである。我が中華民国国民政府は、中国唯一の正統政府であり、中国大陸地区に対して、主権を有し。且つ、20余年来、台湾澎湖島、金門、媽祖及びその他の領土において有効的に主権を行使している。これはほかのいかなる国がとった行動によっても、いささかも影響を受けるものではない。我が政府は、必ずあらゆる必要な措置をとって、国家主権と人民の利益をまもりぬくものである。我が政府は7月20日すでに声明を発表し、日本政府が国際信義と条約義務を尊重し、並びに、日本自身の基本利益を考え、是非をわきまえ、正しい判断をし、中共の政治的陰謀に乗せられないよう勧告した。ここに、重ねて、前に述べた主旨を強調し、日本政府が両国国交をそこない、アジア太平洋地区の平和と安全を害する全ての行動を停止し、歴史上の重大たるあやまちを犯さないよう警告する¹⁵⁸。

さらに、周恩来首相・竹入義勝委員長会談を知った台湾の彭孟緝駐日大使は、8月16日に大平正芳外務大臣と会談、その場で猛烈に抗議したが大平正芳外務大臣は「動じなかった」¹⁵⁹とされる。

竹入義勝委員長は帰国後、会談における中国の意向を「竹入メモ」としてまとめた。日本政府は「竹入メモ」に基づき、日中共同声明案の作成を急いだ。これに伴い外務省の橋本恕中国課長らに極秘裡に行なわせていた国交正常化交渉への準備作業を、省内でオープンにすることも決定した。8月2日、これまで準備にあたってきた橋本恕中国課長、栗山尚一条約課長に加え、本省局長級以上の幹部が召集され「中国問題対策協議会」が、合計4回開催された。安川壮前外務審議官は「準備作業を省内にオープンすると言っても、協議会は、政策決定に直接影響するものではなく名目上のもの」¹⁶⁰と回顧している。結局、

橋本恕中国課長や高島益郎条約局長からの説明が中心となり、外務省内で日中共同声明案に携わったのは、橋本恕中国課長、高島益郎条約局長、栗山尚一条約課長に限られた。「中国問題対策協議会」では台湾の法的地位が議論の多くを占め、台湾の帰属問題については政治レベルで合意を図るという大枠の方針が説明された。

しかし、日中共同声明案の草案の作成は、至難の作業であった。栗山尚一条約課長は「下記のように回顧している」¹⁶¹。

中国側が国交正常化の三原則を掲げているわけですから、それにどう対応するのかに尽きるわけです。

第一原則は、条約局としては何も異議を唱える理由もない。～（後略）～。

第二、第三原則は、台湾の法的地位と日華平和条約に関わること。台湾の法的地位で重要な位置を占めたのは、1972年2月の米中首脳会談で発表された、上海コミュニケ¹⁶²である。上海コミュニケには、台湾が中国の一部であるという中国側の主張を米国は「アクノレッジ (Acknowledges)」し「その立場に異議を申し立てない (Doesn't Challenge the Position)」とする表現が採用された。さらに、同年5月にオランダが中国を承認した際には、中国の立場を「尊重 (Respect)」し、中華人民共和国を中国の唯一の政府として「認識 (Recognize)」するという文言が採用されていた。

栗山尚一条約課長は「アクノレッジ」の意味を米国に確認した。米国の返事は「あれは、あそこを書いてある通りです」。「アクノレッジという以上でもない以下でもない、"Nothing more, nothing less"」¹⁶³という返事が返ってきた。

栗山尚一条約課長は「台湾は中華人民共和国の領土の一部であるとの中国の立場を米国が承認したわけではないということだけは、はっきりした」¹⁶⁴とあるがその通りである。

さらに、第二原則については、橋本恕中国課長が発案し、栗山尚一条約課長が執筆、こう記されている。

中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土及び不可分の一部であることを再確認する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、かつ、これを尊重する。

結局、日中共同声明の草案の原案をまとめたのは「栗山尚一条約課長」¹⁶⁵であった。内容は以下の通りである。

1. 両国政府は、戦争状態が終結したことを確認する。
2. 日本側は、中華人民共和国を中国を代表する唯一の合法政権として承認する。
3. 中国側は、台湾は中国の領土の一部であることを再確認する。日本側は、中国の主張を理解し、尊重する。
4. 中国側は、対日賠償請求権を放棄する。
5. 両国政府は、1972年某月某日から外交関係を開設し、なるべく速やか

に大使を交換する。

しかしながら、この共同声明案については、後年、インタビューの中で栗山尚一は「本
当にこの交渉がうまくいくのかどうか。個人的にはあまり自信がなかったというのが正直
なところであった」¹⁶⁶と中国側が受け入れるか否かについて日本側には不安があったと回
想している。

6. 台湾への秘使派遣

田中角栄首相の訪中日程が迫る中、日本政府は中華民国国民政府との関係を考えざるを
えなかった。これは事前に通告するかという問題であった。田中角栄首相は、政府特使と
して椎名悦三郎元外務大臣の台北への派遣を決めた。なぜなら、以下のような理由があげ
られる。

- 1、 椎名悦三郎議員が外務大臣の時代に日韓基本条約の締結に関わり、その外
交手腕に高い評価が得られていたからであり、川島正次郎自民党副総裁も椎
名悦三郎議員の手腕を評価したことによる
- 2、 1969年には「蒋介石総統、嚴家淦副総統兼行政院長、蔣経国行政院副
院長、張群総統府秘書長ら」¹⁶⁷と会談したことによる

このような経過を経て田中角栄首相が椎名悦三郎議員を台湾特使に推すことになったの
である。

1972年9月17日、椎名悦三郎特使は、田中角栄首相から蒋介石に宛た親書を携行
して、台北を訪れた。この親書の原案は「1972年8月中旬、外務省アジア橋本恕中国
課長と小倉和夫首席事務官を中心」¹⁶⁸に中国課の人々によって起草された。小倉和夫首席
事務官による親書案の中では「中華民国国民政府との外交関係断絶と今後の実務関係の維
持を求める文言を盛り込むかどうかで中国課で議論があり、結局、外交関係断絶云々は親
書においても言及し、併せて経済・貿易等の民間の友好関係維持について希望も表明する」
¹⁶⁹とある。

安岡正篤¹⁷⁰は、数日を経てこの親書案に加筆、訂正した。安岡の修正の趣旨は、大まか
に3点に集約できる。内容は「以下の通りである」¹⁷¹。

1. 原案にあった漢文調の言葉で、月並みあるいは通俗的な表現（例えば「断
腸の思いで申し上げるが云々」等）を削除または訂正した上、格調高い表現
に直したこと、
2. 何応欽将軍が田中首相に数カ月前に送付してきた意見書の文言を2、3採
用し、意見書を尊重しているとのニュアンスを付加したこと、
3. 国交断絶云々やその民間同士の友好関係の維持云々の部分を全面的に削
除したこと。

そして「安岡の訂正したものが、ほぼそのまま（「中共」といった表現を直す等若干の

技術的修正後) 最終案として採用された」¹⁷²のであった。

こうして作成された親書を携えて、椎名悦三郎特使一行は台北へと向かったのである。当時の読売新聞では「椎名悦三郎特使一行が台北の松山空港に降りたつと、それに反発する300人の学生や市民が待ち構えていた」¹⁷³と報じられた。しかし、1972年の台湾の政治状況は動員戡亂時期であり、戒厳令が敷かれていた。さらに、憲法が凍結され、集会の自由が認められることは容易ではなかった。動員戡亂時期集会遊行法の第6条第2項には「国際空港、港等の集会は禁止」ということが記されており、このような集会とデモは、いわゆる政府が認めた上で行なわれたのである。民間人の抗議だけでなく、椎名悦三郎らは、9月18日、沈昌煥外交部長、嚴家淦副総統、何応欽將軍らと会談した時に「台湾政府の要人達も日中国交正常化について猛反発した」¹⁷⁴のである

翌日19日午前9時から、椎名悦三郎特使は次期総統の最有力者である蔣経国院長との会談を行なった。椎名悦三郎特使は、日本の方針を蔣経国院長に伝えた。会議録を簡略にしたものが下記の表である。

表 6 蔣経国と椎名悦三郎特使の会談内容 (一部)

	椎名悦三郎特使		蔣経国
発言	「日中国交正常化協議会」というものがあり、日中国交正常化についてその意見に従って処理して行きたいと何度も田中総理が言明している。(中略)。その決議の中の前書きに、特に「中華民国」との関係は深いので、「従来の関係」をそのまま維持することを念頭において、日中正常化の審議に望むべきであるという表現がある。最後の最後までもめた点で、「従来関係」とは外交を含めた意味である(経済や文化その他の諸問題を含め)。非常に含蓄の有る表現で、議事録にも明確にされている。	発言	(固い表情) 田中総理は日中関係の処理に当たり、必ず今の結論に準拠されるのか。
発言	この協議会結成当初、田中総理、大平外相2人とも総会に出席して「必ず協議会の意見に従ってやる」と挨拶している。	発言	我が方では大平外相の駐日彭孟緝大使への発言を重視している。それは、「日中国交樹立の暁には『日華平和条約』はなくなってしまう」というもので、これはどういうことか。
発言	彭孟緝大使への発言は詳らかにしていないが、他の会合の機会に大平外相が「論理的に両立しない」ということは言っているように記録している。「論理的には成り立たない」ということを一つの見解として言ったのではないか。(中略)。総理は一言も発言せず、「協議会を尊重し	発言	(ここで、沈昌煥外交部長からブリーフィングを受けて) 当方では大平外相-彭大使の会談での発言は政府を代表する発言と取らざるを得ない。当時の記録をしっかりと調べて、日本政府の真意がどこにあるかについてはっきりして欲しい。我々は「日中正常化の暁には台湾とは断交する」という事前

	てこれに従う」と言明しているところからみて、大平発言は一つの観察として彭孟緝大使に述べたのではないか。		通告であると受け取っている。これは田中総理にも連絡してはっきりして欲しい。
発言	大平外相-彭大使の会談には会議録があるらしい。会議録によると「日中正常化の場合には日華平和条約はその機能を停止することになるのではないかと思う」とあるらしい。だから公式に外務大臣として、「そのようにならざるを得ないし、また、そうするつもりだ。それを本国に通告してもらいたい」という意味で言った場合ではなかった。心配しながら親しい彭孟緝大使との関係で感想を伝えたということだと思ふ。沈昌煥外交部長のお話しもあったが断交の宣告ではなく、予告でもなく、「ならざるを得ないと心配している」ということで、厳かに通告するというような場合ではなかった。	発言	「蒋介石総統は日本の問題には大変関心がある。特に日中関係については従来から関心が深いため、軍閥が戦争を起こす前に中国を友と見るか敵と見るかについて注意を喚起したことがある。天皇制を擁護し、4カ国の分割占領に反対し、『日華平和条約』を結んだ。この一連の事実は歴史的観点から一貫して処理されたものである。親『中華民国』反『共産主義』の日本政府があってこそ共同の立場で日本の発展、アジアの平和も確保しようという認識である」。蔣経国院長は、さらに語気を強めた。日本は既に侵略によって7億の同胞を塗炭の苦しみに陥れている。過去は過去だとしても、今後日本が中共と国交正常化するようなことになると、将来永久に7億の同胞を塗炭の苦しみに陥れる。再び、二度の大罪悪を犯すことになり、我々として看過できない。現在我々は台湾にいるが、これはあくまで大陸を取戻すまでの基地である、必ずや大陸を取り戻せると固く信じている。～（後略）～。
発言	色々と難局を乗り越えてこらえたご発言をしみじみと拝聴した。ますます我々が置かれている場合が重大関頭に立っていることを痛感する。当面の日華問題を通してアジア、世界の局面を見て何ら矛盾撞着なくすることは困難だと思うが、誤りなきを期したい。	発言	ご苦労様です。一行のご健康と一路平安を祈ります。

出典：中江要介（2003）「資料 椎名悦三郎・蔣経国会談記録—『中江メモ』『社会科学研究』第24巻第1号、中京大学社会科学研究所、59-80頁。

上記の表から分かるように、椎名悦三郎議員は台湾の特使として、困難の責務を乗り越えた。中華民国国民政府の対日感情を抑えつつ、暴発をさせないと同時に、中華民国国民政府に外交断絶のことを巧妙に伝えた。

7. 田中首相と大平外相の訪中

このような地均しを経て、1972年9月25日から9月30日まで、田中角栄首相は

中華人民共和国周恩来首相の招きにより、中華人民共和国を訪問した。9月25日午前、田中角栄首相を乗せた日本航空特別機が北京に到着した。日本の現職総理大臣が中国大陸の地を踏むのは戦後初めてのことである。周恩来首相の出迎えののち、訪中団は、午後から直ちに北京の人民大会堂で首脳会談が行なわれた。4日間の会談日程は、以下の通りである。

表 7 日中国交正常化交渉日程

日付	時間	会談	出席者
9月25日	14:55~16:55	第一回首脳会談	日本側：田中角栄総理、大平正芳外務大臣、二階堂進内閣官房長官、橋本恕中国課長 中国側：周恩来首相、姫鵬飛外交部長、廖承志外交部顧問、韓念龍外交部副部長
9月26日	10:20~11:40	第一回外相会談	日本側：大平正芳外務大臣、吉田健三アジア局長、高島益郎条約局長、木内昭胤総理秘書官、橋本恕中国課長、栗山尚一条約課長、藤井宏昭外務大臣秘書官事務取扱 中国側：姫鵬飛外交部長、韓念龍外交部副部長、張香山外交部顧問、陸維釗重州司司長、王曉雲重州司副司長、陳抗重州司処長、高鏢重州司処長他
	14:00~16:30	第二回首脳会談	第一回首脳会談に同じ
	17:10~18:20	第二回外相会談	日本側：大平正芳外務大臣、橋本恕中国課長、 中国側：姫鵬飛外交部長、張香山外交部顧問
9月27日	午前（万里の長城往復の車内）	非公式外相会談	日本側：大平正芳外務大臣 中国側：姫鵬飛外交部長
	午後	事務レベル協議	日本側：吉田健三アジア局長、高島益郎条約局長、橋本恕中国課長、栗山尚一条約課長 中国側：不明
	16:10~18:50	第三回首脳会談	第一回首脳会談に同じ
	20:30~21:30	田中・毛沢東会談	日本側：田中角栄総理、大平正芳外務大臣、二階堂進内閣官房長官 中国側：毛沢東主席、周恩来首相、姫鵬飛外交部長、廖承志外交部顧問
	22:10~24:30	第三回外相会談	日本側：大平正芳外務大臣、橋本恕中国課長 中国側：姫鵬飛外交部長、張香山外交部顧問

	24:30~	共同声明修文作業	日本側：橋本恕中国課長、栗山尚一条約課長、丹波實条約課事務官 中国側：陳抗巫州司処長、他
9月28日	15:00~16:50	第四回首脳会談	第一回首脳会談に同じ

出典：外務省（2011）「田中総理・周恩来総理会談記録（1972年9月25日～28日）-日中国交正常化交渉記録-」『田中総理中国訪問』歴史的な文書ファイル管理番号 2011-0721、外交資料館、5-8頁、同石井明、朱建榮、添谷芳秀、林曉光、前掲書、52-131頁、同井上正也、前掲書、524頁、以上の資料に基づいて作成したものである。

8. 田中首相と周総理の会談

9月25日首脳会談の初日、田中角栄総理は冒頭で「日中国交正常の機が熟した。今回の訪中を是非とも成功させ、国交正常化を実現したい」¹⁷⁵と述べ「これまで国交正常化を阻んできたのは台湾との関係である」¹⁷⁶と主張し日中国交正常化の結果、自動的に消滅する関係（日台外交関係）とは別に、現実にかかる問題に対処しなければならぬ。これをうまく処理しないと、国内にゴタゴタが起こる。日中国交正常化を実現するときには、台湾に対する影響を十分考えてやるべきだと述べ、台湾の關係に細心の注意をしながら、日中国交正常化を実現したい¹⁷⁷と強調した。

その後、大平正芳外務大臣が、日華平和条約に対する日本側の見解を中国側に説明した。大平正芳外務大臣は、日華平和条約について「中国側がこの条約を不法にして無効であるということは十分理解できる。しかし、この条約は日本国会の議決を得て政府が批准したものであり、（中略）。日華平和条約は国交正常化の瞬間、日華平和条約そのものが終了したと中国側の御理解を得たい」¹⁷⁸と主張したのである。さらに、日中国交正常化によって、日本と第3国との關係を中国側に説明した。「特に、日米關係は日本の存立にとって極めて重大である。（中略）。日中国交正常化をわが国としては対米關係を損ねないようにして実現したい」¹⁷⁹と述べた。最初の会談で田中角栄総理が「台湾」に配慮し、その後、大平正芳外務大臣が「米国」に細心の注意をしなければならないとそれぞれの主張には特徴が見られる。

翌日の会談から、本格的に交渉が始まった。午前の第一回外相会談で「日華平和条約」と「戦争状態終結」の問題で意見を交わした。高島益郎条約局長の口頭の説明があり、日本政府側は「竹入メモ」によって提示された中国側の共同声明草案に対する、日本側第一次草案を提示した。しかし、日本側が提示した共同声明草案には、中国側と相違が見られた。内容をまとめて見ると、以下ようになる。

表 8 第一回外相会談での日中双方の共同声明案の主な相違点

	中国側草案（竹入メモ）	日本側草案
戦争状態の終了	1. 中華人民共和国と日本国の間の戦争状態はこの声明が公表される日に終了する。	1. 日本国政府及び中華人民共和国政府は、日本国と中国との間の戦争状態の終了をここに確認する。

復交三原則と台湾の法的地位	1. 日本政府は、中華人民共和国政府が提出した中日国交回復の三原則を十分に理解し、中華人民共和国が中国を代表する唯一の合法政府であることを承認する。	1. 日本政府は、中華人民共和国政府を中国の唯一の合法政府として承認する。 2. 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを再確認する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、かつ、これを尊重する。
賠償問題	1. 中日両国人民の友誼のため、中華人民共和国政府は日本国に対する戦争賠償の請求権を放棄する。	1. 中華人民共和国政府は、日中両国国民の友好のため、日本国に対し、両国間の戦争に関連したいかなる賠償の請求も行なわないことを宣言する。
日台関係	黙約事項 1. 台湾は中華人民共和国の領土であり、台湾を解放することは、中国の内政問題である。 2. 同声明が発表された後、日本政府は、台湾からその大使館、領事館を撤去し、また効果的な措置を講じて、蒋介石集団（台湾でもいい）の大使館、領事館を撤去させる。 3. 戦後、台湾における日本の団体と個人の投資、及び企業は、台湾が解放される際に適当な配慮が払われるものである（もちろん中国側が適当な配慮を払うという意味である）。	1. 公表・非公表を問わず文書作成の必要なし。

出典：外務省（2011）「大平外務大臣・姫鵬飛外交部長会談（要録）（1972年9月26日～27日）-日中国交正常化交渉記録-」『田中総理中国訪問』歴史的文書ファイル管理番号 2011-0721、外交資料館、5頁、同石井明、朱建榮、添谷芳秀、林暁光、前掲書、pp.116-119、同井上正也、前掲書、527頁、以上の資料に基いて作成したものである。

戦争状態終結について、第一回の首脳会談で周恩来首相は「戦争状態終結の問題は日本にとって面倒だとは思いますが、大平大臣の提案に、完全に同意することはできない。桑港条約以後今日まで戦争状態がないということになると、中国は当事者であるにもかかわらず、その中に含まれてない」¹⁸⁰と主張していた。姫鵬飛外交部長は高島益郎条約局長の説明を受けてから「中国側も人民を納得させることができない」¹⁸¹として、戦争がいつ終了したのかを明確にする必要があると主張したのである。その後、中国側は、共同声明の新しい案を日本側に手渡した。この新案は「日本側の考えも考慮して作ったものである」¹⁸²と姫鵬飛外交部長が述べた。新共同声明案について、日本側が提示した原案の中で最大の相違点は、以下の2点である。

1. 戦争状態終結の問題。

2. 台湾の法的地位をめぐる問題。

即ち、日本側が提示した『中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを再確認する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、かつ、これを尊重する』という文言を否定し、代わって『中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本政府は、カイロ宣言¹⁸³に基づいて中国政府のこの立場に賛同する』¹⁸⁴という文言を提案したのである。

同日午後から第二回首脳会談に入ると、周恩来首相が厳しい口調で語りはじめた。周恩来は「双方の外交関係樹立の問題に、日台条約や桑港条約を入れると、問題が解決できなくなる。これを認めると、蒋介石が正統で我々が非合法になるからである。そこで日本政府と中国の復交三原則¹⁸⁵を十分理解することを基礎に、日本政府が直面する困難に配慮を加えることとしたい」¹⁸⁶と主張し、さらに「日華条約につき明確にしたい。(中略)。我々は田中首相が訪中し、国交正常化問題を解決すると言ったので、日中両国人民の友好のために、賠償放棄を考えた。しかし、蒋介石が放棄したから、もういいのだという考え方は我々には受け入れられない。これは我々に対する侮辱である」¹⁸⁷と述べ、日本外務省の発言を厳しく非難したのである。

同日午後第二回の大平・姫外相会談が行われ、大平正芳外務大臣は中国側共同声明案への修正案を2点示した。内容は「以下のようである」¹⁸⁸。

表 9 第二回外相会談での中国側共同声明草案と日本側修正案の主な相違点

	中国側草案 (第一回外相会談で提示)	日本側修正案
戦争状態の終了	1. 本声明が公表される日、中華人民共和国と日本国との間の戦争状態は終了する	1. 中華人民共和国政府は、中国と日本国との間の戦争状態の終了をここに宣言する。 2. 日本国政府及び中華人民共和国政府は、日本国と中国との間に、今後全面的な平和関係が存在することをここに宣言する。
台湾の法的地位	1. 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。(日本政府は、カイロ宣言にもとづいて中国政府のこの立場に賛同する)	1. 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明した。日本政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、ポツダム宣言に基づく立場を堅持する。

出典：外務省 (2011)「大平外務大臣・姫鵬飛外交部長会談 (要録) (1972年9月26日～27日) -日中国交正常化交渉記録-」『田中総理中国訪問』歴史的文書ファイル管理番号 2011-0721、外交資料館、pp.5-6、同井上正也、前掲書、p.531、以上の資料に基いて作成したものである。

姫鵬飛外交部長は「戦争状態」の終了について「二つの日本側案を提出したが、中国側としては、時期の問題を極めて重視し」¹⁸⁹と述べ、再検討に同意した。

一方の台湾問題に関して、大平正芳外務大臣は第2案を読み上げた。「中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明した。日本政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、ポツダム宣言に基づく立場を堅持する。」この試案に姫鵬飛外交部長は「どうして、中国側案のカイロ宣言ではなく、ポツダム宣言の立場を堅持するとしたのか」¹⁹⁰と述べ、大平正芳外務大臣は「日本が受諾したのは、カイロ宣言ではなく、ポツダム宣言だからである」¹⁹¹と答え、姫鵬飛外交部長は「再度検討してみる」¹⁹²と述べた。

前述したように「理解し、尊重する」という第1案を考察したのは橋本恕中国課長であったが、栗山尚一条約課長は「日本案が中国側に拒否された場合に備え、第2案を準備した」¹⁹³。なぜ、第2案を準備したのか、日本が用意した原案の条項の中で「十分理解し、かつ、これを尊重する」を拒否された場合、交渉が難航する恐れがあるかもしれないからである。当時の日本政府は、せつかく中国と会談の機会を設けたので成果を出さなければならなかったのである。だからこそ、栗山尚一条約課長は第2案に「ポツダム宣言第8項¹⁹⁴に基づく立場を堅持する」という案を考えたのである。

そして、第1案は、特に今後台湾海峡有事の際に日米安全保障条約との関係で、米軍が行動する時に日本がどう行動するか、中国側は注目するであろう¹⁹⁵。ただ「十分理解し、尊重する」の条項では、あまり意味がなく中国側は納得しないだろうと予測したのである。だから、第2案は「ポツダム宣言第8項に基づく立場を堅持する」ことを提案し、そこで「カイロ宣言」¹⁹⁶で台湾は中華民国に返還されるべしと書かれ、ポツダム宣言を引き継いだのである。日本側は、カイロ宣言とポツダム宣言をうまく使い、中国側を納得させようとしている。結局日本側は、台湾独立を支持しない「一つの中国」と「一つの台湾」も支持しないのである。当時から現在に至るまで日本の外務省は、中台問題を検討する際、この方針を継承してきている。

1972年9月29日に日本側代表の田中角栄首相、大平正芳外務大臣と中国側代表の周恩来首相、姫鵬飛外交部長が、日中両国間の国交正常化問題をはじめとする両国間の諸問題及び双方が関心を有するその他の諸問題について、終始、友好的な雰囲気の中かで真剣かつ率直に意見を交換し、両政府は共同声明を発することに合意した。この日中共同声明は、日中平和友好条約の締結に向けての第一歩となった。

9. 日華断交と関係の継続

日中国交正常化に伴い、中華民国国民政府は日本との国交断絶を宣言した。1972年10月26日、日華双方の大使館は、国旗掲揚を停止し、11月末に彭孟緝駐日大使と宇山厚駐華大使もそれぞれ本国へ引き揚げた。中華民国国民政府の行政院は、12月14日

に日華断絶後の経済対応策措置として、未調印分の日本円借款の停止と、プラント及び原料輸入の日本から第3国への転換を発表した。しかし、日本の対台湾投資については「今後も他国と同じ扱いにすること」¹⁹⁷を明らかにした。

こうしたなか、日華断交後の実務関係の維持を果たすために、12月1日、日本側に交流協会、さらに翌2日、台湾側に亜東関係協会が設立された。交流協会の会長には「これまで日華協力委員会に関わってきた堀越禎三経団連副会長が、また理事長に板垣修前駐華大使が就任し、職員もほとんどが元外務省、元通産省のメンバー」¹⁹⁸で構成された。このように、国民政府は、外務省が懸念した対日経済断交等の報復措置に訴えることなく、国交断絶後の日台実務関係の継続に向けた措置が速やかに取られたのである。

日中共同声明を踏まえ、6年後の1978年8月12日に東京で「日本国と中華人民共和国との間で条約（以下で日中平和友好条約という）」が締結された。

第2項 日中共同声明及び日中平和友好条約の内容と特質

日中共同声明を踏まえ、6年後の1978年8月12日に東京で「日本国と中華人民共和国との間で条約（以下で日中平和友好条約という）」が締結された。日中共同声明の概要は、以下の通りである。

表 10 日中共同声明の最終合意内容の要約

前文【復交三原則の確認】	日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。また、日本側は、中華人民共和国政府が提起した「復交三原則」を十分理解する立場に立って国交正常化の実現をはかるとの見解を再確認する。中国側は、これを歓迎する。
第1条【戦争状態の終了】	日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常的な状態は、この声明が発出される日に終了する。
第3条【台湾の法的地位】	中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第8項 ¹⁹⁹ に基づく立場を堅持する。
第5条【賠償問題】	中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。
第8条【平和友好条約締結の宣言】	日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、平和友好条約の締結を目的として、交渉を行うことに合意した。

出典：「日本国政府と中華人民共和国の共同声明」『外務省ホームページ』、
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/nc_seimei.html (閲覧日 2011年9月29日)

日中平和友好条約は前文のほかに、5条からなる。条約の内容は、以下の通りである。

表 11 日中平和友好条約の内容

<p>第1条【平和5原則及び武力不行使】</p>	<p>①両締約国は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互惠並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和友好関係を発展させるものとする。（1項）</p> <p>②両締約国は、前記の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。（2項）</p>
<p>第2条【反覇権の原則】</p>	<p>両締約国は、そのいずれも、アジア・太平洋地域においても又は他のいずれの地域においても覇権を求めるべきではなく、また、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国又は国の集団による試みにも反対することを表明する。</p>
<p>第3条【経済・文化・交流関係】</p>	<p>両締約国は、善隣友好の精神に基づき、かつ、平等及び互惠並びに内政に対する相互不干渉の原則に従い、両国間の経済関係及び文化関係の一層の発展並びに両国民の交流の促進のために努力する。</p>
<p>第4条【第3国関係】</p>	<p>この条約は、第3国との関係に関する各締約国の立場に影響を及ぼすものではない。</p>
<p>第5条【批准・効力・廃棄】</p>	<p>①この条約は、批准されるものとし、東京で行われる批准書の交換の日に効力を生ずる。この条約は、10年間効力を有するものとし、その後は、②の規定に定めるところによつて終了するまで効力を存続する。（1項）</p> <p>②いずれの一方の締約国も、1年前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の10年の期間の満了の際またはその後いつでもこの条約を終了させることができる。（2項）</p>

出典：「日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約」『外務省ホームページ』、
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/nc_heiwa.html（閲覧日 2011年9月29日）

日中平和友好条約で最も注目されるのは、第2条（反覇権の原則）である。1974年11月に第1回の予備交渉で、中国は日本の予想に反して「反覇権」を記すよう要求した。東郷文彦外務省事務次官は「その場で本条約は日中両国の永きに亘る平和友好関係をうたうものであり、第3国の覇権反対は本条約の問題ではない」²⁰⁰と反論し、覇権問題で対立が生じた。この時点では、反覇権が条約交渉の焦点であることは秘密であった。翌年1月の第2回目の予備交渉で、日本政府は反覇権条項を友好条約に盛り込むことには反対だとの態度を明らかにしたと報道された。その後の予備交渉でも「中国側が反覇権の明記を主張し、日本側がこれに反対した」²⁰¹。交渉会談はほとんど覇権条項をめぐる議論に終始し、交渉は行き詰まった。日本政府が覇権条項に反対した理由は、「第3国の覇権」に触れることは2国間条約にはなじまないというものであった。この条項を含む条約は反ソ同盟と受け取られ、ソ連を刺激することの懸念もあった。

中国がなぜ「反覇権」の文言を入れることに固執したのか。1975年1月に行われた

第4回全国人民代表大会で採択された憲法に反帝国主義と明記されているように「反覇権」は、中国の「基本原則」²⁰²であったからである。

国際情勢において、米ソは戦略兵器削減条約を締結し、米ソ間の一時的な緊張緩和がはかられたが、ソ連がアフガニスタンに侵攻し、ソ連支持下に行われたベトナムによるインドシナ支配の拡大等を通じて、ソ連は国際社会において脅威的な存在となってきた。ソ連の攻勢的世界戦略の前で、米国は再び対決姿勢を強め、中国との「準戦略関係」構築に力を入れるようになった。こうして米中間の戦略協議が進められ、日本の対ソ連政策は常に米中協議の重大な関心事であった。日中間の平和友好条約の締結は、世界戦略の枠組みから考えれば、正に米中の対ソ包囲網の一環であったように思われる。

日本と中国との交渉は、それぞれ「同床異夢」の状態の中で20回行われたが一向に進展しなかった。反覇権条項の導入が進展したのは「1978年5月3日に行われた日米会談で、米国側は日本側に対し『反覇権条項は別に問題ない』。米国も近く中国との国交正常化を目指す旨を伝え、条約締結促進のサインを送った」²⁰³からである。これを受けて日本側は大きく動き出し、5月26日、条約交渉再開が自民党総務会で党議決定された。31日には佐藤正二駐中国大使に交渉再開の申し込みを中国側に伝え、6月14日、中国側から7月上旬に交渉を再開しようとの回答が来た。再開した交渉の中で、中国側が反覇権と第3国の条項に集中し、「原則を譲らない」姿勢を貫き、これに対し「日本側はソ連を刺激するのを避けようとして」²⁰⁴躊躇していた。米国の米中間の条約交渉を推進する動きが、まさに日本側の交渉妥協の決断を下すに至る最大の理由になったと考えられる。

最後に、平和条約の期限について、両国は思惑を異にした。日本側の記録によれば「中国側は具体的な有効期間も廃棄条項も定めない規定」²⁰⁵を主張した。これに対して日本側は、廃棄条項の導入を求めた。中国は「この廃棄条項の導入を嫌い、有効期間について、10年が短ければ、20年でも30年でもよい」²⁰⁶との柔軟な姿勢を示した。こうして中国側の妥協により、有効期限を10年とし、10年後のいつでも条約を終了させることができるとの第5条が設定された。

第3項 日中平和友好条約の課題

日中平和友好条約と日華平和条約を比較すると、いくつかの疑問点と課題が残っている。最も大きな疑問点は「戦争状態の終結」をどう見るかという点である。なるほど両条約には「戦争状態」²⁰⁷は終了したという条項がおかれている。しかし、いったい「戦争状態」はいつ終了したのか、根拠は必ずしも明確には示されていないのである。日本政府の解釈としては、1978年10月3日の衆議院予算委員会で福田赳夫首相は「わが国は、日華平和条約で戦後処理一切が解決したとの見解であるのに対し、中国側は、日中共同声明で戦後処理が済んだとの立場をとっており、その間に見解の相違があったが、結局、共同声明で全部解決された」²⁰⁸と述べている。要するに、戦争処理が済んだ時期について、日本

は日華平和条約が締結された時点で戦争処理が終了したとしているのに対し、中国はまだその時点で戦争処理が終了しておらず日中共同声明によってはじめて戦争処理が解決されたという立場であった。

日中間の戦争終結について政府の見解を求めた日本共産党の寺前徹議員に対して、大森誠一条約局長は「日中間の戦争終結の問題について、法律的には、我々と中華民国との間の戦争状態は日華平和条約第1条により終了したとするのがわが国の立場である。(中略)。日中間の戦争終結の問題は日中共同声明により最終的に解決している次第である」²⁰⁹と述べた。寺前委員は「今説明があったように、一般的には条約によって締結を明らかにされる性格のものである。従ってその点では異例なことになっている。総理は1978年10月3日、衆議院予算委員会でこの点では日中間に立場の違いがあり、日本政府は1952年の日華平和条約で戦争を終了したという立場だったとお答えになりました。日本政府の立場は、中国との戦争の終結は、今日でも依然として、基本的には1952年の日華条約であり、最終的には1972年の日中共同声明だという解釈が正しいと、あくまでもおとりになるか」²¹⁰と質問し、大森誠一条約局長は「その通りである」²¹¹と答弁した。

1978年10月14日、衆議院外務委員会で「日中両国間の戦争終結と国交回復の問題が、法的な関係として、本条約の前文において決着が付けられたのではないか」²¹²との質問に、園田直外務大臣は「その通りである」²¹³と答えた。さらに16日の同委員会で園田直外務大臣は「戦後の処理は共同声明で全部終わっているが、この共同声明が国会の承認を受けていないので(平和友好条約は)、そういう(戦後处理的)性格もあるかもしれぬ」²¹⁴とも答えた。日本政府は平和友好条約の性格について「戦後处理的性格をもっているかもしれぬ」という曖昧な表現で間接的に認めている。

以上の経緯から、非常に大きな矛盾が明白となる。即ち1952年の日華平和条約では、中華民国国民政府と戦争終結が明記された。当時、中華民国国民政府は国連に加盟しており、当該条約には正統性があったからであった。日本国はその憲法第98条²¹⁵により当該条約を誠実に遵守する義務がある。にもかかわらず、日本政府は1972年の日中共同声明で日華平和条約を一方的に廃棄した。このような条約という国家間の重大な信義と背離する内容を一片の共同声明で発することができるのか。日本政府はその矛盾について説明する必要がある。

台湾問題について。1972年11月2日の衆議院予算委員会における石橋正嗣社会党書記長の「日米安保条約の極東条項と日中共同声明の関係を疑問視する」²¹⁶声も上がった。日米安全保障条約における極東の範囲を問われた田中首相は「フィリピン以北、日本を中心にした周辺地域ということでございまして、(中略)。政府の極東の範囲というものに対する常識的解釈は、従来どおりで間違いはない」「台湾は極東の範囲というものに入ります」²¹⁷と石橋正嗣社会党書記長に答えている。

さらに、大平正芳外務大臣が1972年11月8日、衆議院予算委員会で台湾問題について答弁した。「(前略)。中華人民共和国政府と台湾との間の対立の問題は、基本的には、

中国の国内問題であると考えます。わが国としては、この問題が当事者間で平和的に解決されることを希望するものであり、かつ、この問題が武力紛争に発展する現実の可能性はないと考えております」²¹⁸。大平正芳外務大臣が「基本的には、中国の国内問題」と述べたことについて、栗山尚一条約課長はこう論じる。「万々が一、中国が武力によって台湾を統一する、いわゆる武力解放という手段に訴えるようになった場合には、これは国内問題というわけにはいかないということが、この『基本的には』という言葉の意味である」²¹⁹つまり、武力による統一までは容認していないことが「基本的には」の含意だというのである。

反覇権条項について。平和友好条約締結交渉で最も焦点となり、時間を費やした反覇権条項の問題は国会でどのように議論されたのか。園田直外務大臣は国会答弁で「覇権に反対する立場はそれぞれの立場で反対する。なお、それぞれの外交基本方針を拘束するものではない」²²⁰と述べた。また覇権行為が第三国ではなく、日中両国のいずれかによって行われる場合、本条約上どう取り扱われるかについて、中江要介外務省アジア局長は「反覇権条項に違反するかどうかとの問題にはなるが、それによって本条約が存続するかどうかという問題には直ちにはならない」²²¹との解釈を示した。多大な注目を集め、かつようやく定められた条項でもあるにもかかわらず、締約国のいずれかによって覇権が行われた場合、条約違反と認められても「本条約の存続には影響しない」とする解釈には違和感があり、驚きも覚える。なぜなら、この解釈に立つと、この反覇権条項は締約国である日中両国にとって無関係か、無意味になるおそれがあるからである。反覇権条項は「両締約国は覇権を求めるべきではない」と定める以上、他国よりも日中双方の行為を拘束すべきで、日中いずれかが覇権行為を行なった場合、条約違反として、条約そのものの存続と密接にかかわると考えるのが筋であろう。

この反覇権条項について、近年における中国の動きとの関係で特筆しておかなければならないことがある。即ち、1972年の国交正常化の共同声明、1978年の日中平和友好条約、1991年の日中共同声明ではいずれも「覇権」という文字が導入されているが、2008年「戦略的互惠関係」では、新たに「戦略的互惠関係」という文字が入り「覇権」が消えているのである。佐瀬昌盛は「これは、中国の近年の軍事力と経済力を背景にしての海洋進出、大陸南方部への勢力拡大に照らして、かつての「反覇権」の勸進元であった中国自身が今や、アジア太平洋地域において覇権追求へと転進しつつあることを意味している。中国がまさに馬脚を現したと言えよう」²²²と述べているがまさに同感である。

第3節 小 結

本章では、日華平和条約を締結前から米国と国民政府の交渉、日中国交正常化、日華国交断絶、新たな日台関係について、検討した。1951年9月4日にサンフランシスコ講和会議が開催される前、「ダレス・モリソン」の合意により、二つの中国は招請されず、そ

の後、日本と国民政府の特別な関係で、米国は国民政府に日本と2国間平和条約を締結するよう働きかけた。特に「適用範囲」については、当時の国民政府の国際的地位を維持するためにも、米国の支持が必要であり、譲歩せざるを得なかったのである。結局、日華平和条約の「適用範囲」が台湾等の自由地域に限定されていたのである。米台間の交渉は、いわゆる日華平和条約交渉の「前哨戦」ともなったと言える。なぜなら、当時の日本は国際社会にまだ復帰しておらず、安全保障のことは米国に頼らざるを得なかったからである。それにもかかわらず、米国の戦略としてアジア太平洋の同盟網を作るためには台湾と日本の協力は、必要不可欠であったと言わなければならない。

その後、なぜ日本が急速に中華人民共和国に接近したのか、最大の理由は、1970年11月国連総会で「中華人民共和国招請、中華民国追放」のアルバニア決議案が初めて過半数の支持を得て、中華人民共和国の国連復帰実現可能性が間近に迫ってきたからである。さらに、1971年7月「ニクソン・ショック」と1971年10月25日国連総会でアルバニア案が通過し、「中国代表権問題」で国民政府が敗北して、国民政府の対外関係は一気に孤立化された。こうした一連の変化により、日本の対中政策を変更し、日本各界は中国「一辺倒」に傾いたのである。1972年9月29日、いわゆる日中国交正常化に伴い、国民政府は日本との国交断絶を宣言した。日華平和条約について、大平正芳外務大臣が北京でおこなった「日中関係正常化の結果として、日華平和条約は存続の意義を失い、終了したものと認められ、というのが日本政府の見解でございます」という声明で処理された。有効な条約をなんら正当な理由もなく、日本側が一方的に破棄することは、国際法上認められず、日本国憲法もこのような不法行為を禁じているのである。また台湾の帰属問題では、日本政府は日中共同声明の第2項及び第3項で、台湾について中華人民共和国の立場を「十分理解し、尊重する」とともにポツダム宣言第8項に基づく立場を堅持するとの方式をとり、「中華人民共和国」は中国を代表する「唯一の合法政府」として承認したのである。以上の観点から分かるように、台湾の将来について、いざ台湾が中国から分離独立しようとする、日本政府は支持しないという意味をそれは裏付けている。

しかし、日華国交断絶してから、日本政府は台湾との実務関係を維持するために、政経分離により、1972年12月、日本側に財団法人「交流協会」、台湾側に「亜東関係協会」が成立した。これ以後、両機構は日台間の経済、貿易、技術及び文化交流推進を目的として、重要な役割を果たしてきたのである。

¹ *British Documents On Foreign Office Confidential Print Part IV From 1946 through 1950 Series E Asia 1950*, University Publications of America, pp.2-3.同 David C. Wolf (1983) 'To Secure a Convenience': Britain Recognizes China-1950, *Journal of Contemporary History*, Vol. 18, No.2, Sage Publications, pp.299-321.英国政府が人民政府を承認した理由については、(1) 植民地香港の維持、(2) 中国との通商関係の確保、(3) 早期承認によって中国のソ連依存(=ソ連の中国支配)を抑制、(4) 東南アジアにおける華僑の反応に配慮等の要因である。

² *United States Relations with China: With Special Reference to the period 1944-*

-
- 1949, U.S.G.P.O., Washington. D.C., pp.37-38.
- 3 *Department of State Bulletin (V.22, No.550 Jan-Mar 1950)*, Office of Public Communication, Bureau of Public Affairs, Washington. D.C., p.79.
- 4 *Department of State Bulletin (V.22, No.551 Jan-Mar 1950)*, Office of Public Communication, Bureau of Public Affairs, Washington. D.C., pp.111-118.
- 5 *Foreign Relations of the United States, 1950. East Asia and the Pacific Vol.6*, U.S.G.P.O., Washington. D.C., pp.277-278. (以下 *FRUS, 1950, V.6* とする)
- 6 *Foreign Relations of the United States, 1949. The Far East: China Vol.9*, U.S.G.P.O., Washington. D.C., p.261. (以下 *FRUS, 1950, V.9* とする)
- 7 *Ibid.*, pp.261-262.
- 8 *Ibid.*, pp.261-262.
- 9 *Ibid.*, pp.271-275.
- 10 *John Foster Dulles Papers*, Box 48, Reel 16 「Formosa」 Jan 6, 1950, Douglas MacArthur 元帥宛の手紙。
- 11 同上。
- 12 *Department of State Bulletin (Vol.23, No.574 Jul-Sep 1950)*, Office of Public Communication, Bureau of Public Affairs, Washington. D.C., p.5. トルーマン大統領の声明は次のようであった。「～(前略)～。このような状況のもとでは、合衆国空軍及び海軍に対して朝鮮政府軍に対する防衛と支援を命令した。またこのような状況において、共産党軍隊の台湾に対する攻撃は直接太平洋地域の安全保障に影響を与える。当該地域において、合衆国の軍隊は太平洋地域の安全保障を守らなければならない。その任務を果たすために合衆国軍隊の存在は必要である。私は第7艦隊に対して台湾に対するいかなる攻撃をも阻止することを命令した。この行動に並行して私は、台湾における中華民国国民政府に対して、大陸に対するあらゆる空中海上作戦を停止することを要請した。第7艦隊はこのとおりの措置されることを見届けるであろう。～(後略)～。」
- 13 吉田茂(1957)『回想10年 第3巻』新潮社、21頁。1947年3月19日、マッカーサー元帥は、外国記者団と会見を行い、「日本の軍事占領を速かに終わらしめ、正式の対日平和条約を結んで、総司令部を解消するべきである。講和条約交渉を始める時期は早ければ早いほどよい」と述べている。
- 14 外務省(2006)『日本外交文書 サンフランシスコ平和条約 準備対策』外務省、403-404頁。
- 15 *John Foster Dulles Papers*, Box 49, Reel 16 「MacArthur, Douglas」 July,6, 1950.
- 16 同上。
- 17 *Foreign Relations of the United States, Diplomatic Papers 1945 Vol.1 General: The United Nations.*, U.S.G.P.O., Washington. D.C., pp.1230-1231. (以下 *FRUS, 1945, V.1* とする)
- 18 *Foreign Relations of the United States, 1951. Asia and the Pacific (in two parts) Vol.6 Part 1*, U.S.G.P.O., Washington. D.C., pp.1020-1022. (以下 *FRUS, 1951, V.6 Part1* とする)
- 19 三つの問題は、中国代表権、台湾の処置、それに日本の金及び(日本の)中立国、旧敵国に在る日本資産の処置である。
- 20 *FRUS, 1951, V.6 Part1, Op. cit.*, pp.1044-1045.
- 21 *Ibid.*, p.1106.
- 22 *Ibid.*, p.1106.
- 23 *Ibid.*, p.1106.
- 24 *Ibid.*, pp.1134-1135.①中国の共同調印なしに、講和条約について手続は進行する(つまり、講和会議へは、いずれの側の中国も招請されない)、②日本の中国に対する将来

の態度は、主権をそなえ、かつ独立した地位の行使として、日本自身で当然決める必要がある。

- 25 *The John Foster Dulles Oral History Collection Roll No.13 279*) Yeh, George K. C.
26 中華民國外交部 (2007)『顧維鈞大使與杜勒斯談話記錄』檔案號:012.6/0158、影像號:
11-EAP-01251、中央研究院近代史研究所檔案館、4 頁。
27 同上、4 頁。
28 同上、4 頁。
29 同上、4-5 頁。
30 同上、4 頁。
31 同上、5 頁。
32 同上、5 頁。
33 同上、5 頁。
34 同上、5 頁。
35 同上、5 頁。
36 同上、8 頁。
37 同上、12 頁。
38 同上、12 頁。
39 同上、12 頁。
40 同上、13 頁。 *FRUS, 1951, V.6 Part1, Op. cit.*, p.1052.
41 同上、13-14 頁。 *Ibid.*, p.1052.
42 同上、14 頁。 *Ibid.*, p.1052.
43 同上、14 頁。 *Ibid.*, p.1052.
44 *Ibid.*, p.1051.
45 中華民國外交部、前掲『顧維鈞大使與杜勒斯談話記錄』、16 頁。
46 同上、16 頁。
47 同上、17 頁。
48 同上、17 頁。
49 同上、17 頁。
50 同上、17 頁。
51 同上、18 頁。
52 同上、19 頁。
53 同上、19 頁。
54 同上、19 頁。
55 同上、20 頁。
56 同上、20 頁。
57 同上、20 頁。
58 同上、20 頁。
59 同上、20 頁。
60 同上、21 頁。
61 同上、22 頁。
62 同上、22 頁。
63 同上、22 頁。
64 同上、23 頁。
65 同上、23 頁。その根拠としては、 *FRUS, 1951, V.6 Part1, Op. cit.*, p.1050。
66 同上、23 頁。
67 同上、23 頁。
68 同上、23 頁。

-
- 69 中華民國外交部、前掲『顧維鈞大使與杜勒斯談話記錄』、23 頁。
- 70 同上、25 頁。
- 71 同上、26 頁。
- 72 同上、26 頁。
- 73 同上、28 頁。
- 74 同上、28 頁。
- 75 同上、28 頁。
- 76 同上、31 頁。
- 77 同上、31 頁。
- 78 同上、31 頁。
- 79 同上、31 頁。
- 80 同上、31 頁。
- 81 同上、31 頁。
- 82 同上、33 頁。
- 83 同上、34 頁。
- 84 同上、35 頁。
- 85 同上、35 頁。
- 86 顧維鈞/中國社会科学院近代史研究所訳（1989）『顧維鈞回憶録』中華書局出版社、209 頁。
- 87 中國國民黨中央委員會黨史委員會編（1981）『中華民國重要史料初編：對日抗戰時期第 7 編 戰後中國（4）』中國國民黨中央委員會黨史委員會、734 頁。
- 88 同上、735-736 頁。
- 89 同上、737 頁。
- 90 同上、738 頁。
- 91 同上、741-743 頁。
- 92 *FRUS, 1951, V.6 Part1, Op. cit.*, p.1311. 同上、747 頁。
- 93 *Ibid.*, p.1311. 同中國國民黨中央委員會黨史委員會編、前掲書、747 頁。
- 94 中國國民黨中央委員會黨史委員會編、前掲書、747-749 頁。
- 95 *FRUS, 1951, V.6 Part1, Op. cit.*, p.1312.
- 96 ジョウン・ダワー著 大窪源二訳（1981）『吉田茂とその時代 1945-1954（下）』株式会社ティビーエス・ブリタニカ、112 頁。
- 97 *FRUS, 1951, V.6 Part1, Op. cit.*, pp.1362-1363. 同中國國民黨中央委員會黨史委員會編、前掲書、750-751 頁。
- 98 *Ibid.*, pp.1362-1363. 同中國國民黨中央委員會黨史委員會編、前掲書、752 頁。
- 99 *Ibid.*, pp.1362-1363. 同中國國民黨中央委員會黨史委員會編、前掲書、753 頁。
- 100 *FRUS, 1951, V.6 Part1, Op. cit.*, pp.1362-1363. 同中國國民黨中央委員會黨史委員會編、前掲書、753-754 頁。
- 101 *Ibid.*, p.1363. 同顧維鈞/中國社会科学院近代史研究所訳、前掲書、1470 頁。
- 102 中國國民黨中央委員會黨史委員會編、前掲書、754 頁。
- 103 波多野澄夫（2010）『歴史としての日米安保条約-機密外交記録が明かす『密約』の虚実』岩波書店、21 頁。
- 104 西村熊雄（1971）『日本外交史第 27 卷サンフランシスコ平和条約』鹿島研究所出版社、313 頁。
- 105 第 12 回国会、昭和 26 年 10 月 29 日、参議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会会議録第 5 号、吉田茂総理の発言、5 頁。
- 106 外務省（2009）『日本外交文書 サンフランシスコ平和条約 調印・発効』外務省、360-361 頁。

- 107 外務省、前掲『日本外交文書 サンフランシスコ平和条約 調印・発効』、360-361 頁。
- 108 同上、371 頁。
- 109 「国府、日本と交渉用意 葉外交部長 正式に声明」『朝日新聞』、1952 年 1 月 19 日 付け朝刊。
- 110 中華民国外交部(2007)『中日和約説帖』檔案號:012.6/0008 影像號:11-EAP-01101、中央研究院近代史研究所檔案館、101 頁。
- 111 第 13 回国会、昭和 27 年 2 月 1 日、衆議院予算委員会会議録第 6 号、吉田茂総理の 発言、1 頁。
- 112 「修好条約の締結 外務省当局見解“平和条約”を意味せず」『読売新聞』、1952 年 1 月 17 日付け朝刊。
- 113 外務省(1987)「日華平和条約関係 1 件 第 2 卷」『外交記録第 9 回公開』外交資料 館、156-157 頁。日本政府の指示は「条約、議定書、交換公文とも殆ど総て合意に達 している今日、一日も早く円満に纏めたく、当方としても能ふる限り妥協してとせつ かく努力中なることを強調しおかれたい」、「この段階において米国が日華会談に介 入しその圧力によって交渉が纏まったような印象を与えることは日華双方にとり対内 的にも対外的にも最も避くべきであると考え。この点を含んでおかれたい」とアメ リカの介入に対する不満を表した。
- 114 同上、174-180 頁。アリソン米國務次官補と武内所長との会談によると、アリソンか ら「台北の交渉の内容を個個にて議論する意図はまったくないが、米国にては一般に 本交渉が度々現地にて妥協を見ては又東京からの指示にて覆されることを了解し難し とする空気強く、殊に上院方面から國務省が平和条約審議の際吉田・ダレス書簡を強 く引用した関係上盛んに問い合わせがあり、又既報の東京における対日理事会におけ るソ連及び中国の態度等を考え合わせ、出来得れば対日平和条約の発効までに本交渉 が完了することが希望に堪えない」と条約の速やかな成立の要望が示された。
- 115 同上、174-180 頁。
- 116 同上、255-258 頁。吉田首相から河田全権宛の電報文は次のようである。1、25 日 米国側がワシントンと東京において、日華交渉の進捗ぶりに特に関心を示し、28 日ま でに調印する運びになる否やにつき問い合わせで来た。右は対日理事会及び極東委員 会の解消に関連し、中国側を同調せしめたいとする考慮から出たものようである。 その際我方より現在交渉状況を説明したところこれを納得した。尚この段階において 米国側が何等か介入するが如き印象を与えることは内外の関係上最も避けたきところ である旨を率直に表明したところ米国としては交渉に介入する意図は全くないと答え た。2、我方としても出来得るならば 28 日までに調印の運びにしたいと思っている。 旁々先般議論のある点に触れることを避ける趣旨にて最後の案を工夫したのである。
- 117 外務省、前掲『日本外交文書 サンフランシスコ平和条約 調印・発効』、347 頁。
- 118 第 12 回国会、昭和 26 年 10 月 18 日、平和条約及び日米安全保障条約特別委員会第 3 号、芦田均議員の発言、15 頁。
- 119 中華民国外交部(2007)『中日和平條約稿』檔案號:012.6/002、影像號:11-EAP- 01095、中央研究院近代史研究所檔案館、51-56 頁。
- 120 同上、57-59 頁。
- 121 第 13 回国会、昭和 27 年 5 月 15 日、衆議院予算委員会会議録第 25 号、黒田寿男議 員の発言、7-8 頁。また第 13 回国会、昭和 27 年 5 月 30 日、衆議院外務委員会会議 録第 28 号、林百郎議員の発言、6 頁。
- 122 第 13 回国会、昭和 27 年 6 月 10 日、参議院外務委員会会議録第 39 号、岡崎勝男外 務大臣の発言、p.8。
- 123 第 61 回国会、昭和 44 年 3 月 13 日、参議院予算委員会会議録第 12 号、佐藤栄作総

理の発言、3頁。

- 124 波多野里望、小川芳彦（1998）『国際法講義〔新版増補〕』有斐閣、86-87頁。
- 125 西村熊雄（1961）「奇妙な台湾 法の地位」『世界週報』42巻9号、時事通信社、32頁。
- 126 波多野里望、小川芳彦、前掲書、87頁。政府承認の要件として、新政府は一般的事実上の政府となることだけで十分であるとする立場を事実主義という。
- 127 大沼保昭（2005）『国際条約集』有斐閣、763頁。サンフランシスコ第26条【2国間の平和条約】日本国は、1942年1月1日の連合国宣言に署名し若しくは加入しており且つ日本国に対して戦争状態にある国又は以前第23条に列記する国の領域の一部をなしていた国で、この条約の署名国でないものと、この条約に定めるところと同一の又は実質的に同一の条件で2国間の平和条約を締結する用意を有すべきものとする。但し、この日本国の義務は、この条約の最初の効力発生の後3年で満了する。日本国が、いずれかの国との間で、この条約で定めるところ、よりも大きな利益をその国に与える平和処理又は戦争請求権処理を行なったときは、これと同一の利益は、この条約の当事国にも及ぼされなければならない。
- 128 「馬英九総統が台北賓館で『日華平和条約』締結の意義を語る」『台北駐日経済文化代表処』、
<http://www.taiwanembassy.org/ct.asp?xItem=90739&ctNode=3591&mp=202>（閲覧日2010年10月25日）
- 129 筒井若水（1998）『国際法辞典』有斐閣、271頁。「日華平和条約」は「中華民国政府の支配が現実には、台湾及び周辺の諸島に限定されているとの事態を踏まえて、中華民国政府支配下の地域だけを対象とするとの限定講和の建前がとられた」と記されている。
- 130 殷燕軍（1996）『中日戦争賠償問題』御茶の水書房、306頁。
- 131 池井優（1980）「日華協力委員会-戦後日台関係の一つ考察-」『法学研究』第53巻第2号、慶應義塾大学、3頁。
- 132 *Address to the Nation on the War in Vietnam, The American Presidency Project*, <http://www.presidency.ucsb.edu/ws/index.php?pid=2303#axzz1kY6rGQyX>（閲覧日2012年1月27日）
- 133 岡部達味（2002）『中国の対外戦略』東京大学出版会、160-163頁。
- 134 ヘンリー・キッシンジャー（桃井真監訳）（1976）『キッシンジャー秘録 第1巻 ワシントンの苦悩』小学館、237-239頁。
- 135 同上、216-256頁。
- 136 *Foreign Relations of the United States, 1969-1976. V. 17, China, 1969-1972*, U.S.G.P.O., Washington. D.C., p.453.
- 137 *Ibid.*, p.453.
- 138 *Ibid.*, p.453.
- 139 中華民国外交部国際組織司（1971）『中華民国出席聯合國大會第二十五屆常會代表團報告書』台北：外交部、69-89頁。
- 140 同上、69-89頁。
- 141 「国連憲章（日本語と英語）」『国連憲章（日本語）/国連広報センター』、
http://unic.or.jp/information/UN_charter_japanese/#entry04（閲覧日2011年9月29日）国連憲章第18条【表決手続】（1）総会の各構成国は一個の投票権を有する。（2）重要問題に関する総会の決定は、出席し且つ投票する構成国の3分の2の多数によって行われる。重要問題には、国際の平和及び安全の維持に関する勧告、安全保障理事会の非常任理事国の選挙、経済社会理事会の理事国の選挙、第86条1cによる信託統治理事会の理事国の選挙、新加盟国の国際連合への加盟の承認、加盟国として

- の権利及び特権の停止、加盟国の除名、信託統治制度の運用に関する問題並びに予算問題が含まれる。(3) その他の問題に関する決定は、3分の2の多数によって決定されるべき問題の新たな部類の決定を含めて、出席し且つ投票する構成国の過半数によって行われる。
- 142 国史館(2001)『中華民国與聯合國史料彙編-中國代表權-』台北:三民書局、184-185頁。
- 143 同上、496-497頁。
- 144 *RESOLUTIONS ADOPTED BY THE GENERAL ASSEMBLY DURING ITS TWENTY-SIXTH SESSION*, Welcome to the United Nations, <http://daccess-dds-ny.un.org/doc/RESOLUTION/GEN/NR0/327/74/IMG/NR032774.pdf?OpenElement> (閲覧日 2011年9月29日) 提案国は、アルバニアの名をとって、アルバニア決議と呼ばれる、(国連総会 2758決議)。内容は次のようである。国連総会は、国連憲章の原則を思い起こし、中華人民共和国の合法的権利を回復することが、国連憲章を守り、かつ国連組織を憲章に従って活動させるためにも不可欠であることを考慮し、中華人民共和国政府の代表が国連における中国の唯一の合法的な代表であり、中華人民共和国が安全保障理事会の5つの常任理事国の一つであることを承認する。中華人民共和国の全ての権利を回復して、その政府の代表が国連における中国の唯一の合法的な代表であることを承認し、中華民国国民政府が国連と全ての関連組織において不法に占領する場所から直ちに追放することを決定する。(国連総会 2758決議)。
- 145 「国交樹立きょうにも共同声明 台湾不可分に留意 平和5原則を基礎に」『朝日新聞』、1970年10月13日付け夕刊。
- 146 「(解説) 中国代表権に影響 各国の国交樹立を促進」『朝日新聞』、1970年10月13日付け夕刊。
- 147 田中明彦(1991)『日中関係 1945-1990』東京大学出版会、69頁。
- 148 同上、69頁。
- 149 衛藤瀋吉(1987)『佐藤栄作』<細川隆元監修・日本宰相列伝二二>時事通信社、241頁。第1のルートは、江鬮真比古という人物を起用した香港工作である。第2のルートは、岡田晃香港総領事である。同井上正也(2010)『日中国交正常化の政治史』財団法人名古屋大学出版会、471-475頁。
- 150 石井明、朱建榮、添谷芳秀、林曉光(2003)『記録と考証 日中国交正常化・日中平和友好条約締結交渉』岩波書店、213頁。橋本恕のインタビューによると、「大臣室に行ったら、大平さんは人を遠ざけてこう言うですよ。『夕べ、赤坂の千代新(料亭)で角さんといろいろ政権構想を話した。党・政府の人事と政策だ。そこで田中と2人で是非とも日中国交正常化をやろうと決めた。ついては、自民党には中国問題特別委員会があり、その動きは知っているだろう。小坂(善太郎)委員長だ。外務省内も知っての通りだ。そういう状況のもとだから、ただちに正常化のいろんな準備が必要なんだ。キミが極秘裡に、早急に準備を始めてくれ』と。そしてね『このことは事務次官にも話をするな』というですよ」。
- 151 1972年7月7日、田中角栄の自民党総裁被選出時の決意表明の内容である。
- 152 金沖及主編(劉俊南・譚左強訳)(2000)『周恩来伝』(下)岩波書店、336-337頁。
- 153 服部龍二(2012)『日中国交正常化』中央公論新社、71頁。
- 154 蕭向前氏は、中日備忘録貿易弁事処東京連絡処首席代表である。同上、72頁。
- 155 石井明、朱建榮、添谷芳秀、林曉光、前掲書、3頁。田中新内閣に日中国交正常化を図る決意を見た中国は1972年7月末、公明党の竹入勝義委員長に訪中を要請した。北京入りした竹入は7月27日、28日、29日と三夜連続で周恩来首相と会談した。竹入は中国側の日中共同声明8項目、台湾問題に関する3項目の黙約事項を書き写し、

- 帰国後、周恩来との会談記録（竹入メモ）とともに田中首相、大平外相に見せた。竹入メモを見た田中・大平はこれで国交正常化はできると判断し、訪中に向けた準備を急ぐことになった。
- 156 中華民国外交部（2007）『田中内閣與匪勾搭（電報）第1冊』檔案號：005.22/0011、影像號：11-EAP-00573、中央研究院近代史研究所檔案館、83-86頁。同服部龍二、前掲書、58頁。
- 157 同上、83-86頁。会談の内容は次のようである。国際情勢が大きく変化して来た。今や北京政府を承認する国が漸次増えてきたこと、国連においては、わが国は米国と協力して最後まで代表権を守つて来たが遂に昨年あのような姿で落着を見ることになった。更に国内の輿論調査で御承知の通り、わが国民の大多数がイデオロギーを超えて正常化すべしとの立場に傾斜してきた。（中略）。そこで政府としては、内外状況を見て、政府の手で正常化に手をそめねばならぬ立場になった訳であるが、（中略）。正常化の途が開かれることになると、その事の当然の結果として、大変残念ですが、貴国との外交関係はそのま々の状態を続けることにはならぬと思う。（中略）併し外交関係がなくなつても日本は自由解放体制をとつているので、経済、技術、文化その他の関係は従来通り継続して行ける様、努力するつもりである。同服部龍二、前掲書、58頁。
- 158 中華民国外交部（2007）『蔣経國院長及部長對日譴責声明』檔案號：005.29/0015、影像號：11-EAP-00655、中央研究院近代史研究所檔案館、98頁。
- 159 中華民国外交部、前掲『田中内閣與匪勾搭（電報）第1冊』、211-213頁。抗議文の内容は次のようである。中華民国政府駐日本国特命全權大使彭孟緝氏は中華民国政府の訓令に基づき、1972年8月16日、日本国外務大臣大平正芳氏を訪れ、「日本と中共偽政権の”関係正常化”協議達成の時点において、中華民国との国交を断絶する」旨の大平大臣言明に関し、次の通り大平大臣に対し、口頭をもって嚴重な抗議を申し入れた。（1）第2次世界大戦終結後に、中華民国政府と日本国政府は日華平和条約を締結し、国交を回復して友好協力関係を保持すること20数年に終始したにも拘わらず、日本政府は近いうち中共偽政権と談判を進め、関係「正常化」の時点において、中華民国との国交を断絶し、日華平和条約は自然消滅するという事を公然と発表した。かかる極めて非友好的な態度は両国の国交を損傷するものであるのみならず、両国人民の深い友好関係を破壊するものであって、中華民国政府と人民の容認できないところである。（2）誠実に国際条約を守り、政治道德の普遍的法則に従うことは、現代文明国家の採るべき原則であって、日本政府のかかる背信行為は日本の建国精神に背反するのみならず、同時にアジアにおける安全平和に危害を加えることになる。茲に中華民国政府の訓令に基づき、日本国政府に対し嚴重な抗議を申し入れるものである。同服部龍二、前掲書、74頁。
- 160 柳田邦男（1986）『日本は燃えているか』（下）講談社、40頁。なお、同井上正也、前掲書、507-508頁。
- 161 栗山尚一（2010）『外交証言録 沖繩返還・日中国交正常化・日米「密約」』岩波書店、124頁。
- 162 *Op.cit.*, pp.812-816.
- 163 栗山尚一（1999）「日中国交正常化」『早稲田法学会』第74巻4-1号、47頁。
- 164 栗山尚一、前掲『外交証言録 沖繩返還・日中国交正常化・日米「密約」』、125-126頁。
- 165 同上、120頁。私はそのときに夏休みをとりましてね、自画自賛するようなエピソードじゃないですけど、友人の別荘を借りて一週間東京を離れて、それで全く雑音のないところで、共同声明の案を中国側にどう説明するかという大平外相の発言メモを全部一言一句書いたのです。それを休暇の間に書いて、戻ってから橋本さんに見せて、

「これでやってほしい」と言ったのです。そういう状況でしたから、あまり他のことを考える余裕がなかったのです。

- 166 栗山尚一、前掲「日中国交正常化」、42頁。
167 中華民国外交部（2007）『椎名悦三郎訪華』檔案號：012.22/0088、影像號：11-EAP-01075、中央研究院近代史研究所檔案館、3-5頁。同服部龍二、前掲書、95頁。
168 石井明、朱建榮、添谷芳秀、林曉光、前掲書、230頁。同井上正也、前掲書、521頁。
169 同上、230頁。同井上正也、前掲書、521頁。
170 安岡正篤（1898～1982）陽明学者。全国師友協会会長。戦後、歴代首相の指南役を務めた。
171 石井明、朱建榮、添谷芳秀、林曉光、前掲書、231頁。
172 同上、145-149頁。同服部龍二、前掲書、108頁。最終の親書原文は、次のようである。

蔣介石總統閣下鈞鑒

謹啓者

閣下鼎祺安燕履祉吉祥我が久しく仰望神馳する所であります 近来わが国と北京政府との交渉に関し議論紛紛

閣下の左右亦之をわが国政府の降志辱身自ら國格を損する行為として論難さるるを傳承致しまして茲に謹んで本問題に関する日本政府の所見を開陳し

閣下の諒察を仰ぎたいと存じます

顧みれば戦後二十餘年

閣下の日本國及國民に對する終始渝らぬ高誼優待は日本國政府及國民の齊しく欽尚する所であり、一九五二年わが国が貴國政府との間に平和條約を締結して以来政府民間舉つてあらゆる機會を通じ一貫して 貴國との友誼を勵行して参りました 特に昨年の國連に於る中國代表権問題の審議に當つてはわが国政府が率先挺身して難を排し紛を解き國連に於る 貴國の議席確保に奔走盡瘁致しましたことは長く青史に傳えて兩國の為に友邦齊しく感銘する所であります

然るに近年國際情勢は激變し國連總會に於る中國代表権問題の議決北京政府承認國の續出 ニクソン大統領の北京訪問等北京政府との關係改善を謀るに世を擧げて滔々たる者が有ります わが国は此等と亦自ら撰を異にし 古來中國と斯文の交深く且久しく國民大衆が中國大陸との社稷蒼生を敬愛するの情尋常ならぬものが有り 従つて即今の時勢に鑑み日中國交正常化の時機已に熟すとして政府の決断を仰望すること誠に止むを得ぬ情勢となっております わが国は言うまでもなく議會制民主主義を國政の基本原則とし 政府は國民多數の意思と願望を政治の上に具現すべき責任を有します 是れ我々が慎思熟慮して北京政府と新に建交する所以で徒に勢の為に迫られ 利の為に誘われて所謂親媚北京短視政策を採るものではありません

但本政策を實行に移すに當つては固より 貴國との間に痛切なる矛盾抵觸を免れず時に又粗略有るを免れぬことと存じますが 自靖自獻の至誠を盡して善處し

閣下至仁至公の高誼を敬請する次第であります

閣下萬壽無疆を謹祝申し上げます

一九七二年九月十三日

日本國內閣總理大臣 田中角榮（署名）謹白

- 173 「椎名特使台北入り 一行の車デモ隊に襲われる」『読売新聞』、1978年9月18日付け朝刊。同服部龍二、前掲書、113-115頁。
174 中華民国外交部（2007）『椎名悦三郎特使訪華（第3冊）』檔案號：012.22/89033、影像號：11-EAP-01084、中央研究院近代史研究所檔案館、39-43頁。同服部龍二、前掲書、117頁。
175 外務省（2011）「田中總理・周恩来總理會談記錄（1972年9月25日～28日）-日中

- 国交正常化交渉記録-』『田中総理中国訪問』歴史的文書ファイル管理番号 2011-0721、外交資料館、p.5。同井上正也、前掲書、526 頁。
- 176 同上、5 頁。同井上正也、前掲書、526 頁。
- 177 同上、5 頁。同井上正也、前掲書、526 頁。
- 178 同上、6 頁。同井上正也、前掲書、526 頁。
- 179 同上、6 頁。
- 180 同上、5 頁。同井上正也、前掲書、528-529 頁。
- 181 外務省 (2011)「大平外務大臣・姫鵬飛外交部長会談 (要録) (1972 年 9 月 26 日～27 日) -日中国交正常化交渉記録-』『田中総理中国訪問』歴史的文書ファイル管理番号 2011-0721、外交資料館、5 頁。同井上正也、前掲書、528-529 頁。
- 182 同上、5 頁。
- 183 同上、5 頁。
- 184 井上正也、前掲書、529 頁。
- 185 外務省 (2011)「日中国交回復 5 原則に関する周恩来の発言について」『日中国交正常化 (重要資料)』歴史的文書ファイル管理番号 2011-0719、外交資料館、1-3 頁。中国側が提示した日中国交正常化の条件として、1971 年 6 月に中国側から正式に宣言されたもので、最初は 5 項目であった。復交三原則の内容は次のようである。①中国はただ一つであり、中華人民共和国は中国人民を代表する唯一の合法政府である。「二つの中国」と「一つの中国、一つの台湾」をつくる陰謀に断固反対する。②台湾は中国の一つの省であり、中国領土の不可分の一部であって、台湾問題は中国の内政問題である。「台湾帰属未定」論に断固反対する。③「日台条約」は不法であり、破棄されなければならない。④アメリカが台湾と台湾海峡地域を占領していることは侵略行為であり、アメリカは台湾と台湾海峡地域からその全ての武装力を撤退しなければならない。⑤国連の全ての機構で、ならびに安全保障理事会常任理事国としての中華人民共和国の合法的権利を回復し、蒋介石のグループの「代表」を国連から追い出さなければならない。このうち④と⑤は、この年の秋の中国国連加盟と翌年のニクソン訪中によってほぼ解決した。最初の三つが「日中復交三原則」と呼ばれるようになる。
- 186 外務省、前掲「田中総理・周恩来総理会談記録 (1972 年 9 月 25 日～28 日) -日中国交正常化交渉記録-」、5 頁。
- 187 同上、5 頁。同井上正也、前掲書、529 頁。
- 188 外務省、前掲「大平外務大臣・姫鵬飛外交部長会談 (要録) (1972 年 9 月 26 日～27 日) -日中国交正常化交渉記録-」、5 頁。
- 189 同上、8 頁。
- 190 同上、8 頁。
- 191 同上、8 頁。
- 192 同上、8 頁。
- 193 井上正也、前掲書、530 頁。
- 194 大沼保昭、前掲書、777 頁。ポツダム宣言【第 8 項】カイロ宣言の条項は履行されるべき、又日本国の主権は本州、北海道、九州及び四国並びに吾等の決定する諸小島に限られなければならない
- 195 栗山尚一、前掲『外交証言録 沖縄返還・日中国交正常化・日米「密約」』、134-135 頁。
- 196 1943 年 11 月 27 日にカイロで署名された米英中三国による対日宣言、満州、台湾、澎湖諸島を「中華民国」に返還すると表明していた。その履行は、ポツダム宣言第 8 項に盛り込まれている。
- 197 林金莖 (1987)『戦後の日華関係と国際法』有斐閣、125 頁。
- 198 同上、125-126 頁。

-
- 199 大沼保昭、前掲書、777頁。ポツダム宣言【第8項】カイロ宣言の条項は履行されるべき、又日本国の主権は本州、北海道、九州及び四国並びに吾等の決定する諸小島に限られなければならない。
- 200 田中明彦、前掲書、90頁。
- 201 同上、91頁。
- 202 中国国際書店（1975）『中華人民共和国憲法』外文出版社、7頁。憲法前文に掲げられている基本原則の要約は、次のようである。「国際関係のなかで、われわれはプロレタリア国際主義を堅持しなければならない。中国は永遠に超大国にならない。われわれは、社会主義諸国及び全ての被圧人民、被圧民族との団結を強化し、互いに支援しあわなければならない、主権と領土の保全の相互尊重、相互不可侵、相互内政不干涉、平等互惠、平和共存という5原則の基礎の上で、社会制度の異なる国ぐにとの平和共存をかちとり、帝国主義、社会帝国主義の侵略政策と戦争放棄に反対し、超大国の覇権主義に反対しなければならない」。
- 203 古澤健一（1988）『昭和秘史 日中平和友好条約』講談社、130頁。
- 204 同上、312頁。
- 205 「日中平和友好条約交渉（第15回会談）」『東京大学東洋文化研究田中明彦研究室データベース「世界と日本」』、
<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/JPCH3/19780810.O2J.html>（閲覧日2011年10月1日）
- 206 同上。
- 207 日華平和条約の第1条【戦争終了】。日中平和友好条約は、国交正常化した時、共同声明の前文で【戦争状態の終了】と書かれた。
- 208 第85回国会、昭和53年10月3日、『衆議院予算委員会会議録』第3号、福田赳夫総理の発言、12頁。
- 209 第85回国会、昭和53年10月13日、『衆議院外務委員会会議録』第1号、大森誠一条約局長の発言、32頁。
- 210 同上、大森誠一条約局長の発言、33頁。
- 211 同上、大森誠一条約局長の発言、33頁。
- 212 第85回国会、昭和53年10月14日、『衆議院外務委員会会議録』第2号、岡田春議員の発言、21頁。
- 213 同上、園田直外務大臣の発言、21頁。
- 214 第85回国会、昭和53年10月16日、『参議院外務委員会会議録』第3号、園田直外務大臣、17頁。
- 215 石田光義、林明博（1996）『日本国憲法概論』敬文堂、199頁。
- 216 第70回国会、昭和47年11月2日、『衆議院予算委員会会議録』第2号、石橋正嗣議員の発言、2-3頁。
- 217 同上、田中角栄総理の発言、2頁。
- 218 第70回国会、昭和47年11月8日、『衆議院予算委員会会議録』第5号、大平正芳外務大臣の発言、2頁。
- 219 栗山尚一、前掲『日中国交正常化』、49-50頁。
- 220 第85回国会、昭和53年10月2日、『衆議院予算委員会会議録』第2号、園田直外務大臣の発言、32頁。
- 221 第85回国会、昭和53年10月14日、『衆議院外務委員会会議録』第2号、中江要介アジア局長の発言、30頁。
- 222 「防衛大学校名誉教授佐瀬昌盛 中国はなぜ『反覇権』を言わぬのか【正論】」『産経新聞』、2010年11月12日付け朝刊。

第4章 台湾海峡危機の対応

本章では、これまで3度起きた台湾海峡危機の原因について検証し、当時の日、米、中、台四つのアクターが、如何なる対応をしてきたのかについて、検討する。

第1節 第1次台湾海峡危機の経緯と結果

1954年4月26日スイスのジュネーブで開かれた、朝鮮半島問題を扱ったインドシナ和平会談には、当時の中国の周恩来外相も参加した。会議が終了してまもなく、周恩来外相は当時の毛沢東首相から一通の電報を受け取った。この電報の中で毛沢東首相は、次のことを指摘していた。「我々が朝鮮戦争を休戦した後、即時に台湾解放という任務を提起しないことは妥当とは言えない。もし、今この任務がまだ進められないならば、我々は大きな過ちを犯すことになる」¹。1954年7月頃から、中国全土は「台湾解放」の姿勢を強く打ち出すようになっていた。例えば、7月23日『人民日報』の社説では「台湾を必ず解放する」²と題する社説を発表した。そこでは、中国は「必ず台湾は解放しなければならない。目的を達しない限り、決してやめない」³と強調している。1954年8月1日の中国人民解放軍建軍27周年式典において、当時の朱徳人民解放軍総司令は「中国の一部である台湾が、米国との間に安全保障同盟を結ぶことや地域的な多国間安全保障の枠組みに参加することは、中国の主権を脅かす行為であると非難し、一刻もはやく『台湾解放』の達成を呼びかけたのである」⁴としている。1954年8月22日、中国の政治協商会議も「中国各民主党派、各人民団体の台湾解放に関する連合声明」を打ち出した。いわゆる「台湾解放聯合宣言」⁵である。

中国が盛んに「台湾解放」運動を唱導した背景には、米台間に防衛条約が結ばれる可能性が宣伝されていたことにある。台湾は、米国の明確な保護を求めるため1953年から米国に共同防衛条約の締結を働きかけてきた。当時、国民政府駐米大使であった顧維鈞は「幾度もジョン・F・ダレス（John Foster Dulles）国務長官と会談し、米華安全保障条約締結の件を提起した」⁶。1954年のジュネーブ会議の間に、台湾の米国に対する条約の働きかけは一層強くなった。顧維鈞駐米大使は、米国各地を巡って演説した。台湾は、米国に条約の締結を求めると同時に、中国を刺激するために軍を使い、中国大陸や沿海地域を攪乱、破壊し、「大陸攻撃」の宣伝運動を繰り広げたのである。1954年1月11日にダレス国務長官の大量報復戦略に関する演説の後「台湾は米華相互防衛条約をすでに合意し、間もなく調印する見通しである」⁷というデマが飛ばされた。米国政府に締結を迫るため、台湾はわざわざこの情報を報道機関に漏らし、米国が台湾と条約交渉をしている印象を世に与えたのである。直ちに、中国各地で反米運動が起こった。それは「中国がその情報に対して強い不満を抱き、条約調印を妨害するための動きであった」⁸ということである

1954年8月11日の中央人民政府委員会における外交報告の中で、周恩来外相は「最近、米国と売国奴蒋介石とがワシントンと台北両地において協議を行い、共同防衛条約を結ぼうとしている。それと同時に、侵略者である米国は、日本をはじめ、李承晩や蒋介石らとともに『北東アジア条約機構』を結成している」⁹と述べ、強い懸念を示したのである。中国は、こうした米台間の安全保障同盟や、アジア地域における多国間安全保障の結成の動きが、中国の封じ込めを念頭に行っていると考えられるとした。だからこそ、2国間及び多国間の安全保障の枠組みに台湾が参入することは「中国の主権を脅かす行為であるとして『台湾解放』運動を開始した」¹⁰のである。

1954年9月3日未明、中国人民解放軍は、廈門に約15万人の軍隊を配備し、国民政府の保有する大陸沿岸諸島の一つである、金門島へ向けて砲撃を開始した。これが、第1次台湾海峡危機である。折しもフィリピンのマニラにおいて「東南アジア機構の結成会議が行われていた時期であった」¹¹。

台湾海峡危機発生時の金門島には、4万3000人の国民政府の正規軍と、1万1000人の遊撃隊が駐留していたが、砲撃開始から5時間経過するまでに、およそ60発の砲弾が廈門から金門島に打ち込まれた。これにより、当時金門島に派遣されていた米国軍事顧問団のうちの2名が死亡し、残りの14名が金門島から急遽撤退することになった。中国の金門島砲撃は「翌日未明には一応止まったが、再度開始され、以降数日間にわたって砲撃が続いた」¹²のである。

中国は、金門島の攻撃を「台湾解放」の第一歩であると捉えていた。中国は、当時米国が企図していた、朝鮮半島から東南アジアにかけてのアジア地域における、安全保障体制の構築が未だ整備の途中にあるとみなした。この時期に、中国が台湾へ攻撃を仕掛けることは「米国のアジアにおける地域戦略の弱点をさらすことになる」¹³と考えていたのである。

1954年9月の台湾海峡危機の発生を受けて、米台双方は、緊急に台湾及び大陸沿岸諸島近海の防衛強化の措置を講じたが、中国の軍事行動に対してすぐ報復を行うといった応戦の構えは見せなかった。周辺警備の強化という極めて慎重な措置をとることにとどめた。蒋介石総統は「台湾海峡危機発生後間もなく、ドイツに駐在していた当時の俞大維国防部長を緊急に台湾に呼び戻し、金門島付近、及び他の大陸沿岸の偵察」¹⁴を開始させた。だが、国民政府は、台湾海峡危機発生時の対応については、基本的に米国の指示に従うという姿勢をとったのである。

米国が、台湾海峡危機への対応の方向性を、早急に打ち出すことができなかった大きな理由の一つは「台湾海峡危機の発端となった大陸沿岸諸島、金門島そのものに対する米国の介入の是非について、米国政府内で共通の認識が得られていなかった」¹⁵ことにある。もちろん、中国が金門島を攻撃したことは、米台双方に衝撃を与えることになった。国民政府は、米国政府との協議で、9月7日には国民政府の空軍、及び海軍を中国の砲撃拠点であった廈門地域と中国海軍艦艇の集結地域付近に出動させた。その一方で、当時のドワ

イト・D・アイゼンハワー (Dwight David Eisenhower) 大統領は、緊急措置として、米国太平洋海軍司令部による金門島付近の米国艦隊を増やすとともに、第7艦隊の台湾海峡近海の警備を強化した。

台湾海峡危機の緊迫状況に直面した米国政府は、9月8日、9月12日の2日間にわたって「NSC 会議」¹⁶を行い、沿岸諸島の情勢、及び米国の対策について活発に論議を交わした。当時のマシュー・リッジウェイ (Matthew Ridgway) 陸軍参謀総長は「金門島の喪失が台湾を危険にさらすとは考えにくく、金門諸島の台湾防衛に対する戦略的な価値は、それほどない」¹⁷と強調した。当時のチャールス・E・ウィルソン (Charles E. Wilson) 国防長官は「沿岸諸島の存在が米国の極東利益の防衛を妨げており、米国がすでに中国のインドシナ進出に抵抗することを決めた上で、中国沿岸部の意味のない諸島を巡って、中国と衝突することは賢明ではないと述べた。そして、これらの諸島を中国の一部として認めるべき」¹⁸と声明した。当時のアーサー・W・ドフォード提督 (Arthur William Radford) は「この砲撃戦を重要視し、もし中国が大規模な攻撃を発動したら、米国は沿岸諸島に全面的に協力し、さらに原爆の使用も辞すべきではない」¹⁹と強調した。当時のネイサン・F・トワイニング (Mathan Twining) 空軍参謀総長、ロブ・カーニー (Rob Carney) 海軍参謀総長もアイゼンハワー大統領に「沿岸諸島を防衛し、台湾と一緒に中国を空爆するよう」²⁰進言した。

アイゼンハワー大統領は、沿岸諸島の喪失が、台湾に与える心理的な打撃を心配した。しかし彼は「米国が沿岸諸島のために第3次世界大戦を起こす用意がなく、米国の軍隊を朝鮮の二の舞にすることも考えられない」²¹と主張した。ダレス国務長官は、中国と全面戦争を行うつもりはなかったが、脅迫に屈して沿岸諸島を放棄する用意もなかった。彼とアイゼンハワー大統領の選択は、台湾を支持しながら、緊迫した情勢を緩和するという政策であった。中国の軍事行動に心理的な圧力をかけるため、米国は、沿岸諸島に対する責任を曖昧にしたのである。

ダレス国務長官は、アイゼンハワー大統領に今回の事件に関して、国連による停戦を提案した。その理由は「国連での停戦案が、もしソ連の拒否権行使により不成立となれば、共産主義国が国連に反対していることを明らかにし、逆に米国の平和を求める姿勢を示すことができる。もしソ連が停戦案に賛成しても国民政府は反対するであろう。従って、国民政府とソ連の関係は離反し、中国の侵略性が明らかとなるので、停戦案の成立、不成立に関わらず米国は得をする」²²というものであった。10月中旬、当時のウォルター・S・ロバートソン (Walter S. Robertson) 国務次官は「台湾にこの提案を受け入れるよう説得するため、ワシントンから台北」²³に飛んだ。しかし、台湾は、米国が提示したその提案に強く反対した。その理由は「この提案が国連で二つの中国の前例を作ってしまう可能性と台湾の国家理念、つまり法的な地位に影響を与えかねないことにあった。蒋介石総統は、この提案が中国共産党だけに有利になると判断した。その判断とは、沿岸諸島の休戦は、台湾の破滅への第一歩であり、次は台湾が中立化され、中国共産党が国連に加盟し、最後

には台湾が中国共産党に占領されてしまうということであった」²⁴のである。

米国政府と国民政府の防衛条約内容を巡る交渉は「1954年11月2日からワシントンで開始された。交渉会談は、第9回の11月23日で終了した」²⁵。条約内容について交渉している間に、中国政府は「予定通り大陳諸島の攻撃」をはじめた。中国の軍事行動は、米国政府をジレンマに陥らせた。当時、米国と台湾は、台湾の防衛範囲について双方の意見は平行線をたどっていた。つまり、米国側には、台湾海峡を境にして沿岸諸島の防衛を承諾する意思がなかったのである。しかし、台湾側は「米国を中国の内戦に巻き込むため、沿岸諸島の防衛に対する米国の協力を要請していた」²⁶のである。大陳諸島の攻撃が始まってから、一時的に平穏であった台湾海峡は、再び緊迫状態に入った。それと同時に、米華相互防衛条約の交渉作業も加速されていった。

1954年12月2日ワシントンで、米国と国民政府が防衛条約に仮調印した。いわゆる「米華相互防衛条約」²⁷である。この条約で注目したいのは、相互防衛に関する条項である。第4条と第5条は、のちに1960年1月19日に日米間で発表した「新日米安全保障条約」²⁸の第4条と第5条に類似しているのが分かる。以下は「米華相互防衛条約」と「新日米安全保障条約」の第4条と第5条の内容である。

表 12 「米華相互防衛条約」と「新日米安全保障条約」の第4条と第5条の内容

	米華相互防衛条約	新日米安全保障条約
第4条【協議】	締約国は、この条約の実施に関し、自国の外務大臣又はその代理を通じて随時協議する。	締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全または極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。
第5条【共同防衛】	各締約国は、西太平洋において、いずれか一方の領域に対して行われる武力攻撃が自国の平和、及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の手続きに従い、共通の危険に対処するように行動することを宣言する。前記の武力攻撃、及びその結果として執ったすべての措置は、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和、及び安全の回復と維持をするために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。	各締約国は、日本の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続きに従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、国際連合憲章第51条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。

出典：大沼保昭（2005）『国際条約集』有斐閣、585頁。鹿島平和研究所（1983）『日本外交主要文書・年表（第1巻）』原書房、680-683頁。

日米安全保障条約は、未だに有事を経験していない。しかし、米華相互防衛条約は「締結後に第2次台湾海峡危機時、条約が予め想定した相手である中国との武力紛争を経験した」²⁹同盟条約である。

米華相互防衛条約の適用範囲について、米華間は協議の上で合意した。その内容については、以下の通りである。

第6条「適用範囲」、第2条及び第5条の規定の適用上「領土」及び「領域」とは、中華民國については、台湾及び澎湖諸島をいい、アメリカ合衆国については、その管轄権の下にある西太平洋の諸島をいう。第2条及び第5条の規定は、相互の合意によって決定されるその他の領域についても適用される。

米華相互防衛条約に定められた適用範囲の内容から見れば、実際には、米国政府は、基本的に沿岸諸島を防衛範囲から外したと言える。この条約内容から見ると、台湾の不満は当然のように考えられる。のちに台湾は、沿岸諸島の後方援助を提供する可能性について米国政府に打診したことがある。台湾の要求に対して、アイゼンハワー大統領は、これが実際に他の形で条約の適用範囲を拡大していることを意識し、断固として拒否した。さらに、彼は「台湾が大量の兵力を沿岸諸島に集結することは好ましくない」³⁰とも指摘した通りである。

米華相互防衛条約の締結が発表された1週間後の1954年12月8日、中国の周恩来首相兼外相は、同条約に反対する声明を出した。その声明の内容は「台湾は、中国の領土であり、台湾解放は、中国の主権問題である。他国の干渉は、絶対許さない。米華相互防衛条約は違法、無効である」³¹というのであった。1955年に入ると、中国軍の沿岸諸島への攻撃は益々激しくなった。1955年1月28日、停戦案が安保理に提出されたが、中国は反対し、国民政府の反対も止まなかった。ソ連も米国を非難する提案を準備するという有様だった。しかし、1月の江山島陥落、2月の大陳諸島からの国民政府撤退で紛争は一段落した。国民政府は、米国が中国と交渉することに反対したが、8月に入ると米中の大使級でジュネーブ会談が始まり、第1次台湾海峡危機は「急速に収束の方向へと進んだ。こうして停戦案の必要がなくなり、結局、国連での停戦案の決議」³²も行われなかった。

第2節 第2次台湾海峡危機の経緯と結果

1958年7月末に国民政府戦闘機2機が中国軍戦闘機に撃墜された。その時期「ソ連のニキータ・フルシチョフ (Nikita S. Khrushchev) 第一書記が中国」³³を訪問した。国民政府は、中ソが台湾方面、特に金門・馬祖諸島への武力攻撃を企図していると推測し、中国軍の動向に警戒を強めた。国民政府の俞大維国防部長は、8月上旬、米国台湾防衛司令部のローランド・N・スムート (Roland N. Smoot) 司令官に対し、台湾の民心の安定と中国軍の動向への軍事的対応を目的として、F86戦闘機、空対空ミサイルと地対空ミ

サイルの国民政府へ供与と「米国の F100 戦闘機部隊の台湾への進駐を求めた」³⁴。さらに、俞大維国防部長と葉公超外交部長は「金門・馬祖諸島への攻撃は、台湾への攻撃に繋がると米国大統領が声明する」³⁵ことを現地米国機関に要請した。1958年8月20日蒋介石総統は、金門視察を開始した。金門防衛部隊の師団以上の幹部を召集し「共産党軍は近々、戦端を開くであろう。紛争の拡大は必至である。この機会に大陸反攻と国際戦争を一つのものとして、国際的な支持を取り付ける」³⁶と述べた。果たせるかな、8月23日、中国軍は金門島への砲撃を開始した。この日から10月5日まで金門諸島は、中国軍の砲撃と海軍によって封鎖された。しかし「砲撃開始以降も条約に基づく米軍の参戦はなかった」³⁷という。

国民政府が米国に上述のような声明を出す理由は、第1次台湾海峡危機中に締結された米華相互防衛条約の適用範囲が曖昧であったからである。米華相互防衛条約は、台湾及び澎湖諸島に関しての米華の防衛協力義務を謳っていたが、沿岸諸島に関しては、第6条「相互の合意によって決定されるその他の領域」³⁸と規定していたため、米国が同意しなければ沿岸諸島に適用されなかったのである。同じく第1次台湾海峡危機中に採択され、米国大統領に台湾・澎湖諸島防衛のための武力行使権限を付与し、米国上下両院合同の「台湾決議」³⁹もその目的を台湾・澎湖諸島の防衛に限定していた。そのため、沿岸諸島防衛のための米軍の使用を、沿岸諸島が台湾・澎湖諸島の防衛上必要である、と米国大統領が判断した時のみに制限していた。つまり、国民政府が米華相互防衛条約と台湾決議に基づく沿岸諸島の防衛への米国の協力を確実に得るためには、米国大統領に沿岸諸島の防衛が台湾の防衛に重要であると表明させる必要があったのである。

中国軍の砲撃直前の8月22日、アイゼンハワー大統領は、中国軍の増強に対する具体的な対応を決定した。国民政府への軍事支援上「米国第7艦隊と台湾の米軍戦闘機の増強、そして補給用艦船、空対空ミサイルと兵站物質の国民政府への給与を決定した」⁴⁰。中国軍の金門島砲撃に対しアイゼンハワー大統領は、8月25日のホワイトハウスの会議で22日の決定を確認し、同時に第7艦隊による国民政府の金門諸島への輸送船団護衛の準備を決定した。さらに米国が、防衛対象とする島嶼については、核兵器の使用も考慮に入れて防衛することも決定した。しかしながら、なぜか特定の島嶼への米軍の防衛支援の決定は、国民政府に伝達されなかったのである。

蒋介石総統は、8月27日アイゼンハワー大統領にメッセージを送り、台湾決議を発動可能にするために沿岸諸島への攻撃は、台湾への脅威であることに言及した。また、第7艦隊による国民政府輸送船団の護衛を要請した。交換文書の武力行使に関する「事前同意制の同意権限を米国台湾防衛司令部司令官へ委譲する」⁴¹ことを求めたのである。

米国の8月29日のホワイトハウスでの会議の決定は、米軍の沿岸諸島防衛への関与を間接的に行うことを確認したものであった。まず、金門島攻略作戦に至らない規模の中国軍の攻撃に対しては、米軍が沿岸諸島防衛へ直接関与しないことが米国統合参謀本部の提出した計画により確認された。国民政府輸送船団の護衛は、中国軍との衝突を回避するた

めに金門島から3マイルまでの公海上で行うとされた。さらに、台湾・澎湖諸島の防空を米国が負担することで、国民政府の空軍が船団護衛を担うように図ることが決定された。米国側は蒋介石総統の要請には「即座の回答が不可能であると応答する」⁴²ことも決定された。アイゼンハワー大統領が蒋介石総統の要請を拒否せず回答を曖昧にしたのは「沿岸諸島防衛への間接関与の方針を維持しながらも、要請を否定した際の国民政府の独断での軍事行動を防ぐ」⁴³ためであった。

砲撃戦の開始以来、国民政府は、米国の政治・軍事両方の協力を常に要求していた。そして、米国からの兵器の給与、海上輸送支援、第7艦隊の展開等の軍事的な協力を得ることができた。しかし、政治的な沿岸諸島の防衛声明については「国民政府が十分に満足できる」⁴⁴ものを得ることはなかなかできなかった。

中国軍は、金門島封鎖に成功し、8月末に金門防衛司令部に降伏勧告するに至った。これにより、金門島陥落の可能性が高まったため、統合参謀本部は「核兵器の使用を本格的に考慮し」⁴⁵はじめたようである。ダレス国務長官は、核兵器の使用への国際世論の反発を恐れていた。特に日本は「米国が核兵器を使用すれば、世論の圧力により在日米軍の退去を求めかねない」⁴⁶ことを駐日大使が報告していた。しかし、統合参謀本部は、世論を軽視していた。アーレイ・A・バーク (Arleigh A. Burke) 海軍作戦部長は、日本の核への反発を共産主義者の扇動によるものと判断し、トワイニング空軍参謀総長は「米国の政策決定者は核兵器の使用に慣れなければならない」⁴⁷と述べている。統合参謀本部は「核兵器使用の準備の目的を、基本的には中国軍による攻撃の抑止を目的としていたが、核兵器使用を現実的な選択肢として考慮して」⁴⁸いたのである。

ところで、米国の沿岸諸島政策の曖昧さに対して、国民政府からの沿岸諸島防衛への参加を明確にする声明を求める要請に加え、国内世論からも米国が立場を明確にする要求が高まっていた。そのため、9月4日、ダレス国務長官が、ニューポートでのアイゼンハワー大統領との会談の後に声明を発表して米国の立場を表明することになった。このニューポート声明は「台湾決議の発動の可能性について触れたものの、金門・馬祖諸島と台湾との防衛的関連性については『益々関連しつつある』と依然として」⁴⁹明言を避けた。ニューポート声明は、公には米国の介入の意図を曖昧にして中国の抑止を図り、他方、金門島陥落の危機に際しては、米国が軍事介入することを示唆することで蒋介石を安堵させた。紛争解決のために「米中間の交渉経路の確立を図るという従来の政策の継続を確認した」⁵⁰と言える。

上述のように、米国は、沿岸諸島の防衛に関与する声明を発表した。9月7日から米国艦隊は、金門・馬祖諸島に対する国民政府軍の補給のための海上輸送護衛をはじめた。国民政府軍は、米国から供与された8インチ砲によって、大陸沿岸への砲撃を行なった。国民政府の空軍は、増強された F-86F 戦闘機とサイドワインダー空対空ミサイルで台湾海峡の航空優勢を獲得した。このような状況になるに従い、中国は、次第に態度を変えていった。10月に入ると「中国の一方的宣言による砲撃停止という、実質的停戦状態となっ

た」⁵¹。

10月21日から23日の3日間、ダレス国務長官は、台湾を訪れ蒋介石総統と会談した。今回の会談は、米国と中国との会談が再開されるに及んで、国民政府が軽視されることを恐れたため、10月13日に葉公超駐米大使を通じて、国民政府はダレス国務長官の訪台を招請した。ダレス国務長官は、直ちに訪台についての協議を部内、及び大統領と重ね、以下のような考えを持つに至った⁵²。

1. 台湾に反共政府を維持する。
2. 台湾の政治、経済、社会福祉を模範となるようなものにして、大陸における反共産主義革命の勃発を抑制する。
3. 国連における国民政府の席を維持し、中国に渡さないようにする。

ダレス国務長官は、この対台湾政策を実行するために平和環境が必要であるとして、沿岸諸島の国民政府軍の削減を蒋介石総統に勧告することとした。ダレス国務長官は、蒋介石総統に今までの受身の立場から、積極的に平和攻勢へと国民政府に政策を転換することを促したのである。ダレス国務長官と蒋介石総統の会談後、国民政府の黄少谷外交部長は、この提案に関して、当時のエヴェレット・F・ドラムライト（Everett F. Drumwright）米大使と会談した。国民政府は「事実上の停戦には反対し『二つの中国』を受容れることになるのが問題である」⁵³と指摘した。一連の会談の末、1958年10月23日に、米国と国民政府は、共同コミュニケを発表した。その要点は以下の通りである⁵⁴。

1. 会談が米華相互防衛条約第4条の規定により開かれたものであり、同条約が防衛的なものとして効力を発していることを宣言する。
2. 金門島への砲撃に見られるように、台湾と米国、東アジアの自由主義諸国は、ソ連の支持を受けた中華人民共和国の脅威にさらされている。
3. 国民政府は、大陸人民の自由を回復することを使命と自覚しているが、武力は用いない。

このコミュニケの解釈について国民政府側は「二つの中国」を作るものである、との懸念を持っていた。ダレス国務長官とアイゼンハワー大統領の真意は、米国の欲しない時期と場所における、国民政府の武力発動を禁止すること、即ち3.の「大陸反攻における武力使用の放棄」⁵⁵にあった。米国は、これらの手段により、沿岸諸島を巡る紛争を沈静化させ、実質的な停戦状態を実現しようとしたのである。

10月24日、中国の彭徳懐国防部長が「再び、偶数日には砲撃せず」⁵⁶と発表した。大規模な砲撃は1959年1月7日以後なくなり、第2次台湾海峡危機は、沈静化に向かっていたのである。

米華相互防衛条約の歴史は、条約化された同盟に基づく平時の協力関係が順調であっても、そのまま有事の態勢へ移行するものではないことを示している。即ち、米軍が自動的に参戦するものではないことが明らかとなり、条約締結交渉の時点から同盟の利益について双方の思惑が異なった場合は、条約の文言に工夫がなされ、曖昧な文言とされるにとど

められたのである。

こうした事例は、日米安全保障条約にも見られる。即ち、日米安全保障条約第5条の「それぞれの憲法上の手続きに従って」の文言は、日本の政治情勢に柔軟に対応できるようにするものであったと言われる。日米締約交渉の1957年当時、日本の政治状況では、海外派兵は不可能であった。しかし、この文言の意味するところは「将来の日本の政治状況の変化に対処できるように合意している」⁵⁷と言われる。日米安全保障条約に米国が期待するものは、平時・有事を問わない日本国内の基地の使用であった。特に、第2次台湾海峡危機の時、米空軍・海兵隊が沖縄や日本本土から出動したこともあった。日米安全保障条約は「米国への基地提供と米国からの安全保障を交換する『物と人との協力』をその本質」⁵⁸としていた。

1979年、米国と中華人民共和国が国交を樹立してからは、事実上、米華相互防衛条約は廃棄され、台湾に駐留していた米軍は撤退した。米国は、国民政府との正式な外交関係を終了したにもかかわらず、米国の国内法である「台湾関係法」⁵⁹を立法制定した。条約により「1979年1月1日前に中華民国として合衆国より承認されていた台湾の統治当局」⁶⁰、「台湾に対して防衛的性格を有する武器を提供すること」⁶¹と非公式交流を現在も維持している。事実上、米国は、防衛ライン上に位置する台湾島を継続的に防衛してきていると言えるだろう。

第3節 第3次台湾海峡危機の経緯と結果

1970年代以来、中国側が言う「一つの中国（台湾は中国の一部）」であるという主張を、日米両国を含む周辺大国は受け入れてきた。台湾は、国連脱退によって、外交関係はますます孤立した状態になった。冷戦の終結、ソ連の解体によって、東西兩大陣営による対抗体制が消えてしまい、国際秩序の再編成が始まった。台湾にとっては、この変化は外交空間を拡大させる可能性を生み出した。1988年1月13日に総統に就任した李登輝は、急速に国内政治の民主化を進め、国交関係のない国家を含む外国へ積極的に訪れ、外交関係を展開した。これは「一つの中国」を堅持している中国を刺激することになった。

1994年8月5日、米国の上院は、台湾高官に米国訪問の査証発行を認める決議案を94対0の満場一致で可決した。1995年3月22日、米国上院外交委員会は、李登輝総統の訪米許可を求める決議案を可決し、下院外交委員会も同様の決議案を可決した。続く5月2日、米国下院は当時のビル・J・クリントン（William J. Clinton）大統領に対し「李登輝総統の米国訪問を許可するよう求め、決議案を賛成396、反対0、棄権43、欠席1で可決し、上院も5月9日、同様の決議案を賛成97、反対1、棄権2で可決した」⁶²。そして、米国議会の強い圧力を受けたクリントン政権は5月22日、突然李登輝総統のコーネル大学訪問を認める旨を発表し「トランジット・ビザではなくスタンダード・ビザ」⁶³の発給を決めたのである。これが、第3次台湾海峡危機の発端である。

中国は、この米国の決定を台湾が独立の第一歩を踏み出し、しかも、米国がそれを是認したことの表れであると読み取ったのである。そのため、中国は、米国と台湾に報復措置を取り、その結果、台湾海峡に緊張が走った。中国は、1995年7月に予定されていた第2次「汪・辜会談」(中台交流の窓口である、中国の海峡兩岸交流協会会長汪道涵と台湾の海峡交流基金会理事長辜振甫による民間のトップ会談)を延期し、マスコミ等を通じて、李登輝総統への猛烈な批判を展開した。さらに「7月から台湾海峡において一連の大規模な軍事演習を行い、台湾を封鎖・攻撃する能力があること」⁶⁴を示したのである。以下は、第3次台湾海峡危機期間における、中国の軍事演習の状況である。

表 13 第3次台湾海峡危機期間における、中国の軍事演習の状況

演習に日程	演習の概要
1995/7/21～7/25	台湾北方150キロに海域を目標とするミサイル射撃演習
1995/8/15～8/25	上記の海域よりに北より海域で艦対艦ミサイルと艦砲の実弾演習
1995/10/12～不明	山東省青島南方の海域で海軍演習と上陸作戦演習
1995/11/23～不明	福建省南部の東山島で三軍統合演習(台湾島侵攻想定作戦)
1996/3/8～3/15	台湾北部の主要な港湾・基隆の東方約60キロ、南方の主要な港湾・高雄の西方約60キロの海域を目標とするミサイル発射演習
1996/3/12～3/20	福建省と広東省の沿海地域で海軍・空軍実弾演習
1996/3/18～3/25	福建省海壇島を含む三軍統合演習

出典：呉明上(2000)「台湾海峡危機(1995年7月～1996年3月)の構造(一) - 『一つの中国』と『台湾独立』の狭間」『法学論叢』第148巻第2号、京都大学法学会、51頁。

前述のような展開になったため、1996年3月の総統直接選挙で、李登輝総統が再選される見通しを背景に、中国は、李登輝が再選後、台湾の民意を後ろ盾にし、台湾の独立のムードをさらに強めるのではないかと憂慮した。そこで、中国は1996年3月に、総統選挙の投票日をも日程に入れた、一連の軍事演習を行なった。それは「台湾を挟み打ちする形で、台湾の南部・北部の近海に着弾するミサイル演習や、台湾が支配している一部の地域(金門・馬祖等の沿岸諸島)への、侵攻を想定した上陸演習を含む」⁶⁵のものであった。

こうした一連の軍事演習によって、台湾海峡に対する米国の政策方針は「戦争防止」を目的として、台湾海峡をめぐる国際関係のバランスを保持しようとするものとなった。台湾海峡危機の前半には(1996年2月以前)、米国は「戦略的曖昧性」という政策方針をとっていた。「戦略的曖昧性」とは、台湾防衛を事前に明言すれば、台湾の独立志向を勇気づけ、中台戦争を招く恐れがあるが、逆に、台湾を防衛しないと明言すれば、中国が安心して台湾を攻撃できる状態をつくってしまう、中台戦争を起こさせないためには「態度を明確にしない」⁶⁶という政策方針である。

例えば、1995年12月12日と19日に、当時、中国の軍事演習が繰り返されていた状況の中で、米国の航空母艦機動部隊が台湾海峡を2度通過した。しかも、2度目の通過は原子力航空母艦ニミッツ（USS Nimitz, CVN-68）機動部隊であった。米国は、中台間のバランスをとるよう、1996年1月31日、第7艦隊の揚陸艦を上海に寄港させたのである。このような米国の措置でも、台湾海峡の危機を抑えることが出来なかった。台湾の総統選挙の日が近づくと、特に1996年3月に入ると、中国の軍事演習は、さらに頻繁に行われただけでなく、その規模が大きくなっていったのである。

このような「戦略的曖昧性」の政策は「米国議会で大きく議論された」⁶⁷。この政策方針が本当に台湾海峡における安全保障に有益になるかどうか、疑問が投げかけられた。台湾海峡の平和に対する、明確な行動が求められたのである。その結果、米国の政策方針は「戦略的曖昧性」から「戦略的明確、戦術的曖昧さ」へと変更されたのである。それは「台湾海峡の平和維持を前提にして、戦略的には、台湾海峡の戦争を防止する決意に、断固とした姿勢をとることを示しながら、もし中国と台湾との戦争が起きた場合、どちらに協力するかについては曖昧な姿勢」⁶⁸をとるというものである。

この新たな方針に従って、1996年3月5日に、中国が1回目の軍事演習において、台湾周辺でミサイル発射演習を行うと発表すると、翌日米国は「航空母艦インディペンデント（Independence class aircraft carrier）機動部隊を、台湾から数百海里以内に派遣したこと」⁶⁹を発表した。3月9日に中国が、2回目の軍事演習で実弾演習を行うと発表すると、3月11日に、クリントン大統領が「ニミッツ航空母艦機動部隊を台湾近海に増派するように指示した」⁷⁰ことを発表した。ところが、同時に二つの航空母艦機動部隊を台湾近海に展開したのではなかった。実際には、ニミッツ航空母艦機動部隊は「意図的に速度を落として、総統選挙終了の2日後、3月25日前後に予定地点に到着し、インディペンデント機動部隊と交代し、警戒任務を引き受けた」⁷¹のである。米国は「2隻の航空母艦を台湾近海に送ると言っても、中国の反応を配慮しており、それは、2隻が揃って台湾海峡に並んで展開する必要はない」⁷²との米国の思惑の現れである。第3次台湾海峡危機は、台湾の総統選挙から10日以上経過した後、沈静化し、台湾海峡に静けさが戻った。1997年11月には、米国の共和党は台湾へのTMD配備を求める法案を議会に提出し、下院が「米台対弾頭弾迎撃ミサイル防衛法（The U.S.-Taiwan Anti-Ballistic Missile Defense Cooperation Act）」⁷³を可決した。このような動きに中国が猛反発したことは予想できるだろう。

第3次台湾海峡危機は、日本にとっていかなる影響を持つものであったのか。安全保障の側面から見ると、1996年3月8日から3月15日までの間「中国軍が日本の最西端である与那国島の北西60キロメートルの海域において、地対地ミサイル演習（図5、図6を参照する）」⁷⁴が行われた。与那国島の安全と、日本国民としての生命・身体・財産が脅かされた。要するに、「中台間の緊張が軍事衝突にまで発展したら、それは日本にとって悪夢だ」⁷⁵と外務省首脳部の一人が語ったことがあり、そのような事態となり得たのであ

る。経済面では、日本企業は「台湾、大陸両方との緊密な関係を持っており、中台緊迫化の影響は日本だけでなく、全アジアにまで及ぶ恐れがあった。日本企業にとってはマイナスの影響である。当時、日本政府は台湾在住の邦人の救出まで」⁷⁶検討した。

第3次台湾海峡の緊張で「極東有事」について、日米間では、大きな議論がなされた。1996年3月中旬、台湾総統選挙の前即、中国のミサイル演習を行なった最中に、チャード・L・アーミテージ (Richard Lee Armitage) 当時の米国防省次官補が来日し、日本の防衛庁長官経験者らと会合した。アーミテージは「米国としては、中台関係に無関心ではいられない。もしも中国が、台湾に武力攻撃した場合に、日本は何ができるか」⁷⁷と率直に問いかけた。日本側出席者からは「日本も安保体制を堅持する以上、協力を検討するのは当たり前だ」⁷⁸といった意見が出た。しかし、最後に宮下創平元防衛長官は、日本側の実情を代表するように「協力のあり方は検討するが、率直に言えば憲法上、難しい問題がある、まして交戦中となれば難しい」⁷⁹と理解を求めた。当時、西原正は「議会やシンクタンクには、日本は何もできないのかという不信感がある」⁸⁰と語った。米国側に日本への不信感が高まった。

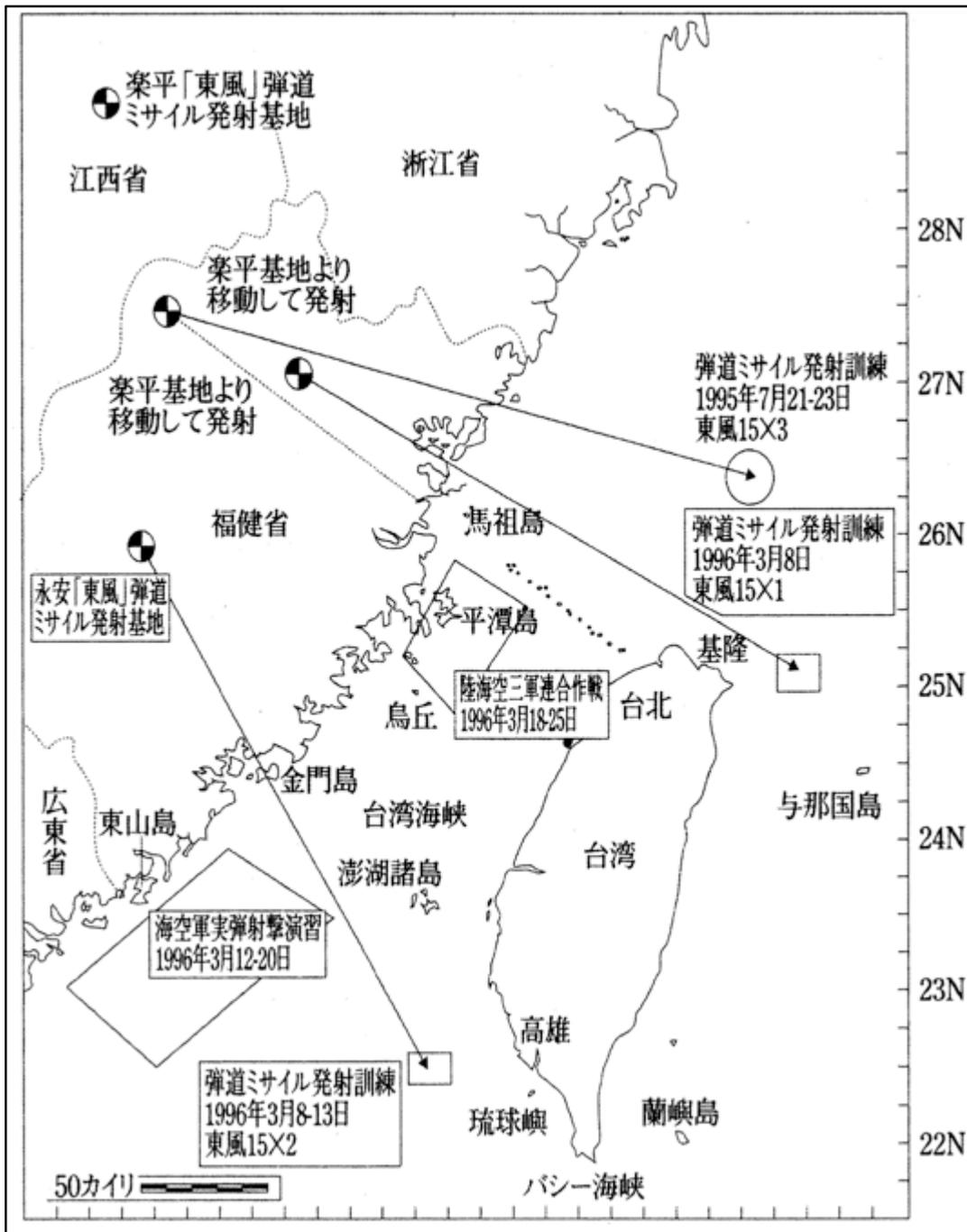
1996年3月27日の、参議院外務委員会アジア太平洋小委員会に出席したハーバード大学のエズラ・F・ボーゲル (Ezra Feivel Vogel) 教授は「日本の『人的貢献』の必要性を強調した」⁸¹。1996年3月24日、台北市内で開かれた「日台知識人会議」で、日本側メンバーを前にして、当時の陳必照国家安全会議諮問委員らは、台湾は不満の色を隠さなかった。陳必照諮問委員は「米国の航空母艦派遣は、本当に嬉しかった。しかし、日本には失望しました。沖縄のすぐ近くの海にもミサイルは発射されたのに、何もしてくれなかった」⁸²と語ったことに同感である。

第4節 小 結

第1次、第2次台湾海峡危機時には米国は、米華相互防衛条約によって、台湾を防衛してきた。しかしながら、あくまでも武器と物資の支援であって、米軍の出兵はなかった。第3次台湾海峡危機は、米軍第7艦隊の2隻航空母艦を派遣したことにより、危機を回避した。米軍のプレゼンスは、言うまでもなく、台湾海峡の安定を維持するため重要な役割を果たした。米台国交断絶後、米国の西太平洋における平和、安全及び安定の維持に寄与するため、台湾関係法を制定し、今日まで台湾の防衛を続けている。一方、台湾は自国の軍事力を向上させ、中国との軍事バランスを崩さないよう米国から防衛性武器を購入しなければならない。従って、台湾問題は米中関係に大きく関連している。中国の圧力のため、米国が台湾に武器を提供することは容易ではない。米国、日本、台湾の国防報告書によれば、台湾の軍事力はもはや中国と対抗するには、十分ではないことが分かっている。今後、米国の対兩岸政策は西太平洋における平和、安全及び安定を維持するためにその政策を見直すべきである。ゼロ・サム・ゲームでは有効な解決策とはなり得ないのである。

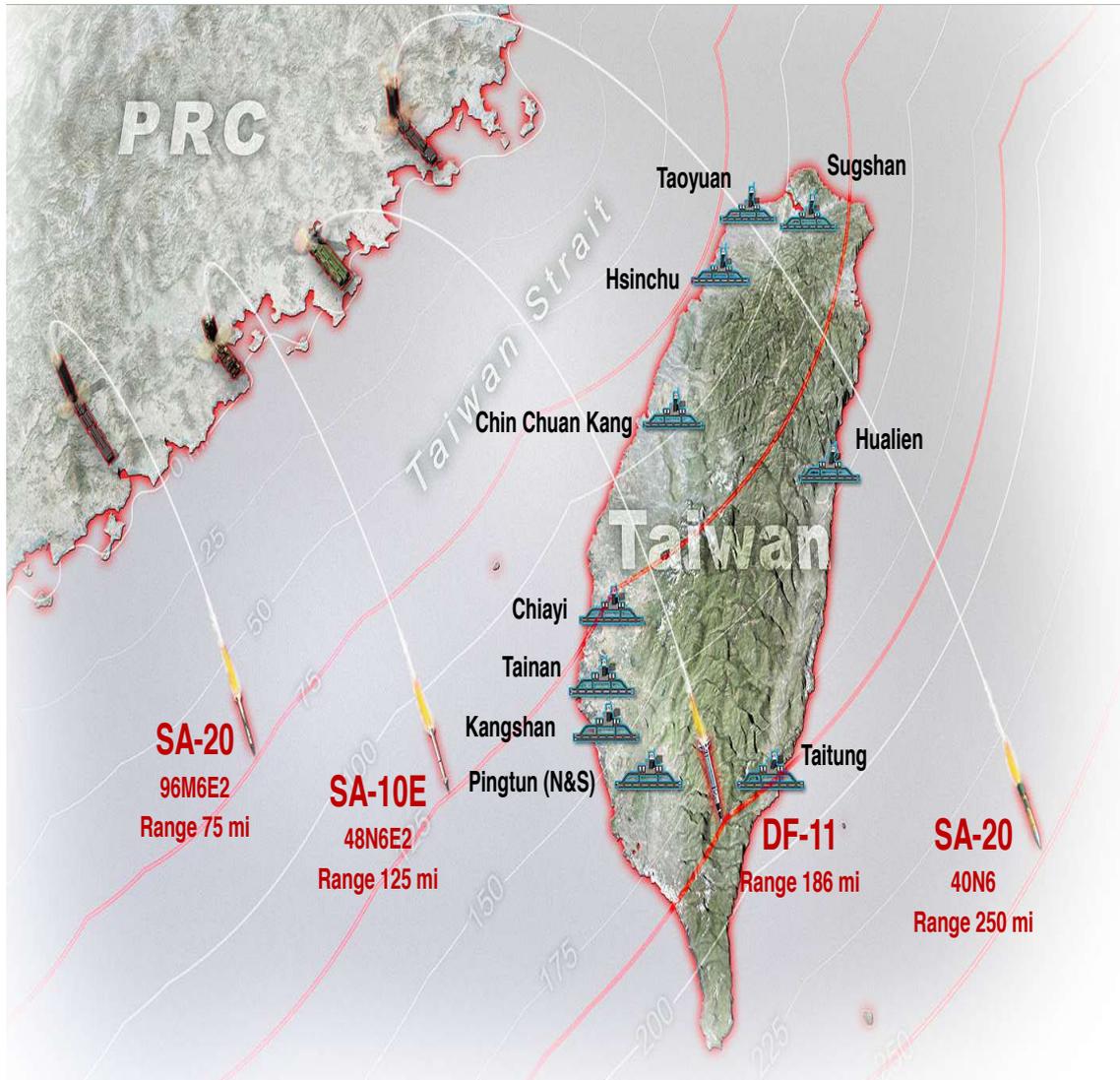
「日、米、中、台」の安全保障関係において、日台間は最も微力であると言える。日本は、法治国家であるにもかかわらず、台湾にいる邦人の保護等の重要業務を民間団体に委ねており、国家として果たしているその責任は不十分と言える。これに対応するには、日台間で現状の枠組を超えた新しい関係を模索する必要があると言えるだろう。

図 5 1995・1996年「東風15」号ミサイル発射訓練



出典：平松茂雄（2005）『台湾問題—中国と米国の軍事的確執』勁草書房、150頁。

図 6 PLA MISSILE FORCE EX AND TAIWAN



出典 : *Air Sea Battle A Point of Departure Concept*, CSBA,
<http://www.csbaonline.org/wp-content/uploads/2010/05/2010.05.18-AirSea-Battle-Slides.pdf> (閲覧日 2011 年 11 月 22 日)

- 1 王炳南 (1985) 『中米会談 9 年回顧』 北京 : 世界知識出版社、41-42 頁。
- 2 「社論—一定要解放台湾」 『中国 : 人民日報』、1954 年 7 月 23 日付け朝刊。
- 3 同上。
- 4 「総司令朱徳在人民解放軍八一建軍 27 周年記念会上的讲话」 『中国 : 人民日報』、1954 年 8 月 1 日付け朝刊。
- 5 「1954 年 8 月 22 日《解放台湾聯合宣言》發表 中国共産党新聞」 『人民網』、
<http://cpc.people.com.cn/GB/64162/64165/68640/68662/4730243.html> (閲覧日 2011 年 8 月 10 日)
- 6 黄躍進 (1999) 「アイゼンハワー政権の対中国政策 (一) —第一次台湾海峡危機を中心—to」 『法学論叢』 第 145 卷第 1 号、京都大学法学会、89 頁。
- 7 同上、89 頁。
- 8 同上、89 頁。

-
- 9 「政務院總理兼外交部部長周恩來在中央人民政府委員會第三十三會議上的外交報告(上)」
『中国台湾網』、
http://www.chinataiwan.org/wxzl/zhyyl/zhel/200104/t20010410_35255.htm (閲覧日
2011年8月11日)
- 10 石志夫、徐昕主編(1994)『中华人民共和国对外关系史(1949・10-1989・10)』北京：
北京大学出版、76頁。
- 11 松本はる香(1998)「台湾海峡危機[1954-1955]と米華相互防衛条約の締結」『国際
政治(米中関係史)』日本国際政治学会編、88頁。
- 12 *Foreign Relations of United States 1952-54 :
v.14. China-Japan (1pts.)*, U.S.G.P.O., Washington. D.C., p.157.
- 13 松本はる香、前掲論文、88頁。
- 14 石志夫、徐昕主編、前掲書、77頁。
- 15 松本はる香、前掲論文、89頁。
- 16 国家安全保障會議(National Security Council、略称：NSC)。
- 17 *Op.cit.*, p.586.
- 18 *Ibid.*, p.586.
- 19 *Ibid.*, pp.598-619.
- 20 *Ibid.*, p.556.
- 21 *Ibid.*, p.573.
- 22 松島和美(2007)「米華相互防衛条約の参戦条項-第1次・第2次台湾海峡危機を事例
として-」『防衛法研究』第37号、防衛法学会、72頁。
- 23 黄躍進、前掲論文、108頁。
- 24 同上、108頁。
- 25 松島和美、前掲論文、76頁。
- 26 同上、108頁。
- 27 鹿島平和研究所(1983)『日本外交主要文書・年表(第1巻)』原書房、680-683頁。
- 28 大沼保昭、前掲書、586頁。
- 29 松島和美、前掲論文、67頁。
- 30 黄躍進、前掲論文、112頁。
- 31 「周恩来關於米蔣“共同防禦条約”的声明」『中国：人民日報』、1954年12月9日付
け朝刊。
- 32 松島和美、前掲論文、77頁。
- 33 Chen Jian (2001) *Mao's China and the Cold War*, The University of North Carolina
Press, pp.176-177.
- 34 李元平(1992)『俞大維傳』台北：台湾日報社、217-219頁。
- 35 同上、217-218頁。
- 36 中華民國國防部史政編譯局(1994)『823 戰役文獻專輯』台北：正中書局、18頁。
- 37 同上、19頁。
- 38 鹿島平和研究所、前掲書、680-683頁。
- 39 Stephen P.Gibert, William M. Carpenter (1989) *America and island China: a
documentary history*, University Press of America, pp.130-131.
- 40 *Foreign Relations of the United States, 1958-1960. China: V.19*, U.S.G.P.O.,
Washington. D.C., pp.67-68. (以下 *FRUS, 1958-60, V.19* とする)
- 41 *Ibid.*, pp.83-86.
- 42 *Ibid.*, pp.96-99.
- 43 *Ibid.*, pp.89-96.
- 44 松島和美、前掲論文、81頁。

-
- 45 *FRUS, 1958-60, V.19, Op.cit.*, p.62.
- 46 *Ibid.*, p.32.
- 47 *Ibid.*, pp.115-122.
- 48 *Ibid.*, pp.115-122.
- 49 *Ibid.*, pp.131-134.
- 50 石川誠人 (2002) 「第 2 次台湾海峡危機へのアメリカの対応」『法学研究』第 29 号、立教大学大学院、93 頁。
- 51 世界知識出版社編 (1959) 『中华人民共和国対外関係文件集第五集』北京：世界知識出版社、175-176 頁。
- 52 *FRUS, 1958-60, V.19, Op.cit.*, pp.399-400.
- 53 *Ibid.*, pp.428-429.
- 54 *Ibid.*, pp.442-444.
- 55 Dwight D. Eisenhower (1965) *Waging Peace, 1956-1961; The White House years*, New York: Doubleday & Company, pp.303-304.
- 56 世界知識出版社編、前掲書、182-183 頁。
- 57 坂本一哉 (2000) 『日米同盟の絆-安保条約と相互性の模索』有斐閣、238 頁。
- 58 同上、267 頁。
- 59 「台湾關係法」『美國在台協會』、<http://www.ait.org.tw/zh/taiwan-relations-act.html> (閲覧日 2011 年 8 月 3 日)
- 60 同上。
- 61 同上。
- 62 濱本良一 (1995) 「議会主導で対台湾関係強化めざすアメリカ」『東亜』2 月号、霞山会、24-33 頁。
- 63 中川昌郎 (1995) 「李登輝総統の訪米問題」『東亜』6 月号、霞山会、66-67 頁。
- 64 吳明上 (2000) 「台湾海峡危機 (1995 年 7 月～1996 年 3 月) の構造 (一) - 『一つの中国』と『台湾独立』の狭間-」『法学論叢』第 148 巻第 2 号、京都大学法学会、51 頁。
- 65 同上、52 頁。
- 66 富山泰 (1997) 『『周辺事態と』台湾有事の曖昧さ』『世界週報』第 78 巻 31 号、時事通信社、55 頁。
- 67 林正義 (1998) 『中美関係專題研究 1995-1997』台北：中央研究院歐美研究所、163 頁。
- 68 「美國調整戦略由模糊轉明確」『台湾：中國時報』、1996 年 3 月 15 日付け朝刊。
- 69 渋谷司 (1996) 「台湾総統選挙と中台の緊張(下) 中国の対台湾武力威嚇への日米対応の違い」『海外事情』第 44 巻 10 月号、拓殖大学海外事情研究所、112-113 頁。
- 70 同上、111-113 頁。
- 71 秋元千明 (1998) 『アジア震撼-中台危機・黄書記亡命の真実』NTT 出版、163-169 頁。
- 72 吳明上、前掲論文、54 頁。
- 73 山本武彦 (2000) 「クリントン政権の対中国政策と国内政治- 『建設的関与』から『建設的曖昧性』へ-」『国際問題』財団法人日本国際問題研究所 2000 年 2 月 No.479、12-14 頁。この法律で、台湾に最先端の TMD システムを供与することが規定され、「台湾を多国間 TMD 協力のネットワークに組入れることがアメリカの国益に適う」旨の宣言がなされた。
- 74 船橋洋一、前掲書、387-388 頁。
- 75 「日本の『悪夢』(台湾・東アジア 民選総統が生まれて：4)」『朝日新聞』、1997 年 3 月 28 日付け朝刊。

-
- 76 「橋本流心意気の危なかつたしさ（社説）」『朝日新聞』、1997年7月15日付け朝刊。
- 77 山崎拓（1996）「極東有事に踏み込む 対米協カグレーゾーン 日米安保・集团的自衛権」『アエラ』4月22日号、朝日新聞社、24頁。
- 78 「日本の『悪夢』（台湾・東アジア 民選総統が生まれて：4）」『朝日新聞』、1997年3月28日付け朝刊。
- 79 同上。
- 80 山崎拓、前掲雑誌、24頁。
- 81 「『極東有事』協力へ一歩 憲法絡めて論議 日米安保再定義作業」『朝日新聞』、1996年4月9日付け朝刊。
- 82 「広域・防衛協力へ実質改訂（変容 日米安保：上）」『朝日新聞』、1996年4月13日付け朝刊。

第5章 台湾の民主化と新たな日台・米台・中台関係の模索

本章では、台湾の1990年代後半以降の民主化が日、米、中の三つの主要アクターに対してどのような影響を与えてきたか、という点について検討をする。

第1節 台湾民主化後の日台関係の模索

第1項 政経分離の日台関係

日台関係は日華平和条約を締結してから1972年まで良好な関係を築いてきた。政治・経済に限らず、互いに協力して東アジアの平和と安定を維持してきた。しかし、国際情勢の変動と日中の接近に伴い、日中平和条約が締結されると、日台国交関係はやむを得ず断絶されるに至ったのである。日本政府は「日中共同声明」を踏襲して「台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部である」という中国の主張を理解し、尊重するという態度をとってきている。この枠組みによって、日本は、台湾との関係を実質的に政経分離とし、非政府間の関係とした。国交断絶後は、民間交流に切り替え、日台は経済を中心として交流を続けてきた。その民間交流としての主な機関は日本側の「公益財団法人交流協会」と台湾側の「台北駐日経済文化代表処」である。民間機関と言っても、職員たちのほとんどが現役あるいは引退した外交経験を有するメンバーで構成されている。

このような関係のもとで、さらに台湾の民主化が進み、2008年の日台関係は「国交断絶以来最良の状態である」¹と評価されている。

なぜ国交がない日台間が良好な関係を築き上げてきたのか。理由の一つは1980年以降、日本と中国が常に摩擦を抱えており、1989年6月4日に天安門事件がきっかけで台湾の地政学的な戦略的位置付けが、日本の安全保障にとって極めて重要であると日本で再認識されたからである。李登輝前総統が1994年に日本の作家である司馬遼太郎との会談を行ない、日本のメディアでの露出度を高め、日本社会の中で「親日的台湾」のイメージを定着させる役割を積極的に果たしたことも看過できない。その後、日本社会における台湾認知は急速に広がっていった。

近年、東アジアの構造的変動は、日台関係において「以下のような変化をもたらした」²。

1. 日本にとって、ソ連への対抗という点での中国の戦略的価値が低下した。民主化により、日本が台湾を無視しにくくなった。民主化のもたらした政治社会の台湾化により、李登輝総統に代表される日本植民地時代に教育を受けた本省人が政権の主流となった。もともと日本との深い関係を有し、日本へ好意を抱く人々が、当局において大きな影響力を持つようになった。
2. 中国が経済的・軍事的に発展したことに加え、中国で反日的要素を帯びた

ナショナリズムが昂揚したことに対して、日本人の嫌中感情が強くなった。一方、日本への親近感を示すようになった台湾に対しては、日本人の多くが同情的になった。

3. 民主化と台湾化が、日台関係の緊密化のみならず、台湾における日本の植民地支配や日中戦争にかかわる「歴史認識問題」を表面化させる結果をもたらした。

第2項 小泉首相の対台湾政策

21世紀に入り、日本の政治では世代交代が進展し、戦後世代の政治家が活躍しはじめられるようになった。小泉純一郎元首相は構造改革を政権の理念としてアピールし、国民の強い支持を背景に自民党の総裁選挙を勝ち抜いた。小泉政権の外交政策は、特有の内容と方向性があり、日台関係にも影響を与えた。その対台湾政策は、積極的に交流を促進させるという点で、日華断交後の歴代首相の中で突出していた。小泉政権は日台関係を推進するため対台湾政策の戦略的ポジションを高め、交流をより広範で深いものにしようとした。その主な目的は、より密接な日台関係を構築することで、日本が台湾海峡情勢を重視し、米国の東アジア戦略を支持していることを表明することにあると考えられる。小泉政権の外交の重点は、簡潔に言えば、日米関係の強化、国際社会への参与、アジア外交の推進にあった。また2大特質として、ポピュリズムとナショナリズムを指摘できる。

日本が台湾海峡問題に関してより積極的な役割を果たそうとしている要因は、以下の3点から考えられる。

1. 日本の一般国民及び政治家の間で親台湾的な声が徐々に高まってきたこと。
2. 米台間の安全保障関係で積極的な役割を果たせば、日本が米国の地域政策を支援することとなり、かつ日米同盟の強化が可能になること。
3. 日本自身が国際政治、地域政治、及び安全保障政策に関して自信をつけてきたこと。

小泉外交の影響下における台湾政策には二つ重要な側面で発展があったものと考えられる。

1. 「戦略的曖昧さ」³と「戦略的明確さ」⁴の併用である。日米両国は台湾海峡有事について、主として曖昧な周辺事態概念で対応することになっているが、日本は日米安保の枠組を通じて、台湾海峡の平和に対する関心を明確な態度で示しはじめた。
2. 日台間の実質的交流を積極的に推進し、民間レベルの友好感情を育てようとした。

このような実質的な準公式の日台関係は、各分野における関係をさらに拡大した。最も

明確な事例としては、①台湾が（WHO のオブザーバーとして）政府間国際組織に参加することに対して、日本政府が支持した、②日台の準公式ルートにおける交流方式を改善した（2003年1月にはじめて防衛駐在官として台湾へ派遣した）、③日台間で反テロ対策に協力した（2004年8月に日台間で出入国管理協力協定を締結した）、④日台漁業交渉を促進させた等が挙げられる。

2003年、陳水扁政権は、総統選投票日と同じ日に「国防強化の是非を問う住民投票」を実施すると発表した。日本政府は「同年12月に財団法人交流協会台北事務所の内田勝久所長を総統府に派遣した。当時総統府秘書長であった邱義仁に対して、台湾の住民投票や憲法制定等の問題についての憂慮を日本政府は直接伝えた。そして、台湾海峡の安全保障問題に関して慎重な態度をとることを希望する」⁵という立場を表明した。こうした動きは、台湾海峡情勢に関する見解を日本政府が国交断絶後、初めて準公式ルートを通じて台湾に対して正式に伝えた事例であった。日本が地域の安全と安定に対して積極的な関心をもっていることを示しており、こうした日本の外交・安全保障政策の表明は、台湾に対する重大な転換点であったと言える。

第3項 民主党政権時の対台湾政策

2011年10月10日に「辛亥革命」100周年を迎え、台湾では建国記念日「双十節」⁶として、盛大なイベントが行われた。同時に台北駐日経済文化処でレセプションが開かれた。しかし、日本の外務省は1993年から毎年9月に各省庁に対して、政務三役ら政府関係者の出席を自粛するように通知を出してきた。その理由として、1972年の日中国交正常化に伴い、日台関係を非政府間の実務関係としていることを踏まえ、産経新聞では「台湾と中国との関係を思い起こしてもらうために出席を自粛するように通知を毎年出していると外務省幹部が説明している」⁷と報じた。このような行動は日本政府が中国に対する過剰配慮を象徴していると言える。

野田政権は2011年9月14日の衆議院本会議で、台湾による東日本大震災への支援について「友情あふれる破格の心からのご支援に対して、深く心から感謝申し上げたい」⁸と述べた。しかしながら、鳩山由紀夫、菅直人、そして野田佳彦と3代続いた民主党政権は、台湾と真剣に向かい合ったとは言えないであろう。必要以上に中国に傾斜したのではなかろうか。米国におけると同様、日本が民主主義や人権擁護という価値観を共有できるのは台湾である。対台湾政策においてそのことを日本政府は忘れるべきではない。

第4項 安倍政権の対台湾政策

2012年12月26日、日本では総選挙の結果、首相が交代し、自民党の安倍晋三総裁が再び首相職に就いた。日台関係においては、2011年の「日台民間投資取決め」⁹と

「日台航空関係に関する民間協会間の合意（日台オープンスカイ）」¹⁰に続き、2013年4月10日に台北において「日台漁業取決め」¹¹を締結した。日台の漁業協議は、1996年から開始され、計16回と長年にわたって開催されてきたが、途中で3年9か月間の会談中止があった。にもかかわらず、安倍政権において、「日台漁業取決め」が締結されたことは、民主党政権の対台湾政策と対照的であり、小泉政権より明確な戦略的意図を示したものであると考えられる。即ち、それは日台実務協力関係の充実を示すものとして歴史的に意義あるものと言えるものである

以下は、21世紀以降の日台関係の重要事項の表である。

表 14 21世紀に入って以降の日台関係の重要事項

2000年12月	日本の企業連合が台湾高鉄公司与台湾高速鉄道システム（新幹線）の導入契約を締結
2000年04月	李登輝前総統訪日
2001年11月	林信義経済部長と平沼経済産業大臣が日台 FTA に民間研究を提案
2003年12月	財団法人交流協会が台湾で「天皇誕生日祝賀会」をはじめて開催
2004年08月	日台間で出入国管理協力協定を締結
2005年02月	日本政府が愛知博覧会期間中に限り、台湾からの旅行客の査証を免除
2005年09月	日本政府が台湾からの旅行客に対する査証免除を決定
2005年10月	日米安全保障協議委員会は台湾海峡の安定、安全を日米の「共同戦略目標」としてはじめて明文化
2007年09月	日台の運転免許証が相互承認
2009年04月	日台相互年間2000名のワーキング・ホリデー制度が導入
2009年07月	入管法改正により、従来は台湾人外国登録証の国籍記載欄に必ず中国を記入すると定められていた規定が修正され、2012年からは同欄に台湾を表記することが可能
2011年09月	日台投資協定署名
2013年04月	日台民間漁業取決め
2013年10月	故宮博物館日本展開催に関する調印式
2014年01月	日台漁業委員会第3回会合で具体的操業ルールに合意
2014年06月	故宮博物館日本展の開催
2014年06月	第1回日台経済パートナーシップ委員会の開催
2014年08月	周美青・総統夫人の訪日（故宮日本展内欄式への出席等）

出典：「公益財団法人交流協会」と「台北駐日経済文化代表処」の資料により、作成した。

第2節 米台関係の模索

第1項 米国の台湾戦略

米国にとって台湾はいかなる存在意義があるのか。朝鮮戦争の勃発により、米国の台湾政策は大きく転換した。冷戦期の対ソ連封じ込め政策の遂行に際しては、日本、韓国、沖縄、台湾、フィリピンと繋がる第一列島線において、台湾を重要な戦略拠点と位置づけた。台湾が脱落してしまえば、北東アジアと東南アジアが分断され、米国の対ソ戦略に大きな穴が開くことになる。冷戦後の現在では、中国への牽制を、西太平洋地域の安全と安定、台湾の安全保障へのコミットという国際信義の遵守等の観点から、台湾を安易に中国側に追いやることはできないし、またすべきでないというのが米国の対台湾政策の基本と言える。

現在、中台関係は米国による台湾支援がなくては成立しないだろう。実際、台湾は外交、防衛をはじめ、投資、貿易、技術提携等で米国に大きく依存している。米国の有する台湾への政治的、軍事的な影響力は、依然として他を圧倒している。1979年の国交断絶以降も、米国の国内法である台湾関係法¹²を柱として、台湾へ防御的性格の兵器を供与し、中国に軍事力行使の抑制を呼びかけている。

第2項 米国の対中・対台「二本立て」政策

20世紀末にビル・J・クリントン（William J. Clinton）政権は、中国を「戦略的パートナー」として、これにより米中は良好な関係を築き上げた。1998年6月、上海で行なった台湾についての「三つのノー」発言は、米国の台湾に対する姿勢の厳しさを示すものであった。「三つのノー」とは、①台湾の独立を支持しない、②「一つの中国、一つの台湾」、「二つの中国」を支持しない、③台湾が国連等主権国家で組織する国際機関に加盟することを支持しない、である。2001年1月に発足したジョージ・W・ブッシュ（George W. Bush）政権は、中国に対する「戦略的パートナー」から「戦略的競争相手」へと転換させることを試みた。同年4月1日に中国の海南島上空で発生した米軍と中国の軍機衝突事件で米中関係は一時期悪化した。その後、ブッシュ政権は台湾への武器売却認可を発表し、4月28日にブッシュ大統領は「いかなる手段を用いても台湾を防衛する」¹³と発言した。この時点では「米台関係は大きく前進した」¹⁴と言える。

しかしながら、同年9月11日に米国で発生した同時多発テロ攻撃、「9.11」事件でやや事態が変化した。これをきっかけとして米中関係は好転して、その影響が米台関係に波及した。その理由は、テロ対策という点で米中の思惑は一致し、米国の財政、防衛政策上、中国の存在は非常に大きなものになってきたからである。中国は、米国債を1.2兆ドル購入しているという経済事情があり、また、中国市場は米国にとって極めて魅力的であ

る。9.11事件以降、米国の台湾への関心は次第に低くなっていった。ブッシュ政権は基本的に米中、米台を別個のものとして並行に扱う「二本立て」¹⁵の政策方針を採用した。従来、米国が台湾に対し、外交支援や防衛兵器売却等の措置を実施すると、中国は強く反発し、これにより、米中関係が損なわれるという現象が生じた。逆に米国が台湾を軽視し、中国に接近し過ぎると、台湾が反発するといういわゆる「ゼロ・サム・ゲーム」¹⁶が米・中・台問題の縮図という展開が繰り返されてきた。

2008年3月に国民党の馬英九が総統選挙で勝利した。これに対して、ブッシュ政権は速やかに祝意を表明した。理由は馬英九が、選挙において対中政策の重要なスローガンとした「統一しない、独立しない、武力行使しない」¹⁷の三つのノー政策をとったことにあった。同年5月の総統就任にあたって、米国は「两岸の緊張緩和への努力を歓迎する」というメッセージを贈った。

第3項 オバマ政権の対台湾政策

2009年1月に米国に民主党のバラク・オバマ（Barack Hussein Obama）政権が発足した。同政権は、対中関係においては前政権よりいっそうの宥和政策を展開した。2011年6月¹⁸と10月¹⁹に米国の下院外交委員会で「なぜ台湾は重要なのか」というテーマで公聴会が開かれた。公聴会の出席者はオバマ政権の台湾軽視政策を批判し、台湾の重要性を強調した。2回目の公聴会では米国務次官補カート・M・キャンベル（Kurt M. Campbell）が出席した。ゲリー・コノリー（Gerry Connolly）下院議員（民主党）が、オバマ政権に対し、台湾への新型F16C/Dの売却断念の決定に中国の圧力があつたかどうかを質問した。キャンベルは「はい」²⁰と即答した。この決定に対しては、共和党等保守陣営から強い反発が示された。上院は、同年10月12日、中国の通貨政策に対する制裁法案を可決した。これにまた中国が反発した。

ただし、米国の台湾への武器売却には歴然とした差別があつた。2011年10月に米国は「インドネシアに対して、新型F16C/Dの中古戦闘機30機を無償提供する」²¹ことが大きく報道された。台湾が宿願とする新型F16C/D戦闘機をインドネシアが無償で提供されることで、台湾側には不満の声があがった。このような政策はオバマ政権が中国に格別に配慮しているように見えるし、台湾軽視と言わざるを得ない。

オバマ政権は、台湾海峡に波紋が起らないことを最優先とするあまり、中国の顔色を見ているように思われる。これは意図的な無関心、または鈍感とさえ言える。このまま放置すると、中国軍力は第一列島線を超え、第二列島線²²へ進出して、米国の西太平洋における優勢はなくなってしまうと専門家は警告している。本来、米国は中国と価値観を完全に異にしているのであるから、中国との関係はおのずから抑制されたものでなければならないはずである。もし米国と同じく民主主義を堅持してきた台湾が中国にのみこまれるのであれば、他の同盟国の米国に対する信頼性に重大な疑念を生じさせる可能性があるこ

とを米国政府は認識する必要がある。

2012年1月5日にオバマ大統領が新国防戦略²³を発表し、それに続き、2012年1月24日の一般教書演説²⁴でも、アジア・太平洋地域での戦略維持を明言している。米軍の存在によってアジア太平洋地域安全保障が期待される。

第3節 中台関係の模索

第1項 台湾初の大統領選挙

冷戦終結前後における、台湾で最大の政治的変化は、政治的民主化と政治社会の台湾化であった。台湾では民意に背く形で現状変更を行なうことができなくなり、台湾が自らの意思で中国と統一する見込みは遠のいた。この変化は単に台湾だけに生じた変化ではなかった。80年代の末から90年代初頭にかけて、中ソ和解、天安門事件、冷戦の終結、そしてソ連崩壊等国際政治の大変動と連動したことであり、国際社会に大きなインパクトを持つようになった。

台湾の民主化は、言論の自由を伴い、それは従来タブーであった「台湾独立」の主張を解禁することになった。1989年末に野党民主進歩党が「台湾独立」を主張する運動を展開しはじめ、当時の李登輝政権はこれを事実上容認した。これに対して、中国の楊尚昆国家主席は「台湾当局」の「ある者」が「独立を考えている」との認識を示し、同時に「もしも台湾に独立の状況が出現したら、中国政府は座視し得ない」²⁵と武力行使を示唆して警告した。これは中国が1979年に「平和統一」政策を打ち出して以来、初めての警告であった。また、1982年12月4日、第5回全国人民代表大会で可決された中華人民共和国憲法の前文には「台湾は中華人民共和国の神聖な領土の一部である」との文言がある。「中国は台湾を完全に領土の一部とみなしている」²⁶が「台湾の独立派からは、台湾は一度も中華人民共和国の領土になったという事実はなく、虚言である」²⁷とみなされた。

これ以降、台湾で総統の直接選挙が行なわれたり、指導者が中国の意に沿わない発言をしたりする度に、中国は武力を背景として警告や威嚇を加えてきた。台湾の外交に対する中国の見方や対応も厳しさを増していった。こうした中国の台湾に対する対抗措置は、いわゆる「文攻武嚇」（文章でもって攻撃し、武力でもって威嚇する）という政策である。

周知のように、1996年に台湾400年²⁸の歴史の中で初めて総統直接選挙が行われた。これは台湾人にとって大きな民主化の象徴である。その結果、当時の国民党の李登輝総統が圧勝し、中華民国第9代の総統に就任した。得票率は75%であり、台湾住民の86%を占める本省人の政治参加がみられ、いわゆる「台湾化」という現象となった。こうして、台湾の「自立性」は総統選挙を経てますます強まり、国際社会における「経済実体」のみならず「政治実体」としての台湾の地位と存在をアピールしている。さらに、経済面の政策については、グローバル・スタンダードを台湾に導入し、市場経済化を進化させ、

一躍世界との競争が始まった。これこそ台湾経済の発展を促したものである。

第2項 李・陳両総統の主張と中国の対応

李登輝総統は台湾の「現実外交」を展開するため、1994年2月9日から2月16日にかけて、フィリピン、インドネシア、タイ訪問の旅に出た。1995年6月7日に李登輝総統は米国へ非公式に訪問し、母校のコネル大学（Cornell University）の卒業式に出席して演説をした。この前代未聞の訪問は、台湾にとって外交上の大きな突破口となった。

この事実に対して、中国は猛反発し、李登輝は「二つの中国」「一中一台」を作ろうとする「分裂者」と非難した。中国は台湾の総統選挙に合わせ、1996年3月8日から25日の間、台湾海峡において3度の軍事演習を行なった。それらは、ほとんど実戦に近いものであった。そうした軍事演習の目的は「①総統直接選挙が台湾当局の分裂行為に合法性を与えないよう武力で『威嚇』を表明するため、②武力を使って『中国統一』派を支持し、島内でその政治力の拡大を助けるため、③解放軍に『仮想敵』を与え、軍の近代化を促進するため、④李登輝訪米は危険信号であることを米国や諸外国に伝え、『台湾問題』に対する中国の強硬な姿勢²⁹を示すためであった。このような中国の軍事演習に対して、米国が2隻航空母艦機動部隊を派遣し、事態の沈静を図った³⁰。

1999年7月9日に李登輝総統が中台関係を「特殊な国と国の関係」³¹と表現した。中国政府はこの李発言に対し「一つの中国」の原則を否定し、国家分裂を促すものとして強い反発を示した。中国政府は2000年2月に「一つの中国の原則と台湾問題」³²を発表した。その中で「台湾当局が交渉による兩岸統一問題の平和的解決を無期限に拒否するならば、武力行使を含むあらゆる可能な断固たる措置をとる」³³と明言した。このような措置が、台湾の反発と米国の懸念を招いたことは言うまでもない。

陳水扁総統は2000年5月の就任演説³⁴で、中国政府が武力行使をしない限り独立宣言をせず、「中華民国」という名を変更せず、「二国論」を憲法に盛り込まず、統一か独立かを問う住民投票を行わないと発表した。同年末に陳総統は「中台は経済と文化の統合から徐々に信頼を築き、永久平和政治の枠組を追求しよう」と発言した。中国政府は2002年の全国人民代表大会で初めて「大陸と台湾はいずれも一つの中国に属し」と表現する等、中台間の対等性に配慮する姿勢を示した。同時に従来、中国政府が主張してきた「中華人民共和国が全中国を代表する唯一の合法政府である」という考え方を、台湾に対しては「一つの中国」論で言及しないこととした。中台が中央と地方の立場ではなく、平等の立場で協議を行うことをも明らかにした。

このように、中国政府は台湾に対して柔軟な姿勢を示しつつも「台湾が交渉による兩岸統一問題の平和的解決を無期限に拒否する場合には、武力行使の可能性もあり得る」³⁵と表明し続けた。「一つの中国」の問題については、中台間の論議の前提であることを認める

よう台湾に要求した。2001年には台湾上陸作戦を想定した中国軍の軍事演習が行われ、武力行使をも辞さずとの中国の姿勢を改めて示した。

陳総統は、中台双方が共同で未来の「一つの中国」の問題を解決していきたいとの意向を表明したが、「一つの中国」は議論の前提ではなく議題の一つとして取り上げるとし、また2002年8月3日には「一辺一国」³⁶（台湾と中国は別々の国）と発言し、「台湾の現状を変更するには住民投票の立法化を考えるべきだ」³⁷と述べた。2003年11月27日には台湾の立法院に住民投票案³⁸が提議された。同法は「重大な政策決定や憲法改正も住民投票の対象となる」としていたが、「国名や領土変更」等主権に絡む問題を住民投票にかけることができるかどうかは明記せず、曖昧さを残していた。陳総統は住民投票法に基づき、台湾の主権を問う住民投票を2004年3月の総統選挙と同時に実施する意向を明らかにした。

中国は、2005年3月には「反国家分裂法」³⁹を制定した。この「反国家分裂法」によって、台湾への軍事力使用を正当化した。当然ながら、これは、台湾から大きな反発があった。なぜなら、台湾は一度も中華人民共和国の領土になっていないし、共産党による統治は一度たりとも受けたことはないからである。また2010年7月には「国家動員法」が施行された。同法により「中国の国家主権、国家の統一が危機に直面した時は、全国人民代表大会常務委員会の決定により、国家総動員体制がしかれることになった」⁴⁰。これらの法律は、台湾を意識して作られたことは衆目の一致するところである。

2008年5月に国民党が政権を奪回した。この馬英九政権に対する中国の当面の対応は、李登輝政権や陳水扁政権に比べると、かなり宥和政策に転換してきているように見える。しかし、「台湾は中華人民共和国の神聖な領土の一部である」（現憲法の原文）という基本姿勢には絶対に譲歩する姿勢を見せていない。軍事の近代化を進め、台湾を第一列島線に組み込み、さらに国家分裂法や国防動員法により、その法的枠組を示している。2010年にノーベル平和賞を受賞した劉暁波氏に対する対応に典型的に見られるように、人権を極めて厳しく統制している。一党独裁体制も不変である。

こうして台湾に対しては、経済の投資誘致、要人の交流等宥和政策をとると同時に、ミサイルの威嚇等強硬な姿勢を崩していない。まさに中国共産党党益最優先の政策を取り続けている。台湾としては自由と民主主義、人権擁護という価値を強固なものにして堅持しつつ、世界の民主主義諸国に対し、中国との価値観の違いを訴え、多くの民主主義諸国との連携を深めていくという戦略・戦術を練り上げていく必要がある。

第3項 馬英九の再選と中台関係への影響

2012年1月14日に国民党の馬英九総統が再選を果たした⁴¹。投票率は74.38%で、4年前の総統選挙に比べ投票率を減らしたとはいえ、台湾の有権者は変化よりも安定を求め、馬英九総統が掲げた「対中宥和策」を選択した。

2012年総統選挙の投票結果は以下の通りである。

表 15 2012年台湾総統選挙の投票結果

	馬英九 (国民党)	蔡英文 (民進党)	宋楚瑜 (親民党)
投票数	6,891,139	6,093,578	369,588
投票率	51.6% (2008年: 58.9%) -6.9%	45.6% (2008年: 41.6%) +4.1	2.8%

出典:「公告第13任總統、副總統當選人名單」『中央選舉委員會』、
<http://web.cec.gov.tw/files/14-1000-18006,r22-1.php> (閲覧日 2012年1月20日)

従って、再選した馬英九総統が直面する課題は2点ある。専門家らは「国内経済の不振の対応と対中関係である。欧米経済の低迷が台湾の国内経済に与える悪影響をいかに押さえ込むか大きな問題である。中台関係は『安定』と『継続』を優先し、中台投資協定、兩岸文化交流等を中心として、進んでいこう。対米国、対日本の関係は、現状維持であると予想される」⁴²と述べている。

今回の選挙は、台湾が民主化して以来、5回目である。民主政治がきちんと機能し、台湾の人々が自分の意志で、指導者を決める。その意味からも選挙前の政見討論会では、初めて中国当局がアクセスを遮断せず、そのままネットで中継されたのである。中国の人々は、台湾の民主政治の動きをそのままその模様は生で見ることができ、中国当局にも変化があった。それは、まさに中国の人々にとって民主政治の象徴として重要な意義がある。共産主義の中国と違い、民主政治が台湾で実行されていくこのような現実、中国にも大いに影響を与えることになるだろう。近い将来、中国の知識人が自らの政府に対して政治体制の改正を要求する声が出てくるかもしれない。同じ中華民族の台湾は、いい手本となっていると言っても過言ではない。

第4項 電撃の「馬習会」と2016年1月の総統選挙

2015年11月7日、馬英九総統と習近平総書記の会談がシンガポールで行われた。いわゆる「馬習会」である。これは台湾の人々に大きな衝撃を与えた。この電撃会談により、2016年1月16日の大統領選挙に向けて、国民党は起死回生を狙ったものと思われる。7年間の国民党政権下では中国に依存するあまり、とりわけ経済分野においては、台湾の国際競争力が低下し、失業率が高まった。そうした状況を背景に、学生たちの国民党に対する不信感が高まり、これは、昨年3月の「ひまわり運動」にも発展した。現下の状況において国民党は解体の危機に瀕している。従って、今回の会談は、馬氏の最後の切り札であり、任期が終了前に自らの名声を高めるために行なったものであると推察される。台湾の民主主義が始まって以来、中台のトップ同士の直接会談は実現されなかったため、

馬氏が自分ならできるといふ強い意思を示したかったわけである。つまり、今回の首脳会談は、自らの政権の集大成に繋がると考えたのであろう⁴³。

「馬習会」の非公開の会談は、不透明のままであるがゆえに、台湾の立場を貶める恐れがあり、両指導者は、何らかの暗黙の協議をしたのではないかと台湾の人々が懸念している。また、国民党は、総統選挙と立法院議員の選挙において惨敗が予想されるため、中国による積極的な支援を求めるのではないかと台湾の人々が考えている⁴⁴。「馬習会」後の世論調査により、国民党と民進党の総統選挙立候補者の支持率の差はさらに拡大し、民進党の蔡英文は48.8%、国民党の朱立倫は20.4%と民進党が大きくリードした⁴⁵。

第4節 小 結

日台間での人的・経済的交流は、非公式関係の中でとりわけ「実務関係」は強く維持されている。それは、90年代以降台湾が民主化を進め、日本と同様の自由、民主主義の普遍的価値観を共有しているからである。中国と違い、台湾では社会制度を構築し、言論の自由、報道の自由、最低限度の生存権が守られ、日本と同様、自由主義的な体制が形成されている。歴史をある角度から振り返って見ると、日台間は以前から「一衣帯水」の関係と言われている。将来的に、日本は台湾に対するだけでなく、東アジア地域の安全保障に関して、いかなる役割を果たすべきか、今こそ検討する必要があるだろう。

- 1 「日代表池田維：台日良好互動 歸功陳總統」『大紀元』、
<http://www.epochtimes.com/b5/8/5/15/n2118930.htm>（閲覧日2011年10月6日）
- 2 松田康博（2009）「台湾の民主化と新たな日台関係の模索-1988-94年」川島真、清水麗、松田康博、楊永明著『日台関係史 1945-2008』東京大学出版会、155頁。
- 3 楊永明（2009）「東アジアの構造変動と日台関係の再編-2000-06年」川島真、清水麗、松田康博、楊永明著『日台関係史 1945-2008』東京大学出版会、211-222頁。台湾海峡の安全保障に対する日本の態度は、一貫して主に日米安全保障体制の下で対応してきている。日米安全保障体制の範囲が台湾海峡を含むかどうか、また台湾海峡で武力衝突が発生した場合、日米両国がどのような対応をとるのかということに関し、日本は周辺事態概念のようなあいまいな態度に終始し、明確な地理的範囲の明示や安全保障上のコミットメントを避けてきた。これはもちろん中国を刺激しないための配慮であり、同時に戦略的抑止機能を維持するためであり、いわゆる「戦略的曖昧さ」政策と言える。
- 4 同上、212頁。小泉内閣が成立して以来、米中関係が改善し、中国が経済的・軍事的に台頭してきたという事実から、兩岸情勢にも変化を生じた。さらに北朝鮮の核開発問題や日本人拉致問題も日本人の対外警戒心を強めた。これらの要素により、小泉首相は日米安全保障の緊密化を徐々に進め、米国の東アジア政策及びテロ対策に対して積極的に支持表明をすることになった。加えて、日本の新世代の政治家が急速に台頭したことにより、台湾海峡の安定は日本の安全保障に対して重要性があった。その結果、小泉外交は、国際環境及び地域環境の変化を十分に利用することで、日本が国際及び地域安全保障問題に対して主導的かつ積極的態で臨むことを可能にし、日本を「普通国家」に近づけることに成功したのである。
- 5 「内田勝久的確進了総統府 府方不評論 綠營指看不出有要停辦公投的跡象」『台湾：

-
- 聯合報』、2003年12月30日付け朝刊。
- 6 双十節は清朝を倒した「辛亥革命」(1911年)の幕開けとなった武昌(湖北省)での蜂起を記念する10月10日の祝日。10の数字が二つ重なることからこの名がある。台湾では事実上の建国記念日とされ、「国慶節」とも呼ばれ重視されている。
- 7 「台湾『双十節』式典 外務省、出席自肅要請 中国への『過剰配慮』長年徹底」『産経新聞』、2011年10月25日に付け朝刊。
- 8 第178回国会、平成23年9月14日、『衆議院本会議会議録』第2号、野田佳彦総理の発言、14頁。
- 9 「『投資の自由化、促進及び保護に関する相互協力のための財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め』(略称「日台民間投資取決め」)について」『公益財団法人交流協会』、
http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3_contents.nsf/04/71E59C965688691A492579130013296E?OpenDocument (閲覧日2015年7月30日)
- 10 「民間航空業務の維持に関する交換書簡」『公益財団法人交流協会』、
[http://www.koryu.or.jp/ez3_contents.nsf/\(PrintView2\)/ECA0D12DDD29497A4925768900283639](http://www.koryu.or.jp/ez3_contents.nsf/(PrintView2)/ECA0D12DDD29497A4925768900283639) (閲覧日2015年7月30日)
- 11 「『公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決め』(略称「日台民間漁業取決め」)について」『公益財団法人交流協会』、
http://www.koryu.or.jp/ez3_contents.nsf/0/2CD490BD755BBCC649257B4900248AAD?OpenDocument (閲覧日2015年7月30日)
- 12 「台湾関係法」『米国在台協会』、<http://www.ait.org.tw/zh/taiwan-relations-act.html> (閲覧日2011年10月6日)
- 13 渡辺剛(2004)「第3章 米台関係-ブッシュ政権の対台湾政策と住民投票」佐藤幸人・竹内孝之編『陳水扁再選-台湾総統選挙と第2期陳政権の課題』日本貿易振興機構アジア経済研究所、39-40頁。
- 14 呉春宜(2011)「台湾海峡の安全保障と日米中間系-国民党政権の再登板を見据えて」『防衛法研究』、246頁。
- 15 渡辺剛、前掲論文、41頁。
- 16 呉春宜、前掲論文、247頁。
- 17 「中華民國第12任総統馬英九」『中華民國総統府』、
<http://www.president.gov.tw/Default.aspx?tabid=95> (閲覧日2011年10月5日)
- 18 *Ros-Lehtinen Opening Statement at Hearing on Taiwan Policy*, U.S. House Committee on Foreign Affairs,
http://foreignaffairs.house.gov/press_display.asp?id=1870 (閲覧日2011年10月6日)
- 19 同上。
- 20 「米国務次官補、台湾武器売却問題で中国を批判 議会公聴会」『産経新聞』、2011年10月6日付け朝刊。
- 21 *Indonesia Takes Old U.S. F-16 Fighter Jets*, CRIENGLISH.COM,
<http://english.cri.cn/6966/2011/10/26/189s664564.htm> (閲覧日2011年10月27日) *Indonesia looking to buy second hand F-16C/D aircraft from the US, Go to stage 3*,
<http://asianmil.typepad.com/stage3/2011/10/indonesia-looking-to-buy-second-hand-f-16cd-aircraft-from-the-us.html> (閲覧日2011年10月27日)、「我們買不到 美國贈印尼30架二手F-16C/D」『台湾：自由電子報』、
<http://iservice.libertytimes.com.tw/liveNews/news.php?no=554346&type=國際> (閲覧日2011年10月27日)、「印尼空軍將“免費”獲得約30架二手F-16C/D戰機」『中

-
- 国網路電視台』
<http://big5.cntv.cn/gate/big5/news.cntv.cn/military/20111012/115015.shtml> (閲覧日 2011年10月27日)
- 22 第二列島線とは、伊豆諸島を起点に、小笠原諸島、グアム・サイパン、パプアニューギニアに至るラインである
- 23 *Remarks by the President on the Defense Strategic Review*, The White House, <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2012/01/05/remarks-president-defense-strategic-review> (閲覧日 2012年1月10日)
- 24 *State of the Union 2012*, The White House, <http://www.whitehouse.gov/state-of-the-union-2012> (閲覧日 2012年2月20日)
- 25 松田康博 (1997) 「中国の台湾政策-江沢民8項目提案の形成過程」『防衛研究』第17号、防衛研究所、7頁。
- 26 西修 (2010) 「世界の憲法制度 (3)」駒沢法学第9巻第4号 (通巻第36号)、14頁。
なお、同 (2011) 『現代世界の憲法動向』成分堂、219頁。
- 27 同上、14頁。同上、219頁。
- 28 伊藤潔 (1993) 『台湾 四百年の歴史と展望』中央公論、2頁。台湾は、西太平洋で活躍するポルトガル人によって、「発見された」。それは、台湾付近の海域を航行中の船員が、緑したたる美しい島影を目のあたりにして、「Ilha Formosa! (イラ・フォルモサ!）」と感嘆の声をあげたことに始まる。現在のところに「発見」は、ポルトガル船の種子島漂着の翌年、つまり1544年のことと推定されている。
- 29 井尻秀憲、前掲書、87頁。
- 30 このとき、中国は米航空母艦の派遣に屈服を味わい、それが契機となって航空母艦の建設に着手することになった。
- 31 伊原吉之助 (2004) 『台湾の政治改革年表・覚書 (1997~1999年)』公益財団法人交流協会、38頁。
- 32 財団法人霞山会 (2008) 『日中関係基本資料集 年表 1972-2008年』財団法人霞山会、201頁。
- 33 同上、201頁。
- 34 「陳水扁・中華民国第10代総統就任演説」『中華週報』、2000年6月1日付け朝刊。
- 35 伊原吉之助 (2004) 『台湾の政治改革年表・覚書 (2002年)』公益財団法人交流協会、214頁。
- 36 同上、215頁。
- 37 同上、215頁。
- 38 「立法院公投法対決 泛藍公投入憲版本過關」『大紀元』、
<http://www.epochtimes.com/b5/3/11/27/n419310.htm> (閲覧日 2011年10月6日)
- 39 「反国家分裂法 (主席令第34号)」『中華人民共和国中央人民政府』、
http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2005-06/21/content_8265.htm (閲覧日 2011年10月6日)
- 40 西修、前掲『現代世界の憲法動向』、219-220頁。
- 41 「公告第13任総統、副総統当選人名単」『中央選舉委員會』、
<http://web.cec.gov.tw/files/14-1000-18006,r22-1.php> (閲覧日 2012年1月20日)
- 42 「2012年台湾総統選挙・立法委員選挙の分析」『早稲田大学台湾研究所』、
<http://www.waseda.jp/prj-taiwan/workshopreport120201.html> (閲覧日 2012年3月15日)
- 43 「中台首脳会談成果と先行きは」『日本経済新聞』、2015年11月29日付け朝刊。
- 44 同上。

45 「『馬習會與2016選情觀察』趨勢調查發佈記者會新聞稿」『新台灣國策知庫』、
http://www.braintrust.tw/article_detail/2099（閱覽日2015年11月20日）

第6章 中国の台頭とその影響

本章では、中国の「核心的利益」特に台湾問題について、中国はいかなる政策を制定しているのか、またその政策は、台湾だけではなく、周辺地域にいかに関与しているのか、検討する。

第1節 近年の中国の台頭

第1項 中国の覇権主義による周辺諸国との摩擦

井尻秀憲は「中国の台頭で近隣諸国との関係は、複雑な状況になっている」¹と指摘している。この著書が出版されたのは、ちょうど1996年に起きた台湾海峡危機を経てまもなくの時期であった。しかし、それから20年を経た現在でも、中国と周辺諸国との摩擦は絶えず、むしろ以前より深刻になっている。例えば、日本と尖閣諸島の問題、台湾との関係、南シナ海でのフィリピン、ベトナムとの関係、インドとの緊張関係等が挙げられる。そもそも大国を目指している中国は、国家プロジェクトとして、自国の利益の実現を最優先課題として、国際法を無視しながら自国の都合でそれを一方的に解釈している。広大な国土を有している中国は、海洋資源を獲得するため、覇権主義の行為をしばしばとっており、周辺諸国にとっては大きな脅威である。今後更に海洋へ進出することは間違いなく、空母を手にした現在、さらに軍拡を積極的に進めていくものと思われる。

第2項 領海法の制定

中国は、1992年2月25日に「中華人民共和国領海法及び接続水域法²（以下、領海法）」を制定した。同第2条では「台湾はもとより南シナ海及び東シナ海に所在する島嶼を『中国の領土』³と規定した。また、第14条では「その『領域及び接続水域法』に許可なく侵入する外国の軍艦を排除し、追跡する権限を、中国軍の艦艇及び航空機に与えること」⁴を明示した。自国の領海を侵犯されれば、それを排除するのは主権国家にとって当然の権利であるとはいえ、侵犯者への実力行使を軍事当局に認めることをわざわざ明記したところに、この領海法の最も重要なポイントがある。

中国は「領海法」を制定してから10年を経た2002年12月、周辺地域の海洋調査が完了したことを明らかにするとともに、「全国海洋機能区画」⁵を公布した。これにより周辺海域、即ち黄海、東シナ海、南シナ海の全面的な「利用・開発」を進める段階に入ったことを明らかにした。続いて、2003年7月、同海域に存在する無人島の利用・管理

を実施するための規定を公布・施行し、2009年12月、「中華人民共和国海島保護法」⁶が制定された。これで周辺海域の「開発・利用」が本格化し、「中国の海」を取り込むことにより、中国の海域が拡大し、第一列島線⁷を画することになったと考えられる。

第一列島線は、これまで中国大陸を防衛する自然の障壁であったが、中国側の立場に立つならば、中国が海洋に進出することを阻止してきた境界でもあった。そして、現実になくとも第2次世界大戦後においては、この海域は米国の海軍力によって維持されてきた。ところが、米軍がベトナムから撤退するとともに、ソ連海軍が進出し、ついで中国が進出してきてきた。周辺海域に対する中国の影響力は、次第に増してきているのが実情である。

そのような背景の下で2011年5月に南シナ海の島嶼の領有権問題を巡り「ベトナム、フィリピン、台湾の3カ国と中国との摩擦が拡大し、緊張が高まって」⁸きている（図7、図8を参照する）。中国海軍の周辺海域進出は、1970年代から始まった。中国が最初に進出したのはパラセル（西沙）諸島であった。パラセル（西沙）諸島は永楽諸島と宣徳諸島の二つの群島からなっている。中国は、1988年頃、パラセル（西沙）諸島の軍事基地化を進め、永興島に2600メートルの滑走路を建設した。その後、次から次へと南シナ海の島嶼を占領し、1988年にスプラトリー（南沙）諸島を実効支配した。さらに「1987年から90年初にかけて、中国はベトナム南部に近いスプラトリー（南沙）諸島海域の6カ所のサンゴ礁の中にかろうじて露出する小さいな岩礁に領土標識を立てた」⁹。さらに、1990年代に入り「中国はフィリピンのパラワン島海域のミステーフ環礁に海軍基地を設けた」¹⁰。こうした状況の下、南シナ海の領有権問題に対して台湾政府も危機感を抱き、本格的海岸防衛を考えはじめたのである。

第3項 2012年度米国国防省の年次報告書

2012年5月18日、米国国防総省は「中国の軍事行動に関する年次報告書（2012年版）」¹¹を発表した。年次報告書は、四つの章と四つの付録で合計52頁からなっている。報告書の冒頭で中国の脅威について書かれた概観の内容を見れば、中国の意図は容易に理解できる。

その内容については、特に第4章・中華人民共和国の台湾戦略（The PRC's Taiwan Strategy）を注視する必要がある。冒頭の内容を読むと「2008年台湾の総統選挙で馬英九が当選してから、兩岸関係は大幅に改善した。三通（通商、通航、通郵）によって兩岸関係の緊張が緩和し、良好な関係を築き上げてきた」¹²。従って、北京政府の目的は、こうした長期にわたる経済、文化、社会の交流で、台湾島内の独立気焰を消滅させることであると言っても過言ではない。しかし、文化的・経済的交流が進んでいる一方で、2012年、馬英九が再選を果たしたとはいえ、その投票結果は、前を下回る51.6%の支持にとどまった。この投票の結果から見ると、台湾島内の45.6%の有権者は、野党の民進党が主張する中国と統一しないという現状維持を支持し、その声を無視することはでき

ないのである。だが、北京政府の対台湾政策は、2012年12月当時の国務委員戴秉国氏によって発表された文章では中国の核心的利益となっており、北京政府の対台湾政策は、中国の核心的利益に大きく関係したものとなっている。(中略)。台湾問題は、和平統一、1国2制度の基本方針に従い、台湾が中国から分裂することは絶対許さず、台湾に対して武力行使することはあきらめない¹³と主張している。北京政府が許容するのは、台湾に表向きの自治権を与えるけれども、正統性と主権は唯一正統な中国政府としての北京政府が独占するという「1国2制度」モデルが限度で、それ以上の柔軟性は持たない。また、仮に中国が台湾に武力行使する時に、人民解放軍は速やかに行動し、他国が反応する前に軍事力や政治力で台湾問題を解決したいとしている。もし、上述した行動が解決できなかつたら、北京政府は、以下の措置をも検討している¹⁴。

- 1、 米国の介入を阻止するため、米国の指導者と民衆に潜在的なリスクを誇示する。
- 2、 もし、1が失敗した場合、米国に戦争の調停干渉を遅らせ、圧倒的かつ迅速に戦争を終焉させる。
- 3、 または、ある程度の戦争目標を達成し、中国の人民に勝利を示しながら後に政治的に解決する。

同報告書では、中国軍は「2011年10月までに人民解放軍は1000基～1200基の短距離弾道ミサイル(SRBM)を台湾海峡の対岸に配備した。中国は、DF-21(CSS-5)準中距離弾道ミサイル(MRBM)の派生型をベースにした対艦弾道ミサイル(ASBM)の開発を進めていることを認めた¹⁵とされた(図9、図10、図11、図12、図13を参照する)。台湾に宥和政策を出したにもかかわらず、台湾に向けた弾道ミサイルの数が逐年増加している事実には疑問をもたざるを得ない。

今回の報告書に関して、産経新聞では、中国はなぜ積極的に海洋へ進出するのか、以下2点の理由が考えられるとしている。「①米軍に対して、長中短のミサイル網強化で台湾海峡からグアムに至る近海への接近を阻むことを再優先する、②航空母艦戦闘群は、東シナ海から台湾海峡、南シナ海、インド洋、中東までの海域で、当該国に対する軍事的優位を確保し、領土・領海や海洋資源確保のための覇権拡大を目指すこと¹⁶である。

さらに最新鋭武器の中でも、報告書では2015年に実戦配備可能であると予測されていたものが、実際は報告書公表後わずか6カ月余りの「2012年11月末、中国初の空母『遼寧』で艦載機の離着艦訓練を成功させた¹⁷ことにより、中国の海軍力を勢いづかせたことは言うまでもない。

中国と周辺諸国が摩擦することによって、米国の安全保障政策も変更せざるをえなかったと言える。「2011年からオバマ政権の安全保障戦略『アジア回帰』、『アジアへのリバランス』がアジア太平洋地域の安定と中国を牽制するための政策として¹⁸明確に発表されたことからもうかがえる。従って、米国の政策としては、中国と対峙する意味ではなく、むしろ、中国と安保対話と軍事交流が重要な狙いである。このような対話によって、関係

諸国にとって最も重要な諸問題の核心を突くことになるだろう。

2012年11月8日、北京で第18回全国人民代表大会が開かれ、新しい指導者習近平が選ばれた。今後、中国と周辺諸国の関係は、緊張感を持ち続けていくか、緩和するか、注目された。新しい指導者は、就任早々中国の新しい旅券の中で今まで掲載されていなかった、インドの領土、南シナ海、台湾の名所等の写真を、中国の領土として掲載した。これはまさしく覇権主義の象徴である。一方、2012年12月5日、習近平総書記が外国人専門家と座談会を開き、その席上で次のようにも述べている。「中国は他国に脅威にならず、中国は覇権を唱えない」¹⁹とし、「中国は平和発展の道を歩んでいること」²⁰を強調したが、実際に上述した中国の周辺諸国に対する挑発行為、国際法違反等を見ると、齟齬を来すことはないのか。

以下は、日本近海における、近年の中国海軍の活動の内容である。

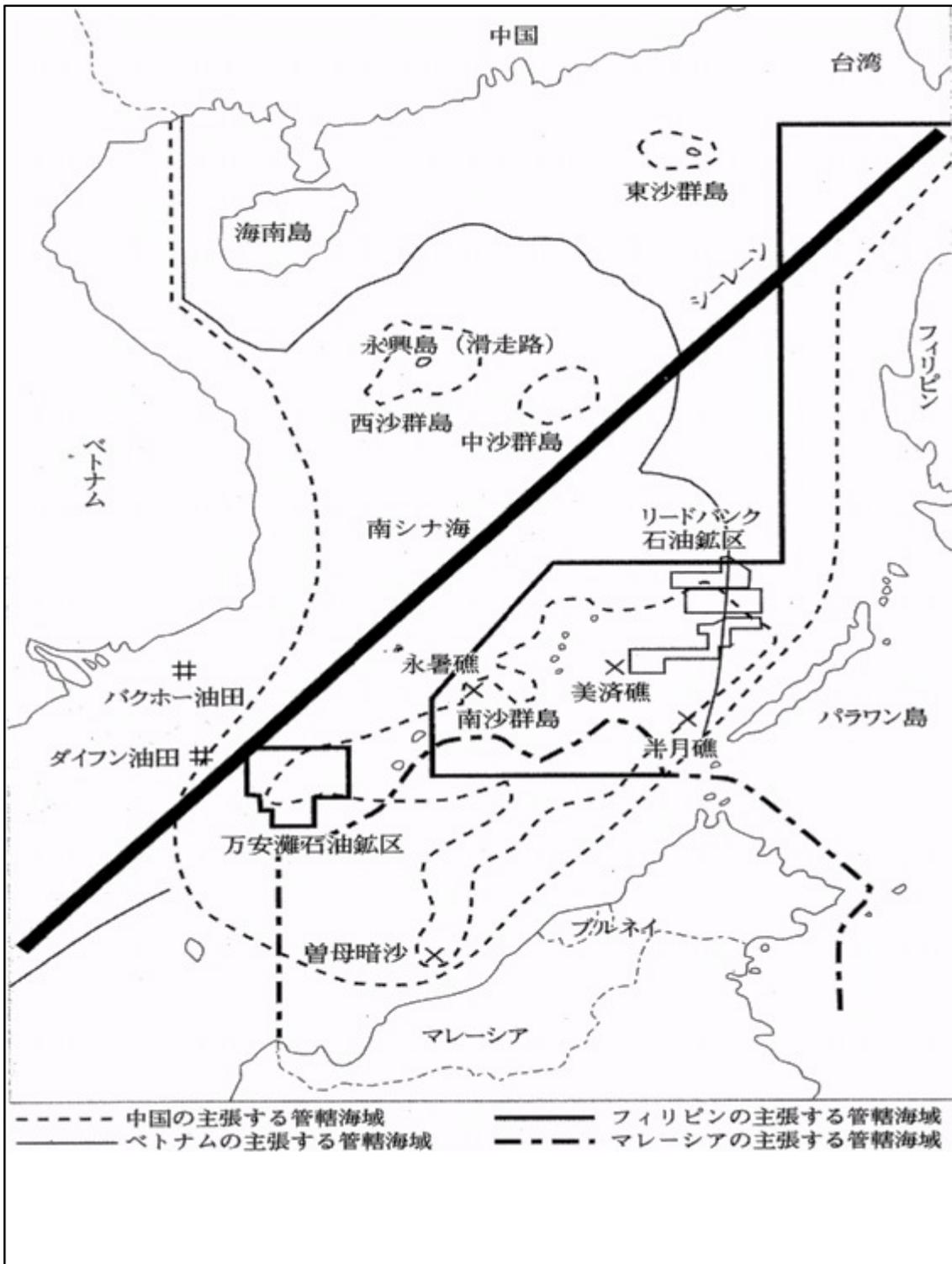
表 16 日本近海における、近年の中国海軍の活動の内容

2008年	10月	駆逐艦等4隻が津軽海峡を通過、日本を周回
	11月	駆逐艦等4隻が太平洋に進出
	12月	中国海洋調査船2隻が尖閣諸島周辺の日本領海内に侵入
2009年	6月	駆逐艦等5隻が沖ノ鳥島北東の海域に進出
2010年	3月	駆逐艦等6隻が太平洋に進出
	4月	最新鋭の潜水艦等10隻が沖ノ鳥島西方の海域に進出。東シナ海と太平洋で艦載ヘリが海自護衛艦に近接飛行
	7月	駆逐艦等2隻が太平洋に進出
2011年	3月	東シナ海ガス田の北北東の海域で「中国海監」と書かれた中国のヘリコプターが警戒監視中の海上海自護衛艦に近接飛行。東シナ海ガス田の東方海域で同様の近接飛行
	4月	東シナ海中部海域で中国航空機が海上海自護衛艦に近接飛行
	6月	駆逐艦や潜水艦救難艇救難艦等11隻が沖縄本島と宮古島の間の公海を通過
	11月	中国海軍の艦艇6隻はミサイル駆逐艦や情報収集艦が沖縄本島と宮古島の間の海域を通過して太平洋に向かった
2012年	4月	中国海軍のフリゲート艦等3隻が鹿児島の大隅海峡を東シナ海から太平洋に向けて通過した。防衛省によると、海上自衛隊のP3C哨戒機が鹿児島県の屋久島の西約430キロの海域で、ジャンカイII級フリゲート艦2隻とドンディアオ級情報収集艦1隻を発見した。3隻は大隅海峡を通過後、太平洋を東進している。
	5月	防衛省は8日、中国海軍艦艇5隻が沖縄南西海域を通過し、太平洋を東に進んでいると発表した。防衛省によると、6日午前6時ごろ、海自P3C哨戒機が、中国のルーヤンI級ミサイル駆逐艦2隻、ジャンカイII級フリゲート艦2隻、ユージャオ級揚陸艦1隻の計5隻が沖縄本島南西約650キロの公海上を航行しているのを確認した。同級の駆逐艦と揚陸艦を海自が確認したのは初めて。
	7月	沖縄県・尖閣諸島の周辺で11日から航行し、日本の領海を侵犯する等した中国の漁船監視船3隻が13日、進路を反転させる不可思議な行動を繰り返した。12日午前8時10分ごろには、尖閣諸島・久場島の北西約41キロの日本の接続水域で、漁船監視船「漁政33001」

	10月	<p>が航行しているのを海保の巡視船が確認した。11日に相次いで領海に侵入した漁船監視船3隻とは別の船であった。</p> <p>4日に中国軍艦7隻が宮古海峡を通過した。</p> <p>16日に中国軍艦7隻が沖縄本島と宮古島の間を通過した。</p>
--	-----	---

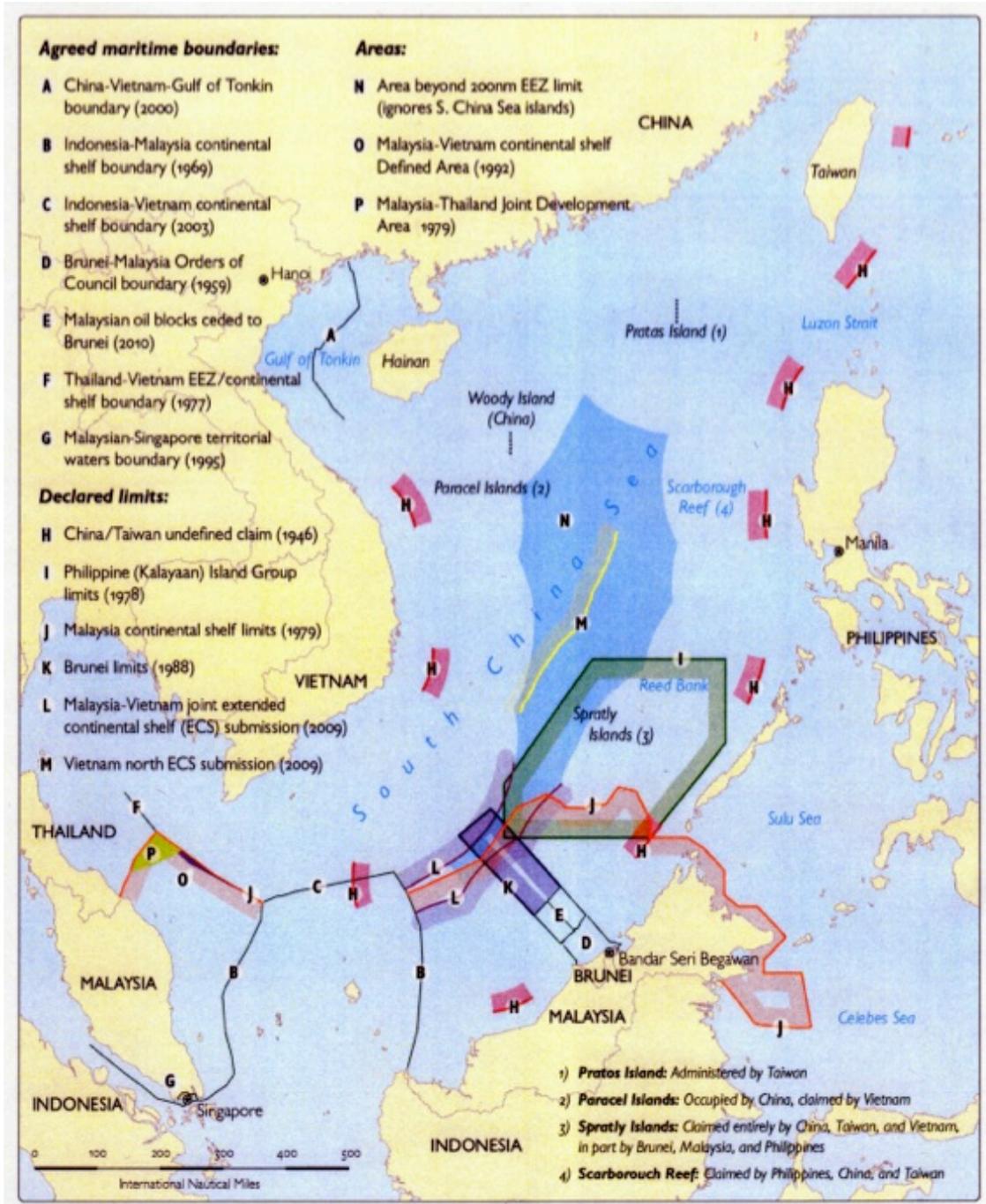
出典：「中国『自衛権危険だ』」『朝日新聞』、2011年6月17日付け朝刊、「中国艦6隻が沖縄海域通過」『読売新聞』、2011年11月24日付け朝刊、「中国艦3隻 大隅海峡を通過」『産経新聞』、2012年5月1日付け朝刊、「中国海軍 沖縄沖で訓練 5隻、空母運用を想定」『産経新聞』、2012年5月9日付け朝刊、「新たな漁業監視船も 中国、尖閣で2日連続領海侵犯」『産経新聞』、2012年7月12日付け朝刊。「中国船の2度進路反転、海保『行動読めない』」『産経新聞』、2012年7月13日付け朝刊、「中国軍艦7隻通過 比沖の南シナ海から」『産経新聞』、2012年10月17日付け朝刊。

図 7 南シナ海要図



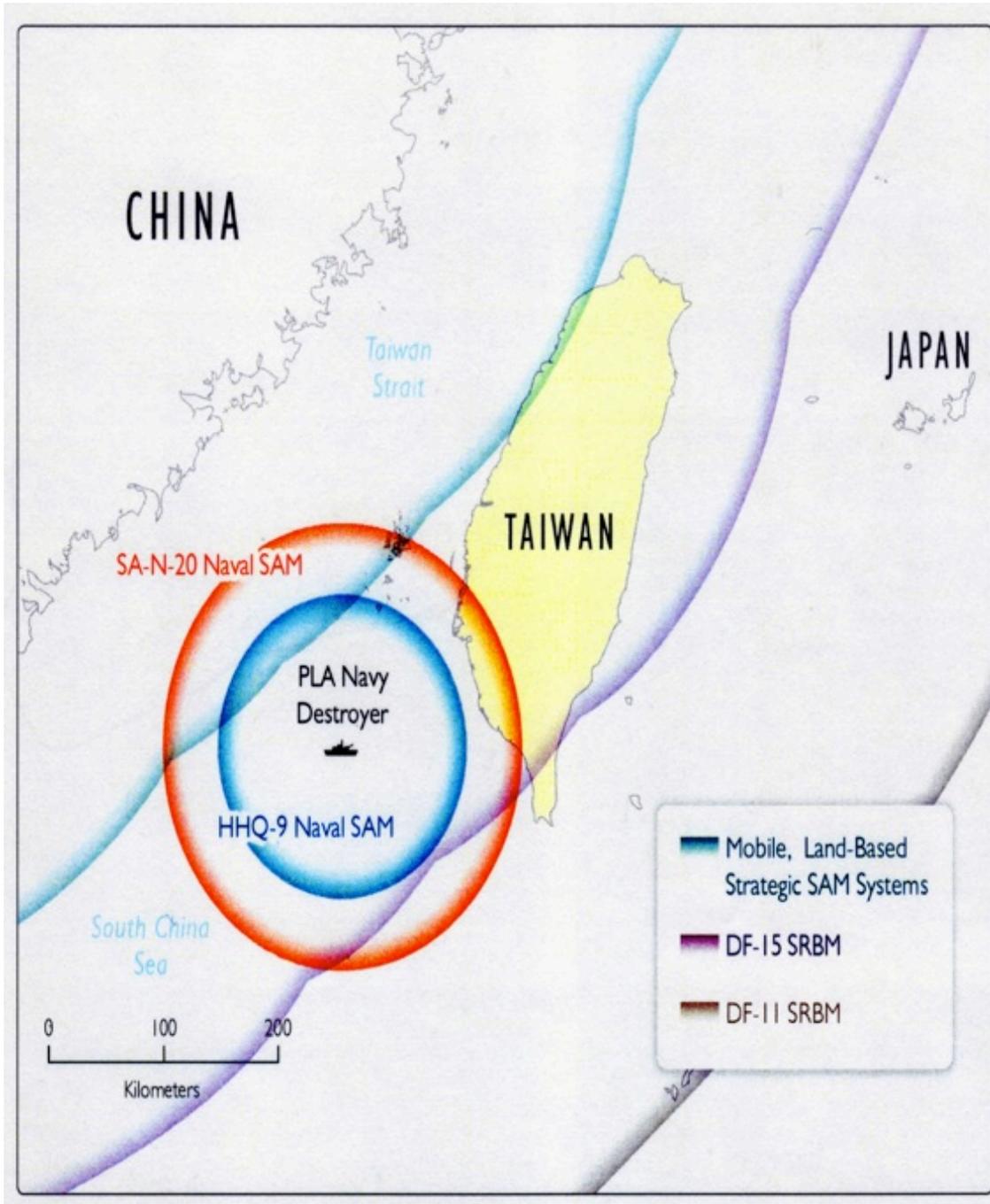
出典：平松茂雄（2005）『台湾問題－中国と米国の軍事的確執』勁草書房、31頁。

图 8 主权声索在南中国海



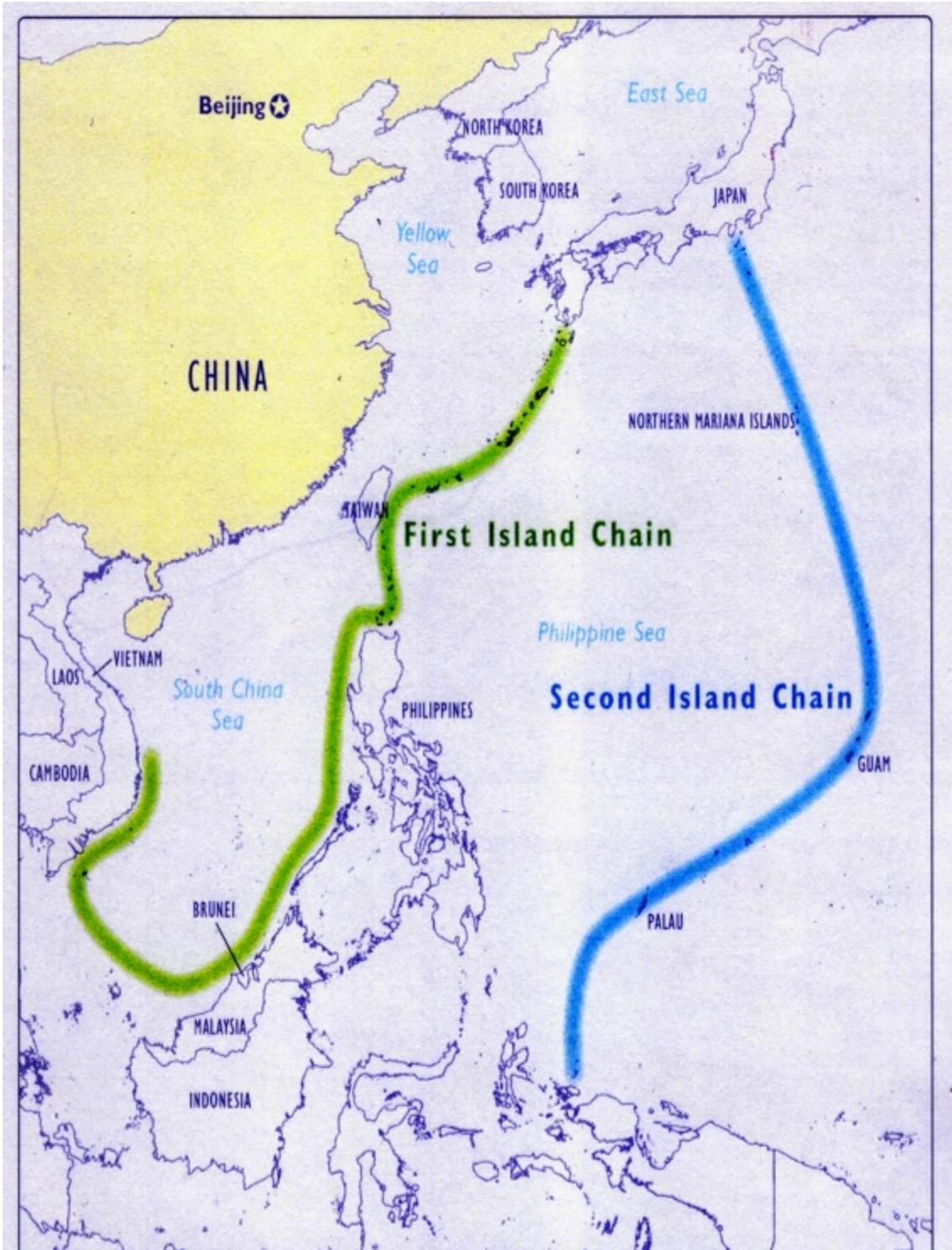
出典: *Military and Security Development Involving the People's Republic of China 2012*, U.S. Department of Defense, http://www.defense.gov/pubs/pdfs/2012_CMPR_Final.pdf (閲覧日 2012年5月19日)

図 9 Taiwan Strait SAM and SRBM Coverage



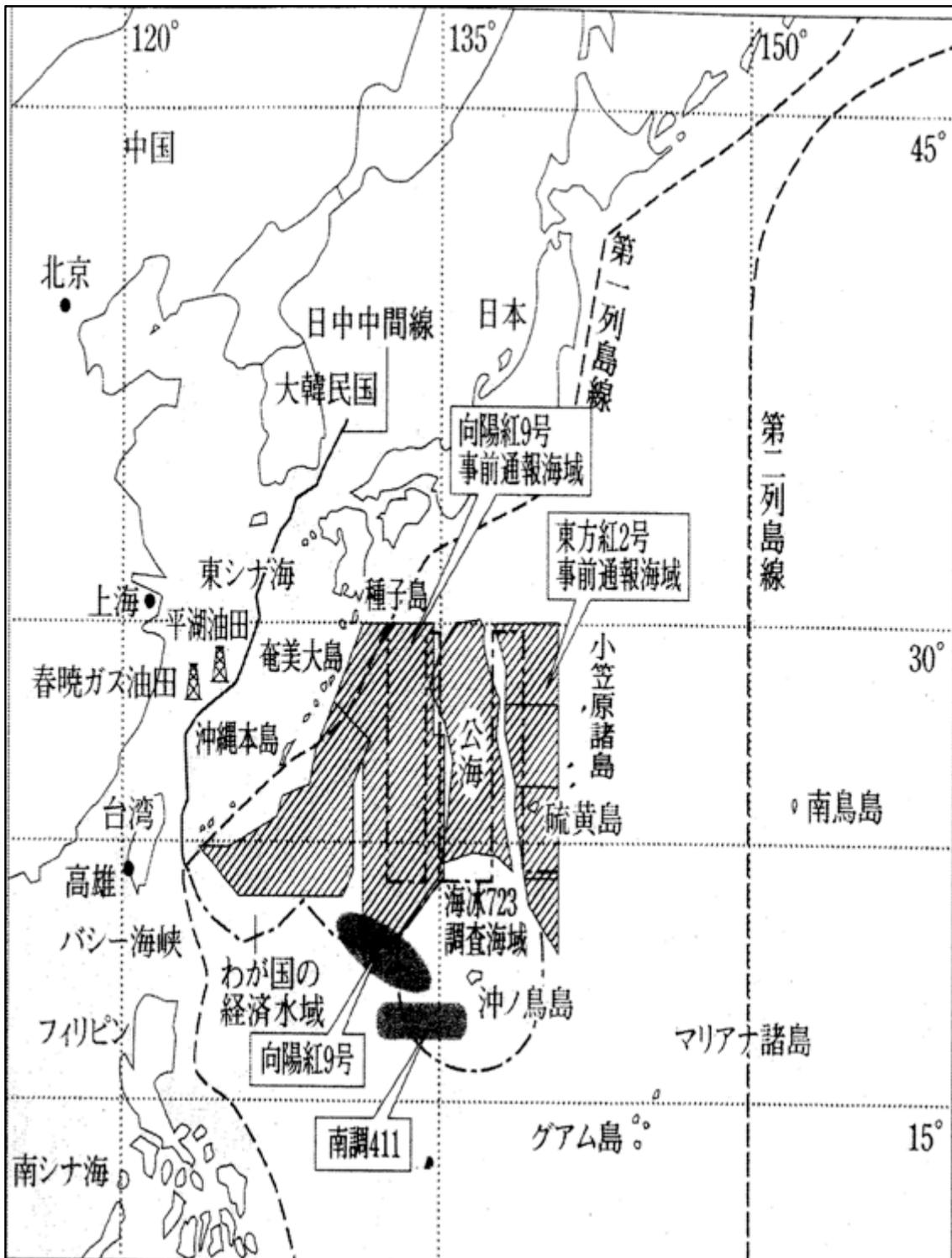
出典: *Military and Security Development Involving the People's Republic of China 2012*,
U.S. Department of Defense,
http://www.defense.gov/pubs/pdfs/2012_CMPR_Final.pdf (閲覧日 2012年5月19日)

図 10 The First and Second Island Chains



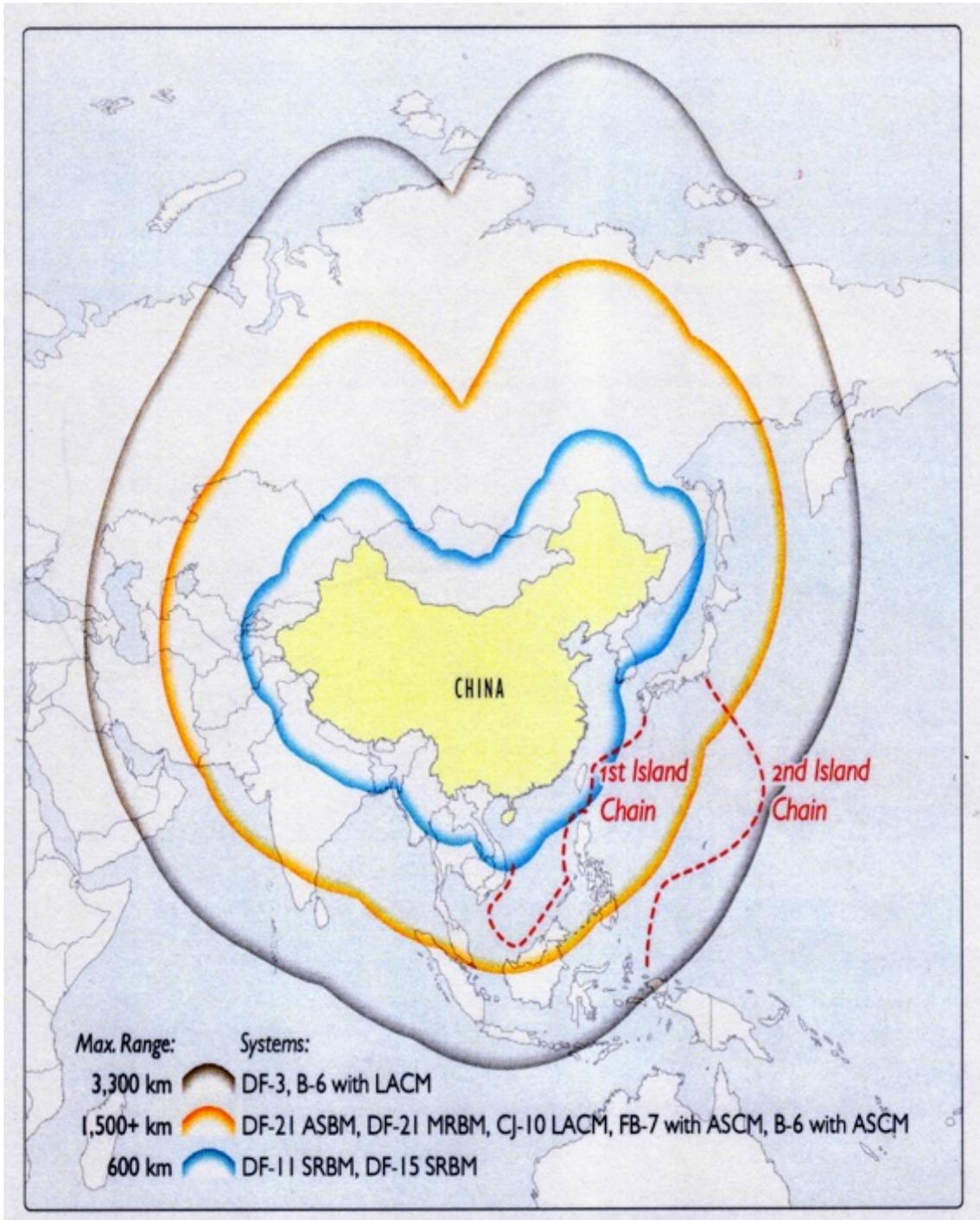
出典: *Military and Security Development Involving the People's Republic of China 2012*,
U.S. Department of Defense,
http://www.defense.gov/pubs/pdfs/2012_CMPR_Final.pdf (閲覧日 2012年5月19日)

図 11 太平洋における中国の海洋調査活動



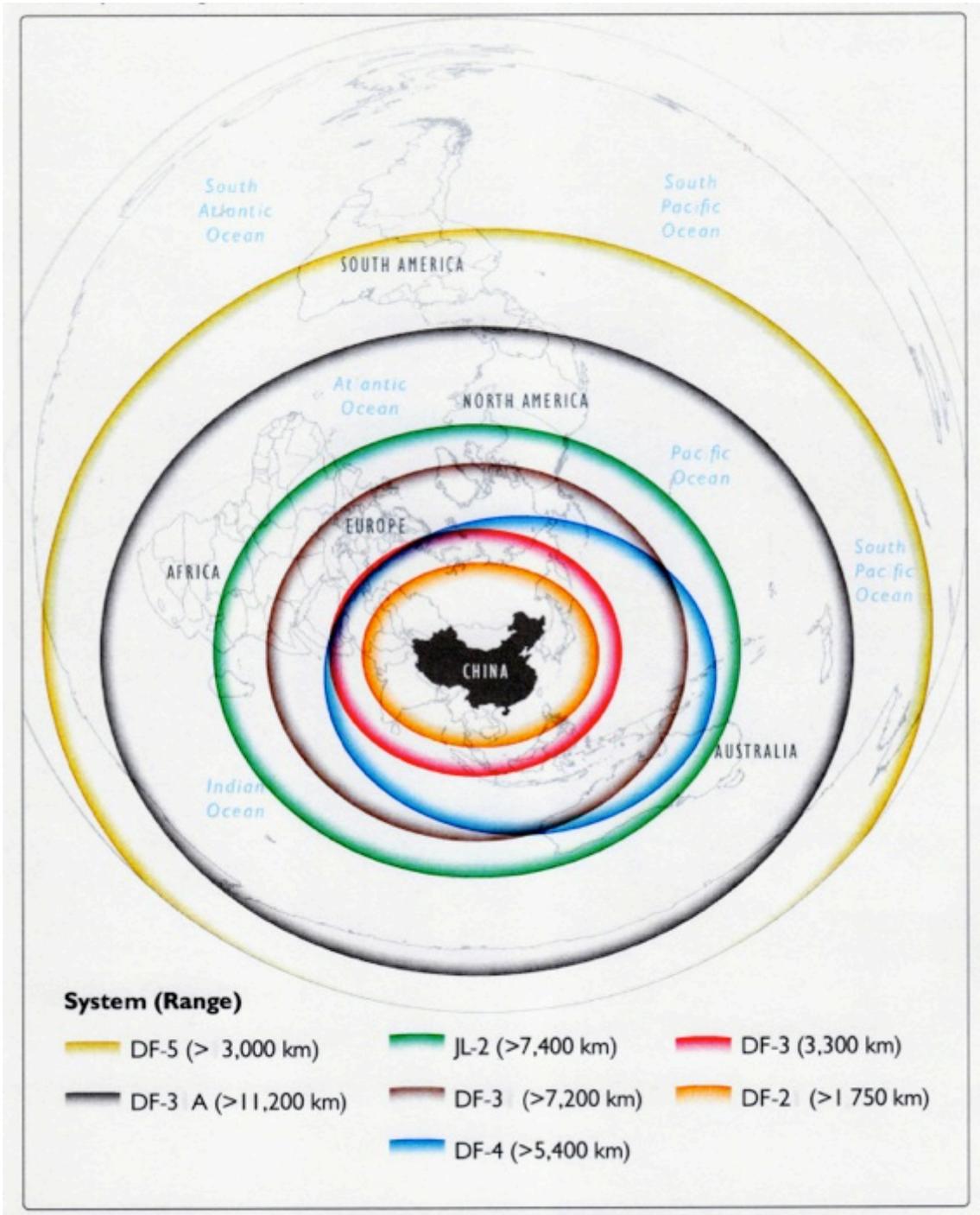
出典：平松茂雄（2005）『台湾問題—中国と米国の軍事的確執』勁草書房、26頁。

図 12 Conventional Counter-intervention Capabilities



出典: *Military and Security Development Involving the People's Republic of China 2012*,
U.S. Department of Defense,
http://www.defense.gov/pubs/pdfs/2012_CMPR_Final.pdf (閲覧日 2012年5月19日)

☒ 13 Medium and Intercontinental Range Ballistic Missiles



出典: *Military and Security Development Involving the People's Republic of China 2012*,
 U.S. Department of Defense,
http://www.defense.gov/pubs/pdfs/2012_CMPR_Final.pdf (閲覧日 2012年5月19日)

第2節 中国の「核心的利益」としての台湾問題

第1項 中国の「核心的利益」

近年中国が海洋へ進出するのは、まさに中国の言う自国の「核心的利益」によるものである。これまで中国は、南シナ海、チベットや台湾を「核心的利益」であると強く宣言してきている。このことは、中国が「①近海での権益、②遠隔地での作戦能力、③有事に予想される米軍の介入への対抗力という三つを同時に確保すべく動いており、周辺諸国等にさまざまな形で『覇権支配』を狙う動きを見せている」²¹ことから分かる。

2010年に米国国防省が米国議会に提出した報告書『中華人民共和国に関わる軍事・安全保障上の展開 2010』によれば、「南シナ海における中国の関心は、自らの広範な領有権主張の確保、及び天然資源開発に関する自らの権利行使に関連したものである。加えて、軍事プレゼンスの強化は、中国にとって、この地域の死活的重要なシーレーン」²²の確保であるとされている。なお、それを「主導権を行使するための戦力投射、海上封鎖、及び監視作戦を行いやすい位置におくことになるだろう」²³ことが懸念される。国土の大半を陸地が占めている中国は、こうした海洋進出を図ることによって、自国の国力を誇示しようとしている。

中国にとって、最も肝心な「核心的利益」とは、いうまでもなく「台湾」である。同報告書には、台湾海峡の安全保障について、「北京政府は、台湾が法的な独立に向けた動きをとることを防ぐためには、信憑性のある武力行使の脅威が不可欠である」²⁴と記されている。しかし、台湾は紛れもなく台湾であり、中国の言う「核心的利益」とはなり得ないというのが多くの台湾人の考えである。

2003年12月に改定された「中国人民解放軍政治工作条例」では、「『輿論戦、心理戦、法律戦を実施し、敵軍瓦解工作を展開する』として、いわゆる『三戦』の実施を規定した」²⁵。法律戦の部分については「法は兵より先、兵は法より行動、兵が止むと法は進む」²⁶という相互関係を提言した。つまり、これまで中国が台湾政策については、政策規範を主とした方策から、法律戦、輿論戦へと転向したことが明らかになった。

第2項 反国家分裂法の制定と台湾の抗議

法律面に関しては、2005年3月14日に「反国家分裂法」²⁷を制定した。「『反国家分裂法』とは中国が「非平和的方法」(即ち武力行使)によって台湾を侵略し、中国の一部に取り込もうという狙いを法律によって認め、台湾国民が自国台湾の将来を決定する権利を抑圧し、剥奪しよう」²⁸とするものである。当時陳水扁政権で、中国との政治レベルの対話機会がなく、それ故、中台間の猜疑心が高まり、中国が台湾にある独立勢力を消滅させようとして「反国家分裂法」を発表したことは、中台間での最大の対立点となった。

「反国家分裂法」は、10カ条の条文からなるものであるが、主な内容は、下記の通りである。

表 17 反国家分裂法の概要

第2条、4条【台湾の位置付け】	台湾は中国の一部であり、統一の達成は台湾人民を含む全中国人民の神聖なる職責である。
第3条【兩岸問題の位置付け】	台湾問題は中国の内戦が遺留した問題であり、台湾問題の解決は中国内部の問題であるため、いかなる外国勢力の干渉も受けない。
第5条【問題解決の前提条件】	「一つの中国」の原則は平和統一実現の基礎である。
第8条【非平和的手段の行使】	「台独」分裂勢力がいかなる名義、いかなる方式であれ台湾を中国から切り離す事実をつくり、台湾の中国から分離をもたらしかねない重大な事変が発生し、または平和統一の可能性が完全に失われたとき、国は非平和的方式その他必要な措置を講じて、国家の主権と領土保全を守ることができる。前項の規定によって非平和的方式その他必要な措置を講じるとき、国務院、中央軍事委員会がそれを決定し、実行に移すとともに、遅滞なく全国人民代表大会常務委員会に報告する。

出典：「中国の制定した『反国家分裂法』に対する中華民国(台湾)の立場」『台北駐日経済文化代表処』、

http://www.taiwanembassy.org/ct.asp?xItem=48265&ctNode=3591&mp=202&xq_xCat=diplomacy&nowPage=38&pagesize=50 (閲覧日 2011年7月30日)

上述の内容から見ると、中国が「反国家分裂法」を制定した目的は、積極的に法律・理論を立ち上げ、この法律によって台湾の独立を食い止めるとともに、統一を促し、台湾、中国、及びその他諸外国の行動に対して一種の制約を課すことである。現在、中国が直面している分裂の危機には新疆ウイグル自治区とチベットも含まれるが、同法の適用範囲は、明らかに台湾に対してのみであり、香港・マカオの特別行政区は適用外としている。

北京政府は「反国家分裂法」について、中台の平和と安定を図るための法とし、全国人民代表大会において満場一致で採択した。全国人民代表大会で大歓声のもとに採択されたのは「平和法」の誕生ではなく、中国の一部である台湾への武力行使が可能となる「戦争法」の実現であった。「反国家分裂法」の規定では、①台湾が中国からの分裂を試みている事実の発生、②台湾が中国から分裂する重大な事態を招く要因の発生、③平和統一の可能性の完全な喪失、という三つの要因が判断された場合、中国は台湾に対して、非平和的方式、及びその他必要な措置をとることが可能である。その表現により、武力行使に法的根拠を与えたと言える。

同法を制定した目的を中国軍事科学院羅援は「台湾への対抗措置としてだけでなく、中国の主権法として、米国の干渉法に対抗することにあるとし、米国の『台湾関係法』は、他国の内政に干渉し、分裂と混乱を生み出すものである」²⁹と述べている。

中国が「反国家分裂法」を公布した後、台湾の外交部は「同法を制定した意図について

反対声明」³⁰を公表した。同法が可決された後、台湾の行政院大陸委員会は「即刻に声明を公表し³¹、『台湾政府は、中国が台湾海峡に不安定な状態を生じさせたとしても、必要な措置をとり、中国の愚かな行動により、中台関係に不利な影響を与えることを防ぐことができる』³²と述べた。政策として、『和解へは畏縮せず、また対立しないことを堅持する』という原則」³³をとることにしたのである。

しかし、さまざまな資料から読み取れるのは「台湾と中国の最大の相違点、それは『民主主義と基本的人権の保障』であると言える。中国は、依然として一党独裁による専制国家であり、人民の権利と自由は剥奪され、人権問題において常に国際社会」³⁴から批判されているからである。実際、兩岸分治となつてから、台湾は60年余を経た現在、一党独裁から民主政治へと転換した。成熟した民主主義とは言えないが、着実に民主主義の道を歩みつつある。さらに、立憲主義の根本的な真髄と言える憲法の改正が可能になったことは大きい。その結果、「国家元首の直接選挙、及び選挙で選ばれた代表により、国会が組織され、集会・結社、言論と報道の自由があり、基本的人権が十分に保障されている」³⁵。『反国家分裂法』は人類の文明を後退させる」³⁶として、台湾政府も強く抗議の姿勢を示していることは言うまでもない。

第3項 反国家分裂法に対する各国の反論

「反国家分裂法」について、日本と米国はどう反応しているのか。マスメディアの社説によると、例えば、朝日新聞、ロサンゼルスタイム、ワシントン・ポスト、ワシントン・タイムズ等は、北京政府のやり方に対して批判的であったと言える。「日本と米国の多数の中国専門家も、遺憾の意を表明した」³⁷ことから、この法律は如何に問題があるのかということが容易に分かる。

当時、米国のコンドリーザ・ライス（Condoleezza Rice）国務長官は、「反国家分裂法」は「明らかに中台関係の緊張を高めるものであり、中台関係の緊張増加は必要ではないし、好ましい事態でもない」³⁸と表明した。

当時の日本首相、小泉純一郎は、同法の成立を受けて中台双方の自制を促すと共に、2005年3月15日の衆議院本会議で「台湾海峡の平和と安定の観点から、日本としても懸念を有しております。他方、同法においては、中国は中台問題の平和的解決のために最大の努力を尽くすとしていることに留意しております。わが国としては、武力行使には一貫して反対しており、平和的解決のため、当事者間の対話の早期再開を強く希望している」³⁹と述べた。当時の細田博之官房長官は『反国家分裂法』は現在の台湾海峡の平和と安定、そして、中台関係へマイナスの影響がある」⁴⁰と懸念を示している。

2005年3月下旬、当時のライス国務長官は北京を訪問した際、中国側の指導者に対して「反国家分裂法」を支持しないと明確に告げた。同法は、台湾海峡の緊張を高めるものであって好ましくないものである。「台湾海峡における中台双方の緊張を沈静化させるた

めにしかるべき行動をとり、それによって台湾海峡の緊張関係を低下させる意思を表明する必要がある」⁴¹と告げた。ライス国務長官は「米国は『一つの中国』政策、及び米中間の三つの共同コミュニケ⁴²を遵守し続けるという点を強調したが、『台湾関係法』のもとで米国は、台湾の防衛に協力する義務がある」⁴³とも述べた。ライス国務長官は「中国の期待には沿わず、台湾独立に反対することはなかった。政治事務を担当しているニコラス・バーンズ（Nicholas Burns）国務次官は、米国議会で中国の『反国家分裂法』を強烈に批判し、北京政府は『自業自得』になる」⁴⁴と指摘した。

中国が「反国家分裂法」の制定を公表した後、2005年2月19日に、日米の外務大臣・国務長官、防衛庁長官・国防長官による「2プラス2」の安全保障会議が行われた。両国次官は「戦略協議会議を基礎とし、対話による平和的な台湾海峡問題の解決を図ることを支持することを、日米のアジア太平洋『共同戦略目標』に取り入れる」⁴⁵とした。その他の「共同戦略目標」としては、①中国との協力関係を発展させること、②中国による軍事事務の透明化の促進を奨励すること、③地域安定に影響を与える武器やハイテクの売却を阻止すること等が含まれている。前述したように、この声明が、日本の安全戦略において、台湾海峡は日本の「周辺」であるという認識を公表するとともに、台湾海峡の問題が、日本における安全保障の「事態」の一環であることを明らかにした。つまり、台湾海峡においては、あらゆる紛争が生じる可能性があり、それに備えて日米による更に緊密な協調関係の構築の必要があると考えられる。

第4項 国防動員法の制定

中華人民共和国国防動員法（以下、国防動員法）は、2010年2月26日、採択、公布され、同7月1日に施行されているが、実はその準備期間は26年間に及んでいる。「同法により、中国の国家主権、国家の統一が危機に直面した時は、全人代常務委員会の決定により、国家総動員体制がしかれることになった」⁴⁶。一方、「国防動員の法制化を進める契機となったのは、1982年12月の82年憲法の公布で、憲法において『国防と武装力の建設についての基本原則』⁴⁷が確立し、軍事法制の根拠が与えられた」⁴⁸との見方もある。どちらの意見とも中国は、やはり「共産主義」の理念である国家主権が優先されていると読み取れる。

国防動員法は、全14章72カ条からなる。その構成と概略の内容は、以下の通りである。

表 18 中華人民共和国国防動員法の概要

第1章【総則】	第1条 国防建設を強化し、国防動員制度を完全なものとし、国防動員業務の順調な進行を保障し、国家の主権、統一、領土の完全性及び安全を守る。
---------	--

第2章【組織指導機構及びその職権】	第8条 国家主権、統一、領土が脅威に直面するとき、全国人民代表大会常務委員会の決定の下、動員令が発令される。 第9条 国務院、中央軍事委員会が全国の動員工作を指導する。
第9章【国防勤務】	第49条 18～60歳の男性、18～55歳の女性は国防勤務を担当する義務がある。
第10章【民生用資源の徴用及び補償】	第55条 個人や組織が持つ物質や生産設備は必要に応じて徴用される。
第11章【宣伝教育】	第62条 各地方政府は国防動員の宣伝や愛国主義教育を積極的に展開すべきである。
第12章【特別措置】	第63条 金融、交通、マスコミ、医療施設等は必要に応じて政府や軍に管理される。
第13章【法的責任】	第68条 国防の義務を履行せず、また拒否する場合、罰金または、刑事責任を問うこともある。

出典：「中華人民共和國国防動員法」『中華人民共和國中央人民政府』、
http://www.gov.cn/flfg/2010-02/26/content_1544415.htm（閲覧日 2011年11月8日）

国防動員法の制定の目的について、中国国防部部长梁光烈は、「以下のように説明している」⁴⁹。

1. 国防動員業務に法的根拠を与える。
2. 平時から戦時⁵⁰に転換する能力を高める。
3. 経済社会の発展に適応した国防動員業務体制を築く。

現在、日本だけでなく台湾の企業を含め、多くの企業が中国に投資し、多くの従業員が駐在しているが、今後、国防動員法にさらなる関心をもつ必要がある。いわば国家総動員体制を敷くに等しいこのような法体制へと転換した場合、せっかく投資した資産が接収される可能性があるからである。果して、多くの中国に駐在している外国人は上記の事実や将来の可能性を承知しているのだろうか。甚だ疑問である。

第3節 小 結

1972年の国交正常化の共同声明、1978年の日中平和友好条約、1991年の日中共同声明ではいずれも「覇権」という文字が導入されているが、2008年「戦略的互惠関係」では、新たに「戦略的互惠関係」という文字が入り「覇権」が消えているのである。しかし、中国は「反覇権」から「覇権追求」へと転進しつつ、積極的に海洋進出し、国際法を無視しながら、周辺諸国と摩擦が拡大したのである。

中国は台湾を「核心的利益」であると位置づけ、これを分離独立させないように「反国

家分裂法」を制定した。「台湾は中国の一部であり、統一の達成は台湾人民を含む全中国人民の神聖なる職責である」と主張し、中国が台湾にある独立勢力を消滅させようとしている。しかし、台湾問題は、中国の国内問題ではなく、むしろ、東アジアの安全と平和を関わっている国際問題である。だからこそ、「反国家分裂法」の制定により、米国と日本からの反発を招いたのである。国防動員法も、国家優先がなされ、中国にいる外国の企業は保障されずに、犠牲になるかもしれないという懸念が生じている。

- 1 井尻秀憲（1997）『中台危機の構造-台湾海峡クライシスの意味するもの-』勁草書房、135-154 頁。
- 2 国務院法制局（1992）『中華人民共和国新法規匯編 1992 第一輯』中国法制出版社出版、3 頁。
- 3 同上、3 頁。
- 4 同上、5-6 頁。
- 5 平松茂雄（2005）『台湾問題-中国と米国の軍事的確執』勁草書房、262 頁。
- 6 「中華人民共和国海島保護法」『中華人民共和国中央人民政府』、http://www.gov.cn/flfg/2009-12/26/content_1497461.htm（閲覧日 2011 年 10 月 12 日）
- 7 第一列島線とは、アリューシャン列島から日本列島を経て、台湾、フィリピン群島、インドネシアのセレベス島へと連なる列島線である。
- 8 「南シナ海、対中けん制強化-中国は不快感」『日本経済新聞』、2011 年 6 月 14 日付け朝刊。
- 9 平松茂雄（2011）『中国はいかに国境を書き換えてきたか』株式会社草思社、174 頁。
- 10 「『正論』中国軍事専門家・平松茂雄 中国海洋進出は台湾統一の布石」『産経新聞』、2011 年 6 月 24 日付け朝刊。
- 11 *Military and Security Development Involving the People's Republic of China 2012*, U.S. Department of Defense, http://www.defense.gov/pubs/pdfs/2012_CMPR_Final.pdf（閲覧日 2012 年 5 月 19 日）
- 12 同上。
- 13 同上。
- 14 同上。
- 15 神谷万丈翻訳・監修（2012）「米国議会への年次報告書 中華人民共和国に関わる軍事・安全保障上の展開 2012」日本国際問題研究所、19-20 頁。
- 16 「中国初の国産航空母艦 2015 年にも就役 米国防総省年次報告書」『産経新聞』、2011 年 8 月 26 日付け朝刊。
- 17 「焦点：空母配備で存在感増す中国、世界の勢力に変化の兆し」『朝日新聞』、2012 年 11 月 29 日付け朝刊。
- 18 *Remarks By President Obama to the Australian Parliament*, The White House, <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/11/17/remarks-president-obama-australian-parliament>（閲覧日 2012 年 11 月 30 日）
- 19 「習総書記『覇権唱えない』強硬派の印象払拭狙う 外国人有識者らと意見交換」『日本経済新聞』、2012 年 12 月 5 日付け朝刊。
- 20 同上。
- 21 「南シナ海、対中けん制強化-中国の軍備増強、周辺国『勢力均衡』狙う」『日本経済新聞』、2011 年 6 月 14 日付け朝刊。
- 22 神谷万丈、伊藤弘太郎翻訳（2011）『米国議会への年次報告書 中華人民共和国に関わ

-
- る軍事・安全保障上の展開 2010』日本国際問題研究所、21-22 頁。
- 23 同上、21-22 頁。
- 24 同上、59 頁。
- 25 神谷万丈、伊藤弘太郎翻訳、前掲書、31-32 頁。
- 26 林正義 (2005) 「反分裂法と米中台関係」『問題と研究』第 34 卷 8 号、国立政治大學国際関係研究中心、7 頁。
- 27 「中華人民共和国主席令第 34 号」『中華人民共和国中央人民政府』、
http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2005-06/21/content_8265.htm (閲覧日 2011 年 7 月 30 日)
- 28 陳隆志 (2005) 「国際法により審議すべき中国『反分裂法』」『問題と研究』第 34 卷 8 号、国立政治大學国際関係研究中心、1 頁。
- 29 「反分裂国家法制定の四大意義与三个有利」『新華網』、
<http://news.163.com/41220/5/182B0L570001124T.html> (閲覧日 2011 年 8 月 1 日)
- 30 「中国の制定した『反国家分裂法』に対する中華民国(台湾)の立場」『台北駐日經濟文化代表処』、
http://www.taiwanembassy.org/ct.asp?xItem=48265&ctNode=3591&mp=202&xq_xCat=diplomacy&nowPage=38&pagesize=50 (閲覧日 2011 年 8 月 1 日)
- 31 「對中共當局的最嚴厲譴責」『行政院大陸委員會全球網』、
<http://www.mac.gov.tw/public/Data/961112333171.pdf> (閲覧日 2011 年 8 月 1 日)
- 32 同上。
- 33 同上。
- 34 「中国の制定した『反国家分裂法』に対する中華民国(台湾)の立場」『台北駐日經濟文化代表処』、
http://www.taiwanembassy.org/ct.asp?xItem=48265&ctNode=3591&mp=202&xq_xCat=diplomacy&nowPage=38&pagesize=50 (閲覧日 2011 年 8 月 1 日)
- 35 同上。
- 36 同上。
- 37 *Blustery Winds in Taiwan Straits*, Los Angeles Times,
<http://articles.latimes.com/2005/mar/08/opinion/ed-china8> (閲覧日 2011 年 8 月 1 日).
Brazen China, Washington Post,
<http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/articles/A28514-2005Mar11.html> (閲覧日 2011 年 8 月 1 日).
China's Paper Dragons, Washington Times,
<http://www.washingtontimes.com/news/2005/mar/13/20050313-091433-3293r/print/> (閲覧日 2011 年 8 月 1 日).
China's Tarnished Star, asahi.com,
<http://www.asahi.com/english/opinion/TKY200503070091.html> (閲覧日 2011 年 8 月 1 日)
- 38 「中台の反分裂法、緊張高め ライス米長官、武器禁輸解除も警戒」『朝日新聞』、2005 年 3 月 22 日付け朝刊。
- 39 第 162 回国会、平成 17 年 3 月 15 日、『衆議院本会議会議録』第 11 号、小泉純一郎総理の発言、8 頁。
- 40 「平和的解決にお互い努力を 小泉首相」『朝日新聞』、2005 年 3 月 14 日付け夕刊。
- 41 「米国國務頼斯 24 小時“旋風式”訪華回顧」『南方網』、
<http://www.southcn.com/today/hotpicnews/200503210849.htm> (閲覧日 2011 年 8 月 2 日)
- 42 1972 年 2 月 28 日、米中双方は、上海で「米中共同コミュニケ」(上海コミュニケ)を發表した。1975 年 12 月 16 日、米中両国は、「中華人民共和国とアメリカ合衆国の外交関係樹立に関する共同コミュニケ」を發表した。1982 年 8 月 17 日、米中両国は「米

-
- 中共同コミュニケ」(817 コミュニケ)を発表した。これら三つの共同コミュニケは、米中関係発展に向けた指導文書である。
- 43 「米国国務頼斯 24 小時“旋風式”訪華回顧」『南方網』、
<http://www.southcn.com/today/hotpicnews/200503210849.htm> (閲覧日 2011 年 8 月 2 日)
- 44 「美強烈反対反分裂法」『台湾：聯合報』、2005 年 4 月 16 日付け朝刊。
- 45 *Japan to Join US Policy on Taiwan*, Washington Post,
<http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/articles/A33297-2005Feb17.html> (閲覧日 2011 年 8 月 2 日)
- 46 西修、前掲『現代世界の憲法動向』、219-220 頁。
- 47 同上、218-220 頁。中華人民共和国憲法第 29 条では、「①中華人民共和国の武装力は、人民に属する。その任務は、国防を強固にし、侵略に抵抗し、祖国を防衛し、人民の平和的労働を防衛し、国家の建設事業に参加し、人民への奉仕に努めることである。②国家は、武装力の革命化、現代化、正規化の建設を強化し、国防力を増強する」と規定している。また第 55 条では、「①祖国を防衛し、侵略に抵抗することは、中華人民共和国の全ての公民の義務である。②法律に従って、兵役に服し、民兵組織に参加することは、中華人民共和国公民の光栄ある義務である。」兵役は、2 年とされている。
- 48 宮尾恵美 (2010)「中国国家動員法の制定」『外国の立法』No.246、国立国家図書館、102 頁。
- 49 田代秀敏 (2011)『中国「国防動員法」-その脅威と戦略と』明成社、10-11 頁。
- 50 戦時とは、①従来型の脅威～外国からの侵略、②非従来の脅威～テロ・自然災害・国内暴動、③突発性事件～自然災害・事故災害・公共衛生事件・社会の安全に係わる事件等である。

第7章 日・米・台の安全保障論議

本章では「ナイ・レポート」と「アーミテージ・レポート」に基づき、日米同盟関係の中で、安全保障上どのような問題が存在しているのか、検討する。さらに、中国の軍事的台頭の脅威に対する台湾の防衛上の政策を考察し、また、「日・米・台」の安全保障協力の可能性、特に台湾が「周辺事態」に含まれるのかどうか、日米はどのように解釈しているのか、検討する。最後に、日本の特殊事情として日本国憲法と集団的自衛権に関する政府の解釈とそれに基づく日台間の安全保障協力の限界について考察する。

第1節 日米安全保障体制の再確認

日米安全保障体制は、「日米安全保障条約、日米地位協定、憲法、自衛隊法、その他多くの関連する法規と制度、日米両国の安全保障政策と経済政策、米軍の軍事戦略等に関わる体制の総称である」¹。この体制は「アジアにおける国際安全保障の問題と密接に関係している。その効果的な運用や実施は、国際的な関心事項であり」²、アジア太平洋地域の安全と平和にとって必要不可欠なものである。

日本の安全保障体制を概観すると、大きな二本の柱から成り立っている。一本目の柱としては、自衛隊による防衛体制があり、『限定的かつ小規模な侵略』に対しては、日本が独力でこれを排除することである³。しかしながら、自衛隊のみで排除することができないような規模や態様による侵略に際しては、日米安全保障条約に基づき、米国の協力を得てその侵略を排除する。これが二本目の柱である。こうして日米安全保障体制は、日本の独立と発展にとって不可欠な存在となっている。

第1項 ナイ・レポート

1995年2月、国防総省は、「米国の東アジア・太平洋地域に関する米国の安全保障戦略（United States Security Strategy for the East Asia-Pacific Region）（いわゆるナイ・レポート）」⁴と題する報告書を発表した。この報告書は米国のアジア・太平洋戦略に関する3回目の報告書であった。日本については、「日米関係は米国の太平洋安全保障政策とグローバルな戦略目的の基礎」「日米安全保障同盟は、米国のアジア安保政策の要」⁵等と最大級の表現で軍事戦略面における日本の役割を強調している。同報告書の筆者の一人である当時の米国国防省次官補ジョセフ・S・ナイ（Joseph Samuel Nye）は、ペンタゴンで講演した際、冒頭で「安全保障は酸素に似ている。酸素がなくなりかけて、初めてその存在に気がつくようになるのである。米国の安全保障上のプレゼンスは、東アジアの発展にとって“酸素”を提供する役割を果してきている」⁶と述べ、日米同盟の重要性を強調した。

第1次⁷、第2次⁸の報告書の特徴は、東アジアにおける米軍を逐次削減する計画を明示した点にあるが、この報告書は、この削減が終わったとの認識の下に、「現行の10万人規模の米軍を東アジアで維持していく方針」⁹を明らかにしている。この報告書の特徴は、東アジア太平洋の安定が米国の国益を満たす上で極めて重要という認識を強調した上で、この地域で米軍のプレゼンスを維持していくとの決意を表明していることである。要するに、アジアの友邦、同盟諸国が多く、この面で米国の世界戦略の成功にとって不可欠の存在であるという認識がはっきりと示されたわけである。

第2項 アーミテージ・レポート

ナイ・レポートに劣らず重要なのは、チャード・L・アーミテージが中心となって作成したいわゆる「アーミテージ報告」である。米国では、当時の国防次官補ジョセフ・S・ナイ（Joseph Samuel Nye）の名前を並べて「アーミテージ・ナイ報告」とも呼ばれるように、共和党と民主党系双方の安保関係者等が名を連ねていた。2000年～2012年まで合計三回にわたり発表された同報告の内容の概要は、以下の通りである。

表 19 第1次アーミテージ・ナイ報告～第3次アーミテージ・ナイ報告の概要

	第1次	第2次	第3次
発表日程	2000年10月11日	2007年2月16日	2012年8月15日
題名（英語）	The United States and Japan: Advancing Toward a Mature Partnership	The U.S.-Japan Alliance: Getting Asia Right Through 2020	The U.S.-Japan Alliance: Anchoring Stability in Asia
題名（日本語）	米国と日本-成熟したパートナーシップへの発展	日米同盟-2020年を見据え、アジアを正しく導く	米日同盟-アジアの安定を支える
発表当時日米の指導者	小泉純一郎（自民党）-ビル・クリントン（民主党）	安倍晋三（自民党）-ジョージ・W・ブッシュ（共和党）	野田佳彦（民主党）-バラク・オバマ（民主党）
安全保障項目の概要	アジアに存する利害関係は、極めて重大なものであるため、米国と日本が、21世紀における両国関係について共通の認識と取り組みを深化させることが急務となっている。冷戦後の地域情勢の不確実性のために、2国間の国防計画策定による精力的な取り組みが求められている。	1、 政策決定の一層の迅速化。 2、 自衛隊海外派遣をより円滑にする法改正、防衛費増額、武力行使に関する制限。 3、 国連安保理常任理事国としての責務との矛盾の解消を求める。 4、 改憲論議へ	1、 原子力・エネルギー 2、 韓国との歴史問題 3、 日米同盟再定義

		の期待。	
日米関係状態	普通な関係	良好な関係	稀薄な関係

出典：INSS Special Report (2000) “*The United States and Japan: Advancing Toward a Mature Partnership*”, National Defense University. CSIS (2007) “*The U.S.-Japan Alliance: Getting Asia Right Through 2020*”. CSIS (2012) “*The U.S.-Japan Alliance: Anchoring Stability in Asia*”によって作成したものである。

これまで、3回にわたり米国の専門家らは、自国の国益だけでなく、アジア太平洋地域で一番重要な同盟国である日本に関する報告書を発表し、日本に同盟の意義を訴えかけたのである。特に報告書で、日本が集団的自衛権の行使を禁止するという政策は、日米同盟関係における最大の虚構であると強調していることは、記憶に新しい。第1次アーミテージ報告書が発表されてから、16年経った現在、ようやく2015年7月15日衆議院平和安全法制特別委員会で安全保障関連法案が可決された。これまで、日本国憲法で許されないとされてきた集団的自衛権の行使容認が正式に認められた。

次の報告書では、アジアには欧州と違い朝鮮半島や台湾海峡等の軍事的に危険な地域が存在していると主張し、これらの脅威に対応するには、日米同盟でなければならないという認識を示した。さらに日本が今後、世界の中で「一流国家 (Tier-one nation) を目指すか、あるいは「二流国家」 (Tier-two nation) で満足するか」という辛辣な問いかけを行い、米国が日本にいかに大きな期待を示しているかが窺える。さらに、今後日本は国際社会の平和と安定に一定の役割を果たす必要があるとの認識も示される。

近年日本は、毎年首相が交代することに象徴される国内政治の不安定と世界経済の同時不況の影響を受けた国内経済の不振に加え、中国の尖閣諸島問題に対する挑発行為など、幾多の難問に対して、具体的な政策対応を示せないまま無為の時を刻むに任せてきた。その反面、高まる中国の軍事的・経済的な脅威に対して、米国は警戒を怠らず、政策を再編して、これに対応してきている。

2012年11月、米国のオバマ大統領は再選を果たしたが、財政赤字問題を抱えながらも、対アジア太平洋地域の政策については、変更することなく「アジア回帰」と「リバランス」戦略を果敢に実行していくであろう。これらの政策には、言うまでもなく、対中「封じ込め」の意図が込められていることは明らかである。もちろん、中国の軍事力、経済力の台頭と同時に、積極的海洋進出に対抗する抑止力は、日米同盟の強化に求められよう。

2012年12月26日、日本では総選挙の結果、首相が交代し、自民党の安倍晋三総裁が再び首相職に就いた。自民党の外交・安全保障政策は民主党と違い、常に米国と協力しながら、同盟関係の維持と強化に力点を置く。3年3カ月ぶりの政権奪回で安倍晋三首相が最初の訪問国として米国を訪問したのは、日米同盟関係の重要性を再確認する意図を込めたものであった。2013年の新年早々、安倍内閣は日本の経済を再生するためにメスを入れた。20兆円超の補正予算案を国会通過させ、さらに防衛予算も1000億円の増額を図る方針を示した。これらの新しい政策を実行するとなれば、今後、日本もアジア

太平洋地域の安全と平和のために従来以上にリーダーシップを発揮できるであろう。米国と肩を並べ、同盟国としての責務を果たしていくことに期待が高まる所以である。

第2節 台湾の国防問題と日・米・台安全保障協力の可能性

第1項 台湾の国防

2011年7月19日に台湾の国防部は「2011年度の国防白書」を発表した。台湾と中国の軍事力にいかん差異があるのか、同国防白書に明確に示されている。中台の軍事力の現状は、「以下の表で示す通りである」¹⁰。

表 20 2010年 中台の軍事力の現状

台湾		項目	中国
27万人		総兵力	2300万人
1200両	陸軍	戦車	7000両
200機		攻撃ヘリコプター	400機
1000門		重砲	8000門
190隻	海軍	艦艇	930隻
30隻		大型作戦艦	70隻
4隻		潜水艦	60隻
390機 (F-16、Mirage 2000、IDF、F-5)	空軍	戦闘機	1860機 (SU-27、SU-30、J-10、J-8、J-7)
0		爆撃機	300機
0		無人機	280機
30基		防空ミサイルシステム	1000基
0	第二砲兵団	戦略ミサイル	180基
0		戦術ミサイル	1400基
0		核弾道	450-500基

(数値はいずれも概数)

出典：中華民国国防部「国防報告書」編纂委員会(2011)『中華民国壹百年国防報告書』国防部、69頁。

当然ながら、台湾は高まる大陸の脅威に対応しようとしている。軍の組織、能力、戦略の調整が始まっている。例えば、兵員の意識を高めようと試みるとともに、より近代的な戦術を採用していることもその一つである。これまでであれば、中国との軍事紛争に備え

ると言っても、台湾は純然たる防衛路線に徹してきた。現在の戦略では、台湾が生き残るには、戦闘の初期段階での優位を確保することが不可欠だと想定されており、士官たちは「迅速な空爆で急速な戦闘の激化という観点から戦争プラン」¹¹を考えている。具体的に台湾の国防戦略目標は、どのような対応を行っているのか。以下の通りである¹²。

1. 戦争の予防：

- 「固若磐石（磐石のように堅固）」の国防武力を建設
- 「有効抑止」能力の構築
- 兩岸軍事信頼機制の設立
- 地域安全保障交流の推進と協力

2. 国土の防衛：

- 兵力素質の強化
- 早期警戒能力の向上
- 統合作戦能力の整備
- 国民防衛の意識を育成し、実力向上を目指す

3. 緊急事態の対応

- 探知と監視能力を強化
- 緊急と危機事態のシステムを整備
- 防災応変部隊の構築

4. 衝突の防止

- 軍事衝突の防止機制を構築
- 衝突防止の規定を強く遵守
- 部隊の緊急事態の対応能力を強化

5. 地域安定：

- 地域の国防安全対話の仕組みに参加
- 地域の海、空の交通線の安全を共同維持
- 地域の反テロリストと人道援助の活動に参加

以上の台湾国防目標はもちろんソフトパワーとして、自国を防衛するために推進しているが、中国と対抗するハード・パワーをさらに向上しなければならないと考えられる。これまで台湾は、台湾海峡を挟んで大陸側が増強している弾道ミサイルに焦点を合わせて、米国に軍事兵器調達を行ってきた。だが、2001年に入ってから、台湾が獲得を望む兵器の多くは、中国による海上封鎖に対抗するためのものになってきている。交渉の内訳から見ると、台湾は「ディーゼル式、キッド級駆逐艦、P3C 対潜水艦哨戒機、最新鋭魚雷、機雷掃海用ヘリコプター等強力な海軍用兵器システムの購入を希望し」¹³、ワシントンもその売却に合意した。さらに、台湾はイージス対空防衛レーダーを備えたアーレイ・バーク級の最新型駆逐艦の購入も希望している。これは、中台双方にとって、深い意味を持つ兵器である。北京政府は、イージスシステムは今後、ミサイル防衛システムの一部と

される可能性があるだけでなく、それが台湾に売却されれば、米台間の防衛協調がますます強化され、その結果、台湾での独立機運がますます高まるかもしれないと見ていたからである。

台湾は、イージスシステムは中国の弾道ミサイルの脅威への防衛策として必要なだけでなく、米国による、台湾防衛の証としても安心材料になると見ていたからである。

一方、近年台湾の国防予算は、2002年度78億ドル、2005年度82億ドル、一番高かったのは、2008年度108億ドルであった。馬英九総統が就任後、国家予算削減のため国防予算は、逐年減少し、2009年度96億ドル、2010年度93億ドル、2011年度92億ドルになった。この数字は「中国2011年度の国防予算の1%にも達していない」¹⁴のである。国防부는「台湾の軍事力は中国軍と競争しない、現在の目標は小さくて精密、小さくて強い、小さくて器用という国防力を構築する」¹⁵と述べた。従って、台湾と中国の軍事力の差は拡大したが、自国の国防力を向上させるためには、米国からより防衛力のある武器を購入せざるを得ないのが現状である。

第2項 日米台の安全保障協力

台湾の安全保障は、日米安全保障条約の運用上、日米両国が直面するもう一つの重要な課題を突きつける。なぜなら、台湾の安全保障は日本の安全保障に直結しているからである。2005年に発表された、日米安全保障協議委員会の「地域における共通の戦略目標」のなかで「台湾海峡をめぐる問題の対話を通じた平和的解決を促す」¹⁶と初めて記された。読売新聞によると、「1996年の日米安全保障共同宣言を書き直し、日本は台湾海峡を巡る問題が安全保障上の懸念である、という米国の立場に初めて加わる」¹⁷と報じられたが、この一事をもってしても台湾の安全保障に日本の国内世論が敏感性を強めていることが分かる。

台湾側は「共通戦略目標に台湾海峡問題が含まれたことに、当時の陳総統は謝意を表した」¹⁸とし、軍関係者の間にも「中国が攻めて来たら、日米が台湾を防衛しないわけがない」¹⁹との声が多い。当時の陳総統はかねて、日・米・台3者による安全保障枠組みの確立を主張してきており、この日も「価値を共有した最も素晴らしい同盟関係」²⁰とあえて言い切っている。周知のとおり、日本政府の日台関係に対する立場は、あくまでも「非政府間の実務的關係」に留まる。しかし、同盟変革の流れの中で、安全保障問題としての「台湾」問題は、このような実務的な枠組に収まり切らなくなってきた。当時の陳総統の発言は、台湾問題が日本にとって、より大きな安全保障上の問題になりつつあるという「現実」を突きつけたと言ってよい。

即ち、この共同発表により、日米安全保障体制の強化は新しい段階に入り、日米両国が台湾海峡情勢を含む、地域全体の安全保障に関わる緊密な協力へと一歩踏み込むことを示唆していたのである²¹。

当時、陳水扁政権下では、国会議員や「トラック2」のチャンネルを通じて、積極的に日台間の政治的交流関係構築の試みが多角的に行われ、共通の利益や、民主主義的価値観の共有が強調された。米・日・台三者間のネットワークを立ち上げ、台湾の地域主義への参与や、安全保障上の相互作用を強化しようという試みが重ねられた。日台間においても、陳水扁政権は日本の各界に対して台湾海峡の平和を維持することで共通の利益を発展させることに理解を求めるアピールを絶えず行なった。

このように、「日・米・台安保対話」と「安保連盟」は、当時の陳水扁総統の任期中に、日台関係を推進する上で重要なアピールの手段となった。台湾では、民間のシンクタンクによって「日・台」と「台・米・日」等の安全保障戦略対話会議が開催されてきた。以下は、当時開催された主な日台の民間安保対話の内容である。

表 21 当時開催された主な日台の民間安保対話

名称	主催機関	主な参加者	期間
日華大陸問題研究会 議(2005年に日台 「アジア太平洋研究 会議」に名称変更)	政治大学国際関係セー ター(台)	学者、官僚*、評論家	1971～
日台フォーラム	中華歐亞基金会(台) 日本平和研究会(日)	学者、官僚*、評論家	2002～
台湾安保フォーラム	台湾安保協会(台)	軍事関係者**、学者、官 僚*	2001～
東京一台北「アジア平 和」国際交流会議	国防大学(台) 国策研究院(台) 兩岸交流遠景基金会(台) 日本東京財団(日)	軍事関係者**、学者、官 僚*	2002～
日米台戦略対話	台湾シンクタンク(台) AEI(米) ヘリテージ財団(米) 岡崎研究所(日)	学者、官僚*、評論家	2002～
日台研究フォーラム	台湾大学政治学系台湾安 全研究センター(台) 慶應義塾大学東アジア研 究所(日)	学者	2002～

*：ここで官僚とは主に台湾の官僚を指す。

**：軍事関係者とは台湾の軍事関係者と日本の元自衛隊高級幹部を指す。

出典：川島真、清水麗、松田康博、楊永明(2009)『日台関係史 1945-2008』東京大学出版会、226頁。

2011年10月17日、台湾と米国、日本による、安全保障に関するシンポジウム「台・米・日3者安全保障対話」²²が台北で開かれた。外交部の関係者は、「初めてわが国(台湾)と米、日の国会議員が一堂に会し、3者による安全保障分野での将来的協力強化について、意見交換が行われる」²³と述べた。外交部は、「このシンポジウムは、台・米・日の3者間における意見交換のプラットフォーム構築に寄与する」²⁴と述べた。台湾政治が本格的に

「台・米・日3者の対話」を重要視しはじめたのである。

日米間の協力と、日台間の交流は日増しに密接になり、日台双方の政府が、交流強化に意欲を見せている。東アジア情勢と、日台双方で起こりつつある国内的变化は、日台関係推進のチャンスであると考えられるが、日台関係には構造的制約が存在している。それは、台湾問題が日中関係において、政治的に微妙な問題として終始位置づけられているからである。なぜなら、外交関係がない日台関係の発展が、日中関係という公式的な外交関係の枠組からの制約を受けることを回避できないからである。しかし、台湾と日本の間には、さまざまな側面で関係を発展させてきた経験があり、すでに共通の利益構造が構築されている。日台双方が、日台関係における構造的束縛から歩み出し、過去を超える発展を実現させようとしたことを考慮に入れると、今後、日台相互の関与政策は次第に改善されていくものと思われる。さらには、日台間の友好的な相互依存関係の強化にも繋がっていくであろう。

第3項 日米同盟と「周辺事態法」

1952年4月に発効した日米安全保障条約第1条（旧条約）は、日本国内に駐留する米国の軍隊が「極東における国際の平和と安全の維持に寄与」するという内容で、いわゆる「極東条項」と呼ばれている。1960年6月に発効した日米安全保障条約（新条約）では、「極東条項」を保留し、第6条で「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」と定められた。しかし、「極東」の範囲については、日本の国会で大きな議論があった。岸信介内閣は、1960年2月26日、政府統一見解を発表した²⁵。簡潔にいうと、「フィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であって、韓国及び中華民国の支配下にある地域」で起きた武力攻撃があった場合、アメリカが行動を取ることを決めたら、日本はそれに協力するということであった。つまり、「台湾地域」の安全保障は、日米安全保障の防衛対象として加えられていたのである。

1969年11月21日、佐藤首相が、ナショナル・プレス・クラブで行われた日米首脳の共同声明で「台湾地域での平和の維持も我が国の安全にとって重要な要素である」²⁶と発表した。いわゆる、「台湾条項」である。これによって、日本政府は台湾海峡の安全保障と日本の防衛とをはじめて連結したのである。日本政府がはっきり「台湾地域」を防衛することは、沖縄返還の代償として米国の言い分を受け入れざるを得ないという背景があるのかもしれない²⁷が、それは米国の極東戦略に協力する姿勢を示すものであると考えられる。言い換えれば、当時の台湾地域の安全保障は、日米安全保障条約と米華相互防衛条約によって、守られているのである。

1970年代に入ってから、国際情勢に大きく変化があり、米中関係改善と日中国交正常化により、上述した「台湾条項」の存在意義が検討された。1972年6月23日、春

日一幸議員が提出した台湾条項消滅に関する質問に対して、日本政府は、「1969年の日米共同声明第四項において述べられている台湾地域における平和と安全に関する見解（いわゆる台湾条項）の基礎にあったこの地域の情勢に対する認識は変わったものとする」と²⁸と答えた。日米安全保障条約の極東の範囲について、「現状は、変更がないということであるが、もし米国が台湾から軍隊と施設の撤退という最終目標に至ったら、極東の範囲は、所要の調整が行われることとなるもの」²⁹と説明した。つまり、「台湾条項」は消滅したのである。それは、台湾の安全保障において日本の役目が終わったことを意味している。

1979年1月1日、米中関係正常化とともに、米国は台湾と国交を断絶し「米華相互防衛条約」³⁰は、無効になってしまった。その4カ月後、1979年4月10日、当時のカーター（James Earl Carter, Jr.）大統領が署名して、台湾との関係について正式に法律が発効した。いわゆる「台湾関係法」³¹である。1978年12月31日に米国と台湾との国交関係が断たれたが、この法律により1979年1月1日までに遡って効力を持つこととなった。この法律に記された通り、1979年1月1日から、「台湾関係法」による米国と台湾との関係が再度スタートした。その間に一日の途切れ目もなく、条約関係から国内法体制へと移行したのである。

この中で特に注目すべきは、「台湾の安全は西太平洋の安定と安全と繋がっている」及び「台湾が危機にさらされた場合、米国はそれを排除する」という2点である。それは、台湾にとって命綱とも言えるものであった。1996年3月の第3次台湾海峡危機の際、米国が救援の手を差し伸べたことは、それを立証している。同法の内容中、米国の台湾政策上、最も重要な条文は、第2条B項（5）の「台湾に対して防衛的性格を有する武器を提供すること」³²である。それは、米国にとって「台湾の将来をボイコットまたは禁輸を含む平和的手段により決定しようとするいかなる試みも、西太平洋地域の平和と安全に対する脅威であり、かつ米国にとって重大な関心事項である」³³とみなしているからである。

1997年に改定された「日米防衛協力のための指針（見直し）」（以下、新ガイドライン）の冒頭には「日米同盟関係は、日本の安全の確保にとって必要不可欠なものであり、また、アジア太平洋地域における平和と安定を維持するために、引き続き重要な役割を果たしている。日米同盟関係は、この地域における米国の肯定的な関与を促進するものである。この同盟関係は、自由、民主主義及び人権の尊重等の共通の価値観を反映するとともに、より安定した国際的な安全保障環境の構築のための努力をはじめとする、広範な日米間の協力の政治的な基礎となっている。このような努力が成果を挙げることは、この地域のすべての者の利益となる」³⁴と記された。

これについて、台湾の政治学者楊永明³⁵は「新ガイドラインが、米軍の東アジアにおけるプレゼンスと、日米による東アジアの安全、安定維持協力を再度確認し、『日本の周辺事態』という概念により、台湾海峡の安全を日米安全保障条約の範囲内に取り込んでいる」³⁶と指摘している。ではなぜこのような意味を読み取ることができるのか。改訂された重要な点の一つに「日本の周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場

合」³⁷の条文の中から、日本の周辺事態の概念を従来の「地理的概念」から「事態の性質に着目した概念」に変更し、周辺事態の範囲を再解釈したのである。しかし、新ガイドラインの改訂によっても、台湾海峡の安全保障に対する関与については、依然として戦略的な曖昧性が色濃く残る。それは中国に対して神経質なまでに配慮することからもうかがえる。

楊永明は「『新ガイドライン』の主な争点は『日本の周辺事態』が台湾を含むかどうかである」³⁸と述べている。まず、1960年に改定された日米安全保障条約の極東条項にまで遡ると、1960年2月26日の極東条項に関する公式見解で、当時の岸信介首相は「ここである区域としては、大体においてフィリピン以北、並びに日本及び、その周辺の地域であって、韓国及び中華民国の支配下にある地域もこれに含まれる」³⁹と述べている。当時、国会では、台湾の支配下にある金門、馬祖をなぜわざわざ日本の安全保障に含めなければならないのか、という質問が出され、議論されている。この質問に対して、当時の岸信介首相は「地域的な観念は抽象的でありますけれども。(中略)。日米両国が関心を持っておる地域。(中略)。私はこれらの地域、今まで述べたところの地域を含めておるといふ政府の従来の答弁が適当である」⁴⁰と答弁した。

当時の日本政府の統一見解では、「台湾は日米安全保障条約の『極東』の範囲に入っているとおり、日本は武力を行使する米軍を支援する際、台湾海峡は『周辺有事』の範囲に含まれるというのが一般的な見解である」⁴¹とされている。当時の梶山静六内閣官房長官は、1997年8月に以下のような見解を示した。「周辺事態」の地理的範囲について、中国と台湾との紛争に関しては「周辺事態」として捉えることを当然とした。そして、中台の間に紛争が現実になり、米国が軍事行動を起こした場合、「その行動を支援しないで、日米安保が有効か」⁴²と語り、「支援せざるを得ないとの考えを明らかにした」⁴³。

上記の内容から分かるように、当時の梶山静六内閣官房長官の発言は、従来の日本政府が日米安全保障条約第6条で言う極東地域の地理的範囲に関する解釈から見ると、矛盾するところはなかった。しかし、中国政府は、当時の梶山静六内閣官房長官の発言に対して、「1972年の日中国交正常化以来、日本政府高官によって初めて行なわれた中国に対する内政干渉」と非難し、唐家璇外務次官も同日、中国は日米防衛協力の拡大を望まないと語って、梶山静六内閣官房長官発言に不快感を⁴⁴表明したのである。結局、この問題は、当時の橋本首相が1997年9月4日に訪中した際に日本政府の公式的立場⁴⁵を表明することで収束に向かった。その後、「日本政府は日本周辺事態における事態を『地理的概念ではなく、事態の性質に着目した(not geographical, but situational)概念』と定義づけ、新ガイドラインの第5条にこの定義が挿入される」⁴⁶こととなった。従って、このように曖昧に定義づけると、日本政府の「周辺事態」に対する解釈が拡大解釈されかねないおそれがある。なぜなら、資源の輸送路に当たるマラッカ海峡やインド洋までが「周辺」地域に含まれることも考えられるからである。さらに、「このような曖昧な定義に依存する限り、理論的かつ政治的には米軍のインド洋以西における活動に対して後方支援を行うことも可

能という解釈も十分あり得る」⁴⁷と言えるからである。

1998年4月16日、当時の外務省の柳井俊二事務次官が「周辺事態」の地理的範囲について「極東の範囲と概念的には同じようなことになるだろう」⁴⁸と発言した。だが、その直後に、竹内行夫条約局長が、参議院の外務・防衛委員会で「周辺地域と極東が、それぞれ日本の安全に密接な関連を有するという趣旨で『同じ概念』といったが、周辺地域と極東の範囲が同じという主旨ではなかった」⁴⁹と釈明した。このことから、当時同省も腰は定まっていなかったように見える。

1998年5月22日の衆議院外務委員会で、当時の外務省の高野紀元北米局長が、日米安全保障条約の「『極東』とその周辺」について、「ガイドラインのもとに、意味においては、同じように周辺事態で。（中略）。定義上、それは極東の平和と安全に即ちかかわる事態」⁵⁰と述べた。「極東」については「極東の周辺という概念。（中略）。地理的に一概に画定できない地域で（中略）。周辺事態も地理的概念ではありません」⁵¹と釈明した。

当時の久間章防衛庁長官は1998年5月26日の記者会見で、当時の高野紀元北米局長の発言に対して、「不正確だ。安保条約の枠を超えることはない、そして地理的概念でないというのは正確だ」⁵²と反論した。国会での他省庁幹部の答弁を閣僚が明確に否定するのは、極めて異例である。防衛庁では、当時の高野局長は何であんなことを言ったのか。キツネにつままれたようだとの不満が高まっていた。

こうした一連の「周辺事態」の解釈の中で、特に注目されたのが当時の小沢一郎自由党党首の発言である。彼は1999年2月28日に訪中した際に「周辺と言え、日本の周りに決っている。（中略）。中国と台湾も含まれる」⁵³と強調した。また「彼は日本政府の公式定義によって米軍に軍事活動に対する協力が『地理的に制限のない』ものになってしまうという点」⁵⁴をも強調したのである。この発言に対しては、言うまでもなく、中国からの厳しい反発があった。

2005年4月に訪米中の当時の町村信孝外務大臣は、台湾問題について、「もともと台湾は日米安保条約の対象になっている。（中略）。極東条項の地理的な範囲に、台湾が含まれる。今までの政策と全く変わっていない」⁵⁵と発言した。この発言に対して、台湾は歓迎しているが、外務大臣の言葉として、明確に言い切ったのは初めてである。日本だけでなく、米国国防省のカート・M・キャンベル（Kurt M. Campbell）次官補代理（当時）は、1997年9月19日、ワシントンの記者会見で、「米国には台湾関係法があり、台湾への脅威に対処する責任がある」⁵⁶とし、「この法律に基づいて米国は、台湾が安全を確保するための手段を提供するし、台湾有事に対応するために必要な兵力をアジア太平洋に維持している」⁵⁷と述べた。このように、台湾海峡有事は新ガイドラインの対象から排除されない、という米国の基本認識が示されたのである。要するに米国は、中台関係に最も深く関与する大国であり、敵対と緊張に向かう台湾海峡の急激な変化に重要な国益がかかわっているからこそこのような認識が示されたのである。

米国が主張している対台湾の防衛政策について、仮に台湾海峡有事の際、米国が迅速に

対応できるように在日米軍から軍隊を派遣し、台湾の平和と安全を守るという意味が読み取れる。このことについて、台湾の政治学者楊永明は、「米国の台湾防衛に対するコミットメントの連携構造が『台湾ファクター』を形成していると言えるだろう」⁵⁸と述べている。

ただし、米国の対台湾政策は依然として曖昧性が残されている。それは、あまり台湾擁護の態度を強く示すと、台湾側にある種の自信過剰にさせてしまい「独立」の機運を高め、中国側を無用に刺激することになるからである。だからこそ「周辺事態」の概念について、日米両国政府は曖昧な概念定義を行い、台湾問題に対して「戦略的曖昧性」の政策を維持し続けているのである。

2015年9月19日、平和安全法制関連2法が成立し、同30日に公布された。この中で周辺事態法が改正され、従来の「周辺事態」について削除するとともに、名称を「重要影響事態」を変更した。「重要影響事態」の定義は、「そのまま放置すれば、我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態など、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」⁵⁹のことである。「重要影響事態」の認定基準について安倍首相は、委員会の答弁で、「①紛争当事者の意思や能力、事態の発生場所や米軍等の活動内容、②我が国に戦禍が及ぶ可能性、③国民に被害の重要性」などの認定基準を明らかにした。また、重要影響事態の認定は、事態の個別具体的な状況に即して総合的に考慮し、客観的合理的に判断する」⁶⁰と述べた。

2015年9月4日参議院の「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」⁶¹で、台湾について議論があった。特に台湾海峡有事の際に、日本にとって「重要影響事態」あるいは「存立危機事態」に当たるか否か、中谷元防衛大臣の発言は、従来通り曖昧のままであり、はっきりしなかったのである。

第3節 日本国の特殊事情「憲法」と「集団的自衛権」-危機対応

第1項 憲法第9条と集団的自衛権

日本国憲法が制定されてから、憲法第9条と集団的自衛権をめぐっての政府解釈にはさまざまな考え方が存在してきた。政治的にも種々の論争を引き起こしてきたことは、周知の通りである。それに伴って、解釈に関する論争に決着をつけるために、憲法改正を求める声もしばしば表れる。以下では、政府解釈の変遷についてまとめておこう。

表 22 自衛権に関する政府解釈の概観

会議名	発言者	内容
1946年6月26日 第90回衆議院本会議	吉田茂総理	次に自衛権についての御尋ねであります、戦争 抛棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否

録、6号		定はして居りませぬが、第9条第2項に於いて一切の軍備と國の交戦権を認めない結果、自衛権の發動としての戦争も、又交戦権も抛棄したものとあります、(中略)。全世界の平和愛好国の先頭に立って、世界の平和確立に貢献する決意を先ず此の憲法に於いて表明したいと思ふのであります ⁶² 。
昭和25年7月29日 衆議院本会議録、10号	吉田茂総理	警察予備隊の設置のその目的は何か、これは治安維持であります。秩序を維持するためであります。その目的以外には何ら出ないのであります。この警察予備隊によって国際紛争を解決する手段とは全然いたさない考であります ⁶³ 。
昭和28年7月25日 参議院予算委員会会議録、23号	木村篤太郎 防衛庁長官	第9条第1項において「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」。いわゆるこの意味から申しますと、再び侵略戦争の愚を繰返すようなことをさせないということが根本であります。この規定の裏から見て、自衛権を否定したものでもないし、又自衛権の裏付けである自衛力を否定したものでないと考えております。(中略)。どうも国家である以上は、自衛権を持ち自衛力を持つのは、これは当然であろうと思っております。これは平和条約においてもあるいは国連憲章によっても皆自衛権のあることは認めているのであります ⁶⁴ 。
昭和35年3月31日 参議院予算委員会会議録、23号	岸信介総理	憲法9条の解釈として、内容は私ども変えておりません。従って日本の自衛隊がいかなる意味におきましても日本の領域外に出てこれを防衛する、武力行使をする、あるいは実力行使をするということは、これは一貫して認めておらないのであります ⁶⁵ 。
昭和47年9月14日 参議院決算委員会会議録、閉5号	高島益郎外 務省条約局長	日本には集団的自衛権はもちろん主権国としてございますけれども、これは憲法第9条の解釈からいたしまして、そのような権利を行使することはできない、これははっきりいたしております。従って、この日米安保条約そのものも、第5条をごらんになればおわかりのとおり、つまり相互防衛条約ではなくて、日本が米国の力によって安全を守る、日本は米国の領土防衛をしないというたてまえになっております。この点はつまり、日本が集団的自衛権を行使できないということの実は裏側の証明になるうかと思ひます ⁶⁶ 。
昭和47年11月13日 参議院予算委員会会議録、5号	吉国一郎内 閣法制局長官	戦力とは、広く考えますと、文字どおり、戦う力ということでございます。そのようなことばの意味だけから申せば、一切の実力組織が戦力に当たるといってよいでございましょうが、憲法第9条第2項が保持を禁じている戦力は、右のようなことばの意味どおりの戦力のうちでも、自衛のための必要最小限度を越えるものでございます。それ以下の実力の保持は、同条項によって禁じられ

		てはないということをごさいます、この見解は、年来政府のとっているところをごさいます ⁶⁷ 。
昭和55年11月7日 参議院本委員会会議録、7号	鈴木善幸総理	自衛隊の海外派遣についてお尋ねがありましたが、従来から申し上げておりますように、武力行使の目的を持って自衛隊を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであり憲法上許されないが、武力行使の目的を持たないで自衛隊を他国に派遣することは、憲法上許されないわけではないと考えております ⁶⁸ 。
昭和55年11月20日 参議院内閣委員会会議録、9号	角田禮次郎 内閣法制局長官	憲法第9条の解釈として、政府はかねてから申し上げているところでありますけれども、わが国の武力行使というものは自衛のため必要最小限度の範囲内のものでなければできないということを言っているわけをごさいますから、武力行使を伴うような国連軍の目的、任務、そういうものをもっている国連軍に自衛隊が参加をするということは、いま申し上げたような理由からその範囲を超えるということになるわけをごさいます ⁶⁹ 。
昭和56年5月29日 衆議院外務委員会会議録、内閣委員会、安全保障特別連合審査会、1号	鈴木善幸総理	わが国は憲法並びに基本的防衛政策に基づきまして、個別自衛権しか私どもは考えておりません。集団的自衛権は考えていないわけをごさいます ⁷⁰ 。
平成3年10月1日 衆議院国際平和協力等に関する特別委員会会議録、6号	中山太郎外務大臣	昨年の湾岸戦争の日本が国家として体験をしたその経験に基づいて、資金だけで国際的な平和のために貢献をすることも大事でありますけれども、人的に国際平和のために貢献をすることが極めて重要であるということを強く印象づけられました。(中略)。私は、やはりそこで、人間が一番大切なものは何か、それはやはり人命であります、続いてお金である、こういうことを考えると、人命をかけてまで平和のために貢献をする、あるいは身に危険があるようなことでも国際社会のために貢献をすることによって、国際社会は敬意を払い尊敬をするというのが、私は現在の社会の通念ではないかと考えております ⁷¹ 。
平成3年11月18日 衆議院国際平和協力等に関する特別委員会会議録、3号	柳井俊二外務省条約局長	自衛隊につきましては、憲法上必要最小限度を超える実力を保持し得ないというような厳しい制約があるわけをごさいます、(中略) ⁷² 。
平成27年7月15日衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録、22号	安倍総理	我が国に対する武力攻撃が発生したこと、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が侵され、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること。これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を護るために他に適当な手段がないこと。必要最小限の実力行使にとどまるべきこと。これが新三要件であります ⁷³ 。

出典：「国会会議録検索システム」、

http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_logout.cgi?SESSION=3410 (閲覧)

日 2011 年 10 月 17 日)

以上は、憲法第 9 条と集団的自衛権について、政府の解釈を概観したものである。政府は、従来日本は自衛権を保有しており、「自衛隊は憲法違反ではない」との解釈をとってきている。自衛権の存在については「憲法は、自衛権を否定していない。独立国家である以上、当然保有する権利である。憲法は、これを否定していない」としている。にもかかわらず、自衛権の行使と、自衛権の発動については、2011 年 5 月 19 日の衆議院安全保障委員会で当時の松本剛明外務大臣は、「①『日本に対する急迫不正の侵害があること、②これを排除するために、他に適度な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと』という 3 要件に制約されている」⁷⁴とほぼ政府が今まで述べてきたのと同じ主張を繰り返した。

2011 年 11 月 1 日の衆参両院で行われた各党代表質問でも、野田佳彦総理は、集団的自衛権の行使について、「政府としては憲法上、許されないと解しており、総理として現時点で解釈を変えることはない」⁷⁵と述べ、「今までの主張と変わらない」という見解を示した。

2012 年 7 月 12 日、野田総理は衆議院予算委員会で、自民党がまとめた国家安全保障基本法案⁷⁶に関して、「集団的自衛権の一部を必要最小限の自衛権に含むというのは一つの考えだと評価した。集団的自衛権の行使は政府の憲法解釈で禁じられているが、自衛権の対象を広げて行使を認める考え方にも理解を示した」⁷⁷ものである。

集団的自衛権について、自民党の茂木敏充議員の質問に答えた野田総理は「現時点では今の（憲法）解釈でやると述べたうえで、野田政権の有識者会議が憲法解釈の見直しを提言したことに触れ、『自民党の考えもある。国会でいい議論ができれば』と語った」⁷⁸集団的自衛権については、野田政権も従来と変わらないものであった。

従来の政府解釈を変更するには、内閣法制局の抵抗や世論の動向等さまざまな要因をクリアしなければならない。また、第 9 条そのものの解釈をめぐっても、さまざまな学説がある。第 9 条には、政府解釈を変更するだけではすまない根本的な問題が存在する。現在、日本が置かれている東アジアの国際状況は以前より厳しいのが現状である。周辺諸国の中国と北朝鮮からの脅威は常に存在し、挑発行為は次から次へと続くので決して安全とはいえないからである。一見平和に見えるが、常に緊張感が走っている。戦争の危険性が一触即発寸前に迫っていると言っても過言ではない。ようやく、2015 年 7 月 15 日、衆議院平和安全法制特別委員会で安全保障関連法案が可決された。これまで、日本国憲法で許されないとされてきた集団的自衛権の行使容認が正式に認められた。今後、日本の安全そのものを根源的に問い直すために、憲法改正への道を含めて日本の行く末を真剣に討議すべき時に立ち至っているように思われる。

第2項 集団的自衛権と「台湾有事」

2014年7月1日、安倍政権は、集団的自衛権行使容認の閣議決定を行なった。翌2015年5月15日に国会へ提出された安全保障関連法案は、国会で審議を経て、2015年7月15日、衆議院平和安全法制特別委員会で安全保障関連法案が可決された。これまで、日本国憲法で許されないとされてきた集団的自衛権の行使容認が正式に認められ、それは、日本の憲政史に残る歴史的瞬間であったと考えられる。同法案は、2015年9月19日、参議院本会議で賛成多数により、可決・成立した。

なぜ今の時期に安全保障関連法案を成立させたのか。この問いに対する答えの一つは、日本を取り巻く安全保障環境が大きく変わり、一層厳しさを増したからである。言うまでもなく、北朝鮮が核弾頭ミサイル開発を行い、中国は経済成長に伴う軍拡を続けて、領土拡張を狙う野心を隠していない脅威が存在している。さらに、米国はアジア太平洋地域を重視する政策を進めているなかで、国防費を削減しており、東アジアの安全と平和を守るため、日本は必要不可欠の存在である。日米同盟関係で、日本の役割を拡大させるため、安全保障関係の法改正をしなければならないのである。

法案は、自衛隊法改正案等10本と新たに作られる「国際平和支援法案」1本を一つにまとめた「平和安全法制整備法案」である。具体的に、どのような内容を改正したのか。1999年に制定された周辺事態安全確保法では、「そのまま放置すれば、日本に対する直接の武力に至るおそれのある事態等日本周辺の地域における日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態」として、脅威は、日本周辺に限定されているのに対して、重要影響事態安全確保法では、「日本周辺の地域における」を削除し、地理的限定を撤廃しているのである。つまり、世界中のどこでも、場所を問わず、日本に及んでくる脅威は「重要影響事態」と認定されれば自衛隊が出動できるという解釈である。

さらに、事態対処法では、「存立危機事態」の文言を加え、武力の行使を可能にするため、憲法第9条の下で許容される新三要件を定めた。その内容は、「①日本に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、②これを排除し、日本の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」⁷⁹である。

今回の改定により、自衛隊の派遣を可能とする「武力攻撃発生事態」、「武力攻撃切迫事態」、「武力攻撃予測事態」、「存立危機事態」、「重要影響事態」、「国際平和共同対処事態」等、6つの事態が想定された。事態の内容により自衛隊が活動できる内容や、国会承認手続きの必要性などが定められた。そのなか、「存立危機事態」では、集団的自衛権の行使が可能となり、自衛隊の武力行使も認められる。しかし、「存立危機事態」の定義は、非常に曖昧な解釈であり、何をもって「日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険が」と判断するのかについては、日本政府は必ず

しも明確な答えを出してはいない。

もちろん、「存立危機事態」の説明では、「日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生」という文言がみられる。例えば、台湾海峡有事が発生した場合、日本政府が自衛権発動という要件で「日本と密接な関係にある他国」という範疇では、「台湾」は、「国」、「外国」として認めるか否か、という問題が生じる。「台湾」を、「国」として認めるか否か、2014年5月16日の外務委員会で石井正丈外務省国際法局長は、民主党渡辺周議員の質問に対して、日本政府は、「①集団的自衛権は、国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利ということ、②国際法上、台湾が国か、外国に当るのかについて、わが国は、サンフランシスコ平和条約第2条により、台湾に対する全ての権利、権限及び請求権を放棄しているので、台湾の法的地位に対して独自の認定を行う立場にはない。③我が国は、台湾の問題について、従来立場は、関係当事者の話し合いにより平和的に解決することを強く希望しているので、それを異なる前提において議論することは適切ではない」⁸⁰と答えた。つまり、日本政府は、1972年の日中共同声明第2項⁸¹及び第3項⁸²で、台湾について中華人民共和国の立場を「十分理解し、尊重する」とともに、ポツダム宣言第8項に基づく立場を堅持するとの方式をとり、「中華人民共和国」は中国を代表する「唯一の合法政府」として承認したから、台湾を、国か否かは、判断できないのである。

続いて、2015年6月15日の「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」で維新の党初鹿明博議員が岸田文雄外務大臣に対して、台湾は「日本と密接な関係にある国」であるか否かについて、質問した。岸田文雄外務大臣は、「国際法上、自衛権を行使するのは国でありますので、密接な関係にある国というのは国家であります。その国家につきましては従来、未承認国家あるいは分裂国、こういった国も入るという説明をしていたと承知をしております。その範囲内で密接な関係にある他国を考えていくことになると考えます」⁸³と答弁した。さらに、初鹿明博議員は、「未承認国家や分裂国も入る。では、具体的に聞きますが、台湾は入るといいますか」⁸⁴と質問した。岸田文雄外務大臣は「密接な関係にある他国につきましては、今も申し上げましたように、自衛権を行使するのは国でありますので、国家が該当し、そして、未承認国家あるいは分裂国も入る、このような説明をしております。」⁸⁵と答えた。

上記の答弁から分かるように、自衛権発動の要件で「日本と密接な関係にある他国」について、日本政府は、「台湾」を国として判断しないという立場を主張している。しかし、「密接な関係」の「他国」は、直接「台湾」を言及していないが、「台湾」を「未承認国家」や「分裂国」として取り扱っている。つまり、「日本と密接な関係にある国」について、「台湾」は確実にここに入っていると言えるものである。

もし、台湾が武力攻撃を受けることが、上記で述べた自衛権発動の新三要件の一つ、「日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危

険がある」と日本政府が判断する場合、自衛隊の武力行使が可能であると考えられる。ただし、日本政府は、「台湾の問題について、従来の立場は、関係当事者の話し合いにより平和的に解決することを強く希望している」⁸⁶と述べている。このように、台湾海峡有事が発生した場合に如何に対処すべきかは、従来と変わらず、はっきりしていないのである。

第4節 小 結

戦後、日米安全保障条約は、東アジアの安全と平和を維持してきて、米国のアジア安全保障政策の要でもある。東アジアにおける脅威の存在に対して、米国のアジアへの関与政策が2012年の「アジア回帰」と「リバランス」政策の展開としてさらに明確となった。米国と日本の安全保障同盟は、米国のアジア戦略の礎石であるが、日本が緊密な戦略的パートナーシップを堅持することは、地域の平和と安定に役立ち、安定、繁栄、新生民主主義国家の育成といった世界規模の目標にも貢献できる。

さらに、この激動の世界では、東アジアにおける日台関係は、独立変数でありながら、米中関係により常に牽引されている。もちろん、日台間で安全保障の問題は存在しているが、対話を通じて問題を解決する必要がある。しかし、東アジアの平和と安全を維持するためには、台湾の戦略的重要性は無視できるものでは決してない。日米同盟以外にもう一つの選択肢として、日本と台湾との連携の強化がある。なぜなら、台湾は、国家の基本的理念が日本と合致し、自由・民主主義、権力分立、基本的人権、言論の自由等が保障されているからである。また、日本と同じ価値観を共有し、自由主義の地域である。さらに、東アジアにおいて、台湾の重要性はますます高まり、日本にとって欠かせない存在である。日本は中国「一辺倒」とも言える今までの中国に対する支持を変え、日本経済が生き残るために台湾との経済的、社会的、文化的、科学技術的などの分野をさらに発展させ、協力と進めるべきである。

-
- 1 高井晋（2010）「日米安全保障条約体制の法的再吟味」『防衛法研究』第34号、防衛法学会、9頁。
 - 2 同上、9頁。
 - 3 防衛法学会編著、安田寛《監修》（1996）『平和・安全保障と法』内外出版社、31頁。
 - 4 世界週報編集部 訳（1995）「米国防総省の第3次東アジア戦略構想-①-アジア防衛のコミットメントを継続する（国防総省報告書1995年2月27日）（ドキュメント）」『世界週報』東京：時事通信社、1995年3月21日号、64頁。
 - 5 世界週報編集部 訳（1995）「米国防総省の第3次東アジア戦略構想-③-アジアに米軍プレゼンスを維持する理論的根拠（国防総省報告書1995年2月27日）（ドキュメント）」『世界週報』東京：時事通信社、1995年4月4日号、64-65頁。
 - 6 同上、64-65頁。
 - 7 第1次の報告書は1990年4月に発表された。
 - 8 第2次の報告書は1992年7月に発表された。
 - 9 世界週報編集部 訳、前掲「米国防総省の第3次東アジア戦略構想-①-アジア防衛のこ

- ミットメントを継続する（国防総省報告書 1995 年 2 月 27 日）（ドキュメント）」、64 頁。
- 10 中華民國國防部「國防報告書」編纂委員會（2011）『中華民國壹百年國防報告書』國防部、69 頁。
 - 11 カート・M・キャンペル、デレク・J・ミッチェル（2001）「FOREIGN AFFAIRS 現実味を帯びてきた台湾海峡危機」『正論』第 75 卷 8 月号、朝日新聞社、234-235 頁。
 - 12 中華民國國防部「國防報告書」編纂委員會、前掲書、84-87 頁。
 - 13 カート・M・キャンペル、デレク・J・ミッチェル、前掲論文、234-235 頁。
 - 14 「兩岸今年軍費 台湾不到中國一成」『台湾：自由時報』、2011 年 3 月 5 日付け朝刊。
 - 15 中華民國國防部「國防報告書」編纂委員會、前掲書、146 頁。
 - 16 「共同発表 日米安全保障協議委員会」『外務省ホームページ』、http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/2+2_05_02.html（閲覧日 2011 年 9 月 14 日）
 - 17 「欧米メデア、台湾有事へ日本が関与拡大決意と報じる」『読売新聞』、2005 年 2 月 20 日付け朝刊。
 - 18 「対中改善でジレンマ『一つの中国』に警戒感 台湾の陳総統会見」『朝日新聞』、2005 年 11 月 10 日付け朝刊。
 - 19 同上。
 - 20 同上。
 - 21 それはいわゆる「地域安全保障複合圏（RSC）」が確実に台湾周辺に形成されつつあることを意味している。アジア全域を覆う地域安全保障複合圏（Asian Super-regional Security Complex）のサブ・システムが台湾海峡周辺に形成された、と言い換えても良い。日台関係を中心とする安全保障問題や地域的構造を分析するにあたって、コペンハーゲン学派の特徴である地域的安全保障複合圏（regional security complexes; RSCs）が有益と思われる。この概念について、以下参照。Barry Buzan and Ole Waever（2003）*Regions and Powers: The Structure of International Security*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 51-64. 同山本武彦（2009）『安全保障政策-経世済民・新地政学・安全保障共同体』日本経済評論社、39 頁。コペンハーゲン学派の RSCT は「四つの分析レベルの観察とこれらのレベルの相互作用のマトリックスとして描き出される。すなわち、①ある地域の国家内部における脆弱性のレベル（The domestic level）、②地域を形成する国家間関係レベル（The regional level）、③ある地域と隣接する地域との相互の作用レベル（The interregional level）、④地域における世界的大国の役割レベル（グローバルな安全保障構造と地域的安全保障構造の相互作用のレベル）（The global level）、の四つの分析レベルがそれであり、これら四つの分析レベルをマトリックス化すると、安全保障の全体的な配置図（security constellation）が描き出されることになる」。RSC を『地域大規模の安全保障複合圏（super-complexes）』として位置づける」
 - 22 「中華民國高等政策研究協会及米國智庫『2049 計画研究所』首度召開『台米日三辺安全台湾』研討會」『中華民國外交部』、<http://www.mofa.gov.tw/webapp/content.asp?cuItem=54777&mp=1>（閲覧日 2011 年 10 月 18 日）
 - 23 同上。
 - 24 同上。
 - 25 新条約の条約区域は、『日本国の施政の下にある領域』と明確に定められている。他方同条約は、『極東における国際の平和及び安全』ということもいっている。一般的な用語としてつかわれる『極東』は、別に地理学上正確に画定されたものではない。しかし、日米両国が、条約にいうとおり共通の関心をもっているのは、極東における

国際の平和及び安全の維持ということである。この意味で実際問題として両国共通の関心の的となる極東の区域は、この条約に関する限り、在日米軍が日本の施設及び区域を使用して武力攻撃に対する防衛に寄与しうる区域である。かかる区域は、大体において、フィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であって、韓国及び中華民国の支配下にある地域もこれに含まれている。（「中華民国の支配下にある地域」は「台湾地域」と読替えている。）新（安保）条約の基本的な考え方は、右のとおりであるが、この区域に対して武力攻撃が行われ、あるいは、この区域の安全が周辺地域に起こった事情のため脅威されるような場合、米国がこれに対処するため執ることのある行動の範囲は、その攻撃又は脅威の性質いかんにかかるとあって、必ずしも前記の区域に局限されるわけではない。しかしながら米国の行動には、基本的な制約がある。すなわち米国の行動は常に国際連合憲章の認める個別的又は集団的自衛権の行使として、侵略に抵抗するためにのみ執られることになっているからである。またかかる米国の行動が戦闘行為を伴うときはそのための日本の施設の使用には、当然に日本政府との事前協議が必要となっている。そして、この点については、アイゼンハワー大統領が岸総理大臣に対し、米国は事前協議に際し表明された日本国政府の意思に反して行動する意図のないことを保証しているのである。」。（「中華民国の支配下にある地域」は「台湾地域」と読替えている。）「日米安保体制Q&A」『外務省ホームページ』、http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/qa/03_2.html（閲覧日2015年7月15日）

- 26 「わが国の外交に関する重要演説およびメッセージ」『外務省ホームページ』、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1970/s44-3-1-2.htm#a5>（閲覧日2015年7月16日）
- 27 添谷芳秀（2005）「日本の『ミドルパワー』外交-戦後日本の選択と構想」ちまく新書、121頁。
- 28 「衆議院議員春日一幸君提出台湾条項消滅に関する質問に対する答弁書」『衆議院トップページ』、http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumona.nsf/html/shitsumon/b068014.htm（閲覧日2015年7月17日）
- 29 同上。
- 30 米華相互防衛条約は、米国と台湾に移った中華民国の間で結ばれた軍事同盟に関する条約。1954年12月に調印した。条文の内容は10カ条からなる。
- 31 「台湾関係法」『美國在台協會』、<http://www.ait.org.tw/zh/taiwan-relations-act.html>（閲覧日2011年8月3日）
- 32 同上。
- 33 同上。
- 34 「共同発表日米安全保障協議委員会 日米防衛協力のための指針の見直しの終了」『外務省ホームページ』、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/kyoryoku.html#1>（閲覧日2011年7月16日）
- 35 2012年7月31日から、台湾の総統府国家安全会議副秘書長に就任。
- 36 楊永明「安全保障の二重の三角関係：日台関係1955-99年」川島真、清水麗、松田康博、楊永明著『日台関係史 1945-2008』東京大学出版会、183頁。
- 37 「共同発表日米安全保障協議委員会 日米防衛協力のための指針の見直しの終了」『外務省ホームページ』、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/kyoryoku.html#1>（閲覧日2011年7月16日）
- 38 楊永明、前掲書、185頁。
- 39 第34回国会、昭和35年2月26日、『衆議院日米安全保障条約等特別委員会会議録』第4号、岸信介総理の発言、9頁。

- 40 第 34 回国会、昭和 35 年 3 月 31 日、『参議院予算委員会会議録』第 23 号、岸信介総理の発言、17 頁。
- 41 楊永明、前掲書、186 頁。
- 42 「中台紛争時、日本が米軍支援 梶山静六官房長官『台湾海峡も周辺』」『朝日新聞』、1997 年 8 月 18 日付け朝刊。
- 43 同上。
- 44 山本武彦（2009）『安全保障政策-経世済民・新地政学・安全保障共同体』日本経済評論社、209-210 頁。「日本内閣官房長官口吐狂言 声称日美防卫范围包括台湾」『中国：人民日報』、1997 年 8 月 19 日付け朝刊。「外交部发言人答记者问指出 日本政府应澄清梶山静六言论」『中国：人民日報』、1997 年 8 月 20 日付け朝刊。
- 45 同上、210 頁。日本政府の公式的立場は、①新ガイドラインで言う日本の周辺事態とは、中国を含むいかなる特定の国および地域をも意味しない、②日本は台湾が 1972 年の日中共同声明で合意された中国の不可分の領土であるとの中国政府の基本的立場を十分に理解し、尊重する。
- 46 同上、210 頁。
- 47 同上、211 頁。
- 48 リチャード・P・クローニン、前掲書、4 頁。
- 49 第 142 回国会、平成 10 年 4 月 23 日、『参議院外交・防衛委員会会議録』第 11 号、竹内行夫条約局長の発言、18 頁。
- 50 第 142 回国会、平成 10 年 5 月 22 日、『衆議院外務委員会会議録』第 14 号、高野紀元北米局長の発言、4 頁。
- 51 同上、高野紀元北米局長の発言、4 頁。
- 52 「『周辺事態』こじれる定義 中国反発、修正に躍起（時時刻刻）」『朝日新聞』、1998 年 5 月 28 日付け朝刊。
- 53 「『周辺事態』で平行線 小沢氏訪中 共産党幹部と会談」『読売新聞』、1999 年 3 月 1 日付け朝刊。
- 54 山本武彦、前掲書、211 頁。
- 55 「『台湾は日米安保の対象』町村外相」『朝日新聞』、2005 年 4 月 30 日付け夕刊。
- 56 「台湾有事排除せず 米国防省次官補代理、基本認識示す 新防衛指針」『朝日新聞』、1997 年 9 月 20 日付け夕刊。
- 57 同上。
- 58 楊永明、前掲書、186 頁。
- 59 防衛省（2015）『平成 27 年版 日本の防衛 防衛白書』日経印刷、141-142 頁。
- 60 第 189 回国会、平成 27 年 5 月 28 日、『衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録』第 4 号、安倍首相の発言、6 頁。
- 61 第 189 回国会、平成 27 年 9 月 4 日、『参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録』第 16 号、中谷元防衛大臣の発言、24 頁。
- 62 第 90 回帝国議会、昭和 21 年 6 月 26 日、『衆議院本会議会議録』第 6 号、吉田茂総理の発言、3 頁。
- 63 第 8 回国会、昭和 25 年 7 月 29 日、『衆議院本会議会議録』第 10 号、吉田茂総理の発言、164-165 頁。
- 64 第 16 回国会、昭和 28 年 7 月 25 日、『参議院予算委員会会議録』第 23 号、木村篤太郎防衛庁長官の発言、10 頁。
- 65 第 34 回国会、昭和 35 年 3 月 31 日、『参議院予算委員会会議録』第 23 号、岸信介総理の発言、28 頁。
- 66 第 69 回国会、昭和 47 年 9 月 14 日、『参議院決算委員会（国会閉会后）会議録』第 5 号、高島益郎外務省条約局長の発言、11 頁。

-
- 67 第 70 回国会、昭和 47 年 11 月 13 日、『参議院予算委員会会議録』第 5 号、吉国一郎内閣法制局長官の発言、2 頁。
- 68 第 93 回国会、昭和 55 年 11 月 7 日、『参議院本委員会会議録』第 7 号、鈴木善幸総理の発言、141 頁。
- 69 第 93 回国会、昭和 55 年 11 月 20 日、『参議院内閣委員会会議録』第 9 号、角田禮次郎内閣法制局長官の発言、24 頁。
- 70 第 94 回国会、昭和 56 年 5 月 29 日、『衆議院外務委員会、内閣委員会、安全保障特別連合審査会会議録』第 1 号、鈴木善幸総理の発言、5 頁。
- 71 第 121 回国会、平成 3 年 10 月 1 日、『衆議院国際平和協力等に関する特別委員会会議録』第 6 号、中山太郎外務大臣の発言、11 頁。
- 72 第 122 回国会、平成 3 年 11 月 18 日、『衆議院国際平和協力等に関する特別委員会会議録』第 3 号、柳井俊二外務省条約局長の発言、19 頁。
- 73 第 189 回国会、平成 27 年 7 月 15 日、『衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録』第 22 号、安倍晋三総理の発言、3-4 頁。
- 74 第 177 回国会、平成 23 年 5 月 19 日、『衆議院安全保障委員会会議録』第 5 号、松本剛明外務大臣の発言、2 頁。
- 75 「集団的自衛権 首相『行使できず』」『産経新聞』、2011 年 11 月 02 日付け朝刊
- 76 「国家安全保障基本法案（概要）」『自由民主党トップページ』、
http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-137.pdf(閲覧日 2012 年 7 月 29 日)
- 77 第 180 回国会、平成 24 年 7 月 12 日、『衆議院予算委員会会議録』第 27 号、野田佳彦総理の発言、18 頁。
- 78 前掲『衆議院予算委員会会議録』第 27 号、野田佳彦総理の発言、18 頁。
- 79 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」『内閣官房』、<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/anpohosei.pdf> (閲覧日 2015 年 07 月 13 日)
- 80 第 186 回国会、平成 26 年 5 月 16 日、『衆議院外務委員会会議録』第 4 号、石井正丈外務省国際法局長の発言、5 頁。
- 81 日中共同声明の第 2 項は、日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」『外務省ホームページ』、http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/nc_seimei.html (閲覧日 2015 年 07 月 14 日)
- 82 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」『外務省ホームページ』、
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/nc_seimei.html(閲覧日 2015 年 07 月 14 日)
- 83 第 189 回国会、平成 27 年 6 月 15 日、『衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録』第 10 号、岸田文雄外務大臣の発言、29 頁。
- 84 同上、初鹿明博議員の発言、29 頁。
- 85 同上、岸田文雄外務大臣の発言、29 頁。
- 86 前掲『衆議院外務委員会会議録』第 4 号、石井正丈外務省国際法局長の発言、5 頁。

おわりに

本論では、戦後東アジアの安全保障をめぐる日台関係の状況分析を通じて、米国、中国との関係をも視野に入れて、現在の東アジアにおける日台間安全保障分野の特徴を明らかにした。

冷戦終結後、国際システムにおいて唯一の超大国として残ったのは米国であった。パワーの代表的な構成要素である軍事力については、他国を圧倒する存在となり、世界的な規模で軍事投射能力を持つ唯一の存在となっている。

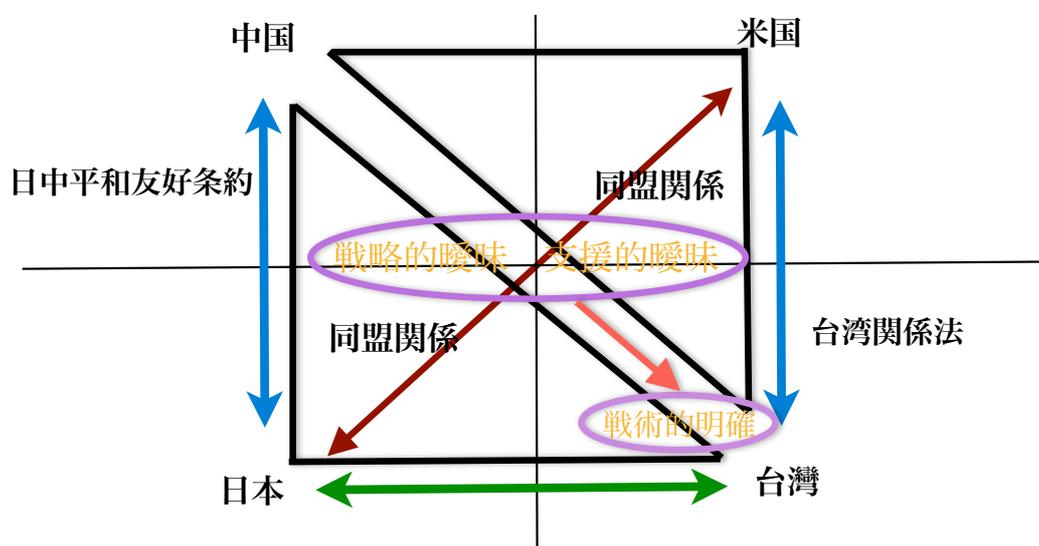
東アジアの地域国際システムでは、中国の台頭と日本の低迷など、域内の国家間のパワーの分布が大きく変化する過程にあり、対立が起りやすい状況にある。特に、北東アジアでは、依然として朝鮮半島情勢や台湾問題など、域内には不安定要因が残された。「これを対応できる安全保障共同体が、存在しないため、北東アジアの国際関係は、当分二国間関係を中心に推移する」¹と予想される。

そうした中で、東アジアにおける日台間安全保障分野の特徴は、①台湾が、独立しない限り、中国の一部にならない限り、日台間は、「非政府間の実務関係」が引き続き維持される、②日台間は「非政府間の実務関係」でありながら、中国の暗黙的な了解を得て、さまざまな提携により、東アジアの平和と安定を維持し、友好及び互惠関係に取り組んでいる、③台湾問題は日米が常に念頭に置くものであり、2015年4月27日に改正した「日米防衛協力のための指針」は、従来と違い、「周辺事態」、「日本周辺」の範囲がなくなった。このことから分かるように、万が一、台湾海峡において、紛争が起きた場合、台湾海峡は、確実に日米の防衛範囲に入っていると言える。しかしながら、日米両国政府は、依然として台湾問題に対する曖昧な概念定義を行い、「戦略的曖昧性」の政策を維持し続けている。④集団的自衛権の行使を容認したことにより、東アジアの安定に大きく寄与することは間違いない。台湾にもよい影響をもたらすものである。自衛権発動の要件は、台湾が「日本と密接な関係にある国」であるか否か、日本政府は必ずしもはっきり言及していない。しかし、安倍首相が2015年7月29日に参議院の「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」の答弁で、「台湾は、基本的な価値観を共有する重要なパートナーであり、大切な友人である」と発言している。つまり、台湾の地政学的な重要性について、日本政府は少なくとも認識はしていたのである。

今後、日本と台湾の関係は、どのように展開していくのか。経済的・文化的な交流は、それなりに緊密な関係を築き上げてきた。日台国交断絶後、「公益財団法人交流協会」と「台北駐日経済文化代表処」がそれぞれ重要な役割を果たしてきた。「現状の日台関係では『公益財団法人交流協会』と『亜東関係協会』の枠組みの下で95%の日台間の双方問題は解決できる」²と池田維公益財団法人交流協会前代表が述べていたが、残り5%は、解決できない問題が残されている。それぞれ両機関は、民間の法人として交流を進めており、

機関内の職員は外務省、あるいは経済産業省や文部科学省の官僚により担当されている。実質的には大使館、領事館であるように見えるが、両機関には、法的根拠が存在していない。財団法人交流協会の「設立趣意書」³を見ると「台湾在留邦人」と書かれており、日本は、法治国家であるにもかかわらず、自国民保護等の重要業務を民間団体に委ねており、国家が果たしている責任は、不十分と言える。その点でも日本と台湾との関係には、法整備の必要性があると言える。

図 14 四つの三角関係



日台間の「戦略的」相互依存関係？！

出典：筆者作成。

上に示した図でも分かる通り、東アジアの安全保障の軸として、「日米同盟」は、長年東アジアの平和を維持してきた。日本と中国も日中平和友好条約を結んでおり、米国は、台湾関係法に基づいて台湾を防衛する。台湾と日本は、非公式な関係のもとではあるが、人的・経済的交流が頻繁に行われ、「日台投資協定」を署名した。将来的には、安全保障に関する「日台間の『戦略的』相互依存関係」⁴を結ぶ可能性が出てくるのではないかと思われる。

その理由は、前述したように、中国と台湾の軍事バランスは崩れていく一方で、中国にとっては、有利な方向に変化したからである。平成23年版の『日本の防衛 防衛白書』によれば、「中国は台湾を射程に収める短距離ミサイルを多数保有しており、台湾には有効な対処手段に乏しい」⁵と見られている。しかし、中国の軍事台頭は、日本のみならず、東

アジアにとって安全保障上は大きな脅威である。それにもまして、日本の政府は、集団的自衛権の行使を認めれば、米軍と一緒に行動ができる。中国の軍事拡張にも強く牽制力を発揮できる」⁶と述べている。今日、日米安全保障条約と米国の対台湾政策の中に曖昧性があり、だからこそ日台間でさらなる新しい突破口を探さなければならないのである。日台関係は人的・経済的交流のみならず、安全保障に関する日台関係を前向きに考えなければならない。

日台間の交流は日増しに密接になり、日台双方の政府が、交流強化に意欲を見せている。東アジア情勢と、日台双方で起こりつつある国内的变化は、日台関係推進のチャンスであると考えられるが、日台関係には構造的制約が存在している。それは、台湾問題が日中関係において、政治的に微妙な問題として終始位置づけられているからである。なぜなら、外交関係がない日台関係の発展が、日中関係という公式的な外交関係の枠組からの制約を受けることを回避できないからである。しかし、台湾と日本の間には、さまざまな側面で関係を発展させてきた経験があり、すでに両者の間には共通の利益構造が構築されている。日台双方が、日台関係における構造的束縛から歩み出し、過去を超える発展を実現させ、東アジアの安全保障分野に寄与するため、両者間の「戦略的」相互依存関係を構築しなければならない時期が到来しているのである。

台湾の将来には、「台湾化」「香港化」⁷という二つの道がある。台湾の人々にとって「台湾化」を目指す意見は少なくない。それは、今日の台湾では最高の民主主義、言論の自由・政治結社の自由、基本人権を享受しているからである。「香港化」は、中国の平和統一政策であり、それが実現すると台湾が営々として築いてきた民主体制も消失することになる。東アジアのバランス・オブ・パワーは、間違いなく大きく変動するだろう。その状況になれば、中国にとっては、外洋への窓口が開けることになり、まさに第一列島線から第三列島線⁸に至る領域確保という大戦略を実現する貴重な第一歩となるものである。日本にも致命的な影響を及ぼすことが予想される。

これに対して、日本は無関心ではあり得ない。日本は台湾問題について基本的に受動的・状況対応的である。台湾のような重要地域への政策を、受動的・状況対応的として進めるのは適切ではない。日本はしっかりと情報を収集し、新たな指導部に対して、信頼関係構築、地域安全保障面での透明性確保、安定とプラグマティズム重視に基づく堅実な日台関係の発展等のメッセージを発しなければならない。予算成立をめぐって内向きの政争を繰り返すのはほどほどにして、日本政府も国会も日台関係をともに真剣に考えなければならないであろう。以上が、本論文の内容である。

その内容を踏まえて、私は将来日台間で「日台間の『戦略的』相互依存関係」⁹を結ぶことを強く主張したい。その理由は、以下の通りである。

1. 中国の台頭は、周辺国家に対して、依然として大きな脅威であり、特に台湾、日本の安全保障を脅かす点。
2. 日米安全保障体制と安全保障に関する現在の日本政府の解釈には、限界が

あり、曖昧性がある点。

3. 日台間両国は法的に、在外邦人を守るために、内容として不十分である点。
4. 「日台投資取決め」条文の中で、第18条¹⁰では安全保障の内容に触れられたように、日台間では、安全保障の分野を重視しはじめてはいるが、具体的な条文制定はされていない点。
5. 2011年11月10日に日台間で「航空自由化」¹¹ (Open Sky) の協定が署名された。国際法により、領空というのは、国家主権にとって最重要項目の一つであり、今回、日台間で航空自由化を行うことは安全保障の分野で突破口を開くと言える点。

日台間では、すでに経済分野で「日台投資取決め」を締結しているが、さらに、将来「日台間の『戦略的』相互依存関係」が結ばれば、日台間にとっては大きな意味があるだろう。それは中国にも大きな牽制となり得る。安全保障に関する日台間の緊密な連携は不可欠であろう。

過去30年間は、時代の変化と共に、東アジアにとどまらず、世界中が激変の時代になっている。地域の平和と発展を維持するために、言うまでもなく、台湾は欠かせない存在の一員である。グローバル化の経済を進めるために、地域内の国々と資源、人材を共有し、経済規模を拡大に向けて限られる資源を有効に活用をしなければならない。

東アジアにおいての台湾は、決してダブルメーカーではなく、むしろ自由、民主主義の普遍的価値観を共有している日本との連携は、戦略として最初の第一歩であると考えられる。また、アジア太平洋地域の安定と繁栄の実現するため、台湾は、積極的に米国及び日本と連携し、関係強化、協力を進めるべきである。このことは、まさに2016年5月20日に就任した蔡英文総統が就任演説¹²の中で、強調したものであると言えるだろう。

-
- 1 小野直樹 (2011)『日本の対外行動-開国から冷戦までの盛衰の分析-』ミネルヴァ書房、199頁。
 - 2 「東京前線：日行使集団的自衛権 攸關台湾防衛」『台湾：自由時報』、2011年8月8日付け朝刊。
 - 3 「財団法人交流協会設立趣意書」『公益財団法人交流協会 東京本部』、http://www.koryu.or.jp/ez3_contents.nsf/22/453F1E03AB6E661649256EB0000B4D74?OpenDocument (閲覧日 2011年10月18日)
 - 4 戦略的相互依存の概念構成の詳細は、山本武彦 (1988)「東西ヨーロッパの安全保障-デタントと『戦略的』相合依存」鴨武彦・山本吉宣編『相互依存の理論と現実』有信堂高文社、151-191頁。
 - 5 防衛省、前掲『平成23年版 日本の防衛 防衛白書』、95頁。
 - 6 「東京前線：日行使集體的自衛権 攸關台湾防衛」『台湾：自由時報』、2011年8月8日付け朝刊。
 - 7 「香港化」とは、1997年7月1日にイギリスから中華人民共和国へ主権を移譲された。政治の特徴は、1国2制度である。
 - 8 第三列島線とは、主にハワイ群島の基地郡からなり、米国にとって、アジア太平洋の米軍を戦略的に支える後方で、また米国本土の防衛前線でもある。

-
- 9 山本武彦、前掲論文、151-191 頁。
- 10 日台投資取決め【第18条】：～（前略）～(d)安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認められる次の措置、(i)戦時、武力紛争その他の緊急時にとられる措置、(ii)兵器の不拡散に係る政策又は国際協定の実施に関連してとられる措置。(e)国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章の下で行われる取組に寄与することを目的としてとられる措置。～（後略）～。
- 11 「民間航空業務の維持に関する交換書簡」『財団法人交流協会 東京本部』、
http://www.koryu.or.jp/ez3_contents.nsf/Top/715B816A750BD15049257913001BA34D?OpenDocument (閲覧日 2011 年 11 月 14 日) 主要合意事項は、以下の通りである。①首都圏空港関連路線を含む日台間のオープンスカイの実現（成田関連路線は成田空港の発着枠 27 万回化時（2013 年夏期を予定）。関西、中部及び地方空港関連路線は即時）、②2013 年夏期以前においても、成田空港における増便を実現、③就航企業規制の撤廃及びチャーター便規制の撤廃、④首都圏空港以外の空港について、相手側で旅客、貨物を載せ、第三国へ輸送することについても自由化、⑤羽田空港（深夜早朝時間帯）と台湾間週 7 便の就航を実現。
- 12 「中華民國第 14 任總統、副總統就職專輯」『中華民國總統府-首頁』、
<http://www.president.gov.tw/Default.aspx?tabid=1565> (閲覧日 2016 年 05 月 20 日)

引用・参考文献

日本語書籍：

1. 浅井基文（2002）『集团的自衛権と日本国憲法』集英社、24-40頁。
2. 朝雲新聞社編集局（2011）『自衛隊装備年鑑 2010-2011』朝雲新聞社、374-396頁。
3. 赤根谷達雄（2007）『増訂改訂版「新しい安全保障」論の視座』亜紀書房、21-23頁。
4. 秋元千明（1998）『アジア震撼-中台危機・黄書記亡命の真実』NTT出版、163-169頁。
5. 天児慧、三船恵美（2010）『膨張する中国の対外関係 パクス・シニかと周辺国』勁草書房、219-229頁。
6. 浅野和生（2010）『台湾の歴史と日台関係-古代から馬英九政権まで』早稲田出版、215-222頁。
7. 芦部信喜、高橋和之、長谷部恭男 [編]（2000）『憲法判例百選Ⅱ 別冊ジュリスト』No.155、有斐閣、360-361頁。
8. 芦部信喜（1992）『憲法学Ⅰ』有斐閣、291頁。
9. アンドレ・モロア著／岡田眞吉訳（1941）『エドワード七世とその時代』白水社、239-249頁。
10. 家近亮子、段瑞聡、松田康博（2007）『岐路に立つ日中関係-過去との対話・未来への模索』晃洋書房、233-237頁。
11. 伊藤潔（1993）『台湾四百年の歴史と展望』中央公論、2頁。
12. 五十嵐武士（2006）『アメリカ外交と21世紀の世界』株式会社昭和堂、303-305頁。
13. 井尻秀憲（1993）『台湾経験と冷戦後のアジア』勁草書房、12頁、16頁、67頁。
14. 井尻秀憲（1997）『中台危機の構造-台湾海峡クライシスの意味するもの-』勁草書房、135-154頁。
15. 井上正也（2010）『日中国交正常化の政治史』名古屋大学出版社、16頁。
16. 石井明、朱建榮、添谷芳秀、林曉光（2003）『記録と考証 日中国交正常化・日中平和友好条約締結交渉』岩波書店、368頁。
17. 石田光義、林明博（1996）『日本国憲法概論』敬文堂、199頁。
18. 伊原吉之助（1990）『台湾の政治改革年表・覚書（李登輝時代）』帝塚山大学論集第69号、42頁。
19. 伊原吉之助（2004）『台湾の政治改革年表・覚書（1997~1999年）』財団法人交流協会、38頁。
20. 伊原吉之助（2004）『台湾の政治改革年表・覚書（2002年）』財団法人交流協会、215頁。
21. 殷燕軍（1996）『中日戦争賠償問題』御茶の水書房、224頁。
22. 殷燕軍（2007）『日中講和の研究-戦後日中関係の原点』柏書房、101頁。
23. 内田勝久（2006）『大丈夫か、日台関係』産経新聞社、20-25頁。
24. 江畑謙介（1997）『日本の安全保障』講談社、97頁。
25. 衛藤瀋吉（1987）『佐藤榮作』<細川隆元監修・日本宰相列伝二二>時事通信社、241頁。
26. 袁克勉（2001）『アメリカと日華講和-米・日・台関係の構図』柏書房株式会社、236頁。
27. 大石義雄（1960）「憲法第9条と自衛権」『安全保障体制の研究（上）』時事通信社、170-184頁。
28. 大沼保昭（2005）『国際条約集 2005年版』有斐閣、586頁、599頁、759頁、777頁、828-829頁。
29. 太田文雄（2009）『同盟国としての米国』芙蓉書房出版、190-192頁。

30. 岡部達味 (1999) 『日米中安全保障協力を目指して』勁草書房、69-74 頁。
31. 小沢一郎 (1993) 『日本改造計画』講談社、158 頁。
32. 小笠原欣幸、佐藤幸人 (2012) 『馬英九再選-2012 年台湾総統選挙の結果とその影響』アジア経済研究所、38-41 頁。
33. 大平正芳回想録刊行会編著 (1982) 『大平正芳回想録<伝記編>』鹿島出版会、330-331 頁。
34. 小野直樹 (2011) 『日本の対外行動』ミネルヴァ書房、205-212 頁。
35. 王曙光 (2011) 『「中台統一」21 世紀東アジアのパワーバランス』NTT 出版株式会社、25-26 頁。
36. 緒方貞子 (添谷芳秀訳) (1992) 『戦後日中・米中関係』東京大学出版会、174-176 頁。
37. 外務省 (1969) 『わが外交の近況 (外交青年)』第 14 号、大蔵省印刷局、399 頁。
38. 外務省 (1973) 『わが外交の近況』大蔵局印刷局、538 頁。
39. 外務省 (2002) 『日本外交文書: 平和条約の締結に関する調書 第 1 冊』外務省、520-527 頁。
40. 外務省 (2006) 『日本外交文書: サンフランシスコ平和条約 準備対策』外務省、197-200 頁。
41. 外務省 (2007) 『日本外交文書: サンフランシスコ平和条約 対米交渉』外務省、384-388 頁。
42. 外務省 (2009) 『日本外交文書: サンフランシスコ平和条約 調印・発効』外務省、360-361 頁。
43. 外務省 (1987) 「日華平和条約関係 1 件 第 2 巻」『外交記録第 9 回公開』、外交資料館、156-157 頁。
44. 外務省 (2011) 「日中国交回復 5 原則に関する周恩来の発言について」『日中国交正常化 (重要資料)』歴史的文書ファイル管理番号 2011-0719、外交資料館、1-3 頁。
45. 外務省 (2011) 「田中総理・周恩来総理会談記録 (1972 年 9 月 25 日~28 日) -日中国交正常化交渉記録-」『田中総理中国訪問』歴史的文書ファイル管理番号 2011-0721、外交資料館、5 頁。
46. 外務省 (2011) 「大平外務大臣・姫鵬飛外交部長会談 (要録) (1972 年 9 月 26 日~27 日) -日中国交正常化交渉記録-」『田中総理中国訪問』歴史的文書ファイル管理番号 2011-0721、外交資料館、5 頁。
47. 城戸正彦 (1990) 『領空侵犯の国際法』風間書房、2-40 頁。
48. 鹿島平和研究所 (1983) 『日本外交主要文書・年表 (第 1 巻)』原書房、680-683 頁。
49. 神谷不二 (1984) 『北東アジアの均衡と動揺』慶應通信、78-79 頁。
50. 「河田烈自叙伝」刊行会編集 (1965) 『河田烈自叙伝』「河田烈自叙伝」刊行会、163 頁。
51. 川島真、清水麗、松田康博、楊永明 [著] (2008) 『日台関係史 1945-2008』東京大学出版会、162 頁、155 頁、224 頁。
52. 金沖及主編 (劉俊南・譚左強訳) (2000) 『周恩来伝』(下) 岩波書店、336-337 頁。
53. 栗山尚一 (2010) 『外交証言録 沖繩返還・日中国交正常化・日米「密約」』岩波書店、124 頁。
54. 小林昭三 (2009) 『日本国憲法講義-憲法政治学からの接近』成文堂、51-57 頁。
55. 小針司 (2003) 『続・防衛法制研究-憲法と防衛法制 [前訂新版]』信山社、168-191 頁。
56. 小林道彦、中西寛 (2010) 『歴史の桎梏を越えて-20 世紀日中関係への新視点』、株式会社千倉書房、220-221 頁。
57. 呉春宜 (2008) 『馬英九政権の台湾と東アジア』早稲田出版、236-241 頁。
58. 佐瀬昌盛 (2001) 『集団的自衛権論争のために』PHP 研究所、22-25 頁。

59. 阪本昌成 (2007) 「武力行使違法化原則のなかの 9 条論 (特集日本国憲法 60 年-現状と展望)」『ジュリスト』No.1334、有斐閣、57 頁。
60. 坂本一哉 (2000) 『日米同盟の絆-安保条約と相互性の模索』有斐閣、238 頁。
61. 阪本昭雄、三好晋 (1999) 『新国際航空法』有信堂高文社、18-35 頁。
62. 佐藤栄作 (1997) 『佐藤栄作日記』第 5 巻、朝日新聞社、169 頁。
63. 財団法人霞山会 (2008) 『日中関係基本資料集 年表 1972-2008 年』財団法人霞山会、201 頁。
64. 澤喜司郎 (2005) 『台湾海峡危機と日本の選択』東亜経済研究叢書第 8 集、山口大学東亜経済学会、59 頁、63-70 頁。
65. 島川雅史 (1999) 『アメリカ東アジア軍事戦略と日米安保体制』株式会社社会評論社、95-105 頁。
66. 島川雅史 (2006) 『[補訂] アメリカ東アジア軍事戦略と日米安保体制』株式会社社会評論社、140-149 頁。
67. 志方俊之 (1998) 『最新・極東有事 そのとき日本は対応できるか』PHP 研究所、138-141 頁。
68. ジョセフ・S・ナイ [著]; 山岡洋一、藤島京子 [訳] 『スマート・パワー』日本経済新聞社、54-55 頁。
69. ジョン・J・タシク・ジュニア [著]; 小谷まさ代、近藤明里 [訳] 『本当に「中国は一つ」なのか』株式会社草思社、40-43 頁。
70. ジョウン・ダワー著 大窪愿二訳 (1981) 『吉田茂とその時代 1978-1945 (下)』株式会社ティビーエス・ブリタニカ、112 頁。
71. 杉原高嶺ほか (1995) 『現代国際法講義 [第 2 版]』有斐閣、456 頁。
72. 立作太郎 (1930) 『平時国際法論』日本評論社、165 頁。
73. 田久保忠衛、大田正利、平松茂雄ほか (2000) 『日本外交の再点検-検証「吉田ドクトリン」』時事通信社、29-30 頁。
74. 竹内実 (1991) 『中国人民共和国憲法集』蒼蒼社、74 頁。
75. 高野雄一 (1960) 『国際法概説』(上) 弘文堂、104-105 頁。
76. 高野雄一 (1960) 『国際法概説』(下) 弘文堂、353 頁。
77. 田畑茂二郎 (1957) 『国際法 I』法律学全集 55、有斐閣、249 頁。
78. 田代秀敏 (2011) 『中国「国防動員法」-その脅威と戦略と』明成社、10-11 頁。
79. 田中直吉 (1960) 「安保改定反対論批判」『安全保障体制の研究 (上)』時事通信社、214-218 頁。
80. 田村重信・豊島典雄・小枝義人 (2000) 「日華国交断交と椎名特使派遣」『日華断交と日中国交正常化』南窓社、22-23 頁。
81. 田中明彦 (1991) 『日中関係 1945-1990』東京大学出版会、87 頁。
82. 中国国際書店 (1975) 『中華人民共和国憲法』外文出版社、7 頁。
83. 陳肇斌 (2000) 『戦後日本の中国政策-1950 年代東アジア国際政治の文脈』東京大学出版会、204-216 頁。
84. 筒井若水 (1992) 『国連体制と自衛権』東京大学出版会、112-115 頁。
85. 土山實男 (2004) 『安全保障の国際政治学-焦りと傲り』有斐閣、76-77 頁。
86. ディーン・アチソン吉沢清次郎 (訳) (1979) 『アチソン回顧録 2』恒文社、58-59 頁。
87. 豊下櫛彦 (1996) 『安保条約の成立-吉田外交と天皇外交-』岩波書店、21-25 頁。
88. 豊下櫛彦 (2007) 『集团的自衛権とは何か』岩波書店、22-32 頁。
89. 中村勝範 (1997) 『運命共同体としての日本と台湾』展転社、52-53 頁。
90. 中村勝範、楊合義、浅野和生 (2003) 『日米同盟と台湾』早稲田出版、14 頁、37 頁。
91. 中村勝範、涂照彦、浅野和生 (2004) 『アジア・太平洋における台湾の位置』早稲田出版、22-23 頁。

92. 中村勝範、黄昭堂、浅野和生、徳岡仁 (2005) 『続・運命共同体としての日本と台湾』早稲田出版社、24 頁、92 頁。
93. 中村勝範、楊合義、浅野和生 (2007) 『激変するアジア政治地図と日台の絆』早稲田出版、167-180 頁。
94. 中村勝範 (2008) 『馬英九政権の台湾と東アジア』早稲田出版、231-235 頁。
95. 中野憲志 (2010) 『日米同盟という欺瞞、日米安保という虚構』新評論、107-114 頁。
96. 永野信利 (1975) 『天皇と鄧小平の握手-実録・日中交渉秘史』行政問題研究所、44 頁。
97. 西修 (1978) 『自衛権-奪われざる国民の生存権-』学陽書房、18-20 頁。
98. 西修 (2003) 『有事法制の解説』内外出版社、10-12 頁。
99. 西修 (2004) 「憲法と自衛隊の半世紀-政府の解釈の問題点を中心に-」『わが国防衛法制の半世紀-発展の軌跡と展望-』内外出版社、34-35 頁。
100. 西修 (2011) 『現代世界の憲法動向』成文堂、218-219 頁。
101. 西村熊雄 (1971) 『日本外交史第 27 巻 サンフランシスコ平和条約』鹿島研究所出版会、312-326 頁。
102. 西崎文子 (1992) 『アメリカ冷戦政策と国連 1945-1950』東京大学出版会、23 頁。
103. 野口和彦 (2010) 『パワー・シフトと戦争-東アジアの安全保障-』東海大学出版会、3-13 頁。
104. 服部龍二 (2011) 『日中国交正常化 田中角栄、大平正芳、官僚たちの挑戦』中央公論新社、74-75 頁。
105. 波多野里望、小川芳彦 (1998) 『国際法講義〔新版増補〕』有斐閣、78 頁。
106. 波多野澄雄 (2010) 『歴史としての日米安保条約-機密外交記録が明かす「密約」の虚実』岩波書店、152-153 頁。
107. 浜谷英博 (2004) 「日米安全保障体制とわが国の安全保障法制」『わが国防衛法制の半世紀-発展の軌跡と展望-』内外出版社、309-316 頁。
108. 春原剛 (2010) 『日米同盟 vs. 中国・北朝鮮』理想社、24-32 頁。
109. 広瀬善男 (2000) 『21 世紀日本の安全保障-新たな日米同盟とアジア-』明石書店、72-73 頁。
110. 平松茂雄 (2005) 『中国の安全保障戦略』勁草書房、107-112 頁。
111. 平松茂雄 (2005) 『台湾問題-中国と米軍の軍事的確執』勁草書房、18-19 頁。
112. 平野実 (1979) 『外交記者日記-大平外交の 2 年 (上)』行政通信社、40 頁。
113. 船橋洋一 (1997) 『同盟漂流』岩波書店、385-388 頁。
114. 藤山愛一郎 (1976) 『政治わが道-藤山愛一郎回想録』朝日新聞社、217 頁。
115. 藤田久一 (2000) 『国連法』東京大学出版会、295-298 頁。
116. 古澤健一 (1988) 『昭和秘史 日中平和友好条約』株式会社講談社、130 頁。
117. ヘンリー・キッシンジャー (桃井真監訳) (1976) 『キッシンジャー秘録 第 1 巻 ワシントンの苦悩』小学館、237-239 頁。
118. 米陸軍大学戦略研究所 [編]; 富山泰、渡辺孝 [訳] (2002) 『中国が戦争を始める: その代価をめぐって』恒文社、94 頁。
119. 防衛研究所 (2000) 『東アジア戦略概観』大蔵省印刷局、140 頁。
120. 防衛法学会、安田寛《監修》(1996) 『平和・安全保障と法-防衛・安保・国連協力関係法概説』内外出版社、32-33 頁。
121. 防衛省 (2001) 『平成 13 年版 日本の防衛 防衛白書』財務省印刷局、13-14 頁。
122. 防衛省 (2004) 『平成 16 年版 日本の防衛 防衛白書』株式会社ぎょうせい、37-38 頁。
123. 防衛省 (2011) 『平成 23 年版 日本の防衛 防衛白書』株式会社ぎょうせい、95 頁。
124. 防衛省 (2012) 『平成 24 年版 日本の防衛 防衛白書』株式会社ぎょうせい、9 頁。
125. 防衛省 (2015) 『平成 27 年版 日本の防衛 防衛白書』日経印刷、141-142 頁。

126. 本田善彦 (2006) 『日中台視えざる絆 中国首脳通訳のみた外交秘録』 日本経済新聞社、65-80 頁。
127. 前田哲男、飯島滋明 (2003) 『国会審議から防衛論を読み解く』 三省堂、88-95 頁。
128. 松本彥彦 (1996) 『台湾海峡の懸け橋に：いま明かす日台断交秘話』 見聞ブックス、130-146 頁。
129. 松田昌廣 (2010) 『東アジア秩序と日本の安全保障戦略』 芦書房、110-127 頁。
130. 孫崎享 (2009) 『日米同盟の正体-迷走する安全保障』 株式会社講談社、111-114 頁。
131. 孫平化／安藤彦太郎訳 (1987) 『日本との 30 年—中日友好随想録』 講談社、151 頁。
132. 村瀬信也 (2008) 「安全保障に関する国際法と日本法 (上)」 『ジュリスト』 No.1349、有斐閣、92 頁。
133. 村川一郎 (1991) 『ダレスと吉田茂 プリンストン大学所蔵ダレス文書を中心として』 図書刊行会、27-57 頁。
134. 森本敏 (1999) 『「極東有事」で日本は何ができるのか』 PHP 研究所、178-184 頁。
135. 森肇志 (2009) 『自衛権の基礎 国連憲章に至る歴史的展開』 東京大学出版会、256 頁。
136. 山本武彦 (2009) 『安全保障政策-経世済民・新地政学・安全保障共同体』 日本経済評論社、7 頁。
137. 山本武彦 (2013) 「科学技術神話の崩壊と東アジア『安全保障共同体』—東日本大震災後の“新しい国際共同体”構築の思想」 金沢工業大学国際学研究所編『科学技術と国際関係』 内外出版、365 頁、369 頁。
138. 鴨武彦・山本吉宣編 (1988) 『相互依存の理論と現実』 有信堂高文社、32 頁。
139. 山内敏弘 (1999) 『日米新ガイドラインと周辺事態法 今「平和」の構築への選択を問い直す』 法律文化社、51-64 頁、75-80 頁。
140. 山本草二 (1994) 『国際法 (新版)』 有斐閣、736-737 頁。
141. 安田寛、西岡郎、宮澤浩一、井田良、大場昭、小林宏晨 (1987) 『自衛権再考』 知識者、51-66 頁。
142. 吉田茂 (1957) 『回想 10 年 第 3 卷』 新潮社、21 頁。
143. R. ドリフテ [著] ; 坂井定雄 [訳] (2004) 『冷戦後の日中安全保障』 ミネルヴァ書房、131 頁。
144. リチャード・P・クローニン (1997) 「日米防衛協力：新ガイドラインの意味」 『米国議会調査局報告書』 C-NET、2 頁。
145. 林金莖 (1984) 『梅と桜-戦後の日華関係』 サンケイ出版、266-267 頁。
146. ロバート G サッター (1996) 「台湾：台湾海峡の危機と台湾の政情-台北からの見方」 『米国議会調査局報告書』 C-NET、5-10 頁。
147. ロバート・G・サッター (1997) 「日米関係：議会の論点」 『米国議会調査局報告書』 C-NET、2 頁。
148. ロバート・G・サッター (1997) 「台湾：米国の選択」 『米国議会調査局報告書』 C-NET、3-8 頁。
149. 柳田邦男 (1986) 『日本は燃えているか』 (下) 講談社、40 頁。
150. 横田喜三郎 (1951) 『自衛権』 有斐閣、44 頁。
151. 義井博 (1964) 『20 世紀外交史の一研究』 峰書房、9-11 頁。
152. 渡辺昭夫 (1985) 『戦後日本の対外政策』 有斐閣、62-70 頁。
153. 渡辺昭夫、宮里政玄 (1986) 『サンフランシスコ講和』 東京大学出版会、304 頁。

日本語雑誌：

1. 青山武憲 (2004) 「戦後の国防・安保に関わる訴訟」 『我が国防衛法制の半世紀-発展の軌跡と展望』 内外出版社、58 頁。
2. 赤澤璋一 (1991) 「新次元の日台関係の構築へ向けて」 『経団連月報』 7 月号、経済団

- 体連合会、15頁。
3. 浅野和生 (2008) 「国民党馬英九政権の対日政策」『問題と研究』第37巻4号、国立政治大学国際関係研究センター、27頁。
 4. 浅川公紀 (2006) 「日米同盟と台湾海峡」『問題と研究』第35巻3号、国立政治大学国際関係研究センター、78頁。
 5. 阿部純一 (2010) 「日米同盟の動揺と台湾の戦略的価値：日米中関係を考える視座」『問題と研究』第39巻2号、国立政治大学国際関係研究センター、29頁。
 6. 石井明 (1988) 「日華平和条約締結交渉をめぐる若干の問題」『教養学科紀要』第21号、東京大学教養学部教養学科、78-79頁。
 7. 石川誠人 (2002) 「第2次台湾海峡危機へのアメリカの対応」『法学研究』第29号、立教大学大学院、93頁。
 8. 泉川泰博 (2003) 「第2次台湾海峡危機の再検証-2 超大国の狭間の中国外交」『冷戦史の再検討』日本国際政治学会国際政治134号、有斐閣、27-37頁。
 9. 池井優 (1998) 「中台関係と日米安保」『法学研究』第71巻第1号、慶應義塾大学、13-14頁。
 10. 池井優 (1980) 「日華協力委員会-戦後日台関係の一つ考察-」『法学研究』第53巻第2号、慶應義塾大学、2頁。
 11. 大橋英夫 (1993) 「産業高度化と日台経済関係」『海外事情』41巻4号、33頁。
 12. 黒羽茂 (1959) 「英仏協商論-とくに第一次日英同盟の補足協約としての意義について」『文科紀要』第4集、東北大学教養部、126-136頁。
 13. 鹿島守之助 (1932) 「三国協商 (二)」『国際法外交雑誌』第31巻第8号、東京帝国大学法学部研究室内国際法学会、37-55頁。
 14. カート・M・キャンベル、デレク・J・ミッチェル (2001) 「FOREIGN AFFAIRS 現実味を帯びてきた台湾海峡危機」『正論』第75巻8月号、朝日新聞社、234-235頁。
 15. 栗山尚一 (1999) 「日中国交正常化」『早稲田法学会』第74巻4-1号、47頁。
 16. 呉明上 (2000) 「台湾海峡危機 (1995年7月~1996年3月) の構造 (一) - 『一つの中国』と『台湾独立』の狭間」『法学論叢』第148巻第2号、京都大学法学会、51頁。
 17. 呉春宜 (2011) 「台湾海峡の安全保障と日米中間系-国民党政権の再登板を見据えて」『防衛法研究』、235-254頁。
 18. 黄躍進 (1999) 「アイゼンハワー政権の対中国政策 (一) - 第一次台湾海峡危機を中心に-」『法学論叢』第145巻第1号、京都大学法学会、89頁。
 19. 渋谷司 (1996) 「台湾総統選挙と中台の緊張 (下) 中国の対台湾武力威嚇への日米対応の違い」『海外事情』第44巻10月号、拓殖大学海外事情研究所、112-113頁。
 20. 蕭新煌、李明峻 (2005) 「変動期の東アジアと台湾」『問題と研究』第34巻7号、国立政治大学国際関係研究センター、45頁。
 21. 高井晋 (2010) 「日米安全保障条約体制の法的再吟味」『防衛法研究』第34号、内外出版社、9-16頁。
 22. 高原明生 (2009) 「中国の台頭とその近隣外交-日本外交への示唆」『RIETI Discussion Paper』09-J-012、独立行政法人経済産業研究所、1頁。
 23. 陳隆志 (2005) 「国際法により審議すべき中国『反分裂法』」『問題と研究』第34巻8号、国立政治大学国際関係研究センター、1頁。
 24. 唐家璇 (2010) 「田中角栄から小泉、小沢まで-日本語通訳から始まった対日工作の責任者が語った48年」『文芸春秋』4月号、165頁。
 25. 富山泰 (1997) 「『周辺事態と』台湾有事の曖昧さ」『世界週報』第78巻31号、時事通信社、55頁。
 26. 中川昌郎 (1995) 「李登輝総統の訪米問題」『東亜』6月号、霞山会、66-67頁。
 27. 中江要介 (2003) 「資料 椎名悦三郎・蔣経国会談記録-」『中江メモ』『社会科学研

- 究』第 24 卷第 1 号、中京大学社会科学研究所、59-80 頁。
28. 西修 (2008) 「いわゆる 4 類型に関する若干の憲法的考察-政府解釈の再検証を中心として-」『防衛法研究』第 32 号、内外出版社、29-33 頁。
 29. 西修 (2010) 「世界の憲法制度 (3)」駒沢法学第 9 卷第 4 号 (通巻第 36 号)、177-185 頁。
 30. 濱本良一 (1995) 「議会主導で対台湾関係強化めざすアメリカ」『東亜』2 月号、霞山会、24-33 頁。
 31. 藤原友貴 (2008) 「中国における『台湾の問題』研究の動向：日中関係関係の視角から」『学生法政論集』(2)、九州大学法政学会、69 頁。
 32. 防衛法学会編 (2008) 『『安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会』報告書』『防衛法研究』第 32 号、内外出版社、175 頁。
 33. 松井一彦 (2007) 「東アジアの安全保障と多国間協力~ARF の意義と今後の課題~」『立法と調査』273 号、26 頁。
 34. 松田康博 (1997) 「中国の台湾政策-江沢民 8 項目提案の形成過程」『防衛研究』17 号、防衛研究所、7 頁。
 35. 松本はる香 (1998) 「台湾海峡危機 [1954-55] と米華相互防衛条約の締結」『米中関係史』日本国際政治学会国際政治 118 号、有斐閣、84-98 頁。
 36. 松島和美 (2007) 「米華相互防衛条約の参戦条項-第 1 次・第 2 次台湾海峡危機を事例として-」『防衛学研究』第 37 号、日本防衛学会、72 頁。
 37. マイケル・ホプキンス (2007) 「朝鮮戦争とイギリス-英米関係へのインパクト」『朝鮮戦争の再検討-その遺産 平成 18 年度戦争史研究国際フォーラム報告書』防衛省防衛研究所、95 頁。
 38. 森肇志 (2003) 「集団的自衛権の誕生-秩序と無秩序の間に-」『国際法外交雑誌』第 102 巻第 1 号、97 頁。
 39. 羅福全 (2005) 『『日、美二加二會議』声明與勸止戰略的時代』『新世紀智库論壇』第 29 期、120-121 頁。
 40. 林金莖 (1992) 「日華断交を振り返って」『問題と研究』9 月号、国立政治大学国際関係研究中心、2 頁。
 41. 林正義 (2005) 「反分裂法と米中台関係」『問題と研究』第 34 巻 8 号、国立政治大学国際関係研究センター、7 頁。
 42. 林長盛、牛銘実 (2004) 「中国の台湾攻略戦略-米国の介入を阻止するシナリオ-」『問題と研究』第 34 巻 1 号、国立政治大学国際関係研究センター、24 頁。
 43. 山本武彦 (1999) 「安全保障研究の三つの流れ-前書きに代えて」『国際安全保障の新展開-冷戦とその後-』早稲田大学出版社、1-11 頁。
 44. 山本武彦 (1988) 「東西ヨーロッパの安全保障-デタントと『戦略的』相合依存」鴨武彦・山本吉宣編 (1988) 『相互依存の理論と現実』有信堂高文社、151-191 頁。
 45. 山本武彦 (2005) 「リージョナリズムの諸相と国際理論」『地域主義の国際比較-アジア太平洋・ヨーロッパ・西半球を中心に-』早稲田大学出版社、1-28 頁。
 46. 山本武彦 (2007) 「日本の『東アジア共同外交』と共同体構想-二国間主義と多国間主義の間-」『東アジア共同体の構築 1 新たな地域形成』岩波書店、145-168 頁。
 47. 山崎拓 (1996) 「極東有事に踏み込む 対米協カグレーゾーン 日米安保・集団的自衛権」『アエラ』4 月 22 日号、朝日新聞社、24 頁。
 48. 吉崎達彦 (2001) 「INSS レポート全訳版」『溜池通信』vol.92 別冊、日商岩井ビジネス戦略研究所、4-5 頁。
 49. 渡辺剛 (2004) 「第 3 章 米台関係-ブッシュ政権の対台湾政策と住民投票」佐藤幸人・竹内孝之編『陳水扁再選-台湾総統選挙と第 2 期陳政権の課題』日本貿易振興機構アジア研究所、39-40 頁。

英語書籍：

1. Barry Buzan (1991) *People, States and Fear: National Security Problem in International Relation*, Longman; 2nd Revised 版を参照する。
2. Barry Buzan, Ole Waever, Jaap De Wilde (1997) *Security : A new framework for analysis*, Lynne Rienner Pub, pp.24-26.
3. Barry Buzan and Ole Waever (2003) *Region and power: The Structure of International Security*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.49-50.
4. Chen Jian (2001) *Mao's China and the Cold War*, The University of North Carolina Press, pp.176-177.
5. Dwight D. Eisenhower (1965) *Waging Peace, 1956-1961; The White House years*, New York: Doubleday & Company, pp.303-304.
6. Dennis C. Blair, John T. Hanley Jr. (2001) *From Wheels to Web: Reconstructing Asia-Pacific Security Arrangements*, Washington Quarterly, p.7.
7. David C. Wolf (1983) *To Secure a Convenience': Britain Recognizes China-1950*, Journal of Contemporary History, Vol. 18, No.2, Sage Publications, pp.299-321.
8. Evan Luard (1962) *Britain and China*, Published in Great Britain by Chatto & Windus Ltd, pp.30-31.
9. John Forster Dulles Paper, 1951-1961、Box48 Reel16, Box49 Reel16, Box51 Reel17, Box53 Reel18, Box61 Reel22, Box79 Reel30.
10. Joseph S. Nye (1957) *Transnational and Transgovernmental Relation*, in Geoffrey L. Goodwin and Andrew Linklater (eds.), *New Dimensions of world Politics*, Croom Helm Ltd. 2-10 St. John's Road, London SW11, p.37.
11. Kenneth N. Waltz (2010) *Theory of International Politics*, Long Grove, Ill.: Waveland Press, p.126.
12. Nancy Bernkopf Tucker (2009) *Strait Talk : United States-Taiwan Relations and the Crisis with China*, Harvard University Press, pp.52-59.
13. Paul Preston and Michael Partridge (2003) *British Documents On Foreign Office Confidential Print Part IV From 1946 through 1950 Series E Asia 1950*, University Publications of America, pp.2-3.
14. Richard C. Bush、Michael E. O'Hanlon (2007) *A War Like No Other: The Truth About China' Challenge to America*, John Wiley & Sons Inc, pp.77-80.
15. Richard C. Bush (2006) *Untying the Knot: Making Peace in the Taiwan Strait*, Brookings Inst Pr, pp.246-248.
16. Richard C. Bush (2004) *At Cross Purposes: U.S.-Taiwan Relations Since 1942 (Taiwan in the Modern World*, M E Sharpe Inc, pp.33-36.
17. Richard Louis Edmonds、Steven M. Goldstein (2001) *Taiwan in the Twentieth Century: A Retrospective View*, Cambridge University Press, pp.130-135.
18. Robert O. Keohane and Joseph S. Nye (1977) *Power and Interdependence: World Politics in Transition*, Little, Brown and Company, Boston, Toronto.
19. Stephen P. Gibert, William M. Carpenter (1989) *America and island China: a documentary history*, University Press of America, pp.130-131.
20. S.R. Ashton, G. Bennett and K.A. Hamilton (2002) *Documents on British Policy Overseas Series I Volume V.8 Britain and China 1945-1950*, pp.440-441.
21. T.J. Pempel (2005) *Remapping East Asia The Construction of a Region*, Cornell University Press, pp.13-18.
22. The John Forster Dulles Oral History Collection Roll No.13 279) Yeh, George K. C..

23. Thierry Balzacq (2010) *Securitization Theory: How Security Problems Emerge and Dissolve*, Routledge, pp.1-3.
24. United States Department of State (1949) *United States Relations with China: With Special Reference to the period 1944-1949*, U.S.G.P.O., Washington. D.C., pp.37-38.
25. United States Department of State (1951) *Department of State Bulletin (V.22, No.550 Jan-Mar 1950)*, Office of Public Communication, Bureau of Public Affairs, Washington. D.C., p.79.
26. United States Department of State (1951) *Department of State Bulletin (V.22, No.551 Jan-Mar 1950)*, Office of Public Communication, Bureau of Public Affairs, Washington. D.C., pp.111-118.
27. United States Department of State (1951) *Department of State Bulletin (V.23, No.574 Jul-Sep 1950)*, Office of Public Communication, Bureau of Public Affairs, Washington. D.C., p.5.
28. United States Department of State (1967) *Foreign Relations of the United States, Diplomatic Papers 1945 Vol.1 General: The United Nations.*, U.S.G.P.O., Washington. D.C., p.1022.
29. United States Department of State (1974) *Foreign Relations of the United States, 1949. The Far East: China Vol.9*, U.S.G.P.O., Washington. D.C., pp.261-262.
30. United States Department of State (1976) *Foreign Relations of the United States, 1950. East Asia and the Pacific Vol.6*, U.S.G.P.O., Washington. D.C., pp.277-278.
31. United States Department of State (1977) *Foreign Relations of the United States, 1951. Asia and the Pacific (in two parts) Vol.6 Part 1*, U.S.G.P.O., Washington. D.C., pp.1020-1022.
32. United States Department of State (1985) *Foreign Relations of United States 1952-54: v.14. China-Japan (1pts.)*, U.S.G.P.O., Washington. D.C., p.157.
33. United States Department of State (1985) *Foreign Relations of United States 1952-54: v.14. China-Japan (2pts.)*, U.S.G.P.O., Washington. D.C., p.884.
34. United States Department of State (1996) *Foreign Relations of the United States, 1958-1960. China: V. 19*, U.S.G.P.O., Washington. D.C., pp.67-68.
35. United States Department of State (2008) *Foreign Relations of the United States, 1969-1976. V. 17, China, 1969-1972*, U.S.G.P.O., Washington. D.C., p.453.
36. Walter Lippmann (1943) *U.S. Foreign Policy: Shield of Republic*, Boston: Little Brown, p.51.
37. Yoichi Funabashi (1999) *Alliance adrift*, New York : Council on Foreign relations press, p.257.

英語雜誌：

1. Alastair Iain Johnston (2003) 'Is China a Status Quo Power?', *International Security* 17:p.55.
2. "Basic Human Right", *Taipei Time*, December 12, 2003; "On the Road", *Taipei Times*, December 15, 2003.
3. Colin L. Powell (2003) 'Remark an Conference on China-U.S. Relations', Texas A&M University, College Station, Texas: pp.21-25.
4. Erik Eckholm (2001) "Chinese President Is Optimistic about Relations With the U.S.", *New York Time*, August 10 2001, p.A1.
5. Masahiro Akiyama (1998) 'Japan's security policy toward the 21st century', *The RUSI Journal*: p.8.

6. Michael D. Swaine (2004) 'Trouble in Taiwan', *Foreign Affairs* 83:pp.39-49。
7. Michael D. Swaine (2004) 'Deterring Conflict in the Taiwan Strait: The successes and Failures of Taiwan's Defense Reform and Military Modernization Program', *Carnegie Paper* 46:p.22。
8. Rex Li (2000) 'Partners or Rivals? Chinese Perceptions of Japan's Security Strategy in the Asia-Pacific Region', *The Journal of Strategic Studies*, Vol 22, No.4: p.11.
9. Tom Ginsburg (2010) 'Eastphalia and Asian Regionalism', *University of California, Davis*, Vol. 44: pp.107-111.

中国語書籍：

1. 蔣經国先生全集編輯委員会 (1991)「民国 61 年 7 月 13 日行政院第 1281 回院会指示」『蔣經国先生全集』第 17 冊、行政院新聞局、380 頁。
2. 蔣經国先生全集編輯委員会 (1991)「民国 61 年 8 月 3 日行政院第 1284 回院会指示」『蔣經国先生全集』第 17 冊、行政院新聞局、385-388 頁。
3. 蔣經国先生全集編輯委員会 (1991)「民国 61 年 8 月 10 日行政院第 1285 回院会指示」『蔣經国先生全集』第 17 冊、行政院新聞局、389-390 頁。
4. 沈劍虹 (1982)『使美 8 年紀要-沈劍虹回憶錄』台北：聯經出版、106-107 頁。
5. 中華民國外交部編 (1972)『外交部公報』第 37 卷第 3 号、中華民國外交部、23 頁。
6. 中華民國外交部 (2007)『顧維鈞大使與杜勒斯談話記錄』檔案號：012.6/0158、影像號：11-EAP-01251、中央研究院近代史研究所檔案館、4-6 頁。
7. 中華民國外交部 (2007)『中日和平條約稿』檔案號：012.6/002、影像號：11-EAP-01095、中央研究院近代史研究所檔案館、51-56 頁。
8. 中華民國外交部 (2007)『田中內閣與匪勾搭 (電報) 第 1 冊』檔案號：005.22/0011、影像號：11-EAP-00573、中央研究院近代史研究所檔案館、83-86 頁。
9. 中華民國外交部 (2007)『蔣經国院長及部長對日譴責聲明』檔案號：005.29/0015、影像號：11-EAP-00655、中央研究院近代史研究所檔案館、98 頁。
10. 中華民國外交部 (2007)『椎名悦三郎訪華』檔案號：012.22/0088、影像號：11-EAP-01075、中央研究院近代史研究所檔案館、3-5 頁。
11. 中華民國外交部 (2007)『椎名悦三郎特使訪華 (第 3 冊)』檔案號：012.22/89033、影像號：11-EAP-01084、中央研究院近代史研究所檔案館、39-43 頁。
12. 中華民國國防部史政編譯局 (1994)『823 戰役文獻專輯』台北：正中書局、18 頁。
13. 中華民國外交問題研究会編纂 (1995)『金山和約與中日和約的關係』中國国民党中央委员会党史委员会、38-41 頁。
14. 中國国民党中央委员会党史委员会編 (1981)『中華民國重要史料初編：對日抗戰時期第 7 編 戰後中国 (4)』中國国民党中央委员会党史委员会、734-736 頁。
15. 中華民國外交部國際組織司 (1971)『中華民國出席聯合國大會第二十五屆常會代表團報告書』台北：外交部、69-89 頁。
16. 国史館 (2001)『中華民國與聯合國史料彙編-中国代表權-』台北：三民書局、184-185 頁。
17. 何思慎 (1999)『擺動在兩岸之間-戰後日本對華政策 (1945-1997)』台北：東大圖書公司、217 頁。
18. 石志夫、徐昕主編 (1994)『中華人民共和國對外关系史 (1949·10-1989·10)』北京：北京大学出版、76 頁。
19. 王炳南 (1985)『中米會談 9 年回顧』北京：世界知識出版社、41-42 頁。
20. 王正華 (2001)『中華民國與聯合國史料彙編—中国代表權』台北：三民書局、288-305 頁。

21. 許水徳 (2003) 『台湾與日本歴史文化座談会：臺日断交三十年回顧與展望座談会』台湾研究学会、18-21 頁。
22. 李元平 (1992) 『俞大維傳』台北：台湾日報社、217-219 頁。
23. 世界知識出版社編 (1959) 『中華人民共和国对外关系文件集第五集』北京：世界知識出版社、175-176 頁。
24. 林正義 (1998) 『中美關係專題研究 1995-1997』台北：中央研究院歐美研究所、163 頁。
25. Nancy Bernkopf Tucker 著、林添貴訳 (2012) 『1949 年後の海峡風雲実録：米中台三辺互動關係大揭秘』台湾：黎明文化、175-185 頁、246-256 頁。
26. Richard C. Bush 著、林添貴訳 (2010) 『台湾の未来』台湾：遠流出版社、140-177 頁。
27. Richard C. Bush/Michael E.O`Hanlon 著、林宗憲訳 (2010) 『不一样的戦争』台湾：博雅書屋、224-232 頁。
28. 台湾教授協會編 (2010) 『中華民國流亡台湾 60 年暨戰後台湾國際處境』台湾：前衛出版社、197-222 頁。
29. 顧維鈞/中國社会科学院近代史研究所訳 (1989) 『顧維鈞回憶録』中華書局出版社、176-181 頁。
30. 張群 (1980) 『我與日本 70 年』台北：中日關係研究会、265-266 頁。
31. 賈超為 (2011) 『日台關係の歴史和現状』北京：華芸出版社、3-10 頁。
32. 孫平化 (1986) 『中日友好随想録』北京：世界知識出版社、91-92 頁。
33. 中国国際書店 (1975) 『中華人民共和国憲法』外文出版社、7 頁。

日本語新聞：

1. 「中共と講和結ばず 吉田首相、ダレス氏に書簡」『毎日新聞』、1952 年 1 月 16 日付け夕刊。
2. 「蔣総統、台湾地区の戒嚴令解除を宣言」『中華週報』、1987 年 7 月 20 日付け週刊。
3. 「日華平和条約 『大陸』配慮の日本側」(第 9 回公開外交文書)『朝日新聞』、1987 年 12 月 1 日付け朝刊。
4. 「台湾へ政府公式ミッション 通産省が技術支援」『産経新聞』、1992 年 1 月 8 日付け朝刊。
5. 「日台断交 20 年の舞台裏 (上)」『産経新聞』、1992 年 6 月 16 日付け朝刊。
6. 「特集 日台断交 20 年」『産経新聞』、1992 年 10 月 8 日付け朝刊。
7. 「閣僚の訪台を認めるべきだ 小沢氏が見解」『朝日新聞』、1993 年 8 月 14 日付け朝刊。
8. 「李鵬首相日台關係にクギ 政府間への拡大けん制」『朝日新聞』、1994 年 1 月 9 日付け朝刊。
9. 「南京大虐殺というのは、でっちあげだ」『毎日新聞』、1994 年 5 月 4 日付け朝刊。
10. 「台湾、李登輝総統出席を通告 中国の反発必至 広島アジア大会」『朝日新聞』、1994 年 9 月 8 日付け朝刊。
11. 「『94 ニッポン再考』台北発 総統訪日中止」『産経新聞』、1994 年 12 月 23 日付け朝刊。
12. 「『極東有事』協力へ一歩 憲法絡めて論議 日米安保再定義作業」『朝日新聞』、1996 年 4 月 9 日付け朝刊。
13. 「広域・防衛協力へ実質改訂 (変容 日米安保：上)」『朝日新聞』、1996 年 4 月 13 日付け朝刊。
14. 「日米中一体の予防外交を中台危機、一年後の教訓」『朝日新聞』、1997 年 3 月 16 日付け朝刊。
15. 「日本の『悪夢』(台湾・東アジア 民選総統が生まれて：4)」『朝日新聞』、1997 年

- 3月28日付け朝刊。
16. 「橋本流心意気の危なかったしさ(社説)」『朝日新聞』、1997年7月15日付け朝刊。
 17. 「『極東』、台湾除外を中国の周恩来首相、田中首相に25年前に要求」『朝日新聞』、1997年8月15日付け朝刊。
 18. 「中台紛争時、日本が米軍支援 梶山静六官房長官『台湾海峡も周辺』」『朝日新聞』、1997年8月18日付け朝刊。
 19. 「台湾有事排除せず 米国国防省次官補代理、基本認識示す 新防衛指針」『朝日新聞』、1997年9月20日付け夕刊。
 20. 「『周辺事態』こじれる定義 中国反発、修正に躍起(時時刻刻)」『朝日新聞』、1998年5月28日付け朝刊。
 21. 「『地理的概念ではない』政府見解 小沢氏『正確でない』周辺事態」『朝日新聞』、1999年1月19日付け朝刊。
 22. 「小沢氏訪中、『周辺事態』で激しい応酬 『中台含む』と会談で発言、中国側が反発」『日本経済新聞』、1999年3月1日付け朝刊。
 23. 「アジアから見た NATO 新戦略 朝日新聞アジアネットワーク」『朝日新聞』、1999年6月29日付け朝刊。
 24. 「防衛指針、中国にも配慮、好関係強調 小淵首相、江主席らと会談」『朝日新聞』、1999年7月10日付け朝刊。
 25. 「欧米メデア、台湾有事へ日本が関与拡大決意と報じる」『読売新聞』、2005年2月20日付け朝刊。
 26. 「中台の反分裂法、緊張高め ライス米長官、武器禁輸解除も警戒」『朝日新聞』、2005年3月22日付け朝刊。
 27. 「『台湾は日米安保の対象』町村外相」『朝日新聞』、2005年4月30日付け夕刊。
 28. 「対中改善でジレンマ『一つの中国』に警戒感 台湾の陳総統会見」『朝日新聞』、2005年11月10日付け朝刊。
 29. 「日米同盟強化、中印と連携を、アーミテージ氏ら提言-日米 FTA、早期交渉入りも」『日本経済新聞』、2007年2月17日付け夕刊。
 30. 「新アーミテージ報告 日米で『中国啓発』より対等な同盟要求」『産経新聞』、2007年2月17日付け朝刊。
 31. 「対日政策で米超党派報告書 同盟の質的变化強調」『東京新聞』、2007年2月17日付け朝刊。
 32. 「中国を責任ある関係者に 第2次アーミテージ報告の全容判明」『読売新聞』、2007年2月17日付け朝刊。
 33. 「アーミテージ・リポート:改訂版 日米で対中戦略、強調 防衛分野の役割拡大要請」『毎日新聞』、2007年2月17日付け夕刊。
 34. 「日米同盟強化を提言 中印の台頭に対応 アーミテージ・リポート続編」『朝日新聞』、2007年2月17日付け朝刊。
 35. 「日台で運転免許証を相互承認」『読売新聞』、2007年8月16日付け朝刊。
 36. 「米、台湾へ武器売却を決定 5800億円分、議会に通告 F16等見送り」『朝日新聞』、2010年1月30日付け夕刊。
 37. 「衰れでますますいかれた鳩山首相」ワシントン・ポスト酷評」『読売新聞』、2010年4月15日付け朝刊。
 38. 「日米本社世論調査 安保観はいま」『朝日新聞』、2010年12月24日付け朝刊。
 39. 「南シナ海『核心的利益』」『朝日新聞』、2011年6月6日付け朝刊。
 40. 「中国艦隊8隻、沖縄近海と通過 遠洋訓練『常態化』外務省、抗議しない方針」『産経新聞』、2011年6月8日付け朝刊。
 41. 「【社説】南シナ海紛糾 膨張中国に自制を求めたい」『読売新聞』、2011年6月10日付け朝刊。

42. 「南シナ海、対中けん制強化-中国の軍備増強、周辺国『勢力均衡』狙う」『日本経済新聞』、2011年6月14日付け朝刊。
43. 「南シナ海、対中けん制強化-中国は不快感」『日本経済新聞』、2011年6月14日付け朝刊。
44. 「台北駐日経済文化代表処馮寄台寄稿-台日中、協力で利益享受」『日本経済新聞』、2010年6月14日付け朝刊。
45. 「アジア安全保障会議 特集(上)」『朝日新聞』、2011年6月15日付け朝刊。
46. 「中国『自衛権危険だ』」『朝日新聞』、2011年6月17日付け朝刊。
47. 「普天間『一年で進展を』米国防長官、日本に宿題」『産経新聞』、2011年6月22日付け朝刊。
48. 「2プラス2 中国の野心、封じ込み『宇宙や公海で脅威』」『産経新聞』、2011年6月22日付け朝刊。
49. 「『正論』中国軍事専門家・平松茂雄 中国海洋進出は台湾統一の布石」『産経新聞』、2011年6月24日。
50. 「日台の企業提携説明会を開催 台湾経済部」『産経新聞』、2011年8月3日付け朝刊。
51. 「【主張】防衛白書 専守防衛見直しが急務だ」『産経新聞』、2011年8月4日付け朝刊。
52. 「ワイヤーク試験航行 中国、航空母艦最大6隻を配備 米・アジア連携で対抗強化を」『産経新聞』、2011年8月12日付け朝刊。
53. 「日台投資協定来月締結 交流促進へ『内国民待遇』」『産経新聞』、2011年8月13日付け朝刊。
54. 「日台投資協定 日本の存在感強化 中国反発は想定済み」『産経新聞』、2011年8月13日付け朝刊。
55. 「停滞した外交、再構築を 田中均日本総研国際戦略研究所理事長」『朝日新聞』、2011年8月23日付け朝刊。
56. 「中国初の国産航空母艦 2015年にも就役 米国防総省年次報告書」『産経新聞』、2011年8月26日付け朝刊。
57. 「野田政権背水の船出乱戦の結末(下) 幻の小沢・野田連携、温めていた輿石幹事長構想」『日本経済新聞』、2011年9月1日付け朝刊。
58. 「野田内閣支持67%、民主、自民を逆転 復興増税「賛成」63%」『日本経済新聞社』、2011年9月4日付け朝刊。
59. 「ロシア爆撃機が『日本一周』 首相訪問時に福島沖も飛行 前代未聞の露骨な挑発」『産経新聞』、2010年9月9日付け朝刊。
60. 「南シナ海『米豪の国益』2プラス2で共同声明」『読売新聞』、2011年9月17日付け朝刊。
61. 「南シナ海 印越で開発 ガス・油田合意 中国をけん制」『読売新聞』、2011年9月17日付け朝刊。
62. 「『社説』辛亥革命100年『民主化いまだならず』の中国」『読売新聞』、2011年10月10日付け朝刊。
63. 「辛亥革命100年 台湾で軍事パレード」『読売新聞』、2011年10月11日付け朝刊。
64. 「中国地方選 無党派の波 当局は妨害『一党独裁に脅威』」『読売新聞』、2011年11月8日付け朝刊。

英語新聞：

1. *Brazen China*, Washington Post,
<http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/articles/A28514-2005Mar11.html> (閲覧日2011年8月1日)

2. *China's Paper Dragons*, Washington Times,
<http://www.washingtontimes.com/news/2005/mar/13/20050313-091433-3293r/print/> (閱覽日 2011 年 8 月 1 日)
3. *China's Tarnished Star*, asahi.com,
<http://www.asahi.com/english/opinion/TKY200503070091.html> (閱覽日 2011 年 8 月 1 日)
4. *Indonesia Takes Old U.S. F-16 Fighter Jets*, CRIENGLISH.COM,
<http://english.cri.cn/6966/2011/10/26/189s664564.htm> (閱覽日 2011 年 10 月 27 日)
5. *Indonesia looking to buy second hand F-16C/D aircraft from the US, Go to stage 3*,
<http://asianmil.typepad.com/stage3/2011/10/indonesia-looking-to-buy-second-hand-f-16cd-aircraft-from-the-us.html> (閱覽日 2011 年 10 月 27 日)
6. *Blustery Winds in Taiwan Straits*, Los Angeles Times,
<http://articles.latimes.com/2005/mar/08/opinion/ed-china8> (閱覽日 2011 年 8 月 1 日)
7. *Japan to Join US Policy on Taiwan*, Washington Post,
<http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/articles/A33297-2005Feb17.html> (閱覽日 2011 年 8 月 2 日)
8. *U.S. announces \$6.4 billion arms deal with Taiwan*, CNN World,
http://articles.cnn.com/2010-01-29/world/taiwan.arms_1_one-china-taiwan-strait-strong-indignation?_s=PM:WORLD (閱覽日 2011 年 8 月 3 日)
9. *U.S sells weapons to Taiwan, angering Chin*, Washington Post,
<http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2010/01/29/AR2010012904113.html> (閱覽日 2011 年 8 月 3 日)
10. *US senator unveils bill to force jet sale*, TAIPEI TIMES,
<http://www.taipeitimes.com/News/front/archives/2011/09/14/2003513225> (閱覽日 2011 年 11 月 1 日)

中国語新聞：

1. 「關於中日雙邊和約的觀感」『台灣：新生報』、1952 年 2 月 4 日付け朝刊。
2. 「吉田的錯覺與我們的態度」『台灣：新生報』、1952 年 2 月 5 日付け朝刊。
3. 「日本の國際信用」『台灣：中央日報』、1952 年 4 月 22 日付け朝刊。
4. 「社論—一定要解放台灣」『人民日報』、1954 年 7 月 23 日付け朝刊。
5. 「總司令朱德在人民解放军八一建軍 27 周年紀念會上的講話」『人民日報』、1954 年 8 月 1 日付け朝刊。
6. 「周恩来關於美蔣“共同防禦條約”的聲明」『人民日報』、1954 年 12 月 9 日付け朝刊。
7. 「蔣院長接見日大使 闡明我國嚴正立場」『台灣：中央日報』、1972 年 7 月 21 日付け朝刊。
8. 「反對日本與匪建立關係 彭大使昨訪日外相 申明我國堅定立場」『台灣：中央日報』、1972 年 7 月 26 日付け朝刊。
9. 「檀島會談後田中內閣的動向」『台灣：中國時報』、1972 年 9 月 5 日付け朝刊。
10. 「美國調整戰略由模糊轉明確」『台灣：中國時報』、1996 年 3 月 15 日付け朝刊。
11. 「美強烈反對反分裂法」『台灣：聯合報』、2005 年 4 月 16 日付け朝刊。
12. 「兩岸今年軍費 台灣不到中國一成」『台灣：自由時報』、2011 年 3 月 5 日付け朝刊。
13. 「美 181 眾議員連署 促速售台 F16C/D」『台灣：自由時報』、2011 年 8 月 3 日付け朝刊。
14. 「東京前線：日行使集團自衛權 攸關台灣防衛」『台灣：自由時報』、2011 年 8 月 8 日付け朝刊。
15. 「辛亥百年 國共爭正統 蔡：台灣有自己的歷史」『台灣：自由時報』、2011 年 10 月

10日付け朝刊。

図：

1. 図 1 日本に対する感覚
2. 図 2 海外旅行の希望
3. 図 3 THE GROWING RANGE OF PLA SYSTEMS
4. 図 4 PROJECTING POWER TO THE SECOND ISLAND CHAIN
5. 図 5 1995・1996年「東風15」号ミサイル発射訓練
6. 図 6 PLA MISSILE FORCS AND TAIWAN
7. 図 7 南シナ海要図
8. 図 8 Sovereignty Claims in the South China Sea
9. 図 9 Taiwan Strait SAM and SRBM Coverage
10. 図 10 The First and Second Island Chains
11. 図 11 太平洋における中国の海洋調査活動
12. 図 12 Conventional Counter-intervention Capabilities
13. 図 13 Medium and Intercontinental Range Ballistic Missiles
14. 図 14 四つの三角関係

表：

1. 表 1 日台往来旅客統計表（2008年から2014年1-5月まで）
2. 表 2 日台貿易（台湾側「財政部統計処」統計）（2008年から2014年1-5月まで）
3. 表 3 台湾関係法の概要
4. 表 4 2010年米国から台湾へ売却を決めた武器のリスト
5. 表 5 日華平和条約における各条項の法的性質
6. 表 6 蔣経国と椎名悦三郎特使の会談内容（一部）
7. 表 7 日中国交正常化交渉日程
8. 表 8 第一回外相会談での日中双方の共同声明案の主な相違点
9. 表 9 第二回外相会談での中国側共同声明草案と日本側修正案の主な相違点
10. 表 10 日中共同声明の最終合意内容の要約
11. 表 11 日中平和友好条約の内容
12. 表 12 「米華相互防衛条約」と「新日米安全保障条約」の第3条と第5条の内容
13. 表 13 第3次台湾海峡危機期間における、中国の軍事演習の状況
14. 表 14 21世紀に入って以降の日台関係の重要事項
15. 表 15 2012年台湾総統選挙の投票結果
16. 表 16 日本近海における、近年の中国海軍の活動の内容
17. 表 17 反国家分裂法の概要
18. 表 18 中華人民共和国国防動員法の概要点
19. 表 19 第1次アーミテージ・ナイ報告～第3次アーミテージ・ナイ報告の概要
20. 表 20 2010年 中台の軍事力の現状
21. 表 21 当時開催された主な日台の民間安保対話
22. 表 22 自衛権に関する政府解釈の概観

参考ウェブサイト：

1. 機関組織：
 1. 首相官邸ホームページ：<http://www.kantei.go.jp/>
 2. 外務省ホームページ：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>
 3. 防衛省・自衛隊：<http://www.mod.go.jp/>
 4. 国土交通省：<http://www.mlit.go.jp/>
 5. 公益財団法人交流協会：http://www.koryu.or.jp/ez3_contents.nsf/Top

6. ジェトロ-日本貿易振興機構：<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>
 7. 帝国議会会議録検索システム：<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/>
 8. 国会会議録システム：http://kokkai.ndl.go.jp/KENSAKU/swk_startup.html
 9. 衆議院トップページ：<http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index.htm>
 10. 参議院トップページ：<http://www.sangiin.go.jp/>
 11. 中華民国總統府網站-首頁：<http://www.president.gov.tw/>
 12. 中華民国行政院全球資訊網：<http://www.ey.gov.tw/mp?mp=1>
 13. 中華民国立法院全球資訊網：<http://www.ly.gov.tw/jp/sitemap.jsp>
 14. 中華民国外交部：<http://www.mofa.gov.tw/webapp/mp?mp=1>
 15. 中華民国國防部：<http://www.mnd.gov.tw/>
 16. 中華民国内政部全球資訊網：<http://www.moi.gov.tw/>
 17. 中華民国行政院大陸委員会全球網：
<http://www.mac.gov.tw/welcome01/welcome01.htm>
 18. 駐日台北經濟文化代表処：<http://www.taiwanembassy.org/JP/mp.asp?mp=202>
 19. 米国在台協会：<http://www.ait.org.tw/>
 20. 中華人民共和國中央人民政府：<http://www.gov.cn/>
 21. 中華人民共和國國務院台湾事務辦公室：<http://www.gwytb.gov.cn/>
 22. The Official Home of the Department of Defense：<http://www.defense.gov/>
 23. The White House：<http://www.whitehouse.gov/>
 24. U.S. Department of State：<http://www.state.gov/>
 25. Welcome to the United Nations：<http://www.un.org/en/>
 26. Center for Strategic and International Studies：<http://csis.org/>
 27. Center for Strategic and Budgetary Assessments：<http://www.csbaonline.org/>
 28. ISN：<http://www.isn.ethz.ch/isn/>
2. 新聞社：
1. ニュース 速報 YOMIURI ONLINE（読売新聞）：<http://www.yomiuri.co.jp/>
 2. asahi.com：朝日新聞社の速報ニュースサイト：<http://www.asahi.com/>
 3. 日本経済新聞社：<http://www.nikkei.com/>
 4. 毎日 Jp-毎日新聞のニュース・情報サイト：<http://mainichi.jp/>
 5. MSN 産経ニュース：<http://sankei.jp.msn.com/>
 6. 自由時報電子報：<http://www.libertytimes.com.tw/index.htm>
 7. 中時電子報：<http://news.chinatimes.com/>
 8. BBC-Homepage：<http://www.bbc.com/>
 9. CNN.com International：<http://edition.cnn.com/>
 10. The Washingtonpost.com：<http://www.washingtonpost.com/>
 11. Los Angeles Times：<http://www.latimes.com/>
 12. Taipei Times：<http://www.taipaitimes.com/>

(各ウェブサイトのアドレスは2016年5月23日現在のものである)

付録（１）：投資の自由化、促進及び保護に関する相互協力のための 公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取極め （仮訳）

第1条

財団法人交流協会及び亜東関係協会（以下「双方」という。）は、1972年12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」の第3項(1)及び(7)に関連し、以下第2条から第26条までに規定する事項について必要な関係当局の同意が得られるよう相互に協力する。

第2条

この取決めにおいて、(1)「投資財産」とは、投資家により、直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産であって、投資としての性質を有するものをいい、次のものを含む。

- (a) 企業及び企業の支店
- (b) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）
- (c) 債券、社債、貸付金その他の債務証券（その債務証券から派生する権利を含む。）
- (d) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利
- (e) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
- (f) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）
- (g) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）
- (h) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権。

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資産利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(2)「投資家」とは、次の自然人及び企業であって、他方の側の区域内において投資を行おうとし、行っており、又は既に行なったものをいう。

- (a) 交流協会については、
 - (i) 日本国の国籍を有する自然人
 - (ii) 営利目的であるか否かを問わず、また、民間のものであるか否かを問わず、日本国の法令に基づいて適切に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織又は会社を含む。）である企業
- (b) 亜東関係協会については、
 - (i) 台湾の市民権を有する自然人

- (ii) 営利目的であるか否かを問わず、また、民間のものであるか否かを問わず、台湾の法令に基づいて適切に設立され、又は組織される法人その他の事業体(社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織又は会社を含む。)である企業
- (3) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。
- (4) 「区域」とは、
(a) 交流協会については、日本国をいう。
(b) 亜東関係協会については、台湾をいう。
- (5) 「現行の」とは、本取決めの発効の日において効力を有することをいう。
- (6) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。
- (7) 「世界貿易機関設立協定」とは、1994年4月15日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第3条

1. 一方の側の投資家及びその投資財産は、他方の側の区域内において、投資活動に関し、他方の側の投資家及びその投資財産に対し同様の状況において与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。
2. 1の規定にかかわらず、他方の側の投資家の投資活動に関連して特別な手続が定められることがあることが了解される。ただし、当該手続が、双方がこの取決めの下で当該投資家に与えられるべきと認める待遇を実質的に害するものではないことを条件とする。

第4条

1. 一方の側の投資家及びその投資財産は、他方の側の区域内において、他の国又は地域の投資家の投資財産に対し同様の状況において与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。
2. 1にいう待遇には、紛争解決制度に関して他の国又は地域の投資家及びその投資財産に対して与えられる待遇であって、国際条約又は国際協定において規定されるものは含まれない。

第5条

1. 一方の側の投資家の投資財産は、他方の側の区域内において、国際法に従った待遇(公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。)を与えられる。
2. 一方の側の投資家の投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分は、他方の側の区域内において、恣意的な措置により阻害されてはならない。
3. 一方の側の区域における当局が他方の側の投資家の投資財産及び投資活動に関し義務を負うこととなった場合には、当該義務は遵守される。

第6条

一方の側の投資家は、他方の側の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、同

様の状況において他方の側の投資家又は他の国若しくは地域の投資家に対して与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第7条

1. いずれの一方の側の区域内においても、他方の側の投資家の投資活動の条件として次の要求が課せられ、又は強制されてはならない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 当該一方の側の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は当該一方の側の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。
- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの当該一方の側の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
- (f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。
- (g) 特定の国籍又は市民権を有する者を取締役、理事又は役員に任命すること。
- (h) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を当該一方の側の区域内の自然人又は法人その他の団体に移転すること。ただし、次のいずれかの場合を除く。
 - (i) 当該要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によって行われる場合。
 - (ii) 当該要求が、世界貿易機関設立協定附属書1C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(以下「貿易関連知的所有権協定」という。)に反しない方法で行われる知的財産又は知的財産権の移転に関するものである場合。
- (i) 当該一方の側の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。
- (j) 一定の数又は割合の特定の国籍又は市民権を有する者を雇用すること。
- (k) 当該一方の側の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。
- (l) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて当該一方の側の区域のみから供給すること。

2. 1の規定にかかわらず、いずれの一方の側の投資家の投資活動に関しても、利益の付与又はその継続の条件として、1(g)から(l)までに規定する要求のいずれかに従うことが求められることがあることが了解される。

第8条

1. 次のものについては第3条、第4条及び第7条の規定の対象とならないことが了解される。

- (a) 次の機関により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であって、附属書Iのそれぞれの側の表に記載されるもの。
 - (i) 中央当局
 - (ii) 日本国の都道府県
 - (iii) 台湾の直轄市、市又は県
- (b) (a) (ii) 及び (a) (iii) に規定するもの以外の地方当局により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置

(c) (a) 及び (b) に規定する措置の継続又は即時の更新

(d) (a) 及び (b) に規定する措置の改正又は修正(当該改正又は修正の直前における当該措置と第3条, 第4条及び第7条の規定との適合性の水準を低下させないものに限る。)

2. 附属書 II のそれぞれの側の表に記載される分野, 小分野又は活動に関して採用され, 又は維持される措置については, 第2条, 第3条及び第7条の規定の対象とならないことが了解される。

3. いずれの一方の側の区域内においても, 他方の側の投資家は, この取決めの効力発生の日の後に附属書 II の表の対象となる措置が採用される場合には, 他方の側の投資家であることを理由として, 当該措置が効力を生じた時点で当該措置が採用される一方の側の区域に存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求されない。

4. いずれの一方の側も, この取決めの効力発生の後に, 附属書 I の自らの表に記載される現行の措置が改正され, 若しくは修正される場合又は附属書 II の自らの表に記載される分野, 小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置が採用される場合には, その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置が実施される前に, 又は例外的な状況においては実施された後できるだけ速やかに, 次のことを行う。

(a) 当該改正若しくは修正又は当該措置の詳細な情報を他方の側に通報すること。

(b) 他方の側の要請があった場合には, 相互の満足を確保することを目的として, 他方の側との間で誠実に協議を行うこと。

5. いずれの一方の側の区域内においても, 適当な場合には, 附属書 I 及び附属書 II の関連する表に掲げられた留保が削減され, 又は撤廃されるための努力が払われる。

6. 貿易関連知的所有権協定第3条及び第4条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第3条から第5条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても, 第3条, 第4条及び第7条の規定の対象とならないことが了解される。

7. 次の事項についていずれか一方の側の区域内において採用され, 又は維持されるいかなる措置についても, 第3条, 第4条及び第7条の規定の対象とならないことが了解される。

(a) 政府調達

(b) 一方の側の区域における当局又は当局により所有若しくは支配される企業により与えられる補助金又は贈与(当局が助成する貸付け, 保証及び保険を含む。)

第9条

1. 一方の側の区域における法令, 行政上の手続, 一般的に適用される行政上の決定及び司法上の決定は, 速やかに公表され, 又は公に利用可能なものとされる。

2. 一方の側は, 他方の側の要請があった場合には, 1に規定する事項に関して, 速やかに, 他方の側の個別の質問に応じ, 及び他方の側に情報(一方の側の区域における当局が投資に関して締結する契約に関連する情報を含む。)を提供する。

3. 1及び2の規定は、いずれの側に対しても、秘密の情報であって、その開示がいずれか一方の側の区域における当局による法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第10条

いずれの一方の側の区域においても、緊急の場合又は純粹に軽微なものである場合を除くほか、当該区域における法令に従い、一般に適用される規制であって、この取決めの対象となる事項に影響を及ぼすものが採用され、改正され、又は廃止される前に、公衆による意見提出のための合理的な機会が与えられる。

第11条

いずれか一方の側の自然人が投資活動を行うことを目的として他方の側の区域に上陸し、滞在し、及び居住するため申請を行う場合には、当該申請には、他方の側の区域における関係法令に従い、好意的な考慮が払われる。

第12条

1. いずれの一方の側の投資家の投資財産に対しても、収用又は収用と同等の措置(以下「間接的な収用」という。)は、実施されない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りではない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
- (b) 差別的なものでないこと。
- (c) 4から6までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。
- (d) 正当な法の手続及び第5条の規定に従って実施されるものであること。

2. 1に規定する間接的な収用とは、当局による一又は一連の措置であって、権原の移転又は明白な差押えなしに収用と同等の効果を有するものをいう。

3. いずれか一方の側の区域における当局による一又は一連の措置が特定の事実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査される。

- (a) 当該措置の経済的な影響(ただし、当局による当該措置が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。)
- (b) 当該措置が投資から生ずる明確な及び合理的な期待を害する程度
- (c) 当該措置の性質
- (d) 当該措置の目的(当該措置が公共の福祉及び安全並びに公衆の衛生の保護、環境の保護及び保全その他の正当な公共の目的のために行われるか否かを含む。)

4. 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

5. 補償については、遅滞なく支払われるものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な利子が含まれるものとする。当該補償については、実際に換価すること、自由に移転すること及び収用の日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。
6. 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条にいう原則に従って速やかな審査を受けるため、収用が行われる区域における裁判所の裁判を受け、又は当該区域における行政機関に対して申立てをする権利を有するものとする。ただし、第17条の規定の適用を妨げない。

第13条

1. 一方の側の投資家であって、他方の側の区域における武力紛争又は革命、暴動、内紛若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により投資財産に関して損失又は損害を被ったものは、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法 に関し、他方の側の投資家又は他の国若しくは地域の投資家に与えられる待遇のうちいずれか有利なものよりも不利でない待遇を与えられる。
2. 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第14条

1. 一方の側の区域における当局又はその指定する機関が、当該一方の側の投資家に対し、他方の側の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、次のことが承認される。
 - (a) 当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権が当該当局又は機関に譲渡されること。
 - (b) 当該当局又は機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有すること。
2. 1に規定する権利又は請求権の譲渡に基づき一方の側の区域における当局又は機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転は、第12条、第13条及び第15条の関連規定に従って行われる。

第15条

1. 一方の側の区域に向けた又は当該区域からの全ての資金の移転であって、一方の側の区域内にある他方の側の投資家の投資財産に関連するものは、遅滞なく、かつ、自由に行われる。この資金の移転には、特に次のものが含まれる。
 - (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
 - (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他投資財産から生ずる収益
 - (c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であって、投資財産に関連するもの
 - (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
 - (e) 一方の側の区域内にある投資財産に関連した活動に従事する他方の側から赴任した従業員が得た収入その他の報酬
 - (f) 第12条及び第13条の規定に従って行われる支払
 - (g) 第17条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2. 資金の移転は、遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われる。
3. 1及び2の規定にかかわらず、次の事項に関する法令の衡平、無差別かつ誠実な適用により資金の移転が遅延され、又は妨げられることがあることが了解される。
 - (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
 - (b) 証券、先物、オプション及び金融派生商品の発行、交換又は取引
 - (c) 刑事犯罪
 - (d) 通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存
 - (e) 裁決手続又は訴訟手続における命令又は判決の履行

第16条

第1条の規定に鑑み、いずれの一方の側も、この取決めの解釈、適用又は実施に影響を及ぼす問題に関して他方の側が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

第17条

1. この条の規定において、「投資紛争」とは、一方の側の区域における当局と他方の側の投資家との間の紛争であって、当該投資家に、一方の側の区域内における当該投資家の投資財産又は投資活動に関して損失又は損害が生じているものをいう。
2. 投資紛争は、可能な限り、投資紛争の当事者である投資家(以下この条において「紛争投資家」という。)と当該投資紛争の当事者である他方の側の区域の関係当局との間の友好的な協議又は交渉により解決される(以下この条において、紛争投資家と投資紛争の関係当局とを併せて「紛争当事者」という。)
3. この条のいかなる規定も、紛争投資家が他方の側の区域内において行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものではないことが確認される。
4. 関係当局に対して書面により協議又は交渉が要請された日から3か月以内にそのような協議又は交渉により投資紛争が解決されない場合には、当該投資紛争は、紛争当事者が相互に合意することを条件として、国際的な調停又は仲裁(国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則に基づく仲裁、国際商業会議所の仲裁規則に基づく仲裁又は紛争当事者が合意するその他の仲裁規則に基づく仲裁を含む。)に付託されることができる。
5. いずれの一方の側も、4にいう調停又は仲裁であって紛争投資家を選択するものへの投資紛争の付託に対して一方の側の区域における当局が同意するよう促す。
6. 紛争投資家が他方の側の区域内において投資財産及び投資活動に関し損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった日のいずれか早い方の日から3年が経過している場合には、投資紛争は、4にいう調停又は仲裁に付託されることはできない。
7.
 - (a) 投資紛争が他方の側の区域における司法裁判所、行政裁判所若しくは行政機関又は他の拘束力を有する紛争解決のための制度に付託された場合には、そのような救済手段において最終決定が行われる前に紛争投資家が当該区域における法令に従

- って請求を取り下げの場合に限り、4にいう調停又は仲裁は、求められることができる。
- (b) 投資紛争が4に規定する調停又は仲裁に付託された場合には、当該投資紛争は、他方の側の区域における司法裁判所、行政裁判所若しくは行政機関又は他の拘束力を有する紛争解決のための制度に付託されない。
8. 投資紛争が4の規定により仲裁に付託され、仲裁裁判所が設置される場合には、
- (a) 仲裁裁判所は、この取決めに従って、係争中の事案につき決定を行う。
- (b) 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれか一方の側の区域又は1958年6月10日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(以下この条において「ニューヨーク条約」という。)の締約国において行う。
- (c) 仲裁裁判所の決定又は裁定は、紛争当事者を拘束する。当該決定又は裁定は、執行が求められている場所における有効な決定又は裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法に従って執行される。
- (d) 仲裁裁判所が行う決定又は仲裁裁判所が下す裁定に係る救済措置は、損害賠償又は原状回復に限る。
9. 4の規定により仲裁に付託される請求は、いずれの側の区域における仲裁決定又は裁定の承認及び執行に関しても、ニューヨーク条約第1条の適用上、商事上の関係又は取引から生じたものとみなされる。
10. 投資紛争が国際的な調停又は仲裁に付託された場合には、双方は、関連する情報(係争中の事案、手続の状況並びに他の実質事項及び手続事項を含む。)を可能な範囲内で提供される。
11. いずれの一方の側も、紛争当事者への書面による通知を行なった場合には、この取決めの解釈に関する問題につき、調停機関又は仲裁裁判所に対し、関連する情報を提供し、又は意見を提出することができる。

第18条

1. いずれの一方の側の区域においても、次の措置が採用され、又は実施されることがあることが了解される。ただし、他方の側の投資家に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は他方の側の投資家の投資財産に対する偽装した制限となるような態様で適用されるものでないことを条件とする。
- (a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序のために必要な措置
- 注釈: 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し 真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用され得る。
- (c) この取決めの規定に適合する法令の遵守の確保に必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置が含まれる。
- (i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理
- (ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認められる次の措置

(i) 戦時, 武力紛争その他の緊急時にとられる措置

(ii) 兵器の不拡散に係る政策又は国際協定の実施に関連してとられる措置

(e) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章の下で行われる取組に寄与することを目的としてとられる措置

2. いずれか一方の側の区域において1に規定する措置がとられる場合には, 一方の側は, 当該措置が実施される前に又はその後できる限り速やかに, 当該措置についての要素であって次に掲げるものを, 他方の側に通報する。

(a) 関係の分野及び小分野又は事項

(b) 当該措置により影響を受けるこの取決めの規定

(c) 当該措置の法的根拠

(d) 当該措置の簡潔な説明

(e) 当該措置の目的

第19条

1. いずれの一方の側においても, 次のいずれかに該当するときは, 国境を越える資本取引に関する措置であって第3条の規定に適合しないもの及び第15条の規定に適合しない措置が採用され, 又は維持されることがあることが了解される。

(a) 一方の側の区域において国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合

(b) 例外的な状況において, 資金の移転が経済全般の運営, 特に当該一方の側の区域における通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし, 又はもたらすおそれがある状況にある場合

2. 1にいう措置は次のことに適合するものとする。

(a) 国際通貨基金協定に適合するものであること。

(b) 1にいう状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c) 一時的なものであり, かつ, 事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。

(d) 他方の側に対し, 速やかに通報されるものであること。

(e) 他方の側の投資家の商業上, 経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

第20条

いずれの一方の側の区域においても, 信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置(投資家, 預金者, 保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し, 又は金融体系の健全性及び安全性を確保するための措置を含む。)がとられることがあることが了解される。ただし, 他方の側の投資家の投資活動を損なうための手段として用いられるものでないことを条件とする。

第21条

1. いずれの一方の側の区域においても、知的財産権は十分かつ効果的に保護され、また、知的財産の保護に関する制度は効率的かつ透明性のある方法で運用される。この目的のため、双方は、いずれか一方の側の要請があった場合には、投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因が除去されるよう、速やかに協議する。
2. この取決めは、いずれか一方の側の区域において効力を有する知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利の行使又は義務の実施に影響を与えるものではないことが了解される。
3. 第4条の規定にかかわらず、いずれか一方の側の区域において知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づき他の国又は地域の投資家及びその投資財産に与えられる待遇は、当該多数国間協定が他方の側の区域において効力を有さない場合には、他方の側の投資家及びその投資財産に対して与えられないことがあることが了解される。

第22条

この取決めのいかなる規定も、租税に係る課税措置については、対象としない。

第23条

1. 双方は、この取決めの目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会(以下「委員会」という)を設置する。

- (a) この取決めの実施及び運用について討議すること。
- (b) 第8条1にいう例外措置であっていずれか一方の側の区域において維持され、改正され、修正され、又は採用されるものについて、その削減又は撤廃に寄与することを目的として討議すること。
- (c) 第8条2にいう例外措置であっていずれか一方の側の区域において採用され、又は維持されるものについて、投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。
- (d) 投資に関連するその他の事項であってこの取決めに関係するものについて討議すること。

2. 委員会は、必要に応じ、この取決めの機能を強化し、又はこの取決めの目的を達成するため、双方のコンセンサス方式による決定により、双方に対し適当な決定又は勧告を行うことができる。

3. 委員会は、双方の代表者から成る。委員会は、双方の合意により、討議する問題に関連する必要な専門知識を有する関連機関の代表者を招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4. 委員会は、任務を遂行するための手続規則を定める。

5. 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

6. 委員会及び5の規定に基づき設置された小委員会は、いずれか一方の側の要請により、会合する。

第24条

いずれの一方の側も、健康、安全及び環境に関する措置の緩和又は労働基準の引下げを通じた他方の側の投資家及びその他の国又は地域の投資家による投資の奨励が適当ではないことを認める。

第25条

1. いずれの一方の側によっても、他方の側の投資家であって他方の側の企業であるものが他の国又は地域の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の側の投資家及びその投資財産に対し、この取決めにによる利益が否認されることがあることが了解される。

(a) 当該他の国又は地域に関する措置であって当該他の国又は地域の企業との取引を禁止するもの若しくは当該他の国又は地域の企業若しくはその投資財産に対してこの取決めにによる利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものが採用され、又は維持されている場合

(b) 当該他の国又は地域に関する措置であって一方の側の区域における現行の法令に従って投資を禁止し、若しくは制限するものが採用され又は維持されている場合

2. いずれの一方の側によっても、他方の側の投資家であって他方の側の企業であるものが他の国又は地域の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が他方の側の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の側の投資家及びその投資財産に対し、この取決めにによる利益が否認されることがあることが了解される。

注釈1: この条の規定において、1(b)にいう現行の法令において規定される場合を除き、

(a) 企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の50パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(b) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が投資企業の役員数の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

注釈2: いずれの一方の側も、1及び2に規定する利益の否認のための条件に変更が生ずる場合には、他方の側に対し事前に通報する。そのような場合には、双方は、必要に応じ、この条の規定の見直し又は改正を目的として協議する。

第26条

1. この取決めは、双方がそれぞれの手続が完了した旨を相互に通報する日に効力を生ずる。この取決めは、6に定めるところに従って終了する場合を除き、10年間効力を有する。

2. この取決めは、一方の側の投資家の投資財産であってこの取決めの効力発生の前に他方の側の区域内において関係法令に従って取得されたものも対象とする。

3. この取決めの効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの取決めの効力発生の前に既に解決されている請求については、この取決めの対象とならないことが了解される。

4. 附属書は、この取決めの不可分の一部を成す。
5. いずれの一方の側も、この取決めに改正するため、いつでも他方の側との協議を要請することができる。
6. いずれの一方の側も、一年前に他方の側に対して書面による通告を行うことにより、この取決めに終了させることができる。

この取決めは、英語により作成し、交流協会の代表及び亜東関係協会の代表は、以上の証拠として、2011年9月22日に台北にて、これに署名した。

付録(2): 公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取極め

公益財団法人交流協会と亜東関係協会（以下「両協会」という。）は、1972年12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」第3項に関連し、次の項目について、それぞれ必要な関係当局の同意が得られるよう相互に協力することを合意した。

第1条

この取決めは、東シナ海における平和及び安定を維持し、友好及び互惠協力を推進し、排他的経済水域の海洋生物資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序の維持を図ることを目的とする。

第2条

(1) 東シナ海の北緯27度以南の水域は海洋生物資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序の維持を図るための具体的措置を早急に講ずる必要性を有する水域であるとの共通の認識の下、この取決めは、次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線によって囲まれる排他的経済水域（以下「取決め適用水域」という。）に適用する。

- (ア) 北緯27度，東経126度20分
- (イ) 北緯27度，東経122度30分
- (ウ) 北緯24度46分，東経122度30分
- (エ) 北緯24度49分37秒，東経122度44分
- (オ) 北緯24度50分，東経124度
- (カ) 北緯25度19分，東経124度40分
- (キ) 北緯25度29分45秒，東経125度20分
- (ク) 北緯25度30分，東経125度30分
- (ケ) 北緯25度32分17秒，東経125度30分
- (コ) 北緯25度40分，東経126度
- (サ) 北緯26度30分，東経126度
- (シ) 北緯27度，東経126度20分

(2) 取決め適用水域のうち、次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線によって囲まれる水域は、漁業実態が複雑であり、海洋生物資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序の維持が特に求められることに鑑み、特別協力水域と定める。

- (ア) 北緯26度30分，東経126度
- (イ) 北緯26度20分，東経125度30分
- (ウ) 北緯25度32分17秒，東経125度30分
- (エ) 北緯25度40分，東経126度
- (オ) 北緯26度30分，東経126度

(3) 両協会は、以下の原則を踏まえて、特別協力水域における海洋生物資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序が維持されることを可能な限り支援するようそれぞれの関係当局に要請する。

(ア) 日本及び台湾（以下「双方」という。）の漁業者による友好と互惠協力に基づく操業が最大限尊重される。

(イ) 双方の漁業者間で問題が生じないような漁業環境の実現に向けて最大限の努力が払われる。

(ウ) 特別協力水域における操業に関する具体的な事項については、この取決めの第3条に基づいて設置する日台漁業委員会において協議される。

(4) 両協会は、双方が海洋生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを確保するため協力関係にあることを前提として、この取決めの適用水域のうち、次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線によって囲まれる水域において日台双方の漁業者に対して自らの漁業に関する関連法令が相手側に適用されないようにするため、双方における法的措置がこの取決めの署名から30日以内に講じられるよう、それぞれの関係当局に要請する。

(ア) 北緯27度，東経126度20分

(イ) 北緯27度，東経122度30分

(ウ) 北緯24度46分，東経122度30分

(エ) 北緯24度49分37秒，東経122度44分

(オ) 北緯24度50分，東経124度

(カ) 北緯25度19分，東経124度40分

(キ) 北緯25度29分45秒，東経125度20分

(ク) 北緯25度30分，東経125度30分

(ケ) 北緯26度20分，東経125度30分

(コ) 北緯26度30分，東経126度

(サ) 北緯27度，東経126度20分

(5) 両協会は、海洋生物資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序の維持を図るとの趣旨に照らして双方が関心を有する水域について、友好と互惠協力に基づき、引き続き協議する。

第3条

(1) 両協会は、この取決めの目的を達成するため、日台漁業委員会（以下「委員会」という。）を設置する。(2) 委員会は、両協会それぞれの代表又はその代理を含むそれぞれ二人の委員で構成する。(3) 委員会は、次の事項について討議し、その結果を議事録として記録する。両協会は、委員会の議事録をそれぞれの関係当局に通報し、その内容が実施されるために必要な措置をとるようそれぞれ関係当局に要請する。(ア) 取決め適用水域における海洋生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを確保するための協力関係に関する事項 (イ) 取決め適用水域における漁船の航行及び操業の安全を確保するための協力に関する事項 (ウ) 漁業分野での協力に関するその他の事項 (4) 両協会それぞれの代表又はその代理は、会議を招集し、必要な専門知識を有する関係機関の代表者を特別委員として招請することができる。(5) 委員会は、原則として毎年一回、東京と台北で交互に会合する。両協会が必要と認める場合には、臨時に会合することができる。(6) 委員会は、必要に応じ、漁業関連民間団体との間で共同会合を開催することができる。(7) 委員会の全ての決定は、出席する委員全員の合意により行う。

第4条

この取決めのいかなる事項又はその実施のための措置も、双方の権限のある当局の海洋法に関する諸問題についての立場に影響を与えるものとみなしてはならない。

第5条

この取決めは、署名日から効力を有する。ただし、いずれか一方の協会が6箇月前にこの取決めの効力を終了させる意思を他方の協会に書面により通報することにより、この取決めを終了させる場合にはこの限りではない。この取決めは、ひとしく正文である日本語及び中国語により各2部作成し、両協会の代表は以上の証拠として、2013年4月10日に台北において、これに署名した。

公益財団法人交流協会代表
大橋光夫

重東関係協会代表
廖了以